

令和3年2月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(2月24日)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
《関係部局所管事項説明》	

(2月25日(経済対策補正審査))

1、開催日時・場所	5
2、出席者	5
3、審査事件	5
4、経過	
《分科会》	
教育長予算議案説明	6
教育環境整備課長補足説明	6
総務部長予算議案説明	8
学事振興課長補足説明	8
福祉保健部長予算議案説明	8
こども政策局長予算議案説明	9
医療政策課企画監補足説明	10
長寿社会課長補足説明	10
障害福祉課長補足説明	11
こども家庭課長補足説明	12
予算議案に対する質疑	12
予算議案に対する討論	28
《委員会》	
《関係部局所管事項説明》	

(第1日目)

1、開催日時・場所	31
2、出席者	31
3、審査事件	31
4、付託事件	32
5、経過	
(総務部)	
《分科会》	
総務部長予算議案説明	33
予算議案に対する質疑	34
予算議案に対する討論	39
《委員会》	
総務部長所管事項説明	39
議案外所管事項に対する質問	41

(教育委員会)

《分科会》

教育長予算議案説明	53
決議に基づく提出資料の説明	54
予算議案に対する質疑	55
予算議案に対する討論	80

(第2日目)

1、開催日時・場所	83
2、出席者	83
3、経過	

(教育委員会)

《委員会》

教育長総括事項説明	83
教職員課長補足説明	86
教育環境整備課長補足説明	86
議案に対する質疑	87
議案に対する討論	90
陳情審査	91
議案外所管事項に対する質問	92

(第3日目)

1、開催日時・場所	117
2、出席者	117
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

《分科会》

福祉保健部長予算議案説明	118
こども政策局長予算議案説明	120
決議に基づく提出資料の説明	122
予算議案に対する質疑	122
予算議案に対する討論	154

《委員会》

福祉保健部長総括説明	155
こども政策局長総括説明	157
福祉保健課長補足説明	158
長寿社会課長補足説明	159
障害福祉課長補足説明	160
こども未来課長補足説明	161
議案に対する質疑	162
議案に対する討論	166
陳情審査	166

(第4日目)

1、開催日時・場所	173
2、出席者	173
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

《委員会》

福祉保健課企画監補足説明	174
医療政策課長補足説明	174
国保・健康増進課長補足説明	175
長寿社会課長補足説明	176
障害福祉課長補足説明	177
原爆被爆者援護課長補足説明	178
こども家庭課長補足説明	179
議案外所管事項に対する質問	180
4、審査結果報告書	201

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・総務部）
- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・教育委員会）
- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・福祉保健部）
- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・こども政策局）
- ・分科会関係議案説明資料（総務部）
- ・委員会関係議案説明資料（総務部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：総務部）
- ・分科会関係議案説明資料（教育委員会）
- ・委員会関係議案説明資料（教育委員会）
- ・分科会関係議案説明資料（福祉保健部）
- ・分科会関係議案説明資料（追加1：福祉保健部）
- ・委員会関係議案説明資料（福祉保健部）
- ・分科会関係議案説明資料（こども政策局）
- ・委員会関係議案説明資料（こども政策局）

2 月 24 日

(関係部局所管事項説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年2月24日

自 午後 2時00分
至 午後 3時55分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委 員 長	浦川 基継 君
副 委 員 長	中島 浩介 君
委 員	中山 功 君
〃	徳永 達也 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	ごうまなみ 君
〃	宅島 寿一 君
〃	麻生 隆 君
〃	山下 博史 君
〃	中村 泰助 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

教育委員会教育長	池松 誠二 君
教育委員会政策監	島村 秀世 君
教 育 次 長	本田 和喜 君
総 務 課 長	桑宮 直彦 君
県立学校改革推進室長	松山 度良 君
福 利 厚 生 室 長	吉田 和弘 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
教 職 員 課 長	上原 大善 君

義 務 教 育 課 長	加藤 盛彦 君
義務教育課人事管理監	大場 祥一 君
高 校 教 育 課 長	狩野 博臣 君
高校教育課人事管理監	山崎 由美 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長	安永 光利 君
生涯学習課長	立木 貴文 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学 芸 文 化 課 長	草野 悦郎 君
体 育 保 健 課 長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	山口 千樹 君

総 務 部 長	大田 圭 君
学 事 振 興 課 長	門池 好晃 君

福 祉 保 健 部 長	中田 勝己 君
-------------	---------

こども政策局長	園田 俊輔 君
---------	---------

6、審査の経過次のとおり

— 午後 2時00分 開会 —

【浦川委員長】ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付いたしております、委員配席表のとおり、決定いたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日、冒頭の理事者の出席について、大田総務部長は、総務委員会に出席しているため、総務部の概要説明の時に出席いただくことにしておりますので、ご了承ください。

それでは、議事に入ります前に、選任後初めての委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

【浦川委員長】このたび、文教厚生委員長を仰せつかりました、浦川基継でございます。

中島副委員長をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導、及びご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本委員会の所管としましては、次世代の長崎を担う子どもたちの育成に欠かすことができない、子育て・教育の分野から、福祉、保健、医療の分野までと広範囲のものであり、県民一人一人が非常に高い関心を持たれている事柄を扱っているところでございます。

また、今年4月からは、新たな『長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025』がスタートいたします。『人、産業、地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり』を基本理念とし、教育分野では、Society 5.0時代に対応する教員や児童生徒の為の環境整備への取り組み、また私立学校への支援や、魅力ある県立大学づくりについて、福祉・保健・医療の分野では、医療や介護、福祉サービスを支える人材の確保や育成、更に新型コロナウイルス感染症対策への取り組みについて、子育て分野では、結婚・妊娠・出産・育児までの一貫した切れ目ない支援、また、幼児教育や保育事業の推進、「少子化対策」への取り組みなど、数多くの課題がございます。

本委員会では、このような様々な課題に対し、限られた予算の中で、最大限の効果をもたらすためには、どのような施策を打てば、県民一人ひとりがいつまでも健康で、生きがいを持って活躍していただけるような長崎県になっていく

のか、理事者の皆様方と一体となって考えてまいりたいと思っております。

中島副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、積極的に論議を深めていただき、また、理事者の皆様方には、ご理解・ご協力をいただきながら、進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

それでは、私から副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

〔各委員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【浦川委員長】次に、理事者側の紹介を受けたいと思います。

【中田福祉保健部長】福祉保健部長の中田でございます。委員会の開会に当たりまして、理事者を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年度は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の初年度にあたり、基本理念であります「人、産業、地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」の実現に向けて、必要な基盤をしっかりと築いていく重要な年であります。

このため、まず教育行政におきましては、3年目を迎える「第三期長崎県教育振興基本計画」に掲げる「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を目指し、引き続き、各種施策を着実に進め、本県教育の一層の充実を図ってまいります。

さらに、長崎県立大学においては、高い社会人基礎力を有する人材の育成や、グローバル化、情報化に対応した教育に取り組むとともに、私立学校における、建学の精神に基づいた特色あ

る教育を推進してまいります。

福祉保健行政におきましては、本議会においてご審議をお願いしております「第5期長崎県福祉保健総合計画」に基づき、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現を目指し、保健・医療・介護・福祉施策の充実を図ってまいります。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止対策に取り組んでまいります。

次に、子育て支援・少子化対策分野におきましては、「長崎県子育て条例行動計画」に基づき、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じられる社会となるよう、県民総ぐるみの子育て支援を推進するとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに関する意識醸成と社会全体の機運醸成など、各種施策を展開してまいります。

今後、浦川委員長、中島副委員長をはじめ委員の皆様方のご指導、ご協力を賜りながら、各施策の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日出席しております幹部職員を紹介させていただきます。

〔各部局長紹介〕

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

【浦川委員長】ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山下委員、中村委員の、ご兩人をお願いいたします。

今回の議題は、文教厚生行政所管事務について、第75号議案「令和2年度一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分、について、令和

3年2月定例会における本委員会の審査内容等について、であります。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元に配付しております審査順序のとおり、本日は委員会を協議会に切り替えて、教育委員会、総務部、福祉保健部、こども政策局の所管事務の概要について説明を受け、明日の分科会で国の経済対策に伴う補正予算について審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】なお、所管事務の概要説明についてのご質問等につきましては、今回は特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月9日からの委員会の中で行うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

準備のため、しばらく休憩します。

— 午後 2時 5分 休憩 —

— 午後 3時54分 再開 —

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

本日の委員会はこれにてとどめ、明日は、午前10時から分科会を開催し、経済対策補正予算の審査を行い、終了次第、引き続き、関係部局の概要説明を受けることといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時55分 散会 —

2 月 25 日

(經濟対策補正予算審査)

(關係部局所管事項説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年2月25日

自 午前10時00分
至 午後2時37分
於 委員会室2

高校教育課長 狩野 博臣 君

体育保健課長 松崎 耕士 君

福祉保健部長 中田 勝己 君

福祉保健部次長 安永 留隆 君

福祉保健課総括課長補佐 本土 靖 君

福祉保健課企画監
(地域福祉・計画担当) 猿渡 圭子 君

医療政策課長 伊藤 幸繁 君

医療政策課企画監
(新型コロナワクチン接種担当) 林田 直浩 君

業務行政室長 本多 雅幸 君

長寿社会課長 尾崎 正英 君

障害福祉課長 中村 浩二 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 浦川 基継 君

副委員長（副会長） 中島 浩介 君

委 員 中山 功 君

〃 徳永 達也 君

〃 堀江ひとみ 君

〃 山田 朋子 君

〃 ごうまなみ 君

〃 宅島 寿一 君

〃 麻生 隆 君

〃 山下 博史 君

〃 中村 泰輔 君

こども政策局長 園田 俊輔 君

こども未来課長 徳永 憲達 君

こども家庭課長 今富 洋祐 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総務部長 大田 圭 君

学事振興課長 門池 好晃 君

教 育 長 池松 誠二 君

政 策 監 島村 秀世 君

教 育 次 長 林田 和喜 君

総 務 課 長 桑宮 直彦 君

教育環境整備課長 日高 真吾 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第75号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）

（関係分）

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時00分 開議 —

【浦川委員長】 皆さん、おはようございます。

委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、中尾福祉保健課長から、本日の審査及び概要説明を欠席し、本土総括課長補佐を代理出席させる旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、本日の審査に出席している福祉保健部

及びこども政策局の理事者側の紹介を受けたいと思います。

【中田福祉保健部長】福祉保健部長の中田でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算の審査の前に出席しております福祉保健部の幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【園田こども政策局長】こども政策局長の園田でございます。よろしくお願いいたします。

こども政策局の幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【浦川委員長】ありがとうございました。

それでは、第75号議案「令和2年度一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分の審査について、分科会による審査を行います。

【浦川分科会長】理事者の出席範囲につきましては、付託議案に係る範囲として、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明をお願いします。

【池松教育長】おはようございます。

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立した国の

補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金5億6,188万5,000円の増、歳出予算は、教育総務費7,539万9,000円の増、高等学校費10億7,079万7,000円の増、特別支援学校費2億5,823万9,000円の増、保健体育費1億4,915万円の増、合計15億5,358万5,000円の増となっており、国の補助金を活用し、高等学校等奨学給付金の追加給付に要する経費、特別支援学校高等部における情報端末の入出力支援装置の整備に要する経費、職業系専門高校における産業教育装置の整備に要する経費、虹の原特別支援学校ほか4校の改修工事等に要する経費、県立学校の教職員がICT活用研修等に参加するための経費及び県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の強化に要する経費を計上しております。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

今回、補正予算に計上しております事業については、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、教育指導費1,005万円について繰越明許費を増額するとともに、情報機器整備事業費184万1,000円、設備整備費10億6,895万6,000円、特別支援学校施設整備費2億5,823万9,000円、学校保健推進費1億4,915万円について、新たに繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】次に、教育環境整備課長より補足説明をお願いします。

【日高教育環境整備課長】教育環境整備課分といたしまして、今回、4件の補正予算を計上い

たしております。順次、補足してご説明いたします。

まず、1件目ですが、お手元の「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）補足説明資料」のうち、横長資料で右上に学事振興課と教育環境整備課の連名の資料をご覧ください。

高校生等奨学給付金のうち本課事業の公立高等学校等奨学給付金6,534万9,000円でございます。

本事業は、非課税世帯の公立高校生等に対する支援を行っております奨学給付金において、国が追加支援のために支給単価の増額を行ったことに伴い、本県の令和2年度受給者に対し、上乘せして支給するものであります。

上乘せ支給額につきましては、表に記載のとおり、世帯区分に応じて2万6,100円から1万2,000円がそれぞれ増額されることになります。公立学校分といたしまして、受給者総数3,104名に対し、6,534万9,000円を計上しております。予算成立後は、年度内の早期支給を目指したいと考えております。

続きまして、A4縦型で右上に教育環境整備課と記載の資料をご覧ください。

2件目となりますが、GIGAスクール生徒用端末等整備事業費184万1,000円でございます。

本事業は、国の第3次補正予算におけるGIGAスクール構想の拡充を受けまして、特別支援学校高等部における障害のある生徒が情報端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力装置を整備するものでございます。

具体的には盲学校の点字ディスプレイや肢体不自由特別支援学校等で利用できる大きなボタン型のマウス、それからセンサーの先端に息を吹きかけることでスイッチの操作ができるブレ

ススイッチ、視線による文字入力等ができる装置などを整備したいと考えております。

3件目としまして、資料の下の方になりますが、産業教育振興設備整備費10億6,895万6,000円でございます。

本事業は、Society5.0時代における地域産業を支える人材育成を進めるため、国の第3次補正予算において、農業や工業、商業等の職業専門高校におけるスマート専門高校の実現のための本年度限りの新たな補助金が創設されましたことを受けまして、最先端のデジタル化に対応した産業教育装置を整備しようとするものでございます。

具体的な整備内容といたしましては、工業高校における金属造型3Dプリンタですとか、自動で工具の交換機能を有した工作装置のマシニングセンタ、商業高校における画像分析等の多様な用途に活用できる高性能パソコン端末を配備した実習室の整備、農業高校における乳牛等の個体管理装置や、水産高校の高性能レーダースュミレーター等を整備したいと考えております。

なお、本事業の国の補助金につきましては、今年度限りということでございますので、これを有効に活用し、既存事業の大幅な前倒し整備をしていくことにしております。

最後に、資料の裏面になりますが、特別支援学校施設整備費でございます。

こちら国第3次補正予算で公立学校施設の老朽化対策や防災機能強化などの整備に係る補助金が計上されましたので、これらを活用し、虹の原特別支援学校の空調改修工事ほか4件につきまして前倒しで整備を進めようとするものでございます。

なお、ただいまご説明いたしましたGIGA

スクール生徒用端末等整備事業費、産業教育振興設備整備費並びに特別支援学校施設整備費の3件の予算につきましては、経済対策の趣旨に鑑み、議決いただいた後には実施時期の前倒しに努めてまいります。年度内に適正な事業期間を確保することが困難でありますことから、今回の予算計上と併せまして繰越明許費の設定についてもお諮りしております。

今回の予算措置によりまして、子どもたちの学びの環境がより充実するものと考えております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】総務部長より予算議案の説明をお願いします。

【大田総務部長】総務部関係の議案について、ご説明申し上げます。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料〔経済対策補正先議分〕」をお開きいただければと存じます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分でございます。

総務部所管の歳入予算の総額といたしましては、国庫支出金3,215万7,000円であります。歳出予算総額は、私立学校振興費3,215万7,000円であります。この歳出予算の内容は、非課税世帯の高校生等に対する追加支援のため、国において高等学校等奨学支援給付金の給付単価が増額されたことに伴い、令和2年度の受給者に対し、上乗せして支給するために要する経費となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】次に、学事振興課長より補足説明をお願いします。

【門池学事振興課長】学事振興課の補正予算について、補足してご説明いたします。

お手元の「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）補足説明資料」のうち、横長資料で右上に学事振興課と教育環境整備課連名の資料をご覧ください。

高校生等奨学給付金のうち、高等学校私立学校助成費、私立高等学校等奨学給付金3,215万7,000円でございます。

本事業は、先ほど教育環境整備課長から補足説明がありました公立高等学校等奨学給付金と同様の内容となっております。私立学校分としましては、受給者総数1,574名に対し、3,215万7,000円を計上しております。

公立学校同様に予算成立後は年度内の早期支給を目指したいと考えております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、福祉保健部長より予算議案の説明をお願いします。

【中田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立した国の補正予算に適切に対処するとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施するた

め、必要な予算を追加しようとするものであります。

1ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算は、福祉保健部合計で13億4,411万9,000円の増。歳出予算は、福祉保健部合計で17億8,648万8,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保について。

ワクチン接種実施の体制確保に係る調整及び専門的相談対応に要する経費として7,880万1,000円の増を計上いたしております。

新型コロナウイルス感染症対策薬局強化について。

感染予防対策を講じて積極的に発熱患者の相談等を受ける保険薬局を指定し、当該薬局に対する支援金の支給に要する経費として1億3,456万6,000円の増を計上いたしております。

介護ロボット等導入促進について。

介護施設の職員や利用者間の接触の機会を減らし、感染防止等を図るため、介護サービス事業者に対する介護ロボット等の導入支援に要する経費として2億9,754万8,000円の増を計上いたしております。

このほか2ページから4ページにかけまして生活福祉資金貸付金について、3ページの介護福祉士奨学資金等貸付事業費について、障害福祉施設整備費について、繰越明許費についてで、その内容につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い

いたします。

【浦川分科会長】次に、こども政策局長より予算議案の説明をお願いします。

【園田こども政策局長】こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）こども政策局」の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立した国の補正予算に適切に対処するとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、こども政策局合計で3億8,363万7,000円の増。歳出予算は、こども政策局合計で3億9,157万7,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の主な内容につきましては、長崎県安心こども基金事業費について、特定不妊治療費助成事業費の財源の積立てに要する経費として2億6,012万6,000円の増、特定不妊治療費助成事業費について、配偶者間の特定不妊治療費の一部を助成する制度の拡充に要する経費として2,072万8,000円の増を計上いたしております。

このほか、保育人材確保のための修学資金等の貸付について、児童福祉施設における感染症

対策について、児童養護施設退所者等に対する生活資金等の貸付について、繰越明許費についてで、その内容につきましては記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、医療政策課企画監より補足説明をお願いします。

【林田医療政策課企画監】医療政策課関係部分について、補足してご説明を申し上げます。

お手元の「令和3年2月補正（経済対策）について」の資料のうち、右肩に医療政策課と記載されている資料をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業といたしまして7,880万1,000円を計上させていただいております。

このたびの新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の指示のもと、都道府県の協力により市町村が実施されることとなっておりますけれども、このうち県が担う部分について必要な体制の整備を行おうとするものでございます。

事業の概要といたしましては、接種の優先順位が高い医療従事者を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築しますとともに、接種後の副反応を疑う症状など、市町で対応が困難な専門的な相談に対応する体制を整備しようとするものでございます。

事業の内容といたしましては、まず、接種体制の確保といたしまして、ワクチンをマイナス75度で保存できる冷凍庫、ディープフリーザーと呼ばれておりますけれども、これを置きましてワクチンの管理等を行います医療機関への支援。あと、接種を希望される医療従事者等のリ

ストの取りまとめなどを行っていただく医療関係団体への支援。また、ワクチンの移送に必要な保冷バッグの購入などを行おうとするものでございます。

次に、専門的相談体制の整備といたしまして、接種された方からの副反応等に関する相談を受ける窓口を設置しますとともに、地域の医療機関において対応が難しい、まれな副反応に対応できるような専門的な医療機関を選定しておくことで、必要な場合に円滑に受診できる体制を整備しようとするものでございます。

事業の財源といたしましては、資料記載の国庫補助金で補助率10分の10ということになっております。

なお、本事業につきましては、年度内に適切な事業期間の確保ができませんので、予算計上と併せまして繰越明許費の設定についてもお諮りをさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】次に、長寿社会課長より補足説明をお願いします。

【尾崎長寿社会課長】長寿社会課関係の令和3年2月補正（経済対策）について、補足して説明させていただきます。

お手元の資料の右上に長寿社会課、「令和3年度2月補正（経済対策）について」と書かれた資料をご覧ください。

1つ目の感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業につきまして。

本事業は、介護施設等の職員や利用者間の接触の機会を減らし、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、職員の負担軽減を図るため、介護ロボット等の導入経費を補助するものでございます。

補助金の対象とする機器につきましては、居室にいらなくてもセンサーで利用者の状況を把握できる見守り支援の機器や、複数の職員が行う利用者の移乗を1人の職員でもできるようにする移乗支援などの機器となります。

補助単価は、1機器当たり上限30万円ですが、移乗支援機器などは1機器当たり100万円を上限とし、補助率は4分の3となっております。

本事業は、9月の補正予算で2億1,275万2,000円を計上し、県内事業所に募集を行ったところ、5億1,030万円の事業計画の提出があったことから、今回、追加して2億9,754万8,000円を計上し、県内事業所について介護ロボット導入の促進を図っていく事業となっております。

続きまして、2つ目の介護福祉士修学資金等貸付事業につきまして、ご説明いたします。

本事業は、介護福祉士の資格取得を目指す学生や介護職員、介護現場への再就職を希望する者に対して、学費や実務者研修受講料等の費用を貸し付け、一定期間、介護業務に従事した場合は返済免除となる介護福祉士修学資金等貸付事業につきまして、その貸付原資を事業実施主体であります長崎県社会福祉協議会へ補助するものでございます。貸付原資は、本年度に一括して長崎県社会福祉協議会へ交付いたします。

一方、県の負担分につきましては、貸付実績に応じまして、その貸付年度に補助することとしております。令和3年度は、貸付総額1億3,234万円を予定しておりまして、その10分の1に当たります1,323万4,000円を当初予算で計上しているところでございます。

今回の貸付原資の積み増しにつきましては、令和元年度末の貸付原資が約2億5,000万円と減少し、今後の貸付事業を安定的に継続してい

くため、国の第3次補正予算において、今回、3か年分に相当する3億9,762万円の貸付原資の積み増しについて要望したところ、全額交付する等の内示があったため、今回の補正予算に計上し、積み増しを行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、障害福祉課長より補足説明をお願いします。

【中村障害福祉課長】第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち、障害福祉課関係部分について、お配りしております補足説明資料に基づいて、ご説明申し上げます。

まず、1の社会福祉施設整備費補助金の概要でございます。

これは、国の補助金を活用し、社会福祉法人等が整備する施設の創設（新築）、増改築、大規模改修等に要する費用の一部を助成するもので、補助率は4分の3以内で、国が定める補助基準額が上限となっております。

具体的な整備内容としましては、③の施設整備予定一覧にございますように、新型コロナウイルス感染症対策として、簡易陰圧装置の整備が1件、防災減災対策として非常用自家発電設備の整備が3件、計4件の施設整備に対する補助金として2,641万3,000円を計上しております。

次に、2の障害分野介護ロボット等導入事業の概要でございます。

これは、国の補助金を活用し、社会福祉法人等が介護ロボット等を導入する際の経費を助成するもので、補助率は10分の10で、国が定める補助基準額が上限となっております。

資料の次のページをご覧ください。

対象となります機器は、③に記載しております

す5種類でございます。対象となる県所管の事業所に意向を確認しました結果、⑥の導入予定施設一覧に記載しておりますとおり、希望がございました5施設、計435万円を計上しております。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】次に、こども家庭課長より補足説明をお願いします。

【今富こども家庭課長】こども家庭課所管の補正予算について、補足してご説明いたします。

表題が「特定不妊治療費助成事業費について」となっている資料をご覧ください。

この事業は、保険の適用外となっております体外受精や顕微授精など、特定不妊治療に要する費用の一部を助成するものでございますが、令和4年度からの保険適用を見据え、現行の助成制度の大幅拡充を行い、経済的負担の軽減を図るものでございます。実施主体は県及び中核市であり、今回、2,072万8,000円を計上いたしております。

制度拡充の内容としましては、対象となります配偶者間に事実婚を含めたこと、所得制限を撤廃したこと、助成額について2回目以降15万円であったものを初回と同様に30万円に増額したこと、助成回数の制限を子ども1人当たりに見直したことなどでございます。

積算の内訳としましては、本年1月から制度が拡充されることに伴い、必要となる1月から3月分の県の助成額1,277万5,000円、また、制度拡充に係る中核市の国庫負担分の支払い方法が、従来の直接補助ではなく、長崎県安心こども基金経由に変更されたことに伴い、新たに県から中核市へ補助する費用795万3,000円を計上い

たしております。

財源としましては、国の負担分は本年1月から来年度末までの15か月分が今回まとめて交付されますので、同基金に新たに積み増しした上で繰り出して活用し、県の負担分は新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

なお、同基金への国庫負担分の受入れにつきましては、基金を所管いたしますこども未来課において予算を計上いたしております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、予算議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】おはようございます。何点か質問させていただきたいと思います。

ただいまご説明いただきました特定不妊治療費助成事業について伺いたいと思います。

今、課長からも話があったように、所得制限がなくなり、事実婚も認めるということ、あと子ども1人当たりの回数にしたということで、この事業を非常に高く評価したいと思っております。

それで、今、ホームページを見ておりましたら、まだ従来のものでありまして、これで予算が成立したらすぐにこういった情報を提供されるかと思いますが、これが1月から3月分ということは、もう2月も終わりかけている状況なので、例えば、1月から治療をされていた方々には、病院を通してか、どのような方法でこのことをお知らせし、助成するのか、そのあたりをちょっと教えてください。

【今富こども家庭課長】既に治療を行っている

方々に対しましては、治療を受けております医療機関からの情報提供でありますとか、申請先の保健所での情報提供を行いたいと思っております。

あと、県外の医療機関で治療を受けている方もいらっしゃると思いますので、その方々につきましては、これは全国統一の制度となっておりますので、そういう方々に対しても医療機関を通じて情報提供できるものと考えております。

また、これから治療を始めようとしている方でもありますとか、悩んでいらっしゃる方もおられると思います。そういう方々に対しましては、県のホームページをはじめ、全世帯広報誌に載せる予定にしております。そのほかラジオでありますとか新聞、その他、市町を通じての周知をやっていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 その情報が必要な方に届くようにしっかりお願いしたいと思っております。

私の記憶が確かだと特定不妊治療費は年間大体1億円ぐらいであったかと思えます。これだけ要件が拡大されたのでかなりの予算が必要になると思いますが、この少子化の時代、子どもを産み育ててくださる方がいらっしゃることに對してしっかりと予算取りをしていただいて、この事業が拡充されていくことを切にお願いしたいと思っております。

次に、教育委員会にお尋ねしたいと思います。

G I G Aスクール生徒用端末等整備事業費の中で、今回、特別支援学校に予算をいただいているようであります。

まず、この台数ですね。どれくらいの台数が予定されているのか、そのあたり中身を教えてください。

【日高教育環境整備課長】 整備予定でございますけれども、13校につきまして整備を計画して

おります。

台数ですが、視線入力装置につきましては、3校で、

【浦川分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時32分 休憩 —

— 午前10時32分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開いたします。

【日高教育環境整備課長】 失礼しました。

視線入力装置につきましては、1校で3台でございます。

【山田(朋)委員】 今回、県立学校において、生徒用のPCで2万3,153台、教師用で2,217台、教師の研修用が33台という形でG I G Aスクールで導入が進むようであります。高校だっと思うんですけども、それに比した時に特別支援学校の分の予算がすごく少ないなと思ったんです。だから、通っている生徒さんに対して1人1台といった形で整備できるのか。タブレットを使う教育がいいということで随分前から特別支援学校に導入されたことも知ってはいるんですけども、そういった経緯なのか。一般の学校に通う子どもたちと大差が出ていないのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

【日高教育環境整備課長】 特別支援学校の小中学部の端末の整備につきましては、令和2年6月定例会の補正予算におきまして1人1台分の予算をいただきまして現在整備を進めております。2月中には端末の整備が済みます。それから、入力装置等の補助装置につきましても、小中学部の分は、その際に整備いたします。

高等部につきましては、特別支援学校の就学奨励費によりまして1年生の時に端末を整備いたしまして、2年生、3年生ではアプリや入力装置などを整備しております。

今回につきましては、その中で不足分につきまして整備するものと思っておりますので、金額的には184万円と少なくなっております。

【山田(朋)委員】 わかりました。

あと、特別支援学校の施設整備費ですけれども、今回、諫早特別支援学校が改築になったことはすごくよかったなと思っております。とても古い学校でありましたので。

今回、このような形で5校に対して改築工事をやっていただくようではありますが、これで特別支援学校の老朽化した校舎の改修などは全てが終わるという理解でいいのか、そのあたりをちょっと教えてください。

【日高教育環境整備課長】 特別支援学校の校舎の改修、改築につきましては、計画的に実施しております。外壁改修ですとか屋上防水等につきましては、学校の要望等を聞きながら随時老朽化対策をしていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 ぜひ早期に進めていただきたいと思います。

あと、新型コロナワクチンの件で伺いたいと思います。

今回、コールセンターを設置いただくようであります。各市町に設置をした上で県に相談窓口をつくられるということでありました。この件も高く評価したいと思っております。

その中で専門的な医療機関の選定とあります。今、ちまたではコロナウイルスの後遺症に悩まれている方が多くいらっしゃるようではありますが、こういったことに対応する病院も選定していくのか、そのあたりを教えてください。

【林田医療政策課企画監】 今回、選定を予定しております専門的な医療機関と申しますのは、接種に伴う副反応に対応するというもので、まず、副反応の疑わしい状況が見られましたら、

最寄りの医療機関を受診していただくことになりますけれども、その中でドクターが、さらに専門的な医療が必要だという判断をした場合に紹介して受診していただく医療機関を選定しようというものでございます。

【浦川分科会長】 ほかにございませんか。

【堀江委員】 総務部の横長資料の3ページ、教育委員会の横長資料の5ページの高校生等奨学給付金について質問いたします。

どれぐらいの生徒が対象になるのかということで今説明を聞くと、学事振興課では1,575名、公立学校を所管する教育環境整備課の方では3,000名を超える生徒が対象になるということです。

せっかくですから、昨日、説明をいただいた学事振興課の文教厚生委員会説明資料の3ページの私立高等学校等奨学給付金は、授業料以外の教育費の負担を軽減するために給付金を支給するという制度の説明があるんですが、この中では生活保護世帯も支給の対象になっていると。

そこで、私がお尋ねしたかったのは、授業料以外の教育費負担を軽減するということで単価が上乘せされて、こうした施策をするというのは、当然、私も評価するんですが、いわゆる制度の説明の中で生活保護世帯も支給の対象となって年5万2,600円という制度になっているんですが、この場合、今回は非課税世帯ということに限定して追加支援しているんですが、この機会に生活保護世帯はどのようになっているのか、ということも教えていただけたらと思います。

【門池学事振興課長】 生活保護の受給世帯につきましては、生活保護の中の生業扶助の中で高校の就学費について措置されておまして、必要な経費、必要な教育費については、生活保護

で実費で賄われるということで、今回、追加の支給の対象とはなっていないということでございます。

【堀江委員】 そうしますと、非課税世帯と同じように、今回、この制度の単価が上がったということについては、生活保護世帯も同じように対応できると理解していいんですね。確認の意味で、答弁をお願いします。

【門池学事振興課長】 そういった意味では、生活保護世帯についても対応はできているということでございます。

【堀江委員】 次に、教育委員会の横長資料の5ページになります。補足説明もありました産業教育振興設備整備費について質問したいと思います。

これは今回10億円という補正で、これ自体は、なるほど、産業教育装置がつけられるということで、もちろん賛成いたしますけれども、額がすごいですよね。いわゆる設備整備費というのは当初予算で9,000万円だったのが今回一気に10億円出すんですよね。それで今年度限りという言葉で課長が説明の中で言いましたが、そこで質問ですけど、一気に10億円の設備をすることで整備する学校が高等学校ということで説明資料にあります。これは一つは対象となる高校の全てに何らかの整備があるのかということ。

2つ目は、今後、こうした大きな機械のメンテナンスの予算はどうなるのかということ。

3つ目に、こうした大きな予算をかけて機器を整備して、その指導態勢はどういうふうになるのか。

3点、質問します。

【日高教育環境整備課長】 まず、対象ですけれども、職業高校が32校ございまして、その32校

の対象校に制度を説明いたしまして希望調査を取ります。今回、補助対象が単品で50万円以上、それから動かせるものは対象になりませんので、据付工事を伴うものに絞りまして、その中で90件の10億6,800万円というような数字でございます。

続いて、メンテナンスにつきましては、学校の先生方とか実習助手の方でやっていただいて、故障とかが起きた時には私どもの方で修繕費の予算を持っておりますので、その中で逐次対応していきたいと思っております。

教員の指導態勢でございますけれども、今回、学校の方から、やりたいと、自分のところできるといふ形での調査を取りまして事業を積み上げておりますので、学校の方で指導態勢についても十分対応できるものだと思っております。

【堀江委員】 当初予算をはるかに超える今回の補正ということで、学ぶ生徒たちの環境に大いに役立てていただきたいと思います。

福祉保健部の横長資料の9ページ、生活福祉資金貸付事業について質問いたします。

今回、8億円の特例貸付の補正ですけれども、これは昨年の2月定例会の補正になりますかね、そこから始まって今回も補正ということで、コロナ禍の中で生活に困窮されている方に大変役立っている貸付事業だと思っております。

昨年の6月定例会で私がこの問題を取り上げた時に、6月21日現在で貸付決定、これは特例資金ですけれども、合わせて3,058件、そして6億円余りという決定額を答弁いただきましたが、現時点でというか、わかる範囲でいいんですが、今、長崎県として社協がどれぐらい貸付決定を行っているのかというのがわかりますか。

【猿渡福祉保健課企画監】 この貸付事業につきましては、昨年3月25日から受付を開始してい

るところでございます。1月末時点で貸付けの決定につきまして1万1,461件、額にして37億5,891万9,000円の貸付決定をしているところでございます。

【堀江委員】今回、さらに補正を組むことによりまして受付期間ですね、当初は去年の7月までと。それが9月になり、そして12月ということで受付期間が要望に応じて延長してきた経緯があるんですけれども、今はこの受付期間はいつまでというのがあるんですか。今の段階でわかっていることを教えてください。

【猿渡福祉保健課企画監】受付期間につきましては、委員ご指摘のとおり、段階的に延長されてきたところでございますが、現時点ではこの特例貸付の新規申請につきましては、来月、3月31日までとなっております。

【堀江委員】来月、3月31日までということですので、大いに周知をして必要な方が必要な制度を利用できるようにしていただきたいと思います。

同じく横長資料の10ページの予防接種費の中の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費ですが、これは同じ質問を山田(朋)委員がされたので私は重複を避けますが、1点だけ。

この事業名が、事業概要で今回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費ということで、予防接種費の中に補正が加わる形になっているんですが、予防接種費の2,553万円という補正前の額は、いわゆる予防接種事故対策事業ということで予防接種健康被害者に対する障害年金等の給付に要する経費なんですよね。それに新型コロナウイルスワクチンのこれを足すというのは、予防接種費という事業名と馴染むのかということを当初の横長資料と見比べながら私はちょっと思ったんですが、見解があれば教え

てください。要は、事業名の予防接種費に補正前の額を出しているものですから、これは違和感はないんですかね。

【伊藤医療政策課長】今回の新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、予防接種法上の臨時接種という形で行ってまいりますので、ここに係る経費については、従来の予防接種費の中の一部ということで要求させていただいております。

【堀江委員】ちなみに、新年度の令和3年度当初予算は、同じ予防接種費の中の、いわゆる款項目の予防費の中に予防接種費と感染予防接種費と2つある中の、新型コロナだけ別に3つ目に持ってきているではないですか。こういうのを踏まえて新年度はいわゆる款項目の予防費という中の感染症予防費と予防接種費というだけではなくて、新年度は新型コロナと3つ目を持ってきているのは、そういう違和感があるから新型コロナを持ってきたのかなと思ったんですけど、そうではないんですか。

【伊藤医療政策課長】今回、経済対策ということで2月補正で要求させていただいておりますので、従来の予防接種費の中で要求させていただいておりますが、当初予算については少し区分けして新型コロナウイルス感染症対策事業費を設けているところがございます。

【堀江委員】こだわった質問をして申し訳ないんですが、要は、この款項目、そして事業名はやっぱわかりやすいのがいいという思いが私がありまして、当初予算と今回の補正を見比べた場合に、ちょっとそういう疑問があったので質問したところです。

最後にいたします。こども政策局の横長資料の8ページの特定不妊治療費助成事業ですが、周知の点につきましては先ほど質疑が出された

んですが、今回の助成の内容で現行、それから拡充ということで補足説明資料に出されていますが、この対象年齢ですね。妻の年齢が43歳未満という現行が、ほかがいろいろ変わっていても、対象年齢については変更なしという見解になっています。もちろんこれは国の制度としてのことなので変更なしということなんでしょうけど、しかし、報道によれば、今月、不妊治療を7年間されて49歳で第1子を出産したという実例といいますか、そういう実態もあります。

それを考えた時に年齢を43歳未満で区切るというのは、見直すという方向もあっていいと私は思っているんですけども、現時点、課長の見解があれば教えてください。

【今富こども家庭課長】特定不妊治療費助成事業におきます年齢制限についてのご質問でございます。

高齢での妊娠、出産は、妊婦や子どもへの健康影響等のリスクが高まりますとともに、出産に至る確率は低くなるのが医学的に明らかになっております。国は、最新の医学的知見等を踏まえまして本人の身体的、精神的負担の軽減でありますとか、より安心・安全な妊娠・出産につながる観点から制度設計を行っているという観点から、年齢による区分は必要ではないかと考えております。

本県といたしましては、最新の医学的知見を踏まえまして、妊娠・出産に伴いますリスクが相対的に少ない年齢、治療により出産に至る確率がより高い年齢に必要な治療が受けられるようにするという観点から、年齢による区分は必要ではないかと考えております。

【堀江委員】論争をするつもりはありませんが、子どもを望みたいと思う人たちが利用できる制度であってほしいと思いますし、医学的な観点で年齢が43歳未満というのを制度設計として

行っているということは一定理解しつつも、望みたいと思って7年間という言葉に尽くせない不妊治療をされて、リスクがあるとわかっているけれども、そういう選択をした女性が活用できる制度であってほしいということを強く望んでおりますので、そうした意見があるということも留めていただきたいと思います。

終わります。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【ごう委員】よろしくお願いします。

まず1点目、教育環境整備課にお尋ねをさせていただきます。

今回、特別支援学校施設整備費ということで上がってきておりまして、先ほど山田(朋)委員からも質疑がありましたけれども、諫早特別支援学校の件で確認をさせていただきます。

今回、第3棟の改修工事から改築工事へ設計計画が変更されるということで、これは大変よかったですと思いますが、今回のこの補正予算では解体工事の分で3,728万8,000円ということで予算がつけられております。

これまで諫早特別支援学校の工事がスケジュール的に少し後ろに延びてきていると思うんですね。今回、第3棟が解体でこれだけの予算がついていますが、今後、また改築していくために予算を獲得する必要があったりすると思うんですけども、説明いただいているとおり、令和6年で大体完成の予定ということで、これがまた後ろに延びていくような感じになるのではないかと少し不安に思っているところがあるんですけども、そのあたり、予算の兼ね合いとかからしていかがなものなのでしょうか。

【日高教育環境整備課長】諫早特別支援学校の大規模改修工事につきましては、本来ですと、令和2年度中に第3棟、第4棟の長寿命化の大規

模改修工事を終えまして、来年度、令和3年度から運動場ですとかバスの昇降スペース等の外構工事をいたしまして、令和4年度中には全て完成する予定でございました。

ただ、本年度実施しました第3棟の改修工事におきまして、大規模改修工事なので窓枠とか内装を全部外しましてコンクリートの躯体だけにしました。そうしますと、内装を外さないとはわからなかった2階の梁の部分ですとか天井スラブの部分につきまして、コンクリートの爆裂ですとか鉄筋の腐敗がたくさん見つかったものですから、改修工事につきまして技術的に大分検討してもらったんですけれども、補強工事ができないという形になりましたものですから建替えという形になりました。

11月定例会で第3棟の解体・改築、それから渡り廊下等の設計費を予算措置していただきました。設計が終わりまして令和3年度中に第3棟の解体をいたしまして、令和4年度に第3棟の新築工事が終わります。そして、令和5年度に古い第1棟、第2棟につきまして解体いたしまして、そのところに新しいグラウンドや昇降場を造るという形で、令和6年度に全ての工事が終わるという形で、このスケジュールにつきまして、これよりも極力早くなるように頑張りたいと思っております。

【ごう委員】 ご説明ありがとうございます。当初は令和4年完成予定だったということが令和6年、2年間も後ろにいつているということですので、その間、子どもたちの支障がないように努めていらっしゃると思うんですけれども、やはり運動場ですとかバスの乗り降りがしづらかったりとか、そういうことで不便があるかと思っておりますので、そのあたり、計画をきちんと立てていただいて、令和6年には必ず完成するよう

にお願いしたいと思います。

続きまして、こども政策局の保育人材確保のための修学資金等の貸付けについてお尋ねいたします。

今回、保育人材確保のために修学資金の貸付けに要する経費として5,477万円の増ということで補正がついておりますが、これまでもこの貸付資金は結構希望者が多くて、それに漏れる方も多かったということで、今回、この予算がまたつけられているということは非常にありがたいと思っておりますが、今回のこの予算で大体何名分を予定されているのか。

それと、これまでの貸付けの要件に変更があるのか、ないのかということをお聞かせください。

【徳永こども未来課長】 保育士修学資金についてのお尋ねかと思います。

まず、保育士修学資金につきましては、もともと平成28年度から5か年ということで国の方から一括して財源を受けまして実施主体の社会福祉協議会にお願いしてやっている事業でございます。

今、ご指摘がございましたように、制度がスタートして2年目、3年目ぐらいの時は希望者に対して、要は採択できる方が半分ぐらいになったという時期もございました。ただ最近、こういった形の運用をずっとやっておりますが、例えば、今年度、令和2年度に決定した分につきましては、結局、八十数名の方が貸付けの決定に至ったんですが、結果的には、そもそも要件として所得制限などにかかる方を除けば、希望された方に対して修学資金の貸付けがほぼできたというような状況がございます。

現在の状況でございますが、国に対しては、保育士の県内定着といった部分もございまして、

制度の継続をずっと図っていききたいと私たちとしては考えております。そのために国に対して増額の要望を随時させていただいております。実は今年度も令和2年度の9月補正でこの修学資金を増額いただきまして、その時点で令和3年度までは事業が継続できるという状況でございます。

また今回、5,000万円超えの貸付けの予算をいただきました。お1人当たり100万円から120万円ぐらいが上限になりますので、大体50名から60名ぐらいの方の財源は確保できたのではないかと考えています。今回の分は恐らく、今後の貸付けの運用次第ですけど、令和4年度の分に充当できるのではないかと考えております。

貸付けの内容については、今申しましたように、月額5万円というのが上限で、交付期間は2年となります。そういったことでございまして、生活費の加算とかは生活保護世帯の方にございますが、制度の変更自体は行わないような形で運用していきたいと考えております。

【ごう委員】 ありがとうございます。今、ご説明がありましたとおり、この制度は県内定着、また、保育士不足を解消するために非常に大きな役割を果たすと思いますので、引き続き、これが令和4年度以降も続くように頑張ってもらって国へも要望していただきたいと思います。できれば希望する方に極力これを使っていただけるようお願いをしたいと思います。

続きまして、医療政策課に1点、確認をさせていただきます。

今回、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保事業費ということで補足説明資料をいただきました。この中に相談窓口コールセンターの設置ということがございますが、この全体の補正予算の中で相談窓口コールセンターの設置

に対してどれくらいの予算をかけて行われるのかということをもっと教えてください。

【林田医療政策課企画監】 現在、予算計上しております7,880万1,000円のうち、おおよそ4,400万円程度を今のところ、見込んでいるところでございます。

【ごう委員】 ありがとうございます。4,400万円程度がということですね。

具体的に現在決まっていることを確認させてください。時期がいつ頃になるのか、それから、どこに設置されて、どのような専門家が何人体制で、時間がどれくらいとか、そういうことが決まっているのかどうかということをお願いいたします。

【林田医療政策課企画監】 毎日運用で、朝9時から21時の運用を今考えております。体制としては、保健師または看護師等が常駐しまして電話対応を行います。必要に応じて医師と連絡が取れるような体制を構築したいと思っております。

【ごう委員】 保健師さん、それから看護師さんが常駐されるということですね。相談窓口というのは、ワクチンを接種される県民の皆様にとっては安心の材料になると思うんですね。ここに電話をすれば、本当に緊急の方が電話されると思うんですが、電話をした後の緊急体制の整備というのもきちんとする。医師に連絡ということだと思うんですが、その後の体制整備もしっかりと確保されているということでしょうか。

【林田医療政策課企画監】 ご相談いただきましたら、まず症状等をお伺いして、基本的には最寄りの医療機関、かかりつけ医ですとか接種していただいた医療機関を受診していただくということを促していくということ。その後は、先

ほどもご答弁差し上げましたけれども、そこで対応できないような少し重篤な症状であれば専門的な医療機関につなげていくというような形を考えております。

【ごう委員】 わかりました。ありがとうございます。

すみません、聞き漏らしかもしれません。設置はいつになるんですかね。

【林田医療政策課企画監】 失礼いたしました。医療従事者の接種が始まります3月中旬には設置をしたいと思っております。

委託をすることで考えておりまして、外部に発注いたしますので、その事業者の中でということになります。

【ごう委員】 わかりました。

【浦川分科会長】 ここで換気のために11時15分まで休憩したいと思います。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

【麻生委員】 まず最初に、教育環境整備課の今回補正予算で言われております産業教育振興設備関係についてお尋ねしたいと思います。

先ほどの堀江委員の質問と重なりますけれども、今回、10億円近くが投資され、3分の1が国庫補助ということで、約7億円近くは県負担により予算が計上されております。今回、デジタル化といいますか、国がそういう新しい方針を打ち出したんですけれども、私どもが報告を受けているのは、昨年度の衆議院予算委員会で、要は、工業高校に行っても機械が古くて社会へ出ても通用しないという状況が見られたと、そういうことを含めて要望があったということ

聞いております。

まさに今回、3Dプリンターだとかマシニングセンタが入るわけですね。3Dプリンターについてはそうでもないんですけど、マシニングセンタというのは何千万円もする機械でありますので、これを生かして県としては今後どのような効果を上げていこうとされているのか。

実は、3Dプリンターについては、ものづくりについて子どもたちが興味を示しながら、将来、自分の希望とか知見とか展開できるなど私は思っていますけれども、これは教える側のレベルがある一定ないといけないと思っています。

これについて、先ほど、手が挙がったから教える機能があるんですよと言われておりますけれども、教える側も含めてしっかりした態勢だとか、そういう取組を、高額の機械を入れるわけですから、これに関して考え方についてお尋ねしたいと思います。どのような形で取り組まれようとしているのか、現場を含めて教えてください。

【狩野高校教育課長】 これは長年、各高校が教育を充実するためにぜひ欲しいという機器、装置を整備させていただくことにしております。

今、委員がおっしゃったマシニングセンタにつきましても、本県においてはロボットや航空機器等の産業育成の動向がありますので、それに対応できる技術者の育成というのは喫緊の課題であろうと思っております。

こういった機器を使いながら、より学習の充実、技術者の育成を図ってまいりたいと思っております。

【麻生委員】 わかりました。私も工業高校に行ったので、1年、2年の時はマニュアルで旋盤なんかやってたんですね。削り方というのは基礎的なものがしっかりとないと、NCとか使っても

なかなか効果は上がらないわけです。そういった基礎、ベースをしっかりと教えながら、こういう高額な機械をぜひ活用してもらいながら、就職につながるように生徒指導をしっかりとお願いしたいと思っていますので、それは要望ということで上げておきますので、今後ともしっかりとお願いしたいと思います。

あと、今回、特別支援学校について空調機関係が結構多いものですから、これ、繰越明許されまして、2億5,800万円ぐらいあります。そのうち空調機関係について3校で約1億5,000万円ぐらいですけれども、改めて空調機械が今回のコロナ関係で相当タイトといいますか、ショートしていますので繰り越されたこともわかりますけれども、しっかりと手当てをしてもらいながら対策をお願いしたいなど。

コロナ関係で対策がありまして、空調機がなかなか入ってこないという現状。そして、昨年、一昨年は全校の小中学校でクーラーが設置されましたので、これについての取組を事前に、入札でしようけれども、取組をお願いしたいと思います。これについてどういう形で考えておられるのか、体制を含めてあるのか、お尋ねしたいと思います。

【日高教育環境整備課長】今回、空調整備につきましては、予算成立後はすぐに営繕課の方で発注をかけまして、営繕課で4月以降に入札を準備いたします。それから、夏休みに入る前までに学校現場の工事に入れるように下準備をいたしまして、夏休み前までは古い空調機で授業をいたしまして、夏休み中に新しい機器と交換します。9月からは新しい機器で授業ができるようにという形のスケジュールで考えております。

【麻生委員】現場は子どもたちへの対応ですの

で、ぜひ工期が守れるようにお願いしたいと思っています。

次に、コロナ対策の関係で相談体制の中で、薬務行政室が入っております補正予算についてのお尋ねです。

今回、詳細を見ますと、相談対応、検査関係を含めて各指定薬局に支援金が支給されております。1人当たり3万円ということで、1人3万円で割ると大体4,800名ぐらいになります。こういう形で全員にお配りの予定なのか。

それと併せて、私たちも門前薬局といいますかね、行くんですけれども、具体的に薬のやりとりはしますけれども、コロナに対して具体的な話だとか、なかなかないわけです。そういったことについてどうしっかりと体制をとられるのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

【本多薬務行政室長】薬剤師さんが大体1,700人ぐらい、それから薬局従事者の方が1薬局に大体3.5人ぐらいいらっしゃいますので、740薬局で2,590人、薬剤師さんと従業員を合わせて、委員がおっしゃられたとおり4,400人ぐらいになるかと思います。その方々、全員にお配りができるような形で思っております。

なぜかといいますと、県といたしましては、今、2025年には全ての薬局をかかりつけ薬剤師になるようにということで進めておりまして、その事業を前倒しではございませんけれども、この機会に相談体制を受けるような意識づけをしていただく、全薬局がそういうようなかかりつけ薬剤師・薬局になっていただこうという願いを込めまして全従業員の方々に支援できるような形で考えております。

その後、おっしゃられるとおり、今、薬局というのは病気になってから行くようなところということですけれども、我々が目指していると

ころは病気にならなくても行くと、昔の薬局のように健康相談ができるようなところにしていこうというのが薬剤師・薬局の願いでございます。それがかかりつけ薬剤師・薬局という考え方です。

そういうことを考えますと、薬局が病気にならなくても日頃から健康相談ができるような場所への転換を、薬剤師会と一緒にやっていこうと考えております。

【麻生委員】 かかりつけ医はあっても、かかりつけ薬局なんてなかなかないのではないかと思いますですね。

願いは、この補正予算が組まれているわけですから、相談が何件あったのかということについても報告を求めるような形でお願いをしたいなど。

それと併せて、県薬剤師会において企業等への感染拡大に係る助言等を実施すると書いてありますけれども、具体的に行動計画はされているのでしょうか。

【本多薬務行政室長】 相談体制につきましては、2月7日に長崎県の場合は緊急事態宣言が解除されましたけれども、その時に民間の方々、企業の方々からPCRの相談を結構受けているというお話を聞きました。健康な方、若い方々というのは、ネットなんかを調べているのでいいんですけども、薬局に来られる方々については高齢者の方が多いと、ネットで調べることができないということと、保健所に相談コーナーがありますけれども、なかなか敷居が高いということで、薬剤師会の方に専用の窓口を2月8日から設けさせていただいております。県内の新聞には、設けましたということは掲載されたんですけども、現状では、まだ10件ぐらいしか

相談がないということです、これからPRを図って相談件数を増やそうと考えております。

【麻生委員】 最後にします。長寿社会課にお尋ねしたいと思います。

今回、感染対策として介護ロボットがあって、これは各事業所が手を挙げて導入を希望するところに対しての補助金だということで書いてあります。

改めて、介護職の現場は腰痛が多かったりとか、離職者が多いということで、今回、導入される状況が各所あった場合、4分の3ですから補助率は高いですね。ですので、どのように効果があったのかということをご情報としてとってもらって、現場は離職者が結構多いわけですね。約3割以上が離職されるということも聞いていますし、介護者を募集してもなかなか来ないと状況があらうかと思います。よって、ロボット関係を入れて効果を上げようということをされていると思います。資金があるところは、そういったものを入れるけど、介護施設を含めていろいろな状況があります。

今後、入れる中においてぜひお願いしたいのは、細かなところまでではありませんけれども、ロボットを入れた効果を、こういう効果が上がったんだということをご展開できるようにしていただきたいと思っていますけれども、そういう考えがないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【尾崎長寿社会課長】 今回、感染症対策に資する介護ロボット等の導入促進ということで、9月補正と合わせまして多くの予算を計上させていただき、多くの事業所で介護ロボットの導入が進むものと考えています。

委員ご指摘のとおり、介護の現場においては、腰痛の問題とか、そういったことで職員の定着

がなかなか図られないというような問題もあるとお聞きしておりますので、ロボットを実際に導入することによって、どれくらい職員の負担が軽減されたのかとか、あるいはこういった形で利用者様のケアが向上したのかといったようなことにつきましては、来年度、早速、導入した事業所等に調査をかけまして、その事業効果を検証していきたいと考えております。

その上で、介護ロボットの導入による利点を県内のほかの事業所の皆様にもわかりやすく県で行うセミナーとか、そういったものを通じて発信して県内の事業所の介護ロボットの導入につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【麻生委員】今回、コロナ対策関係について臨時交付金が使えらるから、これだけの4分の3の補助がされると思います。今後、コロナが収束した段階でこういう補助金が使えらるんですか。なかなか使えないのではないかと考えているんですよ。

それで、高い買物ですから、ロボットの効果、それとどういう状況下で使っているのかということ、いろいろパターンがあると思います。寝たきりの人に対応するとか、お風呂の介護の状況だとか、いろいろ施設の中で生活の状況があると思いますので。もちろん、障害者の排泄関係については自動吸引の装置もあるということを書いていますけれども、いろいろパターンがありますし、ぜひパターン化した状況を各事業所にわかるような取組をしながら、介護職の離職者が少しでも減るように、対策がとれるように展開をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

【浦川分科会長】ほかにございませんか。

【山下委員】お疲れさまでございます。数点お尋ねしたいんですが、まず、ワクチンについてであります。

一日も早く県民の皆さんにワクチンをお届けして接種していただいてというのが目的だと思います。国の方が大方針というか、なかなか決まっていけない中で県の担当部局も手探り状態という部分でご苦労されていると思います。

そんな中で保冷バッグについてお尋ねですが、一部マスコミの報道等では保冷バッグのメーカーさんの生産が追いつかないというようなお話も出てきております。そんな中、現状で県はどのような調達の仕組みをつくっていらっしゃるのか。例えば、国が長崎県は幾つですよというふうに数を指定して国から支給されるものなのか、それとも市町がそれぞれ独自で調達するルールになっているのか、もしくは県でその辺も国と市町の間に入って調整をかけながら必要な分の保冷バッグを調達するのか、そのあたりの現状をまずお尋ねしたいと思います。

何を言いたいかというと、せっかくワクチンが届いても保冷バッグがないことで県民の皆さんの手元に届かないという状況がないようにしなきゃいけないと私は思うんですけれども、そのあたりの状況を教えていただきたいと思います。

【林田医療政策課企画監】お尋ねの保冷バッグでございますけれども、ディープフリーザーを置く基本型接種施設から連携型接種施設と言っておりますところへワクチンを運ぶ際に保冷バッグが必要となります。

国からは、基本型接種施設のディープフリーザー1台ごとに4個配付するというふうな話でございますが、それでは不足すると思っておりますので、県において連携型施設に配送する際

の保冷バッグを今回購入しようとするものでございます。

市町においても、住民接種の段階で必要となりますので、それぞれ調達に動いていらっしゃると思います。

県におきまして、医療従事者の接種が終了しますと、その分は必要なくなりますので、市町で活用していただくようなことで今考えているところでございます。

【山下委員】 ありがとうございます。そのようにぜひ調整に入っていただいて、市町でも慌てて独自で発注して待っているとか、そういう状況も出てきているように聞いていますので、そのあたりの市町の要望等もよく聞いていただいてうまく調整に入っていただければスムーズにいくのではないかなと思っていますので、できるだけ一日も早く県民の皆さんにワクチンが届くような体制づくりに努めていただければと思います。まさに、そのために今回、特命のワクチンチームをつくられたと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

もう1点、長寿社会課にお尋ねしますが、今、麻生委員からもお話がありましたので重複する部分は省きますけれども、介護ロボットということで以前からこの事業は導入されていることだと思います。

私も現場の担当の方々からいろいろとお聞きするに当たって、一番のご負担は介護職員の記録ですね。これは大事な作業でありまして、記録は介護するに当たって絶対残していかないと。ただ、その記録が今手書きであったり、パソコンで打ち込んだりということで一生懸命頑張っているんですけども、その分のご負担というのがあるように聞いています。

今、記録ソフトとかシステムとか、例えばタブレットを使った記録方式とか、いろんなことが進んできている状況の中で、この介護ロボット導入促進事業において、そういうタブレットを使った記録システムのようなものも導入できるのか否か、そのあたりを教えていただければと思います。まさにそこが職員の負担軽減に直につながるのではないかと考えていますが、そのあたり、いかがでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】 お尋ねがありました介護記録のソフト、あるいはタブレットのシステムとか、そういったICTの機器につきましても今回の補助金の対象機器として選定させていただいております。

ICTを活用することで、例えば、職員間の申し送りを軽減することで接触の機会を減らすとか、感染症対策にも一部なると思いますし、委員ご指摘のとおり、職員にとって日常の記録というのは非常に大事なんですけども、それを毎日きちんと管理するということ自体がかなりご負担になっているかと思いますので、そういったことについてもこの補助金等を活用して導入を進めていければと思っています。

【山下委員】 ありがとうございます。ぜひ今後も促進していただけるようお願いすると同時に、できれば、こういうシステムがありますよというところを、例えば、県がモデルケースとして、モデルシステムとでもいいでしょうか、知らない事業者さんに対しても、こういうことができるんですよ、ありますよということをぜひ啓蒙していただければ、まだ導入されていない事業者さんも、これだったら導入してみようというような形になってくると思いますので、その辺のアフターフォローも含めてよろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

【浦川分科会長】 ほかに何かありませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。まずは教育環境整備課の補足説明資料、縦長の資料のGIGAスクール生徒用端末等整備事業でありまして、障害をお持ちの生徒に対しての支援ということです。

障害をお持ちの方こそ、タブレットというか、こういったものをしっかり使いこなすことで人生が本当に変わるかもしれないというぐらいの影響があるものと私は考えています。

そこで、今回、こういった点字ディスプレイなどを導入することで、一般の生徒は1人1台端末ということが実現されておりますが、障害をお持ちの生徒は、実際、何人に1台ぐらいの支援ができていいのかということでまずお答えいただけないでしょうか。

【日高教育環境整備課長】 特別支援学校の小中学部については、パソコン端末等も全て1人1台整備しております。高等部につきましても既に整備は済んでおります。あとは学校の方で生徒さんの障害の程度等に応じながら、入出力装置ですとか、固定装置とか、そういう補助の器具ですとかアプリとか使いながら事業を進められておりますので、できているものと考えております。

【中村(泰)委員】 1人1台端末ということですが、しかしながら、こういう支えになるような点字ディスプレイとかがないと実際は使えない生徒も多いのかなと思うんですけれども、共有する形になっていくとは思いますが、障害に合わせて、それぞれこういったものを1人1台、点字ディスプレイとかを提供するわけではないと思うんですね。要は、そういったことまで含めて何人に1台というような、説明がなか

なか難しいんですけれども、そういう状況にあるのかというところでお知らせいただきたいと思います。

【日高教育環境整備課長】 今回の入出力装置等の整備の必要台数については、各特別支援学校に全部調査をとりまして、必要台数を全て上げてくれという形で、その上がった台数が、この結果でございます。

【中村(泰)委員】 それぞれ障害が違って、ただ、お一人お一人支援をするための装置が1人1台あるというような理解でよろしいですか。

【日高教育環境整備課長】 1人1台整備しているかどうかは知りませんが、学校の中では足りているという形で私は理解しております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。恐らく足りていると信じていたんですけれども、そこをしっかりと確認いただいて、障害をお持ちの全ての生徒が不自由のない状況にあるということを確認いただけてお知らせいただけないでしょうか。

【日高教育環境整備課長】 調査の上、後日報告したいと思います。

【中村(泰)委員】 続きまして、産業教育振興設備整備費でございます。10億円ということで、民間から考えてもかなりの予算を執行するということでございます。

そこでお伺いをしたいのが、まず、これが何件ぐらい上がってきたかということ。そして、事業内容です。事業内容がしっかりしているところでなければ、こういったものを導入できないと考えておりますので、その件数と、その事業内容をどれだけ県が把握しているのか、お願いします。

【日高教育環境整備課長】 まず、今回の10億6,000万円の内訳でございますけれども、18校

から90件の申請が上がっております。中にはコンピューター制御やプログラム入力により作動する装置や実習室の整備、C A Dのパソコン室、高性能のパソコン室、3Dプリンタ、マシニングセンタ等の工作機械がございます。

また、実習室の教育環境整備を図るという形でプロジェクターですとか、食物実習室等の空調等ということが上がっておりまして、合計18校で90件の計画が上がっております。

【中村(泰)委員】 事業内容を県がどれぐらい把握されているのか、お願いいたします。

【浦川分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時42分 休憩 —

— 午前11時42分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開いたします。

【狩野高校教育課長】 現在、専門高校におきましては、先端技術に対応した実習というのが求められております。しかし、今、既存の機械であるとか機器では日進月歩、進化していく最先端の技術に対応した実習というのが十分行えていないという現状がございました。例えば、長崎工業高校におきましては、3Dプリンタの導入があれば福祉機器の製作をはじめ、電子工作、マイコン制御等の部品を作るのに必要であると考えております。

この最先端の機器が入ることで学習とか授業の充実、また、本県の産業を支える技術者の育成にも資するものではないかと考えております。

【中村(泰)委員】 これを各学校が申込みをする場合に、これがあればどういった授業ができて、どういう効果があるのかということを確認されていると思うんですけども、そのあたりは一つ一つ学校からそういった報告であったり、そういった考えというのはヒアリングされている

んでしょうか。

【日高教育環境整備課長】 今回のこの事業につきましては、昨年12月15日に国の補正予算が閣議決定されたものですから、それから私どもは情報を収集いたしまして、各学校の方に希望調査をしております。各学校から、こういう機器が欲しい、こういう使い方ができるという情報は来ておりますけれども、ヒアリングをいたしますまでの時間がなかったものですから、各学校から来たものを集計いたしまして、補助要綱に合致するものを集計しているという状況でございます。

【中村(泰)委員】 例えば、産業労働部であれば、製造業において設備を導入するとなった時に、翌年、例えば20%の売上増といった目標を掲げて、こういったことができるからそういった設備を導入したいということで話をするように今なっているようです。

今回、学校側が「欲しい」と言ったから提供するというのではなくて、どういう目的があってそれが必要なのかということ踏まえて採択しないといけないと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

【日高教育環境整備課長】 まず一点は、更新時期が既に来ているものにつきましては、優先的に採択をいたしました。

あと、高校教育課長も言いましたが、最先端の授業とか実習に資するものという形で書かれているものにつきまして採択をしているというような状況でございます。

【中村(泰)委員】 今のお話を伺うと、そういったことを報告する必要はないというような、それが最先端のものであればそれでよいというような感じで受けております。高校側も、もちろん理由があってこれを必要としていると思いま

すが、もう少し具体的にどういったところで必要なのかといったところも今のうちから考えていくべきだと思います。

そこで、一つ提案ですけれども、企業との連携がこういったところで重要になってくると思います。3Dプリンタを使いたい企業もあれば、マシニングセンタを使いたい企業もあると思うんですね。なので、事前に今の段階から、本来であればこういった企業と連携をしたいとか、そういったようなところまで含めて高校側に考えていただきたいと思うんですけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

【狩野高校教育課長】今回導入します機器は最新の設備でございますので、現在、高校教育課で産業エキスパートセミナーを実施しております。具体的には、民間企業であるとか、もしくは大学等から講師を招聘しまして、生徒だけでなく指導する教員にも指導していただくような事業を展開しておりますので、そのような事業を使いながら、民間企業や大学等とも連携してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。各高校にも民間との連携であるとか、ものが入ってきてから考えるのではなくて、スピード感が重要だと思いますので、これがあれば何ができるのかということをしかりと報告して、すぐにこれが生かされるように進めていただければと思います。

続きまして、医療政策課のワクチンに関する縦長の資料でございます。

先日、本県もワクチン接種が医療従事者の方からなされています。諫早総合病院の院長さんがワクチンを一番最初に打たれたというようなことを記事で拝見いたしました。先に医療従事者の方が打たれて、その情報であるとか、県民

の皆さんに安心を届けるためにそういったしっかりとした情報を出さないといけないということでおっしゃっておられましたが、今回、コールセンターを設けるということですが、副反応に対する説明とか、メディアやネットを通していろんなうわさが今飛んでいると思うんですけれども、そのあたり、どのようなお声が届いているのかということでお知らせいただけないでしょうか。

【林田医療政策課企画監】現時点におきまして、委員おっしゃったように、県内では3病院の先行接種が始まってまだ間がないというところで、具体的に副反応等のお声というのはまだ届いていない状況でございます。

【中村(泰)委員】副反応に対する心配とか、そういったところでのお声が県に届いているのではないかなと思うんですけれども、そのあたりの認識をお知らせください。

【林田医療政策課企画監】県民の皆様のご心配はあろうかと思います。それにつきましては県としても国からの情報をその都度明らかにしながら、正確な情報をお伝えしていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】お伺いをしたかったことは、不安な声が今届いているのかということと、あと、具体的にどういった内容なのかということろです。

【浦川分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時50分 休憩 —

— 午前11時50分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開いたします。

【林田医療政策課企画監】県民の皆様のご心配のお声は確かに届いておりますので、そこあたりは少し分析しながら今後対応していきたいと

思います。

【中村(泰)委員】非常に答えにくいところであるということは十分に理解しております。

ただ、コールセンターが外注でやられるということで、そこがすごく不安に思うんですが、具体的にどういった方がなされるんでしょうか。

【林田医療政策課企画監】看護師であるとか保健師であるとかの専門的な知識を持った方が対応するということになっております。あと、必要に応じて医師とも連絡が取れるような形になっております。

【中村(泰)委員】他県とか、そういったところで既にコールセンターが実施されているようなところがあって、そういったところに問い合わせると、曖昧な答え方をされるようで、逆にそれが不安を煽ってしまうというような側面があるんですね。

すみません。今のような感じだったら、県民の皆さんも逆に不安になるのではないかなと私としては思っています。なので、Q&Aといったものをしっかり用意していただいて、同じような質問というか、そこは国と連携されると思うんですけども、そういった形で事前にどういった質問が来るということをわかった上で整えておくべきだと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【林田医療政策課企画監】委員ご指摘のとおり、そのような形が必要だと思っておりますので、しっかりそれを整備した上で対応したいと思います。

【中村(泰)委員】最後です。

先日、医療政策課のツイッターで政府の動画が届いて、メッセージRNAの動画が出てきたんですけども、なぜ県として医療政策課のツイッターでメッセージRNAのワクチ

ンについてわざわざ説明されたのかなと思いました。何か意図があればお知らせいただけないでしょうか。

【林田医療政策課企画監】申し訳ございません。今、委員ご指摘の動画を、私、把握しておりませんで、調べましてまた報告させていただければと思います。

【浦川分科会長】ほかに何か質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第75号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

予算議案の審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時54分 休憩 —

— 午前11時55分 再開 —

【浦川分科会長】分科会を再開いたします。

これもちまして分科会の審査を終了いたします。

【浦川委員長】ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午前 11時56分 休憩 —

— 午後 2時36分 再開 —

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

これをもって、委員会を終了いたします。
大変おつかれさまでした。

— 午後 2時37分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月9日

自 午前10時00分
至 午後 3時52分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	浦川 基継 君
副委員長（副会長）	中島 浩介 君
委 員	中山 功 君
〃	徳永 達也 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	ごうまなみ 君
〃	宅島 寿一 君
〃	麻生 隆 君
〃	山下 博史 君
〃	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総 務 部 長	大田 圭 君
学 事 振 興 課 長	門池 好晃 君

教 育 長	池松 誠二 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	林田 和喜 君
総 務 課 長	桑宮 直彦 君
県立学校改革推進室長	松山 度良 君

福 利 厚 生 室 長	吉田 和弘 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
教 職 員 課 長	上原 大善 君
義 務 教 育 課 長	加藤 盛彦 君
義務教育課人事管理監	大場 祥一 君
高 校 教 育 課 長	狩野 博臣 君
高校教育課人事管理監	山崎 由美 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長	安永 光利 君
生 涯 学 習 課 長	立木 貴文 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学 芸 文 化 課 長	草野 悦郎 君
体 育 保 健 課 長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	山口 千樹 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第2号議案

令和3年度長崎県一般会計予算（関係分）

第3号議案

令和3年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計予算

第14号議案

令和3年度長崎県国民健康保険特別会計予算

第78号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14
号）（関係分）

第88号議案

令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正
予算（第3号）

第94号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第16

号）（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議 案

第17号議案

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の
給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例（関係分）

第18号議案

職員の給与の臨時特例に関する条例の一部
を改正する条例（関係分）

第20号議案

長崎県薬事審議会条例の一部を改正する条
例

第21号議案

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正す
る条例

第22号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一
部を改正する条例（関係分）

第23号議案

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設
備及び運営の基準に関する条例等の一部を
改正する条例

第24号議案

長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人
員、設備及び運営の基準に関する条例等の一
部を改正する条例

第25号議案

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び
県立学校職員定数条例の一部を改正する条
例

第47号議案

財産の取得について

第48号議案

財産の取得について

第49号議案

財産の取得について

第50号議案

財産の取得について

第66号議案

長崎県福祉保健総合計画について

第67号議案

長崎県子育て条例行動計画の変更について

（2）請 願

なし

（3）陳 情

- ・新型コロナウイルス感染症対応に係る鍼灸マ
ッサージ業経営窮状救済に関する陳情書
- ・陳情書（貴議会の喫煙専用室の廃止、屋外の
指定喫煙所の閉鎖・廃止、および禁煙治療費
の2/3助成の予算化のお願い）
- ・要望書（特別支援学校設置について）
- ・すべての医療機関・介護事業所への財政支援
を求める陳情書
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活
用・整備に関する陳情書X
- ・新型コロナウイルス感染対策における障害児
者とその支援者への感染予防策の充実を求
める陳情書

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時00分 開会 —

【浦川委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算
委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第17号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、ほか13件であります。

そのほか、陳情6件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、議案外につきましては、開会日の委員会でお知らせしましたとおり、事前通告いただいた質問を行うことといたします。事前通告いただいた質問は、お手元にお配りしております一覧のとおりとなっております。

また、質問応答時間につきましては、1部局の審査において、答弁も含め一人1回20分以内とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【浦川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【大田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料」をお開きいただければと存じます。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

3ページをお開きいただければと思います。

はじめに、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

総務部所管の歳入予算総額は、国庫支出金42億8,021万8,000円であります。

歳出予算総額は、136億491万3,000円を計上してございます。

この歳出予算の主な内容につきましては、長崎県公立大学法人に対する運営費交付金、県立大学佐世保校の建替え及び情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の新設のための施設整備事業費補助金等の経費といたしまして、大学法人費37億7,469万6,000円、私立学校の教育条件の維持向上、施設の安全性の確保及び保護者負担の軽減を図る経費といたしまして、私立学校助成費97億4,426万7,000円を計上してございます。

次に、令和4年度以降の債務負担を行うものについてご説明申し上げます。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費について、令和4年度に要する経費といたしまして、県立大学佐世保校建設整備事業費

5,796万円、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）整備に伴う工事関連経費について、令和4年度に要する経費といたしまして、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）整備事業費2億6,520万円、SNS等を活用した相談業務委託について、令和4年度に要する経費といたしまして、私立学校振興事務費105万円を計上しております。

次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計予算補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

補正予算額は、歳入予算5億5,916万9,000円の減であります。

歳出予算は、12億8,189万3,000円の減であり、この主なものといたしましては、私立学校振興費にかかるものとなってございます。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げます。

県立大学佐世保校建設整備において、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、資材の納入に時間を要したことによりまして工事が遅延し、その後の工事の着手にも遅れが生じたことから、県立大学佐世保校建設整備事業費3億5,440万円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度予算については、今議会に補正をお願いしておりますけれども、今後、年間の執行額の確定に伴いまして、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和2年度の予算の補正について専決処分により措置をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わ

ります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】 総務部横長資料の4ページをお願いいたします。

その中で高等学校私立学校助成費の中の2番目、私立学校教育振興費補助金、1人1台端末の部分ですが、これが中学校私立学校助成費、それから同じように小学校私立学校助成費ということで、今回、1人1台のパソコン端末の整備関係ということで、主な事業、当初予算の概要版の26ページに記載をされている内容です。

今回、この事業の概要を見ますと、令和3年度の整備予定として、高等学校が13、中学校が4、小学校が2と学校名が掲げられています。

2月24日に説明会がありました総務部の説明資料の2ページを見ますと、私立学校の学校数につきましては、高等学校が23、中学校が12、小学校が6とあるわけですが、今回の令和3年度の整備予定というのは、高等学校で言いますと23校のうちの13校ということで、これは随時やっていくと捉えていいのか。今回、いわゆる学事振興課として対応する学校数、私学の中でも、全部ではないわけですが、どういう形で整備するのかということを教えてください。

【門池学事振興課長】 学校におけるパソコン、端末の整備については、事前に学校法人の方から令和3年度の整備計画というのをお聞きしておりまして、その中で整備を希望される学校を今回の予算に計上しているところでございます。

【堀江委員】 そうしますと、今回は、主な事業

の26ページに掲げた学校数が手を挙げたということですが、ほかの学校についてはどうなるんですか。手は挙げてなかった学校の整備計画というのは、どういうことかも教えてください。

【門池学事振興課長】 端末の整備については、それぞれ学校法人がそれぞれの考え方で整備をしております、学校が購入するものもありますし、パソコンは結構進化が激しいということもありまして、保護者の方に負担していただくように考えている学校もございます。

そういったところで、県の予算に計上されない学校も出てきているところではございます。

今年度に限らず、また来年度もそういった格好で整備を予定している学校がございますけれども、令和4年で言いますと、全生徒に対する充足率は約9割程度に整備が見込まれるところでございます。

【堀江委員】 令和4年度で9割ということであれば、例えば同じ県内で学ぶ高校生ということに限定した場合、今度、県立高校は1人1台ということで準備しますよね。同じ長崎県で、私学に学ぶ高校生は、学校もそれぞれの考えがあるとはいえ9割ということですけど、同じように1人1台のパソコンを活用できると考えていいんですか。公立と私学に学ぶことによって、例えば1人1台のパソコンの活用には差があってはいけないと私は思っているんですが、その点は私学、学校の考え方もあるかと思うんですが、どのように理解したらいいのでしょうか。

【門池学事振興課長】 1人1台というのが目的としては非常に適しているのかなとは思いますが、学校によっては、やっぱり資金の関係とかもありまして、整備がなかなか進まないようなところもあります。そこについては、端

末が1人1台ではなくても、共用で使えるようなパソコンがありますので、そこはもう学校の教育方針にのっとって授業が進められるものと考えております。

【堀江委員】 課長が言われるように、1人1台を持つことが目的ではなくて、どうやってそういう情報を操作できるか、活用できるかということが目的だと思っているので、必ず1人1台とはならないと思うんですが、私としては、今回、整備の予定が私学が把握する学校の中でも全部ではないというところでちょっと疑問を持ちまして今の質問をさせていただいたところですが、いずれにしても、それぞれの学校が望む形、1人1台のパソコンを整備したいということで要望するのであれば、ぜひその立場でお願いをしたいと思っています。

横長資料の大学法人費の中の県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）について質問いたします。

これは主な資料で言うと55ページに書かれた内容で事業がわかるんですが、同じく2月24日に出された総務部の説明資料の13ページを見ますと、これは私が申し上げるまでもなく、3年間で共同センターをつくりましょうということなんです。

そこで、質問ですが、先ほど総務部長が説明の際に、県立大学の建設の問題で、なかなかコロナ禍の中で資材の納入も含めて時間を要するという点での繰越明許の説明がありましたが、今回の共同センターの整備事業につきましては、設計、建設、整備ということであるんですが、そういうコロナ禍の中での計画への影響なりというのはどうなんですか。その点、1点教えてください。

【門池学事振興課長】 佐世保校の建設事業の繰

越の要因として、コロナの影響で、国内の工場なんですけれども、そこが緊急事態宣言とかあった中で、従業員を減らして対応したというのがある、その関係で資材の納入が遅れたということで繰り越すことにはなっておるんですけれども、今のところ、この情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の建設に当たって、今後のコロナの感染状況にもよるとは思いますけれども、通常どおり操業がなされれば、予定どおり完成できるものと考えております。

【浦川分科会長】 ほかにありませんか。

【宅島委員】 横長の令和3年2月定例県議会の資料にいきますけれども、私立学校助成費のところ、この対象の中学、高校、これの数をまず教えてください。

【門池学事振興課長】 私立学校助成費、それから私立中学校の助成費の対象の学校数でございますけれども、高校につきましては23校、中学校につきましては12校が対象になっております。

【宅島委員】 ここでいう12校と23校の生徒数、これはそれぞれ何名ぐらいになっていますか。

【門池学事振興課長】 生徒数につきましては、令和2年5月1日現在で申し上げますと、高等学校につきましては1万1,885人です。中学校につきましては1,986人となっております。

【宅島委員】 そこで、ここの額が大きい、高等学校等就学支援金ということで32億4,000万円計上してあるんですけれども、これによって通常の家庭が負担する入学金、これは入学金の支援ということで理解していいですか、就学支援というのは。

【門池学事振興課長】 高等学校等就学支援金につきましては、授業料の支援ということになっております。

【宅島委員】 わかりました。授業料の支援でここまで計上してあるんですけれども、これを計上することによって各ご家庭の負担がどのぐらい割合的に下がったのかというのはわかりますか。

【門池学事振興課長】 高等学校等の就学支援金につきましては、590万円未満の世帯の生徒に対しては、授業料月額3万3,000円を上限に支援を実施しているところでございまして、県内の高校の授業料につきましては、平均、おおむねその範囲内におさまっている学校がほとんどでございまして、そこで言えば、私立高等学校の生徒の約6割がその支援を受けているというところでございます。

併せて、県単で授業料軽減補助金というのをこの就学支援金に上乗せして実施をしておりますけれども、授業料の半額の補助になりますが、そこまで含めると、約7割の生徒がその対象になると。

それから、720万円から910万円までの世帯、ここが月額9,900円の支援となっておりますけれども、そこまで含めると約8割の生徒がこの支援の対象になっているというところでございます。

【宅島委員】 その720万円から910万円と今説明がありましたけれども、910万円以上は補助なしということでもいいですか。

【門池学事振興課長】 就学支援金の対象としては、910万円以上の世帯の生徒に対しては支援がないという状況でございます。

【宅島委員】 以上です。

【麻生委員】 同じ関係でちょっとお尋ねしたいんですが、令和2年度の一般会計補正予算の減額の関係です。10ページを今見ているんですけれども、歳出の分で99億8,800万円、約100億円

近くの補助金の関係で約9億4,000万円ほど減額補正になっているんですよ。見ますと、私学振興だとか、高校の就学支援金というのが結構大きなお金が落ちているものですから、この中身をちょっと教えてもらいたいと思っています。

【門池学事振興課長】 2月補正の補正額9億4,000万円の主な内容につきましては、一つは私立の専門学校生の経済的支援事業ということで、高等教育の無償化の関係で、年収380万円未満の世帯の授業料の減免というのがございまして、これが令和2年度から開始されるということで、昨年度の予算の時に見込みを立てていたんですけども、実際にその見込みよりも実績が大きく下回ったということで、そこで3億5,000万円の減額となっております。

それから、高等学校の教育振興費補助金ということで、経常的経費を補助しているんですけども、その関係で生徒数が減少したということがございまして、そこで約1億5,000万円の減額となっております。

それと、高等学校の就学支援金というのがございまして、これも令和2年度から制度が大幅に改正されまして、先ほど宅島委員にお答えしたとおり、年収590万円未満の世帯に対しては、ほぼ全額の授業料が減額になっているということで、見込みは立てたんですけども、実際に申請があった世帯の生徒数が少なかったということで、それも約3億5,000万円の減額となっております。

【麻生委員】 本年度の予算は同じような金額になっているので、今回、一部590万円までプラス380万円未満、この分があるから、逆に言えば今年度の予算は前年度並みになっていると理解していいんですか。そうしないと、昨年から始まった私立高校の無償化、これでこの減額の

補正が出てきたということの相関性で考えてみればいいわけですか。

【門池学事振興課長】 令和3年度の当初予算の積算に当たっては、今年度の実績をベースに算定しておりますので、生徒の減少とか、変動要素は若干ありますけれども、おおむねこの予算で執行できるのかなと思っております。

【麻生委員】 わかりました。減額補正の9億4,000万円というのは大きかったので、何らかの原因があるなと思いましたけれども、昨年から高校の年収590万円未満の無料化というのが大きく効いてきたということで減額補正したということで理解していいですね。わかりました。漏れがないように、ぜひお願いしたいなど。約6割の方が、次の話が合ったようになってきているということで、やっぱり長崎県内の所得も含めて厳しい状況なのかなと思いますので。

今後、また今年是一部加算もあるという状況で聞いていますので、しっかりとした手当てをお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

【山下委員】 県立大学の佐世保校の建設整備事業について、予算がまた計上されておりますので、その点について数点お尋ねをしたいと思います。

スケジュールを以前ご説明いただいた際には、令和3年度から地域交流棟というところで建設が始まるとお聞きしております。

この地域交流棟の建物の内容をお知らせいただければと思っております。

【門池学事振興課長】 県立大学の佐世保校の建て替えにつきましては、「地域に開かれた魅力あるキャンパス」ということを基本理念として進めておりまして、地域住民等との交流機能を新たに持たせた施設を整備して、それが地域交

流棟ということで整備を進めているところでございます。

地域交流棟の建設については、今年度から着手をすることにしておりますけれども、1階に地域の住民の方が学生や教員の方と交流できるスペースを数か所設け、音楽の演奏ができるスペース、これも3か所程度設けております。それから、2階にはお茶ができる茶室なんかも設けて、そういったところを地域の住民の方に利用していただくように考えているところでございます。

それ以外は、学生の教室もありまして、おおむね面積は約2,700平米程度ございまして、事業費は全体で11億6,000万円を予定して、令和4年度の完成を目指しているところでございます。

【山下委員】 内容については、理解をさせていただきました。

地域交流棟、地域ということですので、地域住民の方がこの内容を理解していただいて活用していただく、この棟を使っていただくことが最大の目的だと思います。実は今日時点で、地元の自治会の皆さんにも少しヒアリングをさせていただきましたが、ほとんどの方が内容についてまだ知らされてないし、知らないというようなお返事でありましたので、この活用方法等々、今後、箱ものをつくるのが目的ではなくて、ここに魂を込めることが目的だと思いますので、ぜひ地域住民の方に丁寧な意見交換を今後していただきたいと思います。そのあたりのご見解をお願いいたします。

【門池学事振興課長】 建設に当たりまして、地域住民の皆様とは、平成27年度に一回意見交換会というのを実施しております。

それから、平成30年度には、工事の説明というのを地元の自治会等に実施しておりますけれども、

委員ご指摘がありました地域住民の利用を促したり周知を図るという意味では、今後、工事の進捗でありましたり、施設の概要とか、利用促進に向けた情報提供を随時実施するようにしているところでございます。

【山下委員】 お聞きするところによると、以前、佐世保市も地元の自治会も入った形で、この大学のあり方検討会みたいなものが開かれて、新しい提案型の、こういう大学の機能を持たせようと。新しい試みだと私も聞いておりますので、ぜひこれは活用していただいて、地元としてはやっぱりこの新しいキャンパスになることで生徒さんが増えるのではないかと、地域が明るくなるよねとか、皆さん非常に期待をされておりますので、もっと地域の方々を巻き込んだ形で、ぜひ活用していただくような形で機能を充実させていただければと、最後要望で終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【浦川分科会長】 ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】 単位互換制度等県内国公立大学・短期大学の連携推進費についてでございます。若干ですけれども、減額ということになっております。こういったものは、本来、加速して進めていくべきようなものだと思うんですが、まずはこの事業の状況についてお知らせ願います。

【門池学事振興課長】 この事業につきましては、県内には11大学ございますけれども、そのそれぞれの授業をほかの大学生が受けられるような単位互換制度というのを中心に事業を実施していたり、合同でオープンキャンパスみたいなものを実施して、県内高校生や中学生に対して県内大学の魅力を伝えたりしている事業でございますけれども、今年度、若干減額になってい

るところにつきましては、今年、新型コロナウイルスの関係で計画どおりの活動ができなかったというところもありまして、それに代わる経費としてWebでのオープンキャンパスとか、そういったものを実施したところでもありますけれども、結果的にそういった減額になったということでございます。

【中村(泰)委員】 県の方針としては、よりこういった横との連携というか、実際県立大学が積極的に推進をしていかないと、多分こういったものは県内で進まないかなと思うんです。決して消極的になったりとか、また何か壁にぶつかったとかいうことではなくて、もっと県としては、こういった県内の大学生全体にすごくプラスになるような動きというのは今後も進めていくという認識でよろしいでしょうか。

【門池学事振興課長】 単位互換制度につきましては、今回の連携事業の目玉ということでこれまで実施をしてきておりまして、例えば令和元年度でいきますと、約640人程度の学生が受講されたという実績もございます。

県内大学への進学を促進するうえでは、こういった制度があるということで大学の魅力というのが向上すると思いますので、こういった取組は今後も続けていきたいとは考えております。

【中村(泰)委員】 県立大学だけではなくて、他大学の生徒にとってもプラスになるので、行政がやる価値があるかなと私としてはすごく感じておりますので、引き続き事業の推進をよろしくお願いいたします。

以上です。

【浦川分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分及び第78号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【浦川委員長】 次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案及び陳情審査がないことから、所管事項について説明を受けた後、事前通告された、その他所管事項一般について質問を行います。

総務部長より所管事項説明をお願いいたします。

【大田総務部長】 総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明申し上げます。

総務部の「文教厚生委員会関係説明資料」及び（追加1）をお開きいただければと思います。

今回ご報告をいたしますのは、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、県立大学の一般入試志願倍率について、私立高等学校新規卒業者の就職状況について、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定についてであります。

まず、県立大学の卒業予定者の就職内定状況についてであります。長崎県立大学におきましては、課題発見力などの社会人基礎力、社会のグローバル化や情報化に対応する能力を有す

る人材育成を目指して、英語教育の強化や課題解決型学習を取り入れた実践的な教育を実施するとともに、様々な媒体を活用した大学のPRなどを実施し、魅力ある、選ばれる大学となるための取組を進めております。

令和3年3月卒業予定者の1月末現在における就職内定率につきましては、92.1%と前年同期比3.4ポイントの減となっております。学部別の就職内定率につきましては、記載のとおりとなっております。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、企業説明会の延期・中止や一部企業の採用選考の取りやめに加え、Web面接の拡大による新たな就職活動への対応など学生にとっては、近年例のない厳しい状況となっております。

県立大学においては、学生への個別支援などによりまして、就職内定率は上がってきておりますが、今後も、一人でも多くの学生が就職できるよう大学一体となって最後まできめ細やかな支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。

一方、就職内定者のうち県内就職の割合は28.6%で、前年同期比0.7ポイントの増となっております。

県立大学におきましては、県派遣キャリアコーディネーターの活用やWebを活用した県内企業情報の提供など積極的に実施してきましたが、コロナ禍における就職への不安から、県内企業へ就職を変更した学生がいる一方で、動きの早い県外企業に早期就職を決めた学生もいるなど全体としては昨年度と同程度の内定状況となっております。

今後も、未内定者に対しては、県内企業とのマッチングを図りながら就職支援を行っていくとともに、コロナ禍における学生の就職活動の

動向なども分析しながら、引き続き県内就職率向上への取組を推進してまいります。

次に、「文教厚生委員会関係説明資料（追加1）」の1ページをご覧くださいと思います。

県立大学の一般入試志願倍率についてでございます。

令和3年度一般入試における最終志願倍率は、大学全体では前年比0.7ポイント減の5.6倍となりました。学部別の志願倍率については記載のとおりであります。

大学全体の志願倍率は昨年度より低下しておりますが、これは、大学入学共通テスト志願者の全体的な減少などにより、県立大学におきましても県外生の志願者数が減少したものと認識をしております。

一方で、県内生の志願者数は昨年度を上回っております。学部学科再編や県内高校訪問の強化など、これまでの県内生進学促進への取組が徐々に成果として現れているものと考えてございます。

恐れ入りますが、「文教厚生委員会関係説明資料」の方にお戻りいただきまして、2ページ目をお願いいたします。

私立高等学校新規卒業者の就職状況についてであります。

私立学校においては、県内就職推進員の配置を支援するとともに、産業労働部や長崎労働局とも連携をいたしまして、県内企業面接会や名刺交換会への参加を各学校に促すとともに、学校毎の県内企業説明会や企業見学会を推進するなど、私立高校生の県内就職率の向上を図ってまいりました。

さらに、高校と県工業会との意見交換会をそれぞれ継続的に開催するなど、関係機関の連携強化にも取り組んでございます。

本県の1月末現在における私立高等学校の就職希望者の就職内定率につきましては、83.7%で前年同期比5.3ポイントの減少となっており、このうち、県内就職希望者の内定率では80.7%、県外就職希望者の内定率は93.8%となっております。

また、県内就職内定者の割合は、73.9%と前年同期に比べ0.2ポイント減少しております。

一方、1月末現在の未内定者数は123名となっておりますので、県といたしましては、県内企業等の充足・未充足情報の提供を行ったうえで、未内定者の多い学校に対しまして、生徒の状況把握と継続的な支援に取り組むよう指導を行っております。

今後とも、地元就職の魅力を発信するパンフレットの配布ですとか、県幹部職員等による県内定着に関する講演の開催など、県内就職に向けた意識の醸成を図るとともに、1～2年生向けの企業説明会の開催ですとか、保護者の企業説明会等への参加などによる県内企業との交流拡大を推進するなど私立高校生の県内就職の促進に引き続き取り組み、若者の地元定着を図ってまいります。

次に、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定についてであります。新たにに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえまして、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間といたします「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」をとりまとめました。

総務部におきましては、全庁的な取組であります事業の選択と集中や内部管理経費の縮減等に取り組むとともに、行政手続きや庁内業務におけるデジタル化の推進、環境変化に対応した

働き方の推進や活力ある職場づくり、企業や大学等の多様な主体との連携・協働の推進などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、プランの実現に向けまして全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、次に、事前通告された、その他所管事項一般に対する質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【中山委員】 今、総務部長から説明がありましたが、県立大学の卒業予定者の就職内容等についてお尋ねします。

全体的には、コロナの影響をちょっと心配しておりましたけれども、全体から見ると限りでは、全体として3.4%マイナスで、長崎県内の就職率は28%、低いことは低いですが、0.7%増ということですので、そう影響ないのかなと思いますけれども、そこで具体的に何点かお聞きします。

まず、最初に、県内の企業からの求人数が減っているのではないかという推測をするわけがありますけれども、これについて何か数字を把握していれば教えていただきたいと思います。

【門池学事振興課長】 県立大学にきました求人数でございますけれども、県内・県外とも減少しておりまして、県内で言えば、令和元年度が272件に対して令和2年度が189件、全国からの求人は、令和元年度が1,445件に対して令和2年度が1,139件と減少しているところでございま

す。

【中山委員】 県内はかなり減っていますよね。

そうすると、求人企業の開拓について、今後どのように取り組んでいこうとしているのかお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】 県立大学におきましては、昨年度から、県内の企業を訪問する活動を行っておりまして、県立大学のOB、OGが就職した企業を中心に、状況の聞き取りであったり、インターンシップの受け入れであったりといった内容をお聞きしておりまして、そういった取組を今後も続けて企業を開拓していくように考えているところでございます。

【中山委員】 その際、昨年、学生等にアンケートをとった中で、企業の給与より企業の印象を大事にするような学生が多いということを聞いていますので、訪問する場合、また、開拓する場合、ぜひこの辺を丁寧に説明して開拓をしていただきたいということを、まず申し上げておきたいと思います。

次に、学部学科がありますよね。9学部ありますが、この中で特に情報セキュリティ学科、今年度40人増加ということですので、この就職状況、内定者の状況は前年度とどういう状況になっているのか、教えていただけますか。

【門池学事振興課長】 情報セキュリティ学科につきましては、昨年度の1月現在で県内就職率が32.3%、今年度が6.3%ということで、かなり減少しているような状況がございます。

今年度減少した要因としましては、まず、県外の企業の採用の動きが早かったということで県外企業に流れたということと、それから4年生の学生がセキュリティのスペシャリストを志向する学生が多くて、そうした企業が県外の方

に多く、魅力ある県外企業が多かったということで、今年減少しているというところでございます。

【中山委員】 減少が30%台から6%台ですから、急激に減っているわけですし、今の理由は理由としてわかるんですけれども、学部を増やしていこうという段階ですから、今の対策を含めてもう少し、卒業するまで少し時間がありますので、ぜひこの辺について、県内の企業に対して、今からでもいいですから働きかけを強めていく必要があると思いますので、この点もよろしくお願いしておきたいと思います。

それと、この部長の説明書の中に、県立大学としては学生への個別支援をして就職内定率を向上していこうということであげているようですけれども、具体的に学生の個別支援というのはどういう支援なのか、簡単に教えてください。

【門池学事振興課長】 個別の就職の支援につきましては、基本的には学生から相談があった場合に実施しておりまして、指導内容としましては、就職活動でありましたり、あと企業の研究のやり方、そういった就職の基本的な事項に加えて、今年度は英語力など、その学生の能力を活かせる県内企業の情報なども併せて提供しているところでございます。

【中山委員】 答弁が前後しましたがけれども、私は支援内容を聞いてから個別指導内容を考えておりましたけれども、個別指導の方を先に言っていました。

そこで、希望者から相談を受けるということも基本でしょうけれども、どのくらいの生徒が相談に来るか把握していませんけれども、できるだけ学校側から生徒に対しても指導していくというか、情報を提供していくというか、こう

いう形が望ましいのではないかと思いますけれども、今後、そういう取組を取り入れていくというか、大学とこれについて協議できる可能性はありますか。

【門池学事振興課長】 県としましては、県内就職というのを推進しておりまして、その中でも、先ほど申しあげました企業の情報というのが、学生に細かい情報まで伝わってないというところがありまして、そういったところで若干県内企業に行かないといったような傾向があるのかなと思ひまして、今年度からそういった企業情報をより多くの学生に提供したいと考えております。

そのためには、個別の指導というのは非常に有効な手段であると考えておりますので、ぜひ、個別の指導への学生の誘導について工夫できることを大学の方にも提案したり、大学の方にも考えていただいたりして増加させるような取組を実施していきたいと考えております。

【中山委員】 今の課長の答弁を了といたしますので、個別指導を丁寧に、親切に学生に提供していくということが大事だと思います。ぜひ大学と協議して進めていただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいのは、この説明書の中に県内企業へ就職を変更した学生がいると書いているんですよね。これはコロナ効果かなという気がするんですけども、この辺の中身を説明できますか。

【門池学事振興課長】 最初に県外を希望されて、県内企業に最終的に変更した学生というのがおりますけれども、それが学生のアンケートを見ますと、36名おります。ただ、それが全てコロナの影響かどうかというのはわからないんですけども、そういう数がございます。

事例といたしまして、最初は都会で働きたい

と思っていたけれども、コロナの影響があって地元で働きたいと考えた学生であったり、あと航空関係のキャビンアテンダントを希望していたけれども、そういった求人がなくなって、県内の企業に内定をもらったという事例があったり、あと、コロナ禍で就職活動をしていく中で、将来地元に戻ってこれなくなるのではないかと考えて地元就職を選択した学生がいらっしゃったり、そういった状況で県内企業を選定した学生がいるということでございます。

【中山委員】 こういう形で、理由はどうあれ県外を県内の方に就職を向けてくれると、大変ありがたいことだと思うんですね。

それで、これを促進させるためには、一つは県立大学に県内の高校生をいかに多く進学させるかという問題と、その前提になりますふるさと教育、私立の高校においてふるさと教育をどのように取り組んでいるのか、この辺の現状がわかっていれば説明いただきたいと思います。

【門池学事振興課長】 私立の高校におきましても、ふるさと教育に取り組んでいる学校というのは数校ございまして、例えば、長崎市の学校でありましたら、亀山焼の体験を行ったり、地元のボランティア活動を行ったり、そういう地域に愛着がわく取組を実施している学校が数校あるとは聞いております。

県としましては、昨年まで私立学校のパワーアップ事業というのをやっております、その中でそういった取組をする学校に対しては支援を行っております。来年度から事業名は変わるんですけども、引き続き、そういった支援は実施するように考えているところでございます。

【中山委員】 これは大変大事な問題で、高校だけで取り組むことはなかなか難しい面もありますけれども、できるだけやらないといけないと

思っております。

そこで、昨年までのパワーアップ事業を、今年度は私立学校よかところ推進プロジェクト事業、こういう事業を通じながらふるさと教育、キャリア教育を含めて取り組んでいると思いますが、これを、できるだけ全生徒に向けてやっていく。このよかところプロジェクトも10校ぐらいなものでしょう。全体域になっておらんでしょう。ぜひ私立学校全体でふるさと教育の取組を強化していくというか、ひとつその辺の相談をぜひ私立学校側と話し合いを進めていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

【門池学事振興課長】今回、パワーアップ事業をよかところ推進プロジェクトにリニューアルしているところでございますけれども、より学校が取り組みやすくなるような視点で事業を組み換えしております。

一つは、予算枠というのを約550万円増額したというところ、それから補助率をこれまで基本的には2分の1の補助率だったところを3分の2まで増加させているというところ、それから、事業の実施に当たっては外部の評価委員会を設けておりまして、これまでは事前審査というのをやっておりましたけれども、事前審査をすることによって事業の着手までに若干時間がかかったり、学校の方にはハードルが高いという印象もあったことから、それを事後評価という形に変更しまして、その年にあった成果を検証しまして次年度に活かすという仕組みに変えております。現在、学校の実施希望を調査したところ、17校が実施したいという希望を持っておりまして、今後もこういった取組の成果を学校の方にお知らせして、取り組む学校を増やしたいと考えております。

【中山委員】17校まで拡大していく見通しが

あるということは大変ありがたい話でありますので、積極的な取組をお願いしておきます。

最後に1点お聞きしますが、この内定者状況の中で、未内定者は何名いるのかという問題と、昨年度、就職も進学もしなかった学生、この数字がわかりますか。

【浦川委員長】暫時休憩いたします。

— 午前10時54分 休憩 —

— 午前10時55分 再開 —

【浦川委員長】再開いたします。

【門池学事振興課長】1月末現在で、就職希望者に対して内定者が608名ということで、52名が未内定というところになっております。

令和元年度の卒業者で就職できなかった学生は、合計で5名いるというところでございます。

【中山委員】令和元年度はかなり頑張ったなと思いますので、こういう形で進めていただきたいと思います。

いずれにしても、この目標が令和7年度、44%ということですから、まだかなり距離がありますので、努力していることは今の質疑でわかりましたけれども、さらなる努力を要望して質問を終わります。

【浦川委員長】ここで換気のため休憩し、11時10分から委員会を再開いたします。

— 午前10時57分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

【浦川委員長】再開いたします。

【麻生委員】何点かにわたってお尋ねしたいと思います。私学振興関係です。

参考の文教厚生委員会の説明の学事振興課が出している書類を見ますと、高等学校は23校ありますけれども、人口減少で前年対比97.2%と

ということで、この23校で定員割れしている学校の数と定員オーバーの状況がわかりますか。なければ後で結構です。

趣旨は、今回、各学校に一人当たり補助金単価がありますよね。高校で言えば36万6,000円、これを人数割りでやって加算されるということになっていますけれども、要は、定員を7割割ると県の補助が受けられないという暗黙のルールがあると。だから、定員を減らすとかしないと、なかなかこの7割にいかないというところもあるでしょう。今後、私立学校の運営も人口減少を含めて大変厳しい状況になってきているんですけれども、もちろん各学校の努力もしてもらわないといかんのけれども、特に、人口減少になった時に、基本的な考え方、今後、その7割を減じてももらわないといかんというのか。定員を逆に下げてももらわないといかんということなのか、どういう形で考えなのか、お尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】 まず、定員充足率70%未満についての補助金の不交付の関係の考え方なんですけれども、定員充足率を70%未満、または130%を超える学校については、補助金不交付の対象としているんですけれども、これは過去、県が認可した定員と募集定員の間に大きな開きがあって、そういった状況を是正するために実態と合った認可定員となるように、そういうのを促すことで導入をさせていただいております。

これまで、この方法は機能してきたものと考えておりますし、不交付条件で適用を受けた学校というのは、これまでないということでございます。

【麻生委員】 特に、各学校の努力はしてもらって、先ほど私学の補助金、これは所得に関わら

ず、しっかりとした家庭の状況に関わらずに、意志ある子どもたちをしっかりと応援していこうということで、平成30年6月から実施された状況なんですけれども、それで魅力ある学校については、私学に自分たちの夢をかなえるから行けるねという話はしているんですよ。しかし、選ばれる学校と選ばれない学校もありますし、地域によってそういう状況が出てくるのかなと。

先ほど言われたように、一つの目安かもしれないけれども、学校運営にとって、もし7割割った時に補助金がもらえないとなると、大きな学校運営に対して支障があると思っているものですから、努力はしてもらおうという思いはあるんですけれども、一定地域の高校ということで、学ぶ場をしっかりとつくってもらおうということも大事ではないかと思っているんですよ。それで、支援はしてもらっていると思うんですけれども、対応ですね、今後、人口減少の中でやっぱり出てくるんだなという可能性もあるものですから、それと地域によっては定員を大幅に超えているところもあるものですから、そういう格差が出てきているのではないかと考えているところで、ここについて各学校についての指導とか、私学の状況についての、そういう取組についてのご指導はあっているんでしょうか。

【門池学事振興課長】 まず、補助金の不交付の関係なんですけれども、入学定員をそれぞれ設定されておりまして、生徒が減少しているところというのは、その入学定員に対する充足の状況を見れば、例えばこの年が70%を切ったとかいうことがありましても、不交付条件というのは全体の生徒数、3学年の生徒数で見ますので、直ちに不交付になるということとはございません。

そういった入学の状況を踏まえて、学校としては生徒数を増加させるように努力するのか、

または定員を減少するのかという選択肢がございます。

それともう一つ、先ほどありましたけれども、私立高校については今年度から就学支援金であったり、県の授業料軽減の充実なんかもやっておりまして、保護者の負担軽減というのが、先ほども申し上げましたけれども、就学支援制度でほぼ全額授業料が減免になる方が約6割、それから半額になる生徒まで含めると約7割、何らかの支援を、月9,900円の支援まで受けている人を入れたら8割の生徒がそういう支援の対象となっておりまして、私学にとってみれば、今が入学者を増加させるチャンスになるのではないかと考えております。

学事振興課としましては、私立学校に対してそういった制度をPRしたりして入学者を、あと学校の魅力、こういったものもしっかり発信をしていただいて、入学者の増加に努めていただくようにお話ししているところでございます。

【麻生委員】私学ですので、それぞれ学校の設立目的、教育方針がありますから、そこは大事にしていきたいと思うんですね。

次に質問したいと思いますけれども、今回、私学の関係で、先ほど授業料の支援がありますけれども、特に非課税の子どもさんたちで、入学金の関係については補助はないのかどうか。一部入学金関係についての補助を実施している県もあります。長崎県としての考え方はどうなんでしょうか。お考えを教えてください。

【門池学事振興課長】授業料以外の負担の軽減につきましては、低所得世帯の生徒に対して、私立高等学校の奨学給付金というのを支給しておりまして、生活保護世帯であったり、市町村民税非課税世帯の区分に応じて授業料以外の教育費について支援をしているところでございま

す。

就学支援金は、令和2年度から拡充されたというところと、それから奨学給付金も毎年単価というのが増額をしております、そこで入学金等も含めまして、授業料以外の教育費については一定措置がなされていると考えているところでございます。

【麻生委員】入学金といいますか、最初に結構なお金がかかるものですから、そこについての非課税の世帯について、生活保護もそうでしょうけれども、出しているところもあったものですから、そういう貸し付けという形よりは、そういう形がとれないかなという状況です。

併せて、私学によりますと、寄附金みたいな状況が別項目であるものですから、授業料と別にあっていると。だから、保護者の負担というのはそういったところにもあるのかなと。授業料は納めなくてよくなりましたから、それもいいんですけども、それについての補助は、この加算がされたので、その分がプラスアルファになっているのかなと思いますけれども、その点についてのお考えはどうでしょうか。

【門池学事振興課長】これまでも、今回ご答弁させていただいておりますけれども、授業料を中心とした教育費の負担につきましては、今回の令和2年度からの制度改正によって大幅に保護者負担というのが軽減されていると考えております。

県の財政も結構厳しいというところもございまして、これ以上の負担軽減というのは、今すぐ、実施するというのはなかなか難しいと考えているんですけども、今後とも学校や保護者の方のご意見をお聞きしていきたいと考えております。

【麻生委員】最後に3点目、給付型奨学金につ

いてのお考えですけれども、これは国の状況と
いうことを聞いたものですから、今、県立大学
も専門学校についても説明の中に全額免除とい
う状況がございますね。これは県が単独で補助
しているということで考えていいんですよね。

【門池学事振興課長】高等教育の無償化の関係
で授業料の減免を実施しておりますけれども、
その財源につきましては一般財源で負担をして
いるところでございます。

【麻生委員】今回、県立大学とか、併せて専門
学校について、この補助金が入っていましたの
で、結構な金が入っているんだなという状況が
あったんですね。併せて、国が今、給付型奨学
金も出して、生活保護や住民税非課税世帯とか
に支給されていますので、通告しておりません
でしたけれども、県内で各大学がありますけれ
ども、そういう授業料の減免をしている、金額
は載っていますけれども、生徒数とか、給付型
奨学金をもらっている人たちの数はつかんでお
られるのでしょうか。

【門池学事振興課長】県内の大学についての数
というのは、こちらの方では把握をしておりま
せんけれども、県立大学で申し上げますと、高
等教育の無償化の関係で授業料を減免した学生
については、前期で441人、後期で413人とい
うことで、おおむね400人程度の学生の支援を実
施しているところでございます。

【麻生委員】わかりました。結構な数があるん
ですね。こういう給付型奨学金ということで、
私たちも改めて制度をつくってもらいました。
これが子どもたちに学べる機会といいますか、
本当に自分の夢をかなえるんだということで、
しっかりその状況を説明しながら、また感謝し
ながら、そして自分の夢をかなえて社会に貢献
するという人材に育ってもらえば大きな効果が

あるのではないかと考えているので、最後に、
これはそういう制度ができた状況であるんです
けれども、それに対して負い目を持つことはな
いんでしょうけれども、ただ感謝しながら、自
分の夢をかなえていくということについての何
らかの指導とか、そういうことについての話が
あるのかどうか、そこについてはどうなんでし
ょうか。ただ、負い目になるといけないから、
改めて私たちも、制度としてつくった以上、今
後伸ばしていきたいと、しっかりと堅持しても
らってやってもらいたいと。また、貧富の差に
よって、経済、所得の格差によって自分の可能
性をつぶすことのないような形にしていきたい
とは思っているところですが、それに対
して受ける側の子どもたちはいろいろあるでし
ょうから、それに対しての県としての指導だ
とか、取組についての何らかのお考えがあるの
かどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】高等教育の無償化の関係
で、意志ある学生で経済的な理由により学業を
断念しないようにという趣旨で今回制度が創設
されたというところでございますので、そうい
ったところは学生の方にはしっかり周知をして
いるところであります。

それから、この支援新制度によって授業料の
延納・分納というところが昨年に比べたら大幅
に減少したような状況もございますので、そう
いった意味では、学生の方もある程度効果は実
感されているのではないかと考えているところ
でございます。

【麻生委員】改めてまたお尋ねですけれども、
この給付型奨学金をもらってでも、なかなか全
額、生活費も含めるとなかなか賅えないとい
うことで、別に奨学金を受けている方たちもい
るのでしょうか。併用はできるんですか。

【門池学事振興課長】貸与の奨学金と給付型奨学金については併用も可能と聞いております。

【麻生委員】今、アシスト制度もあるわけですね。長崎に就職してもらって、6年以上たてば300万円まで、奨学金を受ければ150万円までは減免してもらおうということがあるので、それを活用して長崎に就職してもらおうということについての徹底指導といいますか、ご案内をしてもらおうと。そうすると県内に就職するという方が増えてくるのかなということは思いますので、ぜひ併用して、そういう方たちに紹介してもらって、奨学金が大きな負債になって、将来自分の返済が多くなって結婚をあきらめないといけなとか、そういう奨学金制度の中の状況があると聞いたこともありますので、しっかりそういうのを併用しながら、そして自分たちの夢をかなえるような、そういう形の取組をしてもらいたいと思いますので、広報関係についてしっかりお願いしたいと思うんですが、それについてお考えはどうでしょうか。

【門池学事振興課長】アシスト制度につきましては、産業労働部の方で所管しております、先日もなかなか制度の周知が図られていないというようなお声もありまして、それを踏まえてしっかり周知するような対策をとっていると聞いているところでございます。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【山田(朋)委員】コロナ禍の中での学生・生徒の支援について伺いたいと思います。

お聞きするところによると、報道があったように、長崎県立大学においては学生のコロナにおける影響での相談件数はそうないとお聞きしておりますが、件数、内容等を教えていただければと思います。

【門池学事振興課長】大学の方で学生からの相

談状況というのを調査しているんですけども、8月の段階では県立大学でアルバイトに関する相談が15件あったところでありまして、最近も1件、別に相談があっていると聞いております。

【山田(朋)委員】相談は、8月にアルバイトが15件あって、この頃あと1件あったということですか、差しさわりがなければ。

【門池学事振興課長】2月にその相談というのがあるっておりますけれども、アルバイトができなくて収入が減ったということで、なかなか生活が厳しいといったような相談を受けたと聞いております。

【山田(朋)委員】アルバイトは、やっぱり飲食店等を中心になくなって、とても困窮している学生が多いと思うんですけども、大学にアルバイトの求人とかも来たりするんですか。

【門池学事振興課長】アルバイトの求人についても大学の方にきておりますけれども、やはり昨年度に比べたら少なくなっているという状況でございます。

【山田(朋)委員】学生に人気のあるアルバイトとかになると、なかなかないのかもしれないんですけど、できるだけ、学生もいろんなサイトで1日ちょっと働くサイトとかあったりもするので、いろいろ工夫もされていると思うんですけども、相談体制の中で、今ホームページを見たら、学生がログインできて、いろいろ相談できるような関係があるようではありますが、県立大学の学生数を考えると、相談件数が少ないのかなと思うんですけども、この8月と2月の件だけですか、ご相談の状況は。

【門池学事振興課長】現在、私どもの方で把握しているのは、先ほど述べた件数でございます。

【山田(朋)委員】わかりました。

全体的には、都会の大学みたいに収入が減っ

て学校に通えなくなる。退学を5人に一人の子が考えているという新聞報道がされている大学もありましたが、長崎県立大学においてはそこまで危機的なというか、みんな厳しいとは思いますが、そのような形の学生はいないという理解でよろしいですか。

【門池学事振興課長】そういった家計急変を理由に退学したという学生はいないんですけれども、休学している学生が2名ほどいるということでございます。

【山田(朋)委員】学費が払えなくて休学をしている学生がいるということですが、その支援策として様々な奨学金とかもあるかもしれないけれども、諸事情もあったりして活用できないからそういった状況にあると思うんですが、授業料を本当借金してでも払っている保護者もいらっしゃると思うので、その2人に何かしてくださいとは言えないところではあるんですが、今後、学事振興課ではどういうふうに見守るというか、考えていらっしゃるかを教えていただきたいと思います。

【門池学事振興課長】家計が急変した学生に対しては、就学支援の新制度で年収380万円未満の学生について授業料の全額減免であったり、3分の2、3分の1、段階に応じた減免措置というのをやっておりまして、今年度についてはさらに県の方で3分の2、それから3分の1になっている学生に対しては6分の1の上乗せを実施しているところでありまして、そういったところの活用をしていただくように考えているところでございます。

それと、日本学生支援機構の貸与型の奨学金でありますけれども、それも家計急変に対応した制度となっておりますので、そういった活用を促していくことが大事ではないかと考えてお

ります。

【山田(朋)委員】ちょうど前期の授業料を払う時期が5月ぐらいにくるかと思います。今回の第三波の影響が出てくる時期でもあるのかなともちょっと思っていて、今ももう分納とか、いろいろしていただいているのはよく存じているんですけれども、さらに細かく、私は学生の数に比べたら相談件数が少ないのが非常に前から気になっていて、そのためにホームページにも相談窓口とかうたっていたいただいているんですけれども、もっと気がけていただいて、誰にも相談できずに苦しんでいる子とか、もしかしたらいるのかなと思って心配をしていますので、そういった納入の時期とか、先生方にも、生徒数が多いからなかなか難しいかもしれませんが、いろんな周りの大人が気がけて、少し見ていただきたいということをお願いして質問を終わりたいと思います。

【浦川委員長】ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】まずは、ICT教育が進んだ私立学校の知見についての水平展開をお伺いいたします。

今回の一般質問でも、私立学校のICT、要はGIGAスクールの推進については話題がございました。私立学校で格差があるという話です。今回は、私立学校でも、より進んでいるところに注目して質問をさせていただきます。

先進的にすごく進んでいる学校、具体名は挙げないんですけれども、私も実際その学校の方とお話をさせていただきました。要は、県立高校が今からGIGAスクールの推進していくところで、もう先に、正直なところ5年以上前にGIGAスクールを始めている学校もあると聞いております。

よって、その県内私立高の進んだICT教育、

これを県内の県立高校、また、これから取り組んでいこうとするほかの私立高校に対して水平展開を行っていくべきと考えておりますが、そこについてのお考え、また、今後の展開についてお知らせ願います。

【門池学事振興課長】 水平展開、横展開のお話でございますけれども、私立学校の間では校長会や教頭会、こういった場を活用しまして、私立学校においてはそれぞれの学校の考え方でICT教育も進めているところでございますけれども、その学校のニーズを踏まえて、学校同士で進んでいる学校に対して意見交換を実施しておりまして、そういう意味では横展開というのは一定できる仕組みというか、できている環境があるのかなとは考えております。

ただ、公立の高校に対しては、そういった機会というのが今ございませんけれども、公立学校の方でそういった私立学校の取組というのを参考にしたいというご希望がございましたら、私どもは学校とのつながりはやっていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ぜひとも積極的にお願いをしたいところです。これはもう要望ということで最後お伝えいたしますが、ある私立校は5～6年前に、全員1人1台端末を実施しようとして、その端末の整備とともにSEをお一人採用された。理由は、GIGAスクールの展開時に、やっぱり端末の整備不良であるとか、あとはアプリの変更とか、そういったものを触れる人が必要だということでSEを一人雇ったそうです。

そもそも、学校の先生が普段の授業でお忙しい中、なかなか端末整備、本来その先生の仕事ではない部分だと思います。そういったところまで、もちろん負担になるということもそうですし、多少は専門的な方が必要であるという

ことで、その学校はそう判断をしたと。

実際、そのSEの方は、もう数年たっていますけれども、ずっとフル稼働で動くぐらいの仕事があると。つまり、それだけトラブルであるとか、いろんな柔軟な対応というのが求められるそうです。

また、ある私立校から聞いたんですけれども、そのようにして先進的に進んでいったと。そうしたら、県立高校から実際人が来られたと。ただ、その県立高校というのは長崎ではなくて、他県の県立高校だったらいいです。それを聞いて、正直ショックでした。なので、恐らく県立高校がこれからがと進んでいくに当たって、私立高校の経験というのは必ず活かされると思います。

そこで、今の県の現場の方が、しっかりと私立高校の方と連携を取り合っていて、どういったことで苦勞をしていたのかというのを把握していただくと。そこで、今後、県がいろいろなところで問題を抱えていく中で、その連携をぜひともお願いをしたいと思います。

続きまして、県立大学生の企業インターンについてでございます。

まずは、企業インターンの状況と受け入れていただいている県内の企業数をお知らせいただけますでしょうか。

【門池学事振興課長】 企業インターンシップにつきましては、今年度はコロナの影響で実施ができなかったというところでございますので、令和元年度のインターンシップの受け入れ企業等の数でございますけれども、企業数で言いますと100社を超えるような企業で受け入れをやっていただきまして、学生の数も300名近くの学生がインターンシップに行っているところでございます。

【中村(泰)委員】 特に、佐世保校の国際経営学科が、もう全国紙にも取り上げられるぐらい、特に海外の企業とのインターンシップをやっていると。今の話は県内の企業でしたけれども、海外の企業であるとか、県内の企業と大々的にやっているということで、すごくそれが好評ということをお伺いしております。

国際経営学科は、そのようにしてすごく突き抜けたやり方をされているという印象があるんですけども、情報セキュリティ学科であるとか、情報系の学部についてです。主に長崎を中心とすると思うんですけども、情報系の学部の、特にその受け入れ企業数であるとか、状況はいかがでしょうか。

【門池学事振興課長】 情報システム学部でいきますと、事業所としては、令和元年度、県内・県外含めまして32事業所、参加した学生が43名という実績になっております。

【中村(泰)委員】 1学年40名ということで、43名ということです。複数の学年で実施できているのかなと思って、想像以上にかなり活かされているなと考えております。

よりこれを推進していただきたいという思いがございます。恐らく、多分インターンシップということで情報系の会社にインターンをしているかなと思うんですけども、やはり県の、今後企業との連携の中でICTを進めていくと考えれば、決して情報系の企業だけではなくて、例えば1次産業である農業や水産業、そういったところまで手を伸ばして実施するということがすごく重要であるのかなと思います。

離島に学生が行ったりしながら、いろんな課題解決をするというのは伺っているんですけども、県内の企業にもっと呼び込んでいただいて、もちろん情報系の企業もそうですけれども、

1次産業の方にも届けられるような仕組みを加速し、進めるべきと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

【門池学事振興課長】 インターンシップは、県立大学では必修にしている学科もございますけれども、そういった関係もありまして、受け入れ可能な企業については大学の方が各企業を回って選定を、講習をして受け入れをお願いしているような状況でございまして、マッチングの関係もありまして、学生の希望に沿うような企業を現在も開拓しているようなところでございます。

中村(泰)委員がご提案されている、様々な企業に派遣をしてということにつきましては、企業側のニーズであるとか、そういった企業がどのくらいあるのかといった事前の調査というのがかなり必要になるのかなとは考えているところでございます。

ただ、学生にとっては、そういった経験というのは非常に大事なものであるもので、そこは大学の方にも協議をしていきたいと考えているところです。

【中村(泰)委員】 情報系の学部の学生たちは、自分たちが活かされることを知った時に、これからの進路を決めるうえでもすごく参考になることだと思いますので、特に県立大学ということで、県が比較的自由に施策に織り込めるものだと思いますので、先生方と協力しながら、ぜひとも進めていただきたいと思います。

最後に、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の取組ということでございます。

こちらは事業の目的を拝見すると、高校生の進学促進、企業との連携による県内産業の発展、産学共同研究機能を推進すると、こういったと

ころが狙いだということで伺っております。

情報セキュリティということで、これを県で必要としているところは、やはり一つ長崎県警があるかなと思います。事業概要の資料を拝見させていただくと、この県警という言葉がここには出てきてないんですけれども、長崎県警との連携についていかがでしょうか。

【門池学事振興課長】資料の方に県警という言葉がないんですけれども、もともとその産学共同研究センターの目的としましては、県内の産業の振興というところがございまして、民間企業の利用を中心に想定をしているところでございますけれども、それ以外の分野についての利用も可能と考えているところでございます。

県警との連携につきましては、協定を結んでおりまして、人材育成等、そういった取組を実施しているところで、具体的には県警の職員の方が大学院に来て受講されるといったようなことも実施しているところでございます。

【中村(泰)委員】以前、総務委員会にいた時に、県警の方に提案をしたんですけれども、他県では、大学生が県警のある部屋に入って、例えば当時、麻薬とかをSNSで販売をしているような事象が多くあって、それを学生が、要は慣れた学生がそのルートを暴き出して犯人の特定につなげるというようなことをやっていたんですね。それはボランティアだったんですけれども、情報セキュリティ学科の学生というのは、まさにその即戦力というか、そしてすごく活躍できると思いますし、本人たちにとってもすごくプラスになると思うんですね。ぜひともそういった取組を進めていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

【門池学事振興課長】情報セキュリティ学科では、セキュリティ演習室というのを設けまして、

実際に行われているサイバー攻撃、これを題材に、その防御方法なんかを学ぶ演習をしております、そういう意味ではかなり実態に近い教育がなされていると考えております。

しかしながら、県警からそういった学生が必要だというようなお話がございましたら、連携協定も結んでいるというところもございまして、可能かどうか、大学の方とはお話をしていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】ぜひとも連携を進めていただいて、そういう学生が、本当に世の中に具体的に役に立つということを学生のうちにぜひとも感じてもらえればと思います。

以上です。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了いたします。

それでは、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午前11時45分 休憩 —

— 午前11時46分 再開 —

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、教育委員会関係の審査を行います。

お疲れさまでした。

— 午前11時47分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【浦川委員長】委員会及び分科会を再開いたし

ます。

これより教育委員会関係の審査を行います。

【浦川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明をお願いいたします。

【池松教育長】 教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

予算関係議案の説明に先立ちまして、令和3年度教育行政の基本方針についてご説明いたします。

我が国では、人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化の進展、急速な情報化や技術革新などにより、社会が大きく変化してきております。そのような中、国においてはGIGAスクール構想による教育のICT化など、様々な教育改革を進めており、Society5.0時代を生きる子どもたちに対して、予測困難で、変化の激しい社会の中を自立的に生き、社会形成に参画するための資質・能力を育成していくことが求められております。

こうした中、県教育委員会では新たにスタートする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」や「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を掲げた第三期長崎県教育振興基本計画に基づき、社会の変化に柔軟に対応しながら、自らの人生を切り拓いていく高い志と意欲を持

った人材や、ふるさと長崎県に愛着と誇りを持つ人材の育成、また、ICTを活用した新しい時代に対応する教育の実現を目指し、多様な喫緊の教育課題や社会情勢に対応した諸施策を推進してまいります。

令和3年度の主要事業についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

ふるさと・職業教育について。

義務教育段階においては、令和3年度から、ふるさと教育のさらなる推進を図るために、「ふるさとの新たな魅力を創出するキャリア教育実践事業」を実施いたします。本事業では、学校と市町の連携を強化し、中学生がふるさとの課題解決をめざして、まちの新たな価値や持続可能な社会づくりに向けた活動等を生み出す職業体験学習に取り組むこととしております。加えて、県内の教職員や関係者を対象とした発表会を開催し、成果を発信することで、県内の小・中学校に地域課題の改善を目指す探究的な学習の普及を図ってまいります。

高等学校段階においては、令和3年度から、「高校生アントレプレナーシップゼミ」及び「長崎を元気にするアイディアコンテスト」を新たに実施いたします。これまでの各高等学校でのふるさと教育を一步進め、新たにアントレプレナーシップゼミを開催し、地域の課題解決や魅力化等にSDGs等のグローバルな視点を踏まえて取り組む高校生のネットワークづくりを行い、活動を通して起業家精神を持つ人材を育成してまいります。また、アイディアコンテストを通して、各高等学校における郷土長崎を元気にする取組を他校と共有し、全ての県立高等学校においてふるさと教育のさらなる深化を図ってまいります。

4ページをご覧ください。

I C Tを活用した教育の推進について。

G I G Aスクール構想により整備される1人1台端末のI C T環境を活用し、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す学びの実現や、校務の情報化による働き方改革など、学校における教育の情報化の総合的な推進は、本県教育の喫緊の課題であります。

令和3年度は、新たに「教育の情報化推進プロジェクト」として、「スマートスクール推進協議会」を立ち上げ、県及び市町における取組の方向性や課題を共有するとともに、地区別研修会の開催や相談窓口の設置等を行うこととしております。

また、全ての教員が端末を活用した授業に積極的に取り組めるよう実践事例を取りまとめたガイドブックやマニュアルを作成するとともに、フォーラムやWebサイトを通じて授業等へのI C T活用に関する情報共有を図ってまいります。

さらに、高等学校においては、E d T e c hサービス導入検証を実施し、生徒の1人1台端末の効果的な活用促進を図ってまいります。

併せて、県立学校におけるI C T教育を推進するため、高校教育課へ新たに「I C T教育推進室」の設置を検討しており、組織体制の強化を進めてまいります。

このほかの主要事業については、3ページから12ページに記載のとおりであります。

12ページ、下段をご覧ください。

次に、これまで申し上げました主要事業を含め、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の歳出予算総額は、1,326億4,645万5,000円となっております。

歳入歳出予算の内訳及び令和4年度以降の債

務負担行為を設定するものについては、12ページから16ページに記載のとおりであります。

16ページ、中段をご覧ください。

第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では5億6,911万円の減、歳出予算では29億2,227万6,000円の減であります。

歳入歳出予算の主な内容は、事業執行見込みの減等によるもので、17ページから19ページに記載のとおりであります。

19ページ、中段をご覧ください。

繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な事業期間が確保できないこと等から、校舎等整備費1億4,102万9,000円、情報機器整備事業費822万7,000円について、繰越明許費を増額するとともに、新県立図書館等整備事業費1億3,981万1,000円、文化財保存費2,142万7,000円について、新たに繰越明許費を設定しようとするものであります。

繰越理由及び内容については、19ページから20ページに記載のとおりであります。

最後に、歳入歳出予算の確定に伴う整理等を行うため、3月末をもって、令和2年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】 ありがとうございます。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料『政策的新規事業の計上状況』」について説明をお願いしま

す。

【桑宮総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました教育委員会関係の資料についてご説明を申し上げます。

今回、ご報告しますのは、政策的新規事業の計上状況についてであります。

お手元にお配りしております提出資料の2ページをご覧くださいと思います。

教育委員会関係では、「『世界へのゲートウェイ・Nagasaki』英語教育推進事業費」以下8事業を新規事業として要求を行い、事務費の精査が6件、事業内容等の精査が1件、要求額どおりが1件となっております。

以上で説明を終わります。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】横長資料34ページ、高校教育課の高校生の離島留学推進事業費についてお尋ねいたします。

この事業は、2月24日の説明資料35ページにありますように、離島留学制度実施校5校において、特色ある教育活動の実施や地域との交流、離島留学生募集のための広報活動などを行うとなっています。

質問といたしましては、当初予算の6,232万6,000円を前年度当初予算と比較いたしますと、875万8,000円今年度は多いと理解をしているんですが、この離島留学推進事業、これまでと大きく変わるところがありますか。

【狩野高校教育課長】昨年度と大きく変わりますところは、一点、離島留学の専任職員です。離島留学の生徒たちの生活の支援だとか、教育

の充実のため、もしくは広報活動のために、現在、五島、それから対馬高校に専任職員を配置しておりますけれども、来年度、新たに壱岐高校に配置をしたいと思っています。その分を254万9,000円計上しております。

また、5校の教育がより魅力化を図れますように、魅力化の取組としての増額、それからコロナ対策としましてPCR検査、プラス、ホテルでの滞在費等を計上させていただいております。

【堀江委員】五島と対馬に続いて壱岐に専任の先生を配置するということなんですが、専任の方を配置するということは、この事業を進めるうえでとても大事なことだと思うんですが、今、5つの中で3つのところに配置をされていますが、五島南高校、奈留高校についての専任の先生の配置という考えの方向もあるんでしょうか。

【狩野高校教育課長】五島地区につきましては、今、堀江委員からご指摘のとおり3校実施をしていますので、専任職員につきましては五島地区に1名置いているという考え方でございます。

【堀江委員】理解いたしました。

それで前年度に比べて875万円増えたうちの先生が250万円という予算になった場合、増えた分の625万円ですけれども、それは先ほど課長が言われたコロナ対策等、様々なそういうことについての増という予算の理解でいいでしょうか。再度確認をさせてください。

【狩野高校教育課長】堀江委員、ご指摘のとおりでございます。

【堀江委員】同じく高校教育課の横長資料35ページの夜間中学設置調査研究事業費の158万円について質問いたします。

これは本会議でも質問があった内容で、教育

長の答弁としては、令和2年度のニーズ調査の結果、県教育委員会としても一定のニーズがあるという確認をしているという答弁がありました。

そして、早くても令和5年度の開校となるが、設置者の協議であるとか、シンポジウムの計画については今後行っていきたいという答弁があったんですが、私としては、質問としてシンポジウムの計画というのが現時点で具体的な内容としてあるのかということが一つと、この158万円の予算は前年度の予算と比べますと55万7,000円増になっているんですが、この内容がどうなのかということも併せて教えてください。

【狩野高校教育課長】夜間中学の設置につきましては、先ほど堀江委員がおっしゃったとおり、早くても令和5年度を目途に準備を進めているところでございます。今後、夜間中学の協議会であるとか、市町との協議を通しまして決めていくということになります。

昨年度からの増額分ですけれども、ニーズ調査を実施いたしましたけれども、アンケートが全てのニーズを捉えているかということ、そうでもないかと思っております。ですから、来年度は少し夜間中学の設置意義等を県民の皆さん方に広報して、シンポジウムなどを開いて、ニーズ調査では捉えられなかったニーズを掘り起こしてまいりたいと考えている分の増額でございます。

【堀江委員】 そうしますと、シンポジウムの計画というのはあるけれども、現在、具体的にどういう内容であるかということはこれからの検討という理解でいいですか。

【狩野高校教育課長】 そのとおりでございます。

【堀江委員】 了解いたしました。

同じく高校教育課の横長資料36ページのこ

れからの社会を生き抜く力を持ったグローバル人材育成事業費1,524万円について質問いたします。

この内容は、2月24日説明資料の35ページに書かれている内容でありますけれども、高校生の上海中国語研修事業ということなんですが、これは前年度と比べて425万円減っていますよね。去年は、いわゆる中国語だけではなくて英語も対象だったのではないかと理解をしているんですけれども、グローバルということをよく言われるので、今回は中国語だけなんですか。確認です。

【狩野高校教育課長】 今回は、ご指摘のとおり中国語だけの研修を計画させていただいております。

【堀江委員】 何か意味があるんですか。今回は中国、アジアとの交流を担う人材を図ることなんですけれども。

【狩野高校教育課長】 英語の研修としまして、シンガポールの英語研修というのを今年度まで実施をしてまいりました。今年度はコロナの関係で実施できなかったんですけれども、一定その役割を果たしたというのと、今現在、海外修学旅行に行っている学校10校、それから各学校独自に海外研修を実施しているのが10校ございますので、今年度でシンガポールの英語研修は廃止といたしまして、上海の中国語研修のみ残しているところでございます。

【堀江委員】 結局、子どもたち、生徒たちは毎年かわりますよね。だから、自分がその学年になった時に、本来であれば研修に行けるところに行けなくなったということであってはならないと私は思っているんですけど。そういう意味で役割は終えたということなんですが、その点はどのように理解したらいいですか。もうほか

の学校が代わってやっている。こういう研修事業に限らず、ほかで英語の場合は対応できるということでしょうか。

【狩野高校教育課長】 英語につきましては、先ほど申し上げたとおり各学校の取組が進んでいるということが1点と、グローバル人材育成につきましては、海外研修はないんですけれども、英語の授業の充実というのを一層図ってまいりたいと考えております。

【堀江委員】 横長資料39ページの児童生徒支援課、スクールカウンセラー活用事業について質問をいたします。

今回の予算の2億803万円という予算は、スクールカウンセラーの人数、それから配置校、このことについてはどれぐらいになるのか教えてください。

【安永児童生徒支援課長】 来年度予算について、この表に示されているように予算増が認められましたので、これに向けて来年度、配置について拡充する方向で考えております。

ただ、現在、最終的に詰めを行っている段階で、具体的にスクールカウンセラーの人数は本年度並みになるかと思えます。

それと、校数についても最終的な詰めを進めているところであり、まだはっきりしたところは決まってない状況です。

【堀江委員】 今年度並み、私の記憶に間違いなければ、現在105名の方が290校に配置をされているということで、一人2.何校の割合で受け持っているという理解をしているんですが、現段階、いろんな詰めがあるので数は言えないけれども、認識としてはそれを上回るスクールカウンセラーが配置をされるという理解でいいんでしょうか。

【安永児童生徒支援課長】 本年度は、スクール

カウンセラー107名の300校配置、年間通して教育相談事業を進めてまいりましたが、来年度は少なくとも本年度以上の配置拡充を進めていきたいと考えております。

【堀江委員】 長崎県の場合は、総合計画もそうですけれども、教育委員会で言うと第三期長崎県教育振興基本計画が一つの柱になるわけですが、その計画の中では、配置校として300校を目標にいたしております。

ということは、もう既に第三期教育振興基本計画で掲げた目標を達成はしているんだけれども、さらにそれを超えてスクールカウンセラーの配置をする方向で検討しているという理解でいいですか。

【安永児童生徒支援課長】 委員がおっしゃっており、目標は一定達成しておりますが、今後も学校を取り巻く環境に対応するために、スクールカウンセラーの配置拡充に努めていきたいと考えております。

【堀江委員】 いわゆる不登校でありますとか、いじめの問題でありますとか、子どもたちの心のありようを、寄り添っていただくためにこのスクールカウンセラーは大事な業務だと私は思っております。増やしてほしいと思っております。

今、課長から増の方向で検討しているというお話ですけれども、例えばそれぞれの自治体からもスクールカウンセラーの配置の拡充については要望があると思うんですが、例えば長崎市もこのスクールカウンセラーの配置の拡充については、未配置となっている学校について配置をしていただきたい。要は、一人のカウンセラーが2つ、3つの学校を担当するというのではなく、未配置のところに配置をしてほしいというような、例えば長崎市からの要望もあ

っているんです。増やすということなんですけれども、そうした方向も検討していただきたいと思っているんですが、見解をお願いします。

【安永児童生徒支援課長】配置校の選考につきましては、もちろん委員がおっしゃるとおり、市町教育委員会の要望を十分考慮しながら、それに沿った対応をしていきたいと考えておりますが、その選考については、生徒指導上対応が必要な学校を総合的に判断しながら、あるいは問題行動の実態調査資料を参考にしながら、適正に有効な配置を進めていきたいと考えております。

【堀江委員】このスクールカウンセラー活用事業で、今まで私が課長とやりとりをしてきたのは、それぞれの学校に配置をする、あるいは2つ、3つの学校を担当するということになるんですが、今回の議会で、長崎県DV対策基本計画が、福祉・こどもの方から出されています。この中には、「子どもに対するケアプログラムの推進をスクールカウンセラーによるカウンセリング、教育機関との連携を行うことを検討する」ということもあります。つまり、教育委員会だけの問題ではなく、スクールカウンセラーの役割がほかの部局、福祉やこどもの部局でも求められているわけですが、そうした協議なりについては、これは検討するというのが、長崎県DV対策基本計画にあるんですけれども、教育委員会としてもそうした検討課題というのは上がっているのでしょうか。

【安永児童生徒支援課長】児童虐待等の対応機関はあくまでも福祉機関でありまして、学校はその大きなネットワーク支援の一員であると考えております。

といいましても、学校現場では、目の前にいる生徒の様子だとか、状況だとか、丁寧に観察

をしながら対応を進めていかなければいけないという認識のもと、他の機関との連携も十分考えていく必要があると思っていますところでは。

【堀江委員】課長の答弁として、十分考えていく必要があると。ということは、長崎県DV対策基本計画の中で掲げているスクールカウンセラーによるカウンセリング、教育機関との連携については検討する。ということは、教育委員会も検討するという考えに立っていると理解していいんですか。

【安永児童生徒支援課長】あくまでも、担当課が主体となって対応するべきことであるとは思いますが、教育委員会として連携し、協力できることは我々の使命としてやっていきたいと考えております。

【堀江委員】なぜこういうことに拘るかということ、スクールカウンセラーはいろんな場所で求められているので、今回、長崎県DV対策基本計画の中にそうしたことを新たに明記をするんですね。改めてその役割を書かれているので、こども政策局だけではなく、教育委員会としてもどのようにその協議が進んでいるかなということちょっと確認したい思いがありましてこの質問をしたところです。必要なところは連携してという答弁ですので、ぜひ、その旨対応していただきたいと思います。

このスクールカウンセラーの最後の質問といまして、昨日の予算総括質疑の中で、児童生徒の置かれた環境における児童生徒の心のケアについてという質疑がありました。

これは、校則の見直しについてということで、長崎県教育委員会が各県立学校長あてに3月2日に通知をしたということにも関連するわけですが、教育委員会としては、各学校において定められている校則が人権に配慮した内容、

表現となっているか見直しを行うこと。その事例として、下着の色の指定及びそれに伴う確認行為。例として挙げております下着の色を特定する。それからそれを確認する。これというのは人権問題に値するという立場に教育委員会は立っておられるのかどうか、そのことを教えてください。

【安永児童生徒支援課長】各学校で定めております校則は、学校生活を健全に営むためのものです。

今回、校則の見直しについて通知を出しました内容につきましては、中には人権を侵害する内容となっているものがありますので、子どもたちの実態や社会の変化になじまない校則については、この機を捉えて積極的に見直してくださいという趣旨であります。委員が言われる下着の色の指定及びその確認行為については、県教育委員会としては、下着の色を指定すること、このことよりも、その指導過程において確認する行為が人権問題に当たるのではないかという配慮のもと指導に当たってくださいという趣旨で通知を出した。そういうことであります。

【堀江委員】通知を出された理由については理解をいたしました。そのことで県教育委員会の見解を改めて私はお尋ねをしています。

下着の色の指定及びそれに伴う確認行為、確認すること自体が人権問題に値するというように今の答弁は理解をいたしました。

そうしますと、下着の色を指定する、このこと自体については人権問題に値すると考えているのか。それとも人権問題に値するとまでは言えないのか。ここら辺の見解が答弁できますか。

【安永児童生徒支援課長】その前に一点、補足説明をさせていただきますが、下着の色を指定し、それに伴う確認行為、これが人権問題に当

たるのではないかという配慮ということを説明しましたが、全ての確認行為が人権問題に当たるというものではないと理解しております。例えば、夏は、夏服の上から肌着の色を見て、君は赤いシャツではないかというような目視による指導は、これは人権問題に当たらないと考えておりますが、その過程においていろいろな指導がありますので、その点については十分配慮してくださいという趣旨のものです。

委員がおっしゃった下着の色について、これは教育委員会としましては、色自体は社会通念上合理的と見られる範囲内で学校が定めているものであるという認識のもと、色の指定について人権問題に当たるものではないと考えられるのではないかと考えております。

【堀江委員】下着の色については、合理的に定めているので、人権問題に値するとまでは言えないという見解だと理解をいたしました。

私としては、下着の色を指定すること自体、これは人権問題に値すると思っております。これは、私としては、今は髪の色、下着の色含めて、色を指定することについては合理的に定めているということで済まない問題だと思っておりますので、この機会に下着の色の指定については、人権問題に当たるという見解に立っていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

委員長、とりあえず、ここで終わります。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山下委員】議案外で通告していたんですけれども、予算に関わってきますので、この場で質問させていただきたいと思います。

横長資料の46ページであります。

体育保健課の方で競技力向上の特別対策費ということで向上対策事業が盛り込まれておりま

す。競技力向上対策事業ということで、小学校から中学校、高校生、成年まで一貫した指導システムを用いてレベルアップしていこうと、指導者の育成事業もやっていこうという中で、今回、新規予算でアスリートの雇用支援事業費として2,534万1,000円が盛り込まれています。これは、今までにない事業で非常に目を引くわけですが、まず、この事業の目的と狙いについてお尋ねしたいと思います。

【松崎体育保健課長】 本事業は、次年度の新規事業として取り組んでいくものでございます。

目的は、本県は他県に比べて企業のクラブ数が少ない、それに伴って成年種別の強化という潜在的な課題があるという状況にございます。そこで、本事業におきまして、アスリートと県内企業の採用マッチングを支援することで、アスリートの安定的な確保と、それと同時に当該選手の県内定着によって本県の競技力向上を図っていこうというものでございます。

【山下委員】 すばらしい発想での、まさに県のスポーツ力をアップさせるための非常にすばらしい事業だと思っています。具体的にどのような進め方というか、内容でこの事業を進めていけるのか。また、対象となる、例えば人数的なものが具体的に今定められているのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

【松崎体育保健課長】 この事業は、県スポーツ協会と連携して取り組んでまいります。

具体的なスキームといたしましては、県のスポーツ協会が無料職業相談所を開設します。これは国の厚生労働省の許可が必要ですので、次年度早々に許可を取る予定でございます。

アスリートにおきましては、県スポーツ協会の方にアスリートデータバンクというのがございますので、それを活用して、そこにエントリ

ー、登録をするということになります。それに当たっては、私どもはそのアスリートのみならず、競技団体にもこのような事業を紹介していこうと考えております。

一方、企業におきましては、その開設する無料職業相談所に求人票を提出していただくと。企業に対しても同じように本事業を発信していこうということを考えております。

要するに、ハローワークと同様に、求職者、アスリートと企業とのマッチングサポートを行うと。それによってアスリートを採用する企業に対しては、アスリートが競技に、練習とかに専念できるようにアスリート雇用支援金として助成をするという中身でございます。年間5人採用する予定でおります。それを3年間です。

【山下委員】 5人ということで、意外と少ないのかなという感じがするんですけども、もうちょっと増やしていく方向性というのは、今のところお考えはないのでしょうか。

【松崎体育保健課長】 単年5人の3年ですので、最大15人を採用することになります。

企業の状況も、何といいますか、今からの開拓というところもございまして、その状況を見ながら、拡充するところは今後対応していきたいと考えております。

【山下委員】 ぜひ1年目の経緯を見ながら、もっともっとという声が上がってくれば、ぜひ増やしていただきたいという気持ちもあります。

最後に、これは要するにアスリートと採用企業があるわけであって、両者にメリット感がないとこれにエントリーしていかないとか、お互いがこの事業に参加していかないと思うんですけども、このメリットとして、アスリート側と企業側という視点からいくと、お互いどういうメリットがあるのでしょうか。

【松崎体育保健課長】 まず、アスリートのメリットとしましては、やはり県内出身ですので、ふるさと長崎で生活しながら競技人生を送るということは一番の思いだと思います。実際、長崎で競技を続けることができるなら戻りたいという声を幾つかの競技団体のヒアリングにおいても聞いております。

また、正規の採用でありますので、仮にアスリートとして引退をした後も、セカンドキャリアというその不安も払拭できると。また、職場の応援を得ることで競技生活に対する、アスリート本人も生きがいを見い出せるのではないかと考えております。

一方、企業側のメリットとしては、これはやはり何とんでも知名度が上がるということがあると思います。あと、採用したアスリートが様々なスポーツ教室を開くことによって社会貢献活動にも寄与できるのではないかと。また、そのアスリートの活躍が社内といいますか、職場の士気高揚にもつながる、そういうメリットがあると考えております。

【山下委員】 最後にしますけれども、やっぱり県内、非常にスポーツが盛んなところがあります。それぞれ県北、県南、県央ですね。競技もそれぞれあると思いますし、そういうところでぜひ活用していただいて、今後、スポーツ王国長崎になるように、全体として競技力向上対策事業として、ぜひ頑張りたいと思います。

最後に、この件に関して、教育長、何か意気込みがありましたら一言よろしくをお願いします。

【池松教育長】 この事業につきましては、ただいま担当課長からご説明をさせていただきましたけれども、第一義的には競技力の向上のためにアスリートを本県に呼び戻すということ。結

果として、Uターン、Iターンの増加にもつながるということ。

それと、戻ってきたアスリートが、いわゆる長崎県を背負って国体等で活躍してくれることによって、県民の皆様方に夢と希望を与えると、元気を与えてくれるという意味にもつながると考えております。

ただ、初めての事業ですから、その企業とのマッチングのやり方なんかも、まだまだ試行錯誤しながらやっていかなければいけないところがあると思いますけれども、今申し上げたような効果を期待して、スポーツ協会とも連携を取りながら取り組んでいきたいと考えております。

【浦川分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【ごう委員】 まず、説明資料の5ページです。横長資料では36ページになりますが、特別支援教育の推進の中で、高等学校の通級指導について確認をさせていただきたいと思います。

高等学校による通級指導が平成30年度から制度化されていると思いますが、ここには通級による指導の実施校を増やすなどということで記されておりますが、まず、長崎県の現状について教えていただけますでしょうか。

【宮崎特別支援教育課長】 通級による指導に関しましては、平成30年から実施されております。平成30年の実施の折には、3校だったかと思えます。すみません、少しお時間をいただいてよろしいでしょうか。

【浦川分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時 9分 休憩 —

— 午後 2時 9分 再開 —

【浦川分科会長】 再開いたします。

【宮崎特別支援教育課長】 本年度の実施状況ですが、5校で6教室となっております。

【ごう委員】 今年度が5校で6教室ということですね。

高校での通級指導においては、やはり特別支援教育支援員という方が非常に重要な役割を果たすのではないかと考えておまして、なかなか小・中の方でも足りないという声が出ていたりもしますが、この横長の資料の中で、高等学校における特別支援教育支援員活用事業費ということで1,396万6,000円が計上されております。この内訳等について教えてください。

【宮崎特別支援教育課長】 高等学校における特別支援教育支援員につきましては、現在9名の配置を行っており、その人件費となっております。

【ごう委員】 この予算で大体9名分ということですね。ということは、今年度が5校であった。次年度が、今度何校に配置ということになるんですか。

【宮崎特別支援教育課長】 通級による指導が、来年6校、6教室ということになります。

【ごう委員】 6校、6教室で特別支援教育支援員は9名に増えるということですか。

【宮崎特別支援教育課長】 支援員に関しましては、今年度も9校に9名で、学校は変わりますが、同じく配置人数は9校、9名となっております。

【ごう委員】 わかりました。この高校の通級は、非常に重要だと思っております。発達に障害のある子どもたちのためには非常に重要だと思っておりますし、特別支援教育支援員の今後の拡充というのも非常に重要になってくるかと思っておりますので、このあたりしっかりと進めていただければと思います。

【宮崎特別支援教育課長】 通級による指導、今、6校、6教室と申し上げましたが、6校、7教室でございます。佐世保中央が夜間部と昼間部に2

つありますので訂正させていただきます。

【ごう委員】 続いて、もう一点、説明資料の7ページです。健康教育の推進についてですが、この中で長崎県学校保健専門医等派遣事業について確認をさせてください。横長資料においては、45ページです。

この長崎県学校保健専門医等派遣事業について、現状どれくらいの派遣数といいますか、わかれば教えてください。

【松崎体育保健課長】 今年度の実績については、コロナの影響もございまして、9校にとどまっております。

【ごう委員】 コロナの影響で9校ということですが、この横長の資料の中で長崎県学校保健専門医等派遣事業費が225万8,000円ということでもありますけれども、来年度の事業の計画はどのような感じになっていますか。

【松崎体育保健課長】 実は、これは来年度の新規事業でございます。と申しますのも、一昨年度までは国の予算を活用しておりました。それが、今年度、その国の予算がなくなりまして、課の予算の中で実施をしてきた中で、先ほど言いました9校という数字です。

次年度は、1年86校、今予定しております。

【ごう委員】 ありがとうございます。国のこの予算がなくなった段階で、やはり専門医の先生たちからは、ぜひこの事業は続けてほしいというご要望がありましたので、それを県の独自でやっていただけるということは、非常にありがたいことだと思っております。

今、この対象の学年というのは、何年生に行っていますか。

【松崎体育保健課長】 派遣につきましては、公立の中学校と県立の高等学校、特別支援学校を予定しております。一応5年間を予定しており

まして、5年間で全ての学校に派遣する計画で今予定をしております。

【ごう委員】 5年間で全ての学校に派遣ということで、ありがとうございます。

やはり学生時代にしっかりとした性に関する教育等を専門家から受けるということは、ここにも書いてありますが、自分の将来を考えるのに非常に重要なことだと思っておりますので、このあたりを、今年もコロナの影響も多少あるかもしれませんが、しっかりと実行していただければと思います。

以上です。

【浦川分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【麻生委員】 何点かお尋ねしたいと思います。

今回の予算の中で武道教育について580万5,000円計上されています。

しかし、昨年度の関係では、約352万3,000円の減額補正をされているんですけれども、武道教育については、一部、剣道関係の指導者から、なかなか道具はあるけれども使ってもらえてないと、指導の話もないということであったんです。同じような予算が組まれていますけれども、今年度、どういう形で武道教育の進展を図ろうとされているのか、どういう計画があるのか、教えてもらえませんか。

【松崎体育保健課長】 まず、予算の話ですけれども、これは国の事業を活用しております、武道等とありますけれども、この中にいろんな体力の向上も全て含めたところでしてございまして、武道だけを特化した事業ではないということでございます。

武道につきましては、今、本県の状況としましては、やはり種別でいけば柔道が特に多い状況になっております。今、我々がこの国の事業を活用して行っているのが、複数の武道をやっ

ていただく。例えば柔道と空手とか、そのような形で様々な武道に触れる機会を提供しようとしているところでありまして、次年度も引き続きそのような取組をしていこうと考えております。

【麻生委員】 武道教育の発端は、たくましく生きる力を武道を通してやっていこうということです。ただ、それぞれの団体と連携があると思うんです。モデル校もありましたけれども、ぜひそういう意味では活用してもらってですね。なかなかやる時間帯といいますか、学校も条件があると思いますし、生徒もいない。しかし、指導員はおられるということですので、各市教委が中心だと思いますけれども、連携してやっていただきたいと思っておりますので、この点についてはよろしくお願いしたいと思います。

今回、議案外で質問しようと思っておりましたけれども、実は予算案の22ページですけれども、教職員元気回復の厚生福利費が計上されております。これは大事なことだと思いますし、また、教職員の皆さんの中でも、女性の方は出産も含まれたりとか、いろいろあるでしょうけれども、現在、小学校、中学校、特別支援学校もある中で、長期休暇といいますか、病で出てこられてない教師は何名ぐらいおられるのか。中学校、小学校合わせて約1万2,000名ぐらいの教職員がおられますので、現在、こういう病欠で長期休暇となっている方がどれくらいおられるのか、現状、わかれば教えてください。

【吉田福利厚生室長】 休職者の中の精神的な疾患によるものについてでございますが、令和元年度で申し上げますと、小・中・高の教員で65名となっております。ここ数年、大体50名から60名で推移しているところでございます。

【麻生委員】 2～3の保護者から話があっ

るのは、学校で先生の長期欠課があって、校長、教頭がクラスの代行をしているということで、なかなか子どもたちが小学校に入って、1年生なんでしょうけれども、的確な指導が行われていないという状況が2～3聞かれましたものですから、適正な配置をということで聞きますと、長期欠勤になると代用教員が配置されるんでしょうけれども、聞くところによると、今は代用教員になる方も少なく大変苦勞されているという状況を聞いているんですけれども、そういうところでの人事配置の問題、また、代用教員を含めた的確な配置がされているのかどうか、その点についての状況はどうなんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

【大場義務教育課人事管理監】 小・中学校における病休者について、3月5日現在で38名、休職者が30名おります。この中で、現在、代替者を配置できていないところが6名になります。

現状、その補填につきましては、教務主任、あるいは学年主任等、学年の中で対応をしておりますけれども、管理職が対応しているという状況もあります。

【麻生委員】現場では大変な状況にあらうかと思えますけれども、未来を担う子どもたちをいかに育てていくのか、育んでいくのかというのは大事な先生の役割だと思っているんです。そういう中でこの先生の確保、またレベルの一定の条件、そういったものはこの前もご指摘がありましたように、教員の募集関係についても1.4倍ということで、大変募集数が多い中では倍率が低くなっているという現実もあると思っておりますけれども、一方では、多様化している中で、なかなか先生の状況で大変ご苦勞されているということも聞いているものですから、一方ではそういう先生に対しての指導状況が、わけて教

育予算も今回組まれておりますけれども、そういった中でお願いしたいのは、的確な指導と、将来、長崎を担ってもらう子どもたちの育成に対して、どうバランスをとっていくのかというのが課題かなと思っているところですので、それについてのご意見がございましたらお尋ねしたいと思っているところですので、いかがでしょうか。

【大場義務教育課人事管理監】 小学校におきましては、委員ご指摘のとおり1.4倍という状況にあります。質の担保という部分については、非常にゆゆしきところではありますけれども、採用後の指導でありますとか、研修等において、その資質の向上を図っていくということに現在取り組んでいるところであります。

【麻生委員】 改めてお願いしたいのは、皆さん現場で大変頑張っておられることは十分わかっているんですけれども、そういう声が2～3の保護者から上がっておりましたので、何とかこの子どもたちをしっかりとご指導いただきたいという思いです。

校長先生、教頭先生も、長期休暇で休まれている人たちの代わりに入っていらっしゃると聞いているんですけれども、なかなか子どもたちが落ち着かない、騒がしくて授業にならないという状況も見受けられるという話を保護者から聞いているところでありますので、しっかりとそういう意味での健康管理、また、モチベーションを上げていただいて教育に取り組んでいただければというお願いでございます。

以上です。

【浦川分科会長】 ほかにございますか。

換気のため、35分まで休憩したいと思います。

— 午後 2時25分 休憩 —

— 午後 2時35分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開いたします。

ほかに質疑のある方はおられませんか。

【中山委員】 キャリア教育についてお尋ねしますが、議案外でふるさと教育ということで事前に質問通告をしております。このふるさと教育とキャリア教育とは非常に密接な関係があるし、相乗効果を発揮させるべきだという考えがあります。そういう意味から、議案で少しキャリア教育について触れておく必要があるということでは、幾らか質問させていただきます。

私も70歳近くになりますが、我々が小さい頃、地域では農業や水産業が非常に盛んでございました。住居と職場が接近しておりましたので、父親や母親の背中を見ながら、手伝いをしながら、キャリア教育は、ある反面、自然に身についてきたような状況がありましたけれども、最近は職場と住居が離れた家庭が相当多くなったということがありまして、キャリア教育がなかなか簡単にいかないのではないかなと。そういう意味からしたら、学校教育の果たす役割が大きいのかなという思いをしております。

特に、私は、義務教育に少し物足りないと考えていたのは、長崎人というのは非常に仕事はまじめに熱心にやるけれども、社長がなかなか少ないんだと、起業する人が少ないような感じを受けておりましたし、今からの時代は起業家をぜひ育ててもらいたいという思いがあって、最近ようやく起業家精神とか、起業家を育成しようということを義務教育の中で堂々とやるような方向ができましたので大変ありがたいと思います。これを実のあるものにどうしたら結びついていくのか、その辺について幾つか質問します。

最初、ふるさとの新たな魅力を創出するキャリア教育の実践ということではありますが、これは2019年から2020年にかけて8地区、8校実施してきたと考えておりますが、この中で、生徒に対してどういう効果というか、影響が起きているのか。それと、課題はないのか。併せて、今回9地区に増やしていこうということありますから、これ自体は大変結構と思いますので、今回、そのように拡大をして、これを提案して新たな展開を図っていこうという要因というか、要素について、まず基本的なことを教えてくださいませんか。

【加藤義務教育課長】 このふるさと教育、キャリア教育を一体とした本県独自の取組といたしまして、昨年度から本年度にかけて、県内8つの中学校におきまして、仮想企業を立ち上げて、子どもたちが地域の課題に取り組む、このような学習に取り組んでまいりました。

この取組に関しましては、学校においても子どもたちが探究的に学ぶ中で学力を高めていくことができる。また、地域の方々も、この取組に関しては大変高く評価をしていただいたところでございます。

また、この取組につきましては、本年度だけでも15回、新聞にも取り上げられました。また、全国の教育紙でも紹介がされるなど、私どもといたしましては一定の成果を上げることができたと思っております。

また、現在、ある地域では、ケーブルテレビにおきまして、この学習活動がシリーズとして取り上げられて、放送がなされているとも聞いておるところです。

また、生徒たちの認識といたしましても、当初、「ふるさとのために自分ができることを考える」、このような意識が、始める前は70%だ

ったものが86.3%に高まっております。また、「ふるさとのために役立つことがしたい」と思う生徒も71%から83.4%と確実に子どもたちの変化も見てとれるようになってまいりました。

また、研究校の校長からは、「これは大変外面的な部分として目立つ活動でもあるけれど、子どもたちの内面が大きく成長した」という話があつておりました。

このような成果を受けまして、この取組をぜひ県内の全ての中学校に広げていきたいと考え、今回、新たな新規事業といたしまして、ふるさとの新たな魅力を創出するキャリア教育実践事業に来年度から2年間取り組んでまいりたいと考えております。

これまでの成果につきましては今お伝えをしたところですが、課題といたしましては、学校の描く課題と地域の描く課題が合致することがこの教育活動を大きく進めるうえでは必要だと感じております。

このことを受けまして、来年度から取り組みます新たなキャリア教育につきましては、市町のまちづくりの担当課や、観光に関わる担当課と学校が深く連携を図りながら、2年間事業を展開していきたいと考えております。

【中山委員】生徒がこういうことを地域の人と一緒に体験することによって、その地域に対する意識とか、何人にも揺さぶられて、刺激を受けて前向きに取り組む姿勢というか、そういうものが生まれてきているような話もしましたけれども、課題も少しあるようです。

とりあえず、8地区、8校、これに参加した生徒というのはどの程度ですか。

【加藤義務教育課長】すみません、児童、生徒の数につきましては、今、持ち合わせておりません。申しわけございません。

【中山委員】 大体の数もわからないですか。

【加藤義務教育課長】後ほど確認をしてお伝えさせていただきたいと思います。

【中山委員】要するに、学校全体で取り組んだわけではないのですか。どこかのクラスをモデルにして、そこを中心にやっているのではないのですか。違いますか。これは学校全体でやっているのですか。

【加藤義務教育課長】これは、学校によりまして、例えば2年生、3年生で取り組む学校や、また、1年生、2年生で取り組んでいる学校もございます。

【中山委員】それでは、人数がはっきりわからないということですし、形態がはっきりわからないということですので、後で調べてから教えていただきたいと思います。

それと、問題は、基本にもう一回戻っていきたいと思いますが、起業家精神とか、起業家的資質とか、能力育成ということでもありますけれども、特に、起業家の育成まではなかなか難しいと思いますけれども、起業家精神をどう教えていくのか。そこで、その起業家精神というのはどういうものか、わかりやすく説明できますか。

【加藤義務教育課長】起業家精神、中学校段階で私どもが考えておりますのは、自分たちの責任のもと、その自分たちが捉えた課題の解決を図りながら、そして取組を進めていくということになります。その中で、例えば自分たちが立ち上げた企業で株式を発行いたしまして、それを原資としながら、子どもたちが自分たちの取組を考えていく、このようなことが将来的には起業家精神というものにつながっていくものと考えております。

【中山委員】私も、若い頃、会社を起こして、

10年程度経営したことがありますのでわかるんですが、私の体験でいけば、サラリーマンも私は5年しましたけれども、サラリーマンの時には残業するのが大変好きではございませんでしたけれども、企業を自分で起こすと、24時間、360日働いても全然苦にならないというか、非常に意識の変化が起きていくわけでありますから、心の中にそれぞれの目的があると思いますけれども、その変化にこれによって火をつけていただくということは大変すばらしいことではないかと思います。

そこで、先ほどもちょっとありましたけれども、学校の描く絵と地域の描く絵は違うんだということで、実は私がこの事業を昨年文教厚生委員会で説明を受けた時に、これはいい事業だということで学校の校長先生に、こういう事業があるからぜひ手を挙げたらどうかと話したら、「いや、議員さん、私たちはそれだけ取り組む余裕がない」というような話をはっきりされました。取り組む余裕はないと。

それで、各学校も働き方改革とか、いろいろあるのでなかなか余裕がないということであります。そうすると、これを9地区については9校指定するのか知らないけれども、これについてはやれると思うんだけれども、問題はこの経験をどういう形に広げていくのか。これは並行してやっていかないといけないと思うんですよね。この辺について、何か工夫がありますか。

【加藤義務教育課長】一つこれまでの2年間の中で、このような教育活動が大変価値のあるものだということを私どもは実感することができました。ですので、今後2年間の事業が県内の学校へ広げていくための私どもの取組だと考えております。

そのような中で、これまで2年間取り組んだ

ことにつきましては、1月に実はフォーラムを開催いたしまして、広く県内の学校関係者、また、様々な地域の方々にもお伝えをしたいと思っておったんですが、感染拡大の状況がございましたので、本年度はこの8校の取組を動画にいたしまして、Webでの配信を行ったところでございます。それぞれの学校で見ただけのようにし、また、それぞれの学校では、地域の方や保護者の方にも見ていただけるような形で情報の提供をさせていただいております。

併せまして、8校におきましては、それぞれの取組を学校で発表会を行っております。ここにも多くの参加者がおりましたので、その私どもの考えるこの教育活動の効果については、一定の広がりをつくることのできたのではないかと考えております。

先ほどの取り組んだ生徒の人数についてお話をさせていただいてよろしいでしょうか。8校で1,220名の生徒がこの教育活動に取り組んでおります。

【中山委員】結構な人数が参加したということですので、ありがたいと思いますが、そうすると、今、課長が言ったように中学校にモデル校をつくって動画発信したりして発信していくというのが一つ。

そうすると、中学生は高校生になっていきますよね。高校との連携をどうしていくのか、これについて何か考え方がありますか。

【狩野高校教育課長】今現在、小・中学校、高等学校のふるさと教育というのはかなり推進されておまして、私も去年の3月まである学校にありました。近隣の中学校から学習発表会という形で案内がまいります。そこに私もしくは職員を派遣しながら、中学校はどんなふるさと教育を実践しているのかということを見て、そ

れをまた高校で積み上げていくという形で活かしていております。

【中山委員】ぜひ高校につないでいかないけないわけですね。

そこで、高校教育課長からありましたので、次に少し具体的に聞いてみたいと思いますが、このキャリア教育・産業教育指導費の中で、2番のプロジェクト研究活動に対する支援、農業、ここで「環境保全型農業に対応できる農業起業家を育成」となっているんですね。これは農業高校を指しているのかどうか、そういう意味で質問しているんですけれども、この事業内容について説明いただけますか。

【狩野高校教育課長】これにつきましては、農業高校の支援ということでございます。農業高校は、その特色を活かしまして、いろんなプロジェクト研究を実施しております。例えば、島原農業高校ですと、幻の島原茶の知られざる効能についてとか、それぞれ特色を活かしながら農業高校が研究活動をしているということでございます。

【中山委員】それでは、もう一つ、高校生アントレプレナーシップゼミ、外部講師とか、集合研究を実施して起業家精神を持つ人材育成と書いておりますけれども、この内容を教えてください。

【狩野高校教育課長】今、本県の高校生の中にも、将来、起業したいという志を持っている生徒がいるだろうと思います。その生徒たちを掘り起こしたいと思っています。具体的には、約20人ぐらいの高校生を集めまして、1泊2日の研修を3回実施しようと思っています。

昨年度、長崎大学の方にアントレプレナーシップセンターというのができておりますので、その大学の協力を得ながら、実のある研修を実

施してまいりたいと思っております。

【中山委員】ぜひ、最終的には起業家を育てていかなければいけないので、長崎大学の学生が起業を始めたということで新聞に載ったけれども、私はいつも県立大学、経営学部があるんですよね。ここに行くたびに学生の起業家を育ててくれないかという話をよく言っているんですよ。そういった意味からして、この学事振興課と若干違うけれども、県立学校との連携というか、これについては何も考えていませんか。

【狩野高校教育課長】今、県立高校の全日制54校が、何らかの形で地域を舞台にしたふるさと教育を実施しております。学校によっては近隣の大学と連携もしながら、高校になると研究課題というのはかなり高度になりますので、大学の知見もおかりしながら、今研究を進めている学校も結構ございます。

【中山委員】それでは、具体的に学校が県立大学と協議して、起業家育成のセミナーなり何なりやっているということですか。

【狩野高校教育課長】主に起業家精神育成ではないんですけれども、松浦高校や佐世保西高校が県立大学と連携をしながら地域課題の研究をしているということでございます。それは、ひいては地元に残って地域を元気にしていくようないろんな発表とか出てくるでしょうから、将来的にはそういった起業家精神につながっていくものではないかなと考えております。

【中山委員】ぜひ県立大学を活用してもらって、やはりその先生方を直接高校や中学校に、また学生たちに来てもらって、一緒にこういうものに参加してもらうという方法もあらうと思いますので、そういう仕掛けもぜひやってほしいと思います。

最後に、高校の場合は、先ほど農業高校につ

いての話がありましたけれども、工業高校や商業高校、水産高校とかありますよね。それぞれものづくりコンテストとかやっているけれども、こういうものに出場した人たちの交流会というか、お互いに刺激し合う交流会などをやったことはないんですか。

【狩野高校教育課長】 今おっしゃったとおり、工業のモノづくりロボットコンクールとか実施をしておりますので、他校の生徒たちがそれぞれしのぎを削りながら切磋琢磨していくということもございますし、また、大学や企業、研究機関から学校に講師として招聘をして、いろんな技術伝習の講座とか実施をしているところでございます。

【中山委員】 私の言う説明が悪かったかもしれないけれども、このキャリア教育・産業教育指導費の中に、工業高校、農業高校、商業高校、それぞれ事業があるわけですよ。こういう事業に参加した人を一堂に集めて交流会をして、さらに刺激し合うというか、こういうのも一つのアイデアではないかなと思ったものですから、こういうことはやれないんですか。

【狩野高校教育課長】 今、中山委員がおっしゃったようなことを私は課題認識として持っておりまして、なかなか生徒同士の交流というのは、いわゆる学校を越えた、学科を越えた、工業と商業とか農業とか、もしくは普通科とか、そういった交流はなかなか進んでなかったというのはございます。ですから、今度の新規事業の中で、長崎を元気にするアイデアコンテストというのを実施したいと思っております。これは何かというと、それぞれいろんな地域課題探究学習というのを学校は実施をしているんですけれども、実は、ほかの学校はどんなことをしているかよくわからないという現状もございます

ので、それをつなぎたいと思っております。

来年度、1人1台の端末が入りますので、それを活用して、特に優れた課題研究を10本程度選ばせていただいて、その10グループについては、その発表を全ての高校生に端末を使って見せたいと思っています。

その後、その10本の中のどれがよかったかという投票をさせて、上位3本については全国大会、コンクール等に出場させたいと考えております。

【浦川分科会長】 ほかにありませんか。

【徳永委員】 今の関連ですけれども、これは県内8地区、8校ですよ、今。どこどこですか。

【加藤義務教育課長】 8校につきましては、長崎市立野母崎中学校、佐世保市立世知原中学校、松浦市立調川中学校、東彼杵町立東彼杵中学校、長与町立高田中学校、雲仙市立小浜中学校、対馬市立大船越中学校、五島市立福江中学校の8つの学校になっております。

【徳永委員】 この指定校を今度9地区に拡大をするということになっています。その9地区とは、これにプラス1ということですか。

【加藤義務教育課長】 まだ調整段階にあるのですが、基本的には異なる中学校で実施をしていただこうと思っております。今の段階で継続校が3校、その他6校が新たな学校という形で考えております。

【徳永委員】 先ほどの8校のうち3校が残って、プラス6校を今後指定をするということですか。

【加藤義務教育課長】 そのとおりです。

【徳永委員】 協議会も9地区に誘致をすると思いますけれども、この協議会というのはどういう内容なんですか。

【加藤義務教育課長】 協議会につきましては、この9地区の学校、そしてそれぞれの市町の教

育委員会、その中に子どもや大学の関係者も入っていただきながら、ふるさと教育の推進についてどのようなことができるのか。また、それぞれの横の情報共有を図りながら進めていきたいと考えております。

すみません。一つ訂正をさせてください。先ほどお伝えいたしました、継続は2校で、新規が7校という形で進めていきたいと思っております。申しわけございません。

【徳永委員】 継続が2校で新規が7校。8校のうち2校は継続で6校はもうやめるといふ、その理由は何なんですか。

【加藤義務教育課長】 まず、子どもが取り組んでおりますキャリア教育については、どんどん横の広がりをつくっていききたいというところで、基本的には新たな取組をする学校をということ募集をさせていただいております。

市町と協議をしていく中で、この学校にはぜひもう少し取り組ませて、さらにこの取組の質を高めさせていききたいというような意向を調整しながら、このような形になっております。

【徳永委員】 大変いいことだと思います。

ただ、中学生ですよ、なかなか起業といっても、正直どこまで理解をするかというのは今からなんでしょうけれども。

そういう中で、私は雲仙市、特に農業の盛んな地域ですけれども、今、農業が一つ伸びている理由には、経営体というか、経営状況が変わってきたんですね。家族経営ですけれども、その中でしっかりと、ある意味の企業経営というような、親子でありながら給料制にするといったものに取り組んでおります。今まではそういうものではなくて、ある意味お小遣いみたいなところだったんですけれども、今はそういう家族経営が給料体制になったということで、

非常にやる気になっております。

今、農業高校の話も出ましたけれども、例えば農業高校においては、卒業生が、島原農高は農業に就業する人が多いんですけれども、ほかの高校はほとんど農業には従事をしないということで、非常に残念なところがあります。そういう中でしっかり、それこそ起業というよりも、農業高校に来る人にはそういった経営というものを見せていけば、非常にこれもまた、今、農業については規模拡大等もできて、当然家族経営だけではなくて、これは従業員を入れてしっかりとやっていく農業がどんどん増えています。実際、農家の戸数は減っておりますけれども、規模拡大によって、農業の経営体というのは大きくなっておりますので、そういう意味ではそういったキャリア教育も重要ではないかと思いますが、その辺はどうなんですか。

【加藤義務教育課長】 昨年度、これまで実践した学校において、株券を発行して、子どもたちがお金を保護者の方や地域の方々から、例えば1株500円という形で募り、自分たちがこんなことをやりたいんだという説明を地域の方々にいたしまして、株券を買っていただいて取組を進めていくことをやっております。

また、学校の中では、例えば社長という立場の者がいて、総務部があり、営業部があり、販売部があり、そのようなそれぞれの部をつくりながら、ある意味会社という形での学習を展開していているところです。

そういった中で、ある生徒の言葉といたしまして、「普段手にしている500円というものだけど、この株式で出資していただいた方のことを考えると、この500円というものが大変重く感じる」というような話もあっております。そういった意味でも、子どもたちがある意味実

社会とつながりながら学習を展開しているのか
と思っております。

また、株券を買っていただく方は、実は地域の方、保護者の方だけではなく、例えば関西に住んでおられるOBの方々が、自分たちもその株券を買いたいというようなお声がけをしていた学校もございました。様々な可能性を持っている教育活動だと考えておりますので、今後も続けて展開していきたいと考えております。

【徳永委員】それともう一つ、これは非常にいい取組、今回500万円ですかね、もっと予算を増やしていただきたいと思っておりますけれども。

そういう中で、やはり講師を県内で起業して成功した。そういう人から話を聞く。そういう人と会うということは非常に私は大きなプラス要因になると思うんです。その辺はそういうスケジュールというか、カリキュラム、計画はありますか。

【加藤義務教育課長】この会社の経営を勉強するうえでは、地域の経営者の方や、またコンサルタントをしておられる方々、そういった方と関わりながら、子どもたちが地域の方に学びながらこの学習をつくっていくということが一つの特徴となっております

また、販売等におきましても、地域のデザイナーの方々の意見を聞きながら商品を開発していったり、そういった形で子どもたちが実際に地域で活躍しておられる、ふるさとで活躍しておられる方と出会いながら学習ができるというのが大きな特徴の一つだと考えております。

【徳永委員】長崎県にもそういった偉人もいらっしゃいますし、成功された方がいらっしゃいます。

例えば、長崎県ではないですけれども、皆さんご存じのように孫正義氏は、高校の時にマ

クドナルドの藤田田さんのところに何回も通って、あまりにもしつこいものだから会ったと。その時、彼が「もうかる仕事を教えてください」言った時に、藤田田さんはやぜらしいものだから、「今からコンピューターの時代だ」ということを言って、彼は翻訳機をつくって、その特許で成功したと。その後、彼は福岡のアパートで、みかん箱で、3人で会社を立ち上げて、「10年後に何千億か1兆円の会社になるんだ」と豪語したものだから、あとの二人はさっさと辞めていったと。その二人は、恐らくその後、後悔しただろうと。そのままおれば、今は億万長者なんですね。そういういろんな起業家もおります。しかし、そういった大ぼら吹きと言いながらでも、しっかりと成功した、それこそ誰でも知っている成功者、これは成功者だけではないんですけれども、そういう人の自叙伝ではないんですけれども、そういうものを見せたり、話をすることによって、決して、この人が特別ではないんだと、我々も頑張ればできるんだと、そういう教育というものも私は必要ではないかと思っておりますけれども、最後に教育長、ひとつよろしくお願いします。

【池松教育長】今、徳永委員からご指摘がありましたけれども、この高校、中学もそうですけれども、起業家ということを看板にしているんですけれども、先ほどご説明したとおり1,200名余りの中学生がこの事業に関わっておりますが、当然、1,200人全員が何かの会社を起こすということは現実的にはないわけですが、私は今、徳永委員おっしゃったように、孫さんのお話がありましたけれども、やはり現在の世の中の課題、足りないものは何なのかということを、これは学校で直接教えてくれません。そういうことを見つけ出す能力といいますか、力

を身につけさせて、それを解決したいというチャレンジ精神を持たせることがこの教育の一番深い目的ではないかと考えております。そうすることによって、それが会社を起こす、経済活動に携わる子どもも出てくるかもしれません、ふるさとに残って地域おこしに携わる子どももおるかもしれません。普通のサラリーマンになる子どももおるかもしれませんけれども、やはり世の中をうまく回すために、人のためにどう自分が生きていけばいいのかという気持ちを持ってくれるような人間に育ってくれるというのが一番の真の狙いだと思っていますので、先ほどからご指摘があったように、小学校、中学校、高校、また大学との連携も深めながら、引き続き対応していきたいと考えているところでございます。

【浦川分科会長】 ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】 横長資料の13ページ、地域自殺対策強化交付金とありますが、内容の方を、どのような相談体制とか、普及啓発とか、地域のネットワークをつくったりする厚生労働省のメニューのようでございますが、学校での取組状況を教えてください。

【安永児童生徒支援課長】 この地域自殺対策強化交付金、社会福祉補助金については、本課のSNS相談事業、LINE相談、この事業が主たる中身でありまして、教育相談の充実のために窓口を設置しております。委員もご承知のように、一昨年からスタートした事業、これが主であります。

【山田(朋)委員】 LINEの相談の分ということでありました。全国的には、女性と若者、中学生とかがすごく多くなっていたようですが、本県においてはそういった傾向はないように聞いてはおりますが、今回のコロナ禍の中

で、特に、学校現場の先生方は非常に子どもたちにいろいろ目を配っていただいたり、心を配っていただいたりしていると思うんですが、特別に対策というか、そういったことを注意するように通達を送ったりとか、何かそういったことはやっているんですか。

【安永児童生徒支援課長】 今、委員が言われたことは自殺対策のことであると理解して答えさせていただきますが、県教育委員会としましては、これまでも自殺対策については、特に夏休み明け、それと新学期明け、年度末・年度始め、こういった節目節目の時に全国的な傾向として自殺が多く発生するということで、その前後について、学校が十分丁寧に児童生徒理解に努めるように通知を出しているところです。

【山田(朋)委員】 わかりました。近年は、公立学校に通う児童生徒の自殺はなかったかなと私は認識をしておりますが、その認識でよろしかったですか。

【安永児童生徒支援課長】 本県において、自殺については、数としてはごく少ない数で毎年推移しているという状況です。少ない数ではありますが、状況や背景がなかなかつかめないということもあります。

ただ、学校は、丁寧に遺族に寄り添って調査をしながら背景をつかんで、再発防止に向けて取り組んでいるというところであります。

【山田(朋)委員】 私が認識不足でした。大きく新聞に取りざたされたもの以外にも子どもの自殺、不審死というか、そういったものは毎年少ないけれども発生をしているという理解でよろしかったということですね。後ほど数を教えていただきたいと思います。

公立高校においては、特にそういったことで保護者間のトラブル、私立学校においては自殺

の件を認める、認めないとかで長きにわたって、保護者の理解がいろいろできていないような部分もありますので、今の課長の答弁であれば、その理由を、きちんと保護者に寄り添って対応しているということでしたので理解はいたしました。が、非常に残念なことでありますので、後ほど数を教えていただきたいと思います。

これから、コロナ禍の中で子どもたちは、いろんな生活の環境が違っていて、様々なストレスも抱えていると思いますので、より一層相談体制とか、子どもたちへの目配り、気配り、心配り等をぜひお願いしたいと思っています。

【安永児童生徒支援課長】 本県の自殺の児童生徒数というのは、文科省の各都道府県ごとの数は発表しないようにという指示がありまして、数については公表できません。その理由の一つには、遺族の思いに沿った対応ということ、それと数のごく少ないということで個人情報、そういったところが開示される可能性があるということでご配慮いただければと思います。

【山田(朋)委員】 ごく少ないから特定をされるだろうということで、十分に配慮することは理解しますが、ごく少なくとも、一人だろうと子どもたちが自ら命を絶つことがないように、長崎県の教育委員会としては取り組んでいただきたいことを強く要望申し上げます。

次に、19ページ、がん教育総合支援事業委託金とありますが、県内におけるがん教育の状況を教えていただきたいと思います。

【松崎体育保健課長】 がん教育はがんについて正しく理解することができるということ、それと健康と命の大切さについて主体的に考えることができる、これを目的として学習指導要領をはじめ、様々な教育活動の中で教科に関連づけて指導している、教育活動の中で実施している

という状況です。

【山田(朋)委員】 教科に絡めて様々な指導をいただいているようではありますが、低学年、中学年、高学年と小学校にはあると思うんですけども、小・中・高全ての、1年生に入った時からずっと関わっていくとか、学びをずっと継続しているような状況にあるのか、そのあたりを教えてください。

【松崎体育保健課長】 学習指導要領の中で、例えば健康と自分の体とか、その発達段階に応じての学習を子どもたちは学んでいくということになります。ここに計上しております事業については、国の事業を活用したものでありまして、これは、例えば先ほどもありましたように専門医を学校に派遣して、専門家の意見を聞く、そういう講話も実施しているところであって、発達段階に応じてそのような外部の有識者の声を子どもたちに直接聞かせること、そういう取組も行っている状況です。

【山田(朋)委員】 2人に一人ががんになる時代であります。私も息子が小学校2年生の時にがんになりました。大人が話していることが、全然話は違った内容なんですけれども、私があと5年で死ぬとか思ったりして、急にすごく泣かれたりしたことがありました。子どもたちにとって親のがんというのも非常に高い確率であると思うので、しっかり子どもたちにがん教育をさらに進めていただきたいと思います。

最後に39ページ、防災教育推進事業費について伺いたいと思います。

今、子どもたちに対する防災学習等どのような状況で行われているのかお聞かせをいただきたいと思います。

【安永児童生徒支援課長】 本課における防災教

育の事業については、10年前にありました東日本大震災以降、文科省が進めております学校安全総合支援事業の中で、特に防災教育について力を入れてこれまで行ってきたところであります。

具体的な取組については、毎年、各地域を指定して、小学校、中学校、拠点校も指定しながら、各関係機関が連携し、例えば消防、警察、危機管理課、砂防課、気象庁、こういった関係機関と連携しながら避難訓練を行ったり、あるいは災害の種類によっては子どもたちを保護者に引き渡すところまでの訓練を行ったり、また、地域の実態に応じた防災のあり方というのを学んだりということで、実践的な防災教育に継続して取り組んでいるところです。

【山田(朋)委員】 私が以前、文教厚生委員会にいた頃、昔、東彼杵町でモデル事業みたいなことをされたかと思いますが、その後、県下21市町全部を網羅して、エリアに偏りがいい中でそういった防災教育ができていますのかどうか教えてください。

【安永児童生徒支援課長】 先ほど言いますように毎年地域を指定して、今、9年目を迎えておりますので、県下全域で9地区以上の防災教育の展開を進めているわけですが、今後も広く県下全域に、地域を指定しながら、防災意識を高めていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 9地区以上で実施していただいているということでもあります。一回やったところは、今後は自分たちの力で継続して行ったり、様々やっていただいていると思うんですが、長崎県で島原は噴火災害がありました。長崎も諫早も大きな水害がありました。そういった地域は比較的防災意識が高いと思うんですが、私の住む佐世保の方とかはあんまり大きな、もちろ

ん佐世保水害はあったんですが、大きな災害が近年ないこともあり、ちょっと意識が薄いと思うんですが、この事業は市町の手挙げで決定をしているのか、どのように決めているのか、教えてください。

【安永児童生徒支援課長】 学校安全総合支援事業は、国の委託を受けて県下全域に公募をかけ、市町が取り組みますということを県が受けて一緒に事業を展開していくというシステムで行っています。

【山田(朋)委員】 わかりました。引き続き検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

【浦川分科会長】 ほかに何か質疑はございませんか。

【中村(泰)委員】 縦の関係議案説明資料の4ページ、ICTを活用した教育の推進でございます。スマートスクール推進協議会、また、ICT教育推進室を設置されるということでございます。

こういった取組を通していろいろな連携であるとか、課題を抽出して解決をしていくということを進めていくと思われそうですが、まずは、整備・運用という面と教育という面に分けて、今のGIGAスクールを進めるに当たっての課題、ご認識をお知らせいただけないでしょうか。

【加藤義務教育課長】 GIGAスクール構想が始まる中で、まずは整備の面の課題というところがあるのかと思っております。ですので、これにつきましては、基本的に本年度中に、全ての市町において計画された機器が導入されることになり、実際の運用は来年度にかけて進んでいくものと考えております。

そういった中で、早く導入された地域におきましては、やはり当初の導入時期における不具

合、このようなものも出てきておりまして、そこに関しましては導入業者と連携をとりながら、今、改善を図っているという状況にあります。

まずは機器の整備、その後、授業、学習づくりといった形で大きくは展開していくものと考えております。

【中村(泰)委員】 端末の整備というところでの課題があると、そこは機器の業者の方と連携をされるということでした。

今日に当たっていろいろと調べたんですけども、本当はこれを通告しておくべきだったんですが、例えばクラウドをどのようにして活かすのか、その容量はどうするのかとか、先生が持つストレージ、要は何ギガまであればいいのかとか、あと学校における環境、要は回線の容量ですね、こういったものはどれくらいであるべきなのか、また、管理者の権限は行政側にあるのか、先生にあるのかとか、こういったところを、ほかの自治体であるとか、先行した学校であるとか、こういったところにお伺いすると、今のような課題がちょっと見えただけですけども、わかる範囲で結構ですので、お知らせいただけないでしょうか。

【加藤義務教育課長】 申しわけございません。あまり詳しいところまでお伝えができないかと思うのですが、基本的には全ての市町に導入される端末につきましては、クラウドでの活用をしていくことになります。これは、例えばグーグルであればグーグルが提供しておりますクラウド、こういったものを使いながら実施をしていくということになっております。

ですので、どちらかという、パソコン自体のスペックよりも、回線速度というものが今後のGIGAスクール構想の端末には必要なものだと考えておりまして、このあたりにつつま

ては昨年度の1月ごろから、例えば昨年度の2月には関連する企業の説明会を市町を集めて行いました。また、その後、端末のスペック等につきましても、様々なご意見をいただきながら、基本となるようなベースとなるものをつくってきたという状況でございます。

その後、クラウドの活用につきましては、それぞれの先生方、子どもたちのアカウントなどが必要になりますので、このあたりについては県と市町で本年度は2回の協議会を行っております。それ以外にもオンラインで7回、様々な情報交換会を行いながら、それぞれの市町の端末の導入に向けて準備を進めてきたという状況でございます。

すみません、パソコンのスペック等につきましては、後ほど、わかりましたらご説明をさせていただきますと思います。

【中村(泰)委員】 ものすごく大変な業務だと思います。今、話を伺って思ったのが、ワクチン接種に近いというか、表現が正しいのかちょっとわからないんですけども、本当に経験したことのないようなことをやっていくので、ものすごく大変だろうと思います。

ただ、すごく関心も高いことですので、市民、県民の皆様がわかるような形で、今、幾つか事例を申し上げて、こういったところがどうなっているのかというのを伺いたんですけども、また、議論を継続させていただきながら、まずは課題を抽出するところから始めないといけないと思うので、抽出をして、それをひとつひとつ、こういったものというのは恐らくある程度最初に決めておかないと、走り出してこれをやり出したらすごく混乱もするし、お金もロスすると思うんですね。なので、今のうちにもう少し何か議論を深めた方がいいかなと感じま

したので、引き続きの議論をよろしく願います。

同ページのEdTechサービスの導入検証ということなんですけれども、工学系との連携というところだと思うんですが、民間との連携といったところもまた出てくると思うんですけれども、このあたりについて現状をお知らせいただけないでしょうか。

【狩野高校教育課長】EdTechサービスの検証事業というのをまず取り組みたいと考えております。いわゆる教育とICT技術を融合させた学習支援のサービスでございますけれども、その予算を計上させていただいております。

高校にとっても初めてのことで、どのように活用できるのかという課題を今から整理をするわけなんですけれども、生徒たちの学習支援、学びが豊かになる、質が向上するために、このEdTechサービスというのを、指定校を指定して、その検証事業からまずスタートしたいと考えております。

【中村(泰)委員】 まだ、多分本当に今からというところだと思うので、もう少し具体的に決まってきた時に、また深まった議論をさせていただければと思います。

同資料の5ページです。特別支援教育の推進というところで、障害のある生徒がICTを活用し就労するために必要な指導内容・方法の研究とございます。具体的にどういった研究をされているのかお知らせいただけないでしょうか。

【宮崎特別支援教育課長】 まず、この新型コロナウイルス感染対策といたしまして、「新しい生活様式」が提唱されて、在宅勤務などが推奨されるなど、働き方が大きく変化をしております。

そこで、特別支援学校の卒業者につきまして

も、従来の勤務形態のみならず、ICTを活用した、例えば在宅勤務の機会などが増えるということ想定したキャリア教育について研究するという内容でございます。

【中村(泰)委員】 わかりました。在宅をイメージしたというところなんですけれども、多分それだけではないのかなということと、あとは実際に子どもたちがどのような形でこれを行っているのかというのを、もう少しイメージが欲しかったんですが。

【宮崎特別支援教育課長】 まず、この事業につきましては、文科省の方で公募を予定しております「ICTを活用した職業教育に関する指導計画、指導方法の開発」という研究委託事業を活用して事業を展開したいと考えております。

具体的な内容としましては、特別支援学校1校にICT活用キャリア教育コーディネーターというものを配置いたしまして、ICT関連企業をターゲットとして職場実習、これは生徒が実際に行って仕事をするような取組でございますが、それを受け入れていただけるような企業、それから雇用が可能な企業の開拓であるとか、それからICTを活用して就労するためには、実際どのようなスキルが必要かということ、また、それをどのように指導すればいいか、そのような研究を進めてまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 研究を進めていくということで、そこまで今の時点では、県としてはそんなに知識であるとか、経験というのは備わっていないということなんですか。

【宮崎特別支援教育課長】 過去に在宅就労した方というのはおられますが、実際にそういう現場実習等において、在宅での実習を行った生徒というものは本県ではまだ実例がございません。

ですから、今後、そのようなことが増えるということをお前提といたしまして、どのような取組が必要かということをお、今後、研究を深めてまいりたいと思っていますところおです。

【中村(泰)委員】在宅勤務をイメージしたというところおで、恐らくそれだけではないところおで、先議の際も申し上げたんですけれども、恐らくいろいろな活動、もっと幅広い活用が見えると思うので、もう少し多岐にわたる議論ができればなと思いますので。

【宮崎特別支援教育課長】今、委員がおっしゃるようにICTを活用した就労と申し上げても、文書入力であるとか、表計算であるとか、ホームページのデザインなど、本当に多岐にわたることが考えられますので、実際、就労や実習に向けてどのような技能が必要で、どのような方法が求められるかということについて研究を深めてまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】わかりました。要は、こういった職種で活躍いただけるのかとか、そういったところの調査からということおで理解をいたしました。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、横長資料となります。32ページです。外国語教育強化事業です。

コロナのために、恐らく海外に行けないということおで減額という措置がなされていますが、まずは、その認識で正しいかどうかお知らせください。

【加藤義務教育課長】この減額につきましては、海外に留学というものではございません。小・中学校を対象にして行っている英語の事業になっております。この事業の減額につきましては、昨年度まで実施しておりました小学校の教員を対象とした事業が、民間業者に委託をして行っ

ておりました。これが次年度から実施するものに関しましては、中学校の教員を対象として、私どもが主になって研修を行うということおで、その部分の減額というものが大きな要因となっております。

【中村(泰)委員】理解いたしました。ありがとうございます。

では、横長資料の39ページです。先ほどもいじめ不登校対策事業費のスクールカウンセラーの活用事業について議論がなされましたけれども、スクールカウンセラーとしては目標に対して整ってはいるという一方、増やさないといけないという認識でいらっしゃるということおで捉えております。

そこで、今回改正になっております子育て条例行動計画の変更の資料の12ページに、平成29年から平成30年の不登校の生徒の数を出されています。公立小・中学校全体で136名増加、高校では11名減少ということのようおです。このトレンドを見ていくと、不登校生徒の数というのは、子どもが減っているにも関わらず増えておると。割合自体も当然増えておますし、数も増えておるとのことおです。

そういった中でスクールソーシャルワーカーの活用であるとか、スクールカウンセラーの事業、こういったところをもっと手厚くしていかないといけないんだろうなと思う一方、もちろん不登校の要因というのはいろんな理由があつて、各ご家庭の経済的な要因であるとか、社会的事情、また先生方の働く環境とか、そういった複合的な理由があるとは思うんですけれども、実際そういう意味で、対策は打っているけれども、なかなか追いつかないという状況の中で、このスクールカウンセラーの活用事業自体が、当然プラスではあるんですけれども、そもそも

の方向性として合っているのかどうか。もしくは、またプラスの、もちろんお金が潤沢にあって、いろんな施策を打てればいいんですけども、効果的なところという視点でご意見をいただければと思います。

【安永児童生徒支援課長】学校における生徒指導の課題というのは、不登校に限らず、いろんなところであるわけですが、学校だけで抱えることができない、対応に苦慮している事案が近年多く発生しているという現状があります。

教職員だけでは対応できない、保護者対応も含めた支援を、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協力しながら、総合的に子どもたちを支援していく位置づけとして教育相談体制の専門家としてのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの力をかりて学校を支援していきたいという思いの中で事業展開していると理解していただければと思います。

【中村(泰)委員】なかなかこの効果というのをはかるというのはすごく難しいと思うんですけども、実際に現場の声として、例えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方をもっと増やしてほしいという声が上がっているから、当初の目標を達成しているけれども、もっともっと増やそうとしているのか。そこをどのように認識されているか、教えていただけないでしょうか。

【安永児童生徒支援課長】当初、この目標300校を令和5年度までに達成しようとした当時の目標としては、まだまだ学校の期待に沿えてない、教育相談体制の充実が喫緊の課題だと考えて設定したものであると理解しております。

現在、この目標に一定到達しておりますが、昨年来のこのコロナ禍で、特に子どもたちの心

の支援というのは重要な意味を占めております。そういった意味でも、本年度、補正予算で希望する学校全てのところにスクールカウンセラーを配置したという実績もございますし、そういう学校の期待にこれからもますます応えていきたいと、市町の考えにも沿っていききたいという思いの中、やはり1校でも2校でも、予算との兼ね合いの中で適正な配置を進めていきたいと考えているところです。

【中村(泰)委員】現場もこういった事業が必要であるということを、今はっきりおっしゃっていただきましたので、我々としてもしっかりこういった事業を応援していかなければならないと思っております。

以上です。

【加藤義務教育長】先ほど導入いたしました端末のスペックについてお伝えをさせていただいてよろしいでしょうか。

このスペックに関しましては、それぞれの市町ごとに異なるものでございますが、今回、長崎県におきましては12の市町が共同調達という形での調達を行っております。そちらの仕様書にあるスペックでお伝えをさせていただきます。

まず、モバイルノート型であること、そして、ストレージが32ギガバイト以上、メモリーが4ギガバイト以上、画面が11から13型、また、タッチパネル対応、そして、バッテリーが10時間以上というような代表的なところだけお伝えをさせていただきます。

【中村(泰)委員】端末のスペックはわかりました。ただ、どちらかというと、端末よりクラウドがどうかとか、周囲の環境の方が、そこで結局左右されてしまうので、端末ばかりではなくて、その周囲の環境についてもお知らせいただ

ければと思いますので、また、後日お願いします。

【浦川分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】 2点だけ質問させてください。

横長資料の41ページ、読書活動推進事業費のミライ on（未来につなぐ）子ども読書活動推進事業費の128万円について質問いたします。

これは52万円の減なんですけれども、こうした事業に50万円を超えての減というのは、ちょっと事業に影響するのではないかと推測いたしますが、実態として52万円の減はどのように事業に影響いたしますか。

【立木生涯学習課長】 読書活動推進事業費の52万7,000円の減ですけれども、このうちの30万円ほど、29万9,000円が司書教諭等の研修会にかかる費用になります。この分を今回、読書活動推進事業費から、1ページ戻りますけれども、40ページの社会教育普及指導費の方に事項を移させていただいております。

理由は、この読書活動推進事業というのは、時限を決めた事業でありまして、この司書教諭等の研修会につきましては、この事業の期間が終わった後も恒常的にやっていくべき研修であるので、事項を移して研修会が継続的にできるような措置をとっております。それが一番大きな費用の分になります。

あとは様々な講師謝金とか、県中学生ビブリオバトル大会の経費、会場費を少し削ったりとか、そういったことでこの金額が落ちているという形になります。

【堀江委員】 私の記憶が間違いなければ、このミライ on（未来につなぐ）子ども読書活動推進事業は、平成30年が487万円、令和元年が257万円、令和2年が181万円、そして今回が128万円で、令和元年に国の支出金がなくなった予算

なんですよ。国の支出金がなくなって、県単でやってきていた事業です。先ほどのやりとりの中で、長崎県学校保健専門医等派遣事業は国の支出金がなくなっても県単で事業を実施しますという事業になったわけです。このように国の支出金がなくなった場合、県単でやるんですけど、県の財政が厳しいという中では、財源規模が少なくなっていくという流れがあるのではないかという思いが私はありまして、改めてこの50万円の減というのが事業に影響ないのかという疑問を持って今の質問をしたところです。

でも、今の答弁ですと、事業そのものには影響がないという答弁だったという理解でよろしいでしょうか。確認の意味で答弁をお願いします。

【立木生涯学習課長】 委員のおっしゃるとおりだと考えております。しっかり事業を展開してまいりたいと思います。

【堀江委員】 最後に、横長資料31ページの義務教育課の長崎県学力調査実施事業費について質問したいと思います。

今回、47万円減になっておりますが、この減の理由を教えてください。

【加藤義務教育課長】 長崎県学力調査実施事業における減額につきましては、対象となる児童生徒数の減少や過去の実績により、印刷費や送料等の事務費を減額したのとなっております。

【堀江委員】 生徒数の減。令和3年度は、3年に1回、小学校6年生の理科が全国学力テストであるので、県が実施をしないから減ということではないんですね。それはもう令和2年度の予算の話で、今回はそれとは別に生徒の数が減ったということの減ということですか。

【加藤義務教育課長】 そのようになっております。

【堀江委員】 私は、学力テストがなぜ悉皆方式でされるのかと、抽出方式であるべきではないかということまで指摘をしてまいりました。過去にも、例えば一橋大学の久富善之教授の「学力テストの戦後史」を取り上げまして、1947年（昭和22年）から昨年まで、戦後70年余り学力テストが行われてきたけれども、結局、今のような方式は10年間で、残りの60年間は全部抽出式だったんだということを指摘してきました。

この抽出式になりますと、国が状況を把握して、国の教育の政策を改めて、学校教育の状況を改善するということになるんですけれども、現在の悉皆式になりますと、学校が平均点を全国と比較して改善に取り組むということで、同じ学力調査なんだけれども、これは非常に結果が求められるということになるので、長年の戦後の学力調査の状況から見ても、このあり方については抽出式がいいのではないかという意見があるということを指摘してまいりましたが、改めて、この全国学力テストの悉皆式というやり方についての県教委の視点、見解を答弁を求めたいと思います。

【加藤義務教育課長】 私どもの考えといたしましては、この調査は児童生徒一人ひとりに還元すべきものであると考えております。一人ひとりの子どもたちの学力の定着状況を見取り、その後の指導に活かしていくと考えれば、悉皆が望ましいものと考えております。

【浦川分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分につきましては、教育委員会の予算1,326億4,645万円のうち、職員給与費は1,170億65万円で、88%を構成します。もちろんこの予算については賛成です。どの子にも確かな学力をと、長時間労働と言われる中で、子どもに寄り添い、日頃から頑張っておられる教職員の皆さんに敬意を表します。

しかし、その中で長崎県が進めている県の学力調査、本予算とは直接関係ありませんが、全国学力調査について私は賛成できません。

令和3年度は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の初年度でもあります。長崎県は確かな学力の育成を掲げ、その指標は全国学力調査の平均正解率です。結果が求められ、教職員も子どもたちも競争に駆り立てられていく状況は否定できません。

ひとりひとりの子どもの学びを支える取組は、各学校でひとりひとりの子どもに合わせ工夫して行われており、全国学力調査を基準にする理由が見つかりません。

県民から寄せられる声として、「新型コロナウイルス感染症の影響で学校での学びのあり方が問われている。」「子どもは数値ではかれない。子どもの力を数値に置き換え、競争させる取組はやめてもらいたい。」「子ども一人ひとりに目が行き届く少人数学級を国より前倒しして実施するためにも教職員を増やしてほしい。」こうした現場の声を申し上げて反対討論といたします。

【浦川分科会長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました

ので、採決を行います。

まず、第2号議案のうち関係部分について採決します。

第2号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【浦川分科会長】 起立多数。

よって、第2号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第78号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第78号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査の途中でありますが、本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時より委員会を再開し、引き続き教育委員会の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時52分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月10日

自 午前10時00分
至 午後2時12分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	浦川 基継 君
副委員長（副会長）	中島 浩介 君
委 員	中山 功 君
"	徳永 達也 君
"	山田 朋子 君
"	堀江ひとみ 君
"	ごうまなみ 君
"	宅島 寿一 君
"	麻生 隆 君
"	山下 博史 君
"	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

教 育 長	池松 誠二 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	林田 和喜 君
総 務 課 長	桑宮 直彦 君
県立学校改革推進室長	松山 度良 君
福 利 厚 生 室 長	吉田 和弘 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
教 職 員 課 長	上原 大善 君

義 務 教 育 課 長	加藤 盛彦 君
義務教育課人事管理監	大場 祥一 君
高 校 教 育 課 長	狩野 博臣 君
高校教育課人事管理監	山崎 由美 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長	安永 光利 君
生涯学習課長	立木 貴文 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学 芸 文 化 課 長	草野 悦郎 君
体 育 保 健 課 長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	山口 千樹 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時00分 開会 —

【浦川委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より総括説明をお願いいたします。

【池松教育長】 おはようございます。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第17号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第18号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第25号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校

職員定数条例の一部を改正する条例」、第47号議案から第50号議案「財産の取得について」であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第17号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」、第18号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」は、「中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策」の一環として、平成27年度から臨時特例的に実施し、令和2年度末で期限を迎える特別職及び管理職員の給与減額支給措置について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県税収入の減少が新たに見込まれるなど、さらに厳しい財政運営を余儀なくされる見通しであることを踏まえ、令和4年3月31日まで期間を延長し、給料月額及び期末勤勉手当を含む給料月額に連動する手当について、教育長が5%の減額、管理職員が2%～3%の減額をする給与減額支給措置を実施しようとするものであります。

なお、第18号議案の具体的内容につきましては、後ほど教職員課長から補足説明いたします。

第25号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数等により算定される教職員定数の増減に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第47号議案から第50号議案「財産の取得について」は、県立高等学校での教育活動に供するための教師用及び生徒用タブレットパソコンを取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするも

のであります。

なお、具体的内容につきましては、後ほど教育環境整備課長から補足説明いたします。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（新規高等学校卒業者の就職内定状況について）

本県の公立高等学校における新規卒業者の就職内定率は、高校教育課の調査結果によると1月末現在で95.2%と、前年同期97.0%を1.8ポイント下回っております。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で求人数が減少したことなどが原因と考えられます。

なお、県内就職割合は67.2%と、前年同期63.3%を3.9ポイント上回り、同時期としては過去最高の値となっております。

県教育委員会では、これまで、キャリアサポートスタッフの配置や各高等学校を定期的に訪問指導するなど県内就職希望者を支援する事業を展開するとともに、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携して県内企業に対して採用枠拡大と早期求人を要請するなど、高校生の就職支援に取り組んでまいりました。このような取組の成果が県内就職割合の増加につながったものと考えております。しかしながらまだ、就職未内定者がおりますので、今後も生徒の進路実現のためしっかりと支援に努めてまいります。

（ICTを活用した教育の推進について）

GIGAスクール構想等により1人1台端末が整備されることに伴い、今後、ICT環境を効果的に活用し、児童生徒の力を最大限に引き出す学びの実現が求められております。

このため、県教育委員会としても、教育のICT化を強力に推進したいと考えており、令和3年度は高校教育課内に「ICT教育推進室」

の新設を検討しているところです。同室を中心に県立学校の教科指導においてICTを効果的に活用した授業の実現や教員の負担軽減等の支援を行っていきたいと考えております。

（新県立図書館の整備について）

昨年10月に着手した県立長崎図書館郷土資料センターの建設工事については、令和3年10月の完成に向け、整備を進めているところです。

施設の名称については、長崎県に関する地域資料や郷土出身者に関する資料などを収集・保存・提供する知の拠点として、また、県民の皆様が郷土長崎県についての学びを深め、故郷長崎への愛着と誇りを持ってほしいという思いを込め、「長崎県立長崎図書館郷土資料センター」とすることといたしました。

また、当センターにおいては、県民の利便性を確保するため、ミライオン図書館の資料の予約・貸出等ができる「ミライオンサテライト」を設置するとともに、ミライオン図書館と連携を図りながら、市町立図書館等への支援や企画展等の開催などのサービスを提供することとしております。

今後とも、県民の皆様が本県の文化を継承し、個性と魅力ある郷土の創出に寄与する施設となるよう、準備を進めてまいります。

5ページをご覧ください。

（県庁舎跡地西側における埋蔵文化財調査について）

県庁舎跡地の埋蔵文化財調査については、これまでの調査で、跡地西側部分に江戸時代の土層等が確認されておりました。今回の調査では、西側遺構の面的な広がりや、古い石垣の残存状況の確認を主な目的として、昨年11月5日から本年2月26日まで内容確認調査を実施いたしました。

今回の発掘調査で、県庁舎跡地の西側部分は、明治時代に盛土して形成された土地であることがわかったほか、調査箇所からは、井戸の遺構や江戸時代の瓦片等が見つかっております。

今後、これまでの出土した遺物を整理するとともに、文献調査や専門家のご意見も伺いながら、報告書をまとめていくこととしております。

6ページをご覧ください。

（長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定について）

新たに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえて、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間とする「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」をとりまとめました。

教育委員会においては、全庁的な取組である事業の選択と集中や内部管理経費の縮減等に取り組むとともに、行政手続きや庁内業務におけるデジタル化の促進などに取り組んでまいります。

また、教育の質の確保・向上の観点から教職員の長時間労働の解消のため、働き方改革をさらに進めてまいります。

今後、プランの実現に向けて全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そのほか、「子ども県展」の開催について、文化財の指定について、長崎県教育委員会特定事業主行動計画についての内容については、文教厚生委員会関係議案説明資料に記載しております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【浦川委員長】次に、教職員課長より、補足説明をお願いいたします。

【上原教職員課長】お手元に配付しております令和3年2月定例会県議会文教厚生委員会説明資料のご準備をお願いいたします。

資料の2ページをお開きください。

第18号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分についてご説明いたします。

1、改正要旨になりますが、「中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策」の一環として、平成27年度から臨時特例的に実施し、令和2年度末で期限を迎える管理職員の給与減額支給措置について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県税収入の減少が新たに見込まれるなど、さらに厳しい財政運営を余儀なくされる見通しであることを踏まえ、令和4年3月31日まで期間を延長し、実施するものであります。

2、減額支給措置の内容になりますが、具体的には、知事、教育、警察の各部局において、管理職員を対象に実施しますが、教育委員会におきましては、資料に記載のとおり、理事等については3%、本庁の課長及び校長等については2.5%、副校長等については2%の現行と同じ内容で減額を行うものであります。

これにより、実施期間の1年間で、第17号議案の特別職を含み、教育委員会で約2.7億円の歳出削減を見込んでおります。

以上で議案についての補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】次に、教育環境整備課長より、補足説明をお願いします。

【日高教育環境整備課長】今回、ご審議をお願い

いたします第47号議案から第50号議案の財産の取得につきまして、補足してご説明いたします。

お手元の横長資料の文教厚生委員会説明資料の4ページ、財産の取得議案一覧と、A4縦型一枚物の補足説明資料、それから追加でお配りしておりますけれども、入札結果一覧、これは四枚物でございますけれども、こちらも併せてご覧いただきたいと思います。

県立高等学校における教師用及び生徒用タブレットパソコンの有償譲受についてでございます。

補足説明資料をご覧ください。

1の事業概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等の緊急時における学びを保障するとともに、Society5.0時代の学習環境の基盤を早期に整備するため、県立高校において1人1台パソコン（タブレットパソコン）等を整備するものでございます。

2のタブレットパソコンの整備に係るこれまでの経過等でございますが、まず昨年9月定例会県議会におきまして予算議案を提案し、議決をいただきました。その後、令和2年11月24日に一般競争入札の公告を行い、令和3年1月7日に入札開札、1月13日に仮契約を締結しております。

3の入札結果の概要についてでございますが、教師用タブレットパソコンで1件、生徒用タブレットパソコンは、県内を3地区に分けて、計4件で入札を行っております。入札結果につきましては、記載のとおりであります。なお、4件の落札額の合計は、消費税を含みまして14億1,623万9,550円となっております。

4の今後の予定についてでございますが、今議会でご承認をいただきましたら、直ちに本契

約を締結し、7月末までには、順次各学校へ納品が完了する予定としております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 最初に、教育環境整備課課長の補足説明がされました第47、48、49、50号の財産の取得について、質問いたします。縦書きのこれまでの経緯ということで、整備に係る経緯が説明されましたが、この中で、昨年11月24日に一般競争入札が公告をされて、WTO案件というのがあります。このWTO案件とはどういう意味か、まずそこから教えてください。

【日高教育環境整備課長】 一連の調達の合計金額が3,000万円以上の案件につきましては、広く全世界の企業が参加できるという形で、公告期間を40日間取る必要があるとか、県内に規模を絞るとかそういうことができない、全世界的に入札参加ができるという案件でございます。

【堀江委員】 広く全世界に対象となるということですね。あえていえば、一つの大きな案件の場合は、可能であれば、区切ってするというように私は理解をしているんですけども、そうであっても、地元の業者に対応が可能であれば、そういう地元の業者がいいかと思うのですが、今回、入札の結果として、4つの契約があるという中では、A業者が3つの契約になっておりますね。このことについては、契約総額が14億円のうち、合計をいたしますと、この1つの業者、A業者といたしまししょうか、A業者で10億円を超えての契約案件の結果になったんですけ

れども、このことについては、どういう見解をお持ちですか。

【日高教育環境整備課長】 今回の入札につきましては、WTO案件でございますので、機種とかを絞っての入札ができません。ですから、例示品をお示ししまして、あと例示品に基づく我々が求める仕様書、メモリー容量ですとか、画面のサイズ、それから大きさ等を示しまして、それに合致する同等品については承認をしますよと、同等に審査を受けまして、合致すれば、同等に承認します。その中で、教師用パソコン、タブレットパソコンにつきましては、同等品申請はございませんで、4社の入札がございまして、落札率が大体90%でございました。3件の生徒用パソコンにつきましては、同等品申請が出てきまして、同等品を承認しております。その結果、生徒用パソコンの3件につきましては85%の入札率でありました。

私たちとしましては、これは適正な入札結果、今回はA業者が3件取られておりますけれども、これは企業努力の結果だと思っております。

【堀江委員】 契約案件が4つあって、広く、もちろんきちんと品質を確保した上ですけれども、4つの契約のうち3つが1つのA業者に契約されたということについて、どのように思っているのかと尋ねしたのですが、公平に、これは手順にのっとってやったという回答だったと理解いたします。

物品管理室に、令和2年度に物品管理で実施した入札案件のうち、今回この3つの契約を取ったA業者が実績はどうかとお尋ねをいたしました。すると、16件このA業者は契約を取っているんですけども、物品管理室としては、昨年1年間で170件の契約があって、そのうちの16件ということで、約1割。その契約の実績の額

が1億4,000万円なんです。1年間でA業者が物品管理室、要するに、県庁とのいろんな物品のやり取りで契約をして、その総額が1億円という中で、今回、このタブレットのパソコンで、結果として3つの契約を入札を受けて、一気に10億円の契約を取ったということになるわけですが、これというのは企業努力ということの見解でしょうか。

【日高教育環境整備課長】 企業努力と、あと今回は各県立学校全校に端末管理システムといいますか、パソコンへのセッティング作業がございますので、そういうセッティング作業を1台1台していかなければいけませんので、そういう人的配置もできるところが取ったのだと思っております。それを含めて企業努力と考えております。

【堀江委員】 もう一つ質問いたしますけれども、別の案件ですが、議案の番号といたしましては、第17号、第18号のうちの第18号議案です。今、教職員課長が説明がありましたが、第17号、第18号の議案の合計で、教育委員会として、合わせて2.7億円という数字が出されましたが、例えば、この管理職の先生たちの減額率ですが、年間にいたしますと幾らかということは算定されていますか。

【上原教職員課長】 学校職員の平均額ということでお答えさせていただきます。例月給与で約1万円の減額、期末手当を含めて、年収ベースで約17万円の減ということで見込んでおります。

【堀江委員】 この17万円というのは、今回、1年間の減額になるんですけれども、これは7年目ですよね。だから、これまで過去2回この議案が上がってきていたわけですが、その時は年間15万円という回答があっているんで

すが、それはこの1年間だけで17万円という意味ですか。計算の方法が違うかもしれませんが。

【上原教職員課長】 1年間で計算したところ、全職員、対象職員が1,219名いるんですけれども、平均で算出したところ、そういった計算になったということでもあります。

【浦川委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【宅島委員】 県立高等学校における教師用及び生徒用タブレットパソコンの有償譲受の件に関してですが、事業概要で、「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等の緊急時における学びを保障するとともに、Society5.0時代の学習環境の基盤を早期に整備するため、県立高校において1人1台パソコン等を整備する。」となっているんですが、この「学習環境の基盤を早期に整備するため」というところで、例えば、今まで生徒さんたちが使っていた教科書、こういうところもこれに全て入るということで認識していいですか。

【狩野高校教育課長】 委員がお尋ねになったのは電子教科書のことかと思いますが、教科書自体は、紙ベースの教科書を使用していくことになります。

【宅島委員】 わかりました。

それでは、教科書は紙ベースでやって、このタブレットでは、先生たちとともに、授業中もタブレットでしながら授業はやるんですよね。いかがですか。

【狩野高校教育課長】 授業の中で、パソコンを使いながら授業を行っていくということになります。

【宅島委員】 それはそれぞれ都道府県ごとに違うと思うんですけれども、例えば、教科書自体もタブレットで全部やるというような都道府県もあるのでしょうか。

【狩野高校教育課長】 現在、電子教科書というのは国の方で議論をされているんですけれども、高校ではほとんど使われていないというのが実情でございます。

【加藤義務教育課長】 デジタル教科書について、関連でお答えをさせていただきます。

今は、まず先行して、小中学校におけるデジタル教科書の検討が進んでおります。現在は全て紙ベースでやっているのですが、今後、その紙をデジタルにしていくのかどうかという議論がなされておりまして、令和6年度をめどに、まずは小学校の教科書をどのように取り扱っていくのかという検討がなされているところでございます。

【宅島委員】 今、小学校の話ですけれども、中学校もそういう議論があるんですか。

【加藤義務教育課長】 小学校と中学校一体となって協議がなされておりまして、次に教科書が替わるのが、令和6年度に小学校、その次の年が中学校となっておりますので、まず令和6年度の小学校の取扱いということがスタートになっていくかと思っております。

【宅島委員】 わかりました。

【浦川委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山下委員】 おはようございます。

宅島委員の質問に関連して、第47号から第50号議案についてお尋ねをしたいと思います。9月議会でも予算審議でいろんな中身については議論があっていると思うので、重複したら大変申し訳ないんですけれども、まず1点目は、これはタブレットパソコンですので、例えば故障、破損とか、盗難に遭うことももしかしたらあるかもしれないと思います。生徒が持ち帰ることを想定されていると思うのですが、それに備えた保険というのがどのような仕組みになってい

るのか、方向性とか、今わかっている範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

【日高教育環境整備課長】 故障等につきましての対応でございますけれども、現在、その中身について協議中でございます。通常の県の備品ですと、学校管理下で行われますけれども、委員もご説明のとおり、今回、自宅に持ち帰ったりして使いますので、その辺の役割分担につきましても早急に検討を深めたいと思っております。

【山下委員】 いずれにしても、保険には加入する方向でご検討はされているということなんでしょうか。

【日高教育環境整備課長】 保険等の内容につきましても、今後詳細に検討を加えた上で、検討したいと思っております。

【山下委員】 そのあたりもフォローアップしていただければ。保護者の方々から結構問合せがあっておりまして、今、そういうご不安をお持ちの方がいらっしゃるみたいですので、そのあたりを不安がないように取り組んでいただければと思っています。

二つ目が、これは耐用年数というのはどのぐらいで考えていらっしゃるのでしょうか。

【日高教育環境整備課長】 6年間の耐用を考慮しております。ですから、3年ごとに生徒が替わりますので、2巡をするという形で考えております。

【山下委員】 わかりました。

【浦川委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 私も第47号から第50号議案でお尋ねをしたいと思います。学校休校とかがまたあったらという時のために、自宅での学習に備えて、Wi-Fiの費用、ルーターだったり、通信費のことで市町が独自に経済的に困窮のと

ころとか、そもそも環境がないところに整備をするようなことで動かれていたかと思いますが、その後の21市町の状況と、併せて県立高校はどのように対応を考えているのか、そのあたりを教えてください。

【加藤義務教育課長】 端末の持ち帰りにつきましては、本年度、市町とも様々な協議を行ってまいりました。その中で、情報交換も進めてきたところです。現在、平常時に持ち帰りをするという方針を決めた市町も一部ございます。ただ、その持ち帰りの在り方については、どのような保障、また通信費についての取扱いをやっていくのかということは、それぞれの市町でまだ協議を行っておりまして、来年度から、まずは学校での活用が進み、持ち帰りについては、今後検討がなされていくものと考えております。

【狩野高校教育課長】 今ご指摘のとおり、家庭での通信環境というのは、家庭でそれぞれだと思います。基本的には、県立高校の場合には、学校でダウンロードをして、家庭ではオフラインで使っていくということで考えております。

【山田(朋)委員】 実際のところは休校は1回だけしかなかった。その後の第2波とか第3波では、国は、休校はもうしないという方針のようだったのですが、今後、また爆発的な感染とかがあって、また休校になることもあるかもしれないので、私は、昨年度からずっとその通信費のこととか、各市町で調整いただいていたので、ある程度、方向性がもう決まっているのかなと思っていたのですが、やはり万が一に備えて学びの保障は私は重要であると思いますので、市町と持ち帰りのこと、通信費の負担の件等、しっかり詰めていただきたいことをご要望申し上げ、終わります。

【浦川委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第18号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、同意できません。特例と言いながら、もう既に7年目、小学校に入った児童が卒業する期間を超えて減額措置が取られています。年間17万円の減額は、地域経済のさらなる疲弊となります。教育委員会の姿勢を示すということであれば、トップである教育長に対応していただけて十分と考えます。

以上、反対討論といたします。

もう一つ、第25号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」。児童生徒の増減等に伴い、特別支援学校18人増加があるものの、結果として、先生の数を減らすということには賛成できません。先生たちを減らさず、少人数学級を求める立場からも、同意できないことを申し上げておきます。

【浦川委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第18号議案のうち関係部分について採決いたします。

第18号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【浦川委員長】 起立多数。

よって、第18号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第25号議案について採決いたします。

第25号議案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【浦川委員長】 起立多数。

よって、第25号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第17号議案のうち関係部分及び第47号議案乃至第50号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案のうち関係部分及び第47号議案乃至第50号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は7と13となっております。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【ごう委員】 陳情番号7番について、一点お問い合わせさせていただきます。西海市からの要望ですが、特別支援学校の小中学部の設置のお願いということで届いております。一点確認させていただきたいのですが、このアンケートの調査目的の中に、小中学部を設置するためには、要件として、継続して10名程度の児童が就学する見込みが必要であるということで記載されております。これはすみません。私の勉強不足だと

と思いますが、継続してというのは、1学年に10名がいるということなののでしょうか、それとも小学部で10名、中学部で10名ということなののでしょうか。

【宮崎特別支援教育課長】 小中学部合わせて10名ということでございます。

【ごう委員】 ありがとうございます。小中学部で合わせて10名ということで、今回、このアンケートの結果が結構しっかりと記載されておりますが、未就学児から中学校までの就学希望者数ということで、総計して124名ということで就学を希望する方がいらっしゃるようですので、今後、この要望書を頂いた後に、教育委員会の中で設置に向けての検討がなされていくということで理解してよろしいでしょうか。

【宮崎特別支援教育課長】 西海市からの入学希望者は124名となっておりますが、この124名につきましては、本当に特別支援学校の対象となる児童生徒であるかということ、それから、対象となる場合であっても、児童生徒及び保護者の皆様が特別支援学校への就学を希望するかどうかということを含めて検討する必要がありますので、今後西海市教育委員会と協議しながら精査を進めていきたいと考えております。

【ごう委員】 そのあたり、しっかりと協議を詰めていただきまして、この要望書の中にもありますが、地元で特別支援学校がないがゆえに、遠くの支援学校までの送迎で非常にご苦労されていたり、また幼い子どもを寄宿舍に入れながら教育、療育を受けさせているという現状もあるようでございます。そのあたりが一日も早く改善するために、このような要望が出ていると思いますので、しっかりと西海市とも協議を詰めていただければと思います。

【浦川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、事前通告された、その他所管事項一般に対する質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 通告している中で、二点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、県立高校生のアルバイトについてであります。今、県内の県立高校で、アルバイトの状況はどのようになっているのか、アルバイトの許可の状況をまず教えてください。

【狩野高校教育課長】 県立の全日制高校のアルバイトに対する規定については、各学校で定めております。各学校とも、まず高校生の本分である学業、部活、学校行事など、学校生活に支障がないことを原則としてアルバイト許可をしております。規定は学校ごとに違いますが、授業がある平常日は原則禁止としておりますが、家庭の経済的な状況などで、許可をする場合もございます。実際、現在も通年でアルバイトをしている生徒もおります。また、夏休みや冬休みなど長期休業中は許可をしておりますが、許可をする場合も、学業の取組状況であるとか、進学、進級とか、卒業に影響しないなど、成績を考慮して許可をしているというのが現状でございます。

【山田(朋)委員】 家計状況によっては許可をしているということではありますが、学校の種類によっても、商業とか農業系、工業系の生徒はアルバイトをしていいような学校もあるようですが、そういった状況は、どんな感じですか。

【狩野高校教育課長】 それも学校ごとそれぞれ

でございまして、おっしゃるとおり、専門高校においては、許可をして、アルバイトに従事している生徒が多いという状況です。普通科の高校におきましても、今申し上げたとおり、原則、平常日は禁止をしていて、夏休み、冬休みなどは許可をしているが、学業、成績等を考慮しながらというのが実情でございます。

【山田(朋)委員】 私に寄せられた声の中で、県立の進学校と言われる学校、ただし、全員が進学をするわけでもない。就職をする生徒もいる中で、長崎県としては、若者の県内就職、定着、県内にできるだけ就職してほしいという思いの中で、教育委員会も様々キャリア教育に取り組んでいただいていると思いますが、そういった子たちが、進学を希望していない中、普通高校に行っているけれども、その中で、地元の1次産業、サービス業とかでアルバイトをすることによって、そのまま就職をしたり、県内に残ろうとかいう気持ちになると私は思うんですが、そういった考え方については、どう思われますか。

【狩野高校教育課長】 山田(朋)委員がおっしゃったことは、定時制高校には当てはまる部分があると思っております。例えば、アルバイトで入った仕事先から仕事ぶりが認められて、卒業後にそのまま正社員として雇用されるという例もございます。一方、全日制の生徒につきましては、アルバイトに従事できる時間帯ですとか期間というのが限定的でありますので、任される仕事もかなり限定的になっていくだろうと思っております。当然、アルバイトを通して働くことの大変さ、お金の大切さだとか、また自分を成長させる機会にはなっていくのだろうと思っているんですけれども、全ての生徒にアルバイトを奨励するというのは、今は難しい現状か

なと思っています。

【山田(朋)委員】 希望する生徒ということで、私も学業が一番やるべきことだと思うので、ただ、その中で、私に寄せられた声は、離島の県立高校でした。1次産業とか、繁忙期は非常に人手不足だと。そういった中で、お手伝いをしてほしい方々もいるし、生徒たちも、それに関わってやりたいと。だから、例えば土日とか、学校が夕方まであるから平日はなかなか難しいかもしれませんけれども、そういった中で、やりたいという子がいる場合は、全員に勧めてくれなんて言ってなくて、希望する子たちがいて、なおかつ進学希望ではない、地元で就職するなり、どこかで就職するという子たちに対しては、もう少し広げていいのではないかと思います、見解を求めます。

【狩野高校教育課長】 それぞれの実情というのはあるでしょうから、そこは学校ごとに臨機応変に判断をしていけばよろしいのかなと思っています。

【山田(朋)委員】 ぜひ、そうお願いをしたいと思います。必ずしも進学校だから進学をするわけではないと私は思いますし、希望する子がいたら、そういったことを経験する。先ほどの答弁でもあったように、働くことで得るものも大きく、子どもが大きく成長することもあるでしょうから、ぜひ学校には、もう少し柔軟に生徒の声を聞いてくれるように話をさせていただきたいと思います。

次に、もう一点、部活動について伺いたいと思います。部活動の活性化ということで書かせていただいておりますが、一部新聞報道等もあったように、長崎県では今、土日に部活動の引率を行う場合に、先生方に交通費が支給されていないという状況にあるようです。本県も含め

て23府県ほど支給がされていないようですが、まず、この件に関しての見解を求めます。

【上原教職員課長】 教員の土日の部活動や練習試合につきましては、法令、政令の定めによりまして、正規の勤務時間を超える勤務とみなされないということから、本県においては、出張を命ずることができず、公費で交通費相当分を支給することができておりません。一方で、土日等に部活動に従事した教員に対しては、国の基準に基づいて、2,700円の部活動の手当を支給しております。

【山田(朋)委員】 23府県が支給をしていないけれども、残りの24県は支給をしていると思うのですが、時間外、土日は勤務外だという考え方の下に支給ができていないという長崎県の考え方だと思いますが、よその県はできている。お隣の佐賀県もできていると聞いていますが、私は、子どもたちの安全と、あと先生方も、そういうことが積み重なっていけば、土日に出て2,700円もらっても、例えば、ちょっと遠くまで自分の車に生徒を乗せて連れていったり、そういったことを考えた時に、もう少し柔軟に対応すべきだと思いますが、見解を求めます。

【上原教職員課長】 九州においては、報道にありますとおり、佐賀県で土日の部活動の練習試合に交通費を支給しているようです。具体的には、学校長が部活動の顧問の先生に勤務として出張を命ずる必要があるということですから、例えば、平日の火曜日と日曜日を振り替えて、練習試合がある日曜日を勤務日として出張命令することで交通費を支給していると理解しております。要は、平日と振り替えをしてやっているというような形で支給されているんだと思います。ここについては、法令の関係もあ

って、なかなか難しい部分があると思っています。

部活動指導手当につきましては、国の基準に基づいて2,700円の手当を支給しております。この手当につきましては、全国の都道府県の教育長の協議会を通じて、実態に即した形で改善ができないかということで要望を行っておりますので、この点について、引き続き機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】 今いろいろ全体的な要望をやっていたようにありますが、本当にこの2,700円という額では、到底先生方の休日の貴重な時間を使って、もうそういう思いだけでは厳しいのかなど。私も文化系とスポーツ系の部活動の顧問をしている先生方にお話を聞きましたが、若い時はよかったと。体力も許したと。ただ、こういう年になっていくと、自分たちの子どものこともあるという中で、いろんなそれぞれに応じた先生方のご負担、顧問を持っていたら、自分の子どもたちのことは置いておいて、そちらを一生懸命やらざるを得ないなんていうことも出ているようでありますので、先生方のご負担をないようにしていただきたいと思っております。その一つとして、よその県では、そういう交通費の支給もしているようでありますので、ほかの二十数県の取組状況とかもしっかり確認いただいて、これはお金だけではないことはもちろんわかりますが、先生方がもっともっと活動しやすい環境をつくっていただきたいと思います。

土日の部活動の時の保険は、各部で入って対応しているという感じですか。

【松崎体育保健課長】 委員は生徒の保険を言われていると思うんですけども、そこは学校の活動の中でけがが生じれば、そこに対しては掛

金がありますので、日本スポーツ振興センターのほうから給付金があるということになります。

【山田(朋)委員】 あと、新たに部活動指導員制度の導入のことがあると思いますが、この導入状況、今後の取組の状況とかを教えてください。

【松崎体育保健課長】 部活動指導員については、令和2年度、県立高等学校において13人、県立中学校で1名配置しております。

今後についてですけれども、部活動指導員の制度に関して、運用していく上で、課題が大きく二つ見えてまいりました。まず、人材の確保という課題が一つございます。部活動の時間に合わせて来ていただく、そういう人材が必要であること、なおかつ部活動指導員というのは、従来の外部指導者と違いまして、教職員の一人になります。ということで、技術的な指導を行うだけではなくて、様々な責任も負うということで、受けられる方がなかなか、それではちょっと荷が重いと、そういう意見もありまして、人材を確保するというのが一つ大きな課題であります。

もう一つは、学校の教職員といえども、教員定数ではございません。なおかつ、任用する自治体が一定の報酬の負担を負うと、そういう課題も今、見えてまいりました。

我々としては、部活動指導員を配置することで、部活動の質の向上と教員の負担軽減の効果が大きいというのが我々の調査の中から見えてきましたので、ぜひ配置については促進していきたいと考えておりますけれども、学校においては、例えば、小規模校とか、部活動をたくさんやりたい、専門の先生がたくさんいるという学校は配置の必要性があるのかというところもあります。そういうところも含めて、指導員を配置することによって、いかに学校が活用をや

っていくかと、そういうところを見極めながら、部活動指導員を配置していきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 県が今、県立学校で配置をされている部活動指導員にお支払いをしている額はお幾らなんですか。

【松崎体育保健課長】 1時間1,600円という数字です。

【山田(朋)委員】 わかりました。

一定の財政負担があるということでありました。県立学校は、県の負担と、これは国費が一部出ているのですか。

【松崎体育保健課長】 財政負担は、県立高校については、全て県が持ちます。市町が採用する分については、これは中学校なんですけれども、3分の1が国、3分の1が県、3分の1が地元の自治体ということになります。

【山田(朋)委員】 今、人材確保が難しいということでありました。長崎県の21市町の中で、中学校で具体的に部活動指導員制度を導入しようという動きがあるところがあれば教えてください。

【松崎体育保健課長】 私ども、今申しましたように財政負担が生じますので、市町教育委員会にも調査をかけたり、定期的に意見を聴取しているところです。その中では、効果的であるというのはよく理解されておりますので、配置をしたいという市町は幾つかございます。しかしながら、実際今、配置しているのは2市にとどまっております。

【山田(朋)委員】 2市で導入をいただいているようであります。現場の先生方に聞いたところ、休みが欲しいと。今、平日1回、土日1回休みにはなっているけれども、やっぱり休みが欲しい。そういうお声も寄せられました。その中で、部

活動指導員制度がどうやって導入されていくのかと、現場の先生方もかなり不安に思っている形も聞いてまいりました。なので、いい人材がいて、現場の先生方ともスムーズに連携が取れながら、子どもたちの部活動指導が適切に、いい形で行われることを希望申し上げ、質問を終わりたいと思います。

【浦川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】 私は二つ通告をいたしておりますが、まずコロナ禍における図書館機能の発揮について、質問したいと思います。図書館は、非常事態の時ほど知る権利を果たすべきで、その工夫、努力が求められるという立場から、単に、施設を設置するだけではない、機能することが重要ということで、このコロナ禍の中で、全面休館をせず、利用制限などを行っている図書館を個別に点検されたという方がおられます。その方の報告書を読ませていただいて質問いたしますが、全面休館をせず利用制限などを行っている個別の努力ということでは、もちろん感染防止のためのマスクの着用、手指消毒、検温は当然のこととして、閲覧の座席を5割削減した。利用者の滞在利用時間を30分にした。同時入館者を30人に制限した。入館を許さない下でも電話やメール等での資料要求に応じた。あるいは貸出し冊数や貸出し期間の拡大措置をして、郵送などで利用者に届けた、やむを得ず休館せざるを得ない状況に際しても、利用者、住民からの要求に応じて図書館機能、サービスの提供に努力、工夫した図書館もある一方で、貸出しサービス全般を中止したり、ネットでの資料検索の様々なデータ利用もさせない措置をしたということで、コロナ禍の中で、図書館機能の全国での動きがあったということを私はこの報告書を見て思いました。

まず、質問といたしましては、長崎県内の状況がどうなのか、把握されている範囲で教えてください。

【山崎生涯学習課企画監】県内には、県と大村市が設置いたしますミライオン図書館、それと18の市町に公共図書館36館ございます。図書館の未設置自治体が2つありまして、そこでは2つの公民館図書室が設置をされておりまして、全体で39館室ございます。この39館室の状況でございますけれども、私どもが把握をしていることにつきましては、令和2年4月16日からの緊急事態宣言発令に伴いまして、その始期と終期の差はございますけれども、全館休館をしていたというような状況でございます。

【堀江委員】この全館休館ということは、いわば図書館機能は全て行っていなかったということになるんですか。

【山崎生涯学習課企画監】休館中におきましても、例えば、先ほど委員のお話にありましたように、電話やファクス、メール等でのレファレンスの受付であったり、蔵書の検索、そういったものについては継続して行っております。また、一部の図書館におきましては、特設のカウンターを設置いたしまして予約した本の受渡しを行ったり、あるいは年末になりますけれども、電子書籍を導入したというような図書館もございます。

【堀江委員】私が冒頭に述べました図書館は非常事態の時ほど知る権利を果たすべきではないかというこの意見についての県教委としての見解があれば、教えてください。

【山崎生涯学習課企画監】知る権利ということに対する見解でございますけれども、図書館には、委員ご指摘のとおり、知る権利、学ぶ権利がございます。そういったものをどうやって休

館中、確保していくかということで、そこにつきましては、いろんなご意見あろうかと思いますが、私どもは、できる限りのことをしたいと考えておりまして、例えば、ミライオン図書館におきましては、先ほど申しました電話やファクス、メール等によるレファレンスのほかにも、郵送による宅配サービスも実施をしたところでございます。

【堀江委員】もう一つ、入館記録ですね。クラスターが発生した時に、その方たちと連絡を取る一つの手段として、図書館に入館される方たちに、名前を書くということで、図書館の立場からすると、それまでそういうことはなかったんだけれども、こういうコロナ禍の中では、来館者、入館者に、名前を書くということも出てきたし、これは非常に意見が分かれるところだと聞いているのですが、長崎県教育委員会としては、このコロナ禍の中での入館記録については、どのような見解をお持ちですか。

【山崎生涯学習課企画監】入館記録の作成につきましては、日本図書館協会がガイドラインを作成いたしまして、この中で、氏名及び緊急連絡先を把握し、来館者名簿を作成すると示しております。その後、来館者名簿の作成の運用に関する補足説明ということも公表しておりますけれども、そのガイドラインの中では、その中に示された基本的な事項全てを実施することまでは義務づけていないということ、また全国一律にそのガイドラインが当てはまるものではないということも記されており、それぞれの図書館が、感染リスクの評価を行いながら主体的に判断をしていくものと、そのガイドラインの中では示しております。

また、協会の中に設置をされております図書館の自由委員会というものがございます。こち

らのほうでも、図書館の利用のプライバシーの保護という観点から、来館記録の収集は推奨しないというようなことも表明をしております、この委員会のほうでも、地域の状況に応じて、どうしても来館者の名簿、記録が必要な時には、利用者への通知であったり、外部機関への提供方法、そういったプライバシーの保護について明確な取扱いを決めるということが必要というような見解も出されております。

こういったことを踏まえまして、私どもといたしましては、このガイドラインの趣旨にのっとり、各地域の感染状況であったり、地理的な状況、館内の施設の状況、職員の体制、さらにその周辺施設の対応状況、各自治体の対応方針、そういったものを踏まえまして、それぞれの図書館が総合的に判断をするものと考えております。

なお、今のところ、収集はしていない場合であっても、今後の状況次第では収集をしていく必要性が出てくることも考えられます。そういった時点、時点で判断していく必要があると考えておりますので、来館記録の収集、あるいは収集しない、そのどちらか一方が正しい、正しくないとか、そういう判断については、どちらも誤りというようなことではないと考えております。

【堀江委員】 ありがとうございます。

コロナの感染という未曾有の経験をする中で、本当に図書館に関わる皆さんのご苦労というのにかいま見た思いがいたしましたし、逆にまた、生涯学習という立場からも、図書館機能の果たす役割が非常に大きなことであると思われましたので、この機会に、私としては、その報告書を基に質問させていただいたところです。ありがとうございました。

もう一つ、少人数学級の問題を通告いたしておりました。簡潔に質問したいと思いますが、今、少人数学級に国の動きがあるんです。報道されていますけれども、教育委員会として、どのように把握をしておられるのか、このことを教えてください。

【大場義務教育課人事管理監】既に報道で発表のとおりですけれども、国は、小学校の学級編制の標準を現行40人から35人に引き下げることをしております。具体的には、令和3年度に第2学年、4年度に第3学年と、毎年度、学年進行により段階的に進め、令和7年度には第6学年まで学級編制標準を引き下げていくということです。そのため、標準法と言われますけれども、令和3年4月1日施行期日として改正の準備をされているというところを把握しております。

【堀江委員】 そうしますと、毎年当初予算の2月議会で審議をする定数条例との関わりですけれども、大体生徒数が減っていくので、1クラス40人で計算をして、大方先生たちも減らすという流れになるのですが、35人ということをして1学年ずつやっていくので、すぐにはならないと思いますが、また長崎県も既にやっている学年もあるということを考えますと、この35人に進めていく動きが条例に反映されるということになるのはいつになるのでしょうか。

【上原教職員課長】 先ほど、定数条例の関係で審議をいただきました。定数条例ですけれども、定数につきましては、小中学校のほうで2名減ということで先ほど審議いただきました。今回、法改正がなされ、本県の場合、小学校2年生につきましては、国の加配を利用して35人学級ということで実現をしておりますけれども、法定数で今回算定させていただきました。そう

した場合には、算定する前と算定した後で、9名差が出てきたということで、今回、少人数の法改正の部分で9名増ということで定数のほうを上げさせていただいているところであります。令和4年度以降につきましては、また数が増えて、法定数で算定した数で定数条例のほうを改正していきたいと考えております。

【堀江委員】今の答弁を私が理解するに、私の質問は、40人が35人になった、それに合わせて先生たちの数が変わっていくというのが定数条例と理解をしていて、そうしますと今回の条例は、生徒数がさらに少なくなっているのです、総体的に結果としてはマイナスになったのですが、これが令和4年度からは増に転ずる。令和3年度も35人で計算した部分はあるんだけど、結果としては増になって、令和4年度から、条例上も増になるということでもいいのですか。

【上原教職員課長】委員のご理解のとおりで結構です。小学校2年の部分がもう35人ということで、数字の端数の積み上げで、今回9名という形で出ております。小学校3年からは40人から35人ということで、改めて算定という形になりますので、人数は、それよりも多く出てくるというような形になろうかと思います。

【堀江委員】ありがとうございました。

そこで、もう一つ、この少人数学級なんです、一つは、40人から35人にするという定数が国として動き出したということでは、一步前進として評価をするんです。しかも、学年1年ごとということ、一気にやらずに1年ごとにするということについてはどうかなという意見や、さらには35人ではなくて、もう少し数を減らすべきではないか、例えば国際医療福祉大学教授であります和田秀樹教授は、少人数学級35人では手ぬるいということで、顕著な効果が出

るのは20人以下ではないかという指摘もあるんですけども、県教委としては、国の法律に基づいて定数を決めていくというのはあるんですけども、35人でも手ぬるい、20人以下にすべきではないか、そうしたご指摘等についての見解がおありであれば、お示してください。

【大場義務教育課人事管理監】学級の適正規模については、いろんな考え方がございましょうが、県教委といたしましては、小中学校の学級規模については、児童生徒の育成、生活集団として切磋琢磨する場として、ある程度の規模が必要だと考えております。子ども一人ひとりに目が行き届く教育を推進し、子どもたちの抱える様々な問題にきめ細かに対応するため35人の学級編制を実施しており、一定効果があると考えております。

【堀江委員】適正規模、ある程度の規模ですよ。そうすると、35人でいいと思っているわけですか。

【大場義務教育課人事管理監】先ほど申したとおり、一定の効果があると考えておりますので、現在のところ、35人と考えております。

【堀江委員】40人の時は40人と言い、国の法律が35人になったら35人。だから、教育委員会としては、もちろん国の法律に基づいてするんですけども、20人が顕著ではないかと、フィンランド含め、海外では20人というのが大方のそうした流れがある中で、県教委としては、それ以上の見解はないのですか。35人が適正規模だと思っているんですね。これは5年先にも、35人が適正規模だと思うのですか。

【大場義務教育課人事管理監】これまでも少人数学級編制を進めてまいりましたが、国の加配等、定数を活用しながらということになります。県教委といたしましても、先ほど申したとおり、

現状35人の学級編成が、一定効果があると考えております。

【池松教育長】県教委の考え方のお尋ねですが、けれども、まず少人数学級が何人が適正かというのは、これは国のほうでも言っていますけれども、エビデンスがないということです。20人がいいのか、30人がいいのかというのは議論があると思っております。今、ヨーロッパの国のことも例に挙げられておったのですが、少人数学級だからといって学力が上がっているわけではないというような学説もあるということでありますので、我々としては、一定規模、それが10人なのか、30人なのかというのはエビデンスを持っておりませんが、やはり教師の目が行き届く人数というものが一つ、それとお互いに切磋琢磨し合う程度の規模が必要ではないかと考えております。そういった意味では、発達段階に応じて違うと思いますし、我々は県立高等学校の改革の中では、過去の経験値の中から、高校生としては、1学年10人以上は必要なのではないかと考えておりますので、根拠を問われると非常に困りますが、県教委としてはそう考えておりますし、今回、国が35人を目指すということについては、40人よりは、先ほど言った、先生方が生徒に目が行き届くことは、より効果が上がるのではないかと考えている次第です。

【堀江委員】確かに数がどうかということの議論ではなくて、少人数学級の効果をどう見るかということの中で、例えば、今回、コロナ禍の中で40人のクラスが分散登校した。そうすると、半数しか来ない子どもたちが、大好きな友達が登校できなかったので寂しい思いをしたということもある一方、ある先生のお話ですと、子どもの息づかいや、ああ、わかったという、そうしたつぶやきなんかも教室の中で聞くことがで

きて、本当に20人という数というのは、自分自身が丁寧に寄り添うということが実際としてできるということで実感をしたという、そうしたお話も聞いております。片や、私が取り上げましたけれども、専門家というか、その分野の方たちの中では、20人というのがいいのではないかという声もあって、今回、少人数学級で国が大きく40人から35人ということで動き出した中で、改めて県教育委員会が少人数学級に対する見解、それから強いて言えば、その人数についてもどのように思っているのかということをあえて質問させていただいたところなんですけど、確かに根拠がないということもありますけれども、いずれにしても、どれくらいの人数が発達状況に応じて、子どもたちにとってはいいのか、あるいは先生たちにとってもいいのかということについては、この数ということに決めずに、私は、ぜひ毎年、ある意味、検討してほしいということをこの機会に要望させていただいて、終わります。

【浦川委員長】 それでは、換気のために、20分まで休憩したいと思います。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【徳永委員】 通告ですので質問させていただきたいと思っております。

まず、教員の適正な配置についてですが、部活動指導者の配置ということも含めて、今回、教育委員会としても大きく取り上げておられましたけれども、まず、この適正な配置について力を入れた根拠をお示しいただきたいと思っております。

【山崎高校教育課人事管理監】人事異動につきましては、教職員がそれぞれの適性を活かして活躍できるような配置を通して、活気に満ちた、特色ある学校づくりを推進しているところであります。

【徳永委員】私は常日頃、今の県立高校については、特に部活動について、適正な配置、スポーツと文化もどちらもありますけれども、特にスポーツについて、非常に優秀な指導ができる先生がおられますけれども、昨今、県立高校の志願者数、少子化にも大きな要因がありますけれども、非常に少なくなっております。特に、宅島委員も一緒ですけれども、私たちの地元の小浜高校、国見高校においても、本当に存続がどうなのかという、地元の人からも大きな不安があります。

そういう中で、私の地元、国見高校サッカー部、今回、九州の新人戦で久しぶりに優勝ということで、ちょっと早く優勝すれば今年の志願者数ももっと多かったと思いますけれども、来年に期待をします。ここは木藤先生という国見高校のOBがおられますけれども、今、教員として、監督として大きい成果を出していただきました。

これは一つの例ですけれども、こういった特に志願者数が少ないところには、私は、こういった先生、指導者が配置されることが大きな力になると思いますけれども、さっき私が申し上げた志願者数のいろんな問題等、その辺も含めたところでの配置なのか、もう一つは、働き方改革のところの配置なのか、その辺、どうなんですか。

【林田教育次長】幾つかの角度からご質問いただいたものと思いますが、まず運動部活動の指導員に関しては、教員の働き方改革、それと部

活動の活性化を目指したものであるということでございます。

また、教員の適正配置に関しては、大規模校も小規模校もありますけれども、それぞれの学校の特色をどうやって引き出していくか、運動とか、あるいは部活動の面からも総合的に勘案して配置をしていくという趣旨のものでございます。

【徳永委員】配置については、県立高校ということで、転勤等については、教員間の均衡ということもあるでしょうけれども、しかしながら、こういった対策を講じるということは、私は、昨今の非常に厳しい県立高校の状況を鑑みての一つの対策ではないかと思うんですけれども、教育長、その辺はどうなんですか。

【池松教育長】まず、中学校から高校に進路を定める時に、中学生はそれぞれ将来像を描いて高校を選ぶと思います。その中で、徳永委員がおっしゃるように、スポーツで頑張って、例えば将来Ｊリーグを目指すというような生徒もいるでしょうし、学力で日本一になって、将来、博士になると考えている子どももいると思うんですが、そういった意味で、その進路実現のために、高校がどう子どもたちを支援していくかという役割は大変大事だと思います。その時に、例えば、スポーツで選ばれる学校という売りもあるのかもしれませんが、それはそれとして、全員がそうではないという現実が、例に挙げれば国見高校はあるわけです。サッカーを目指して来ている子どもたちもいるけれども、いわゆる普通の高校生活を送るために来ている子どももいる。ですから、特色を消すつもりは全然なくて、そこはそことして特色をそれぞれの高校の中で打ち出していけないと、特に、多様な価値観を持つ子どもたちがいるわけですか

ら、そういう意味では、スポーツを売りにするといえますか、一つ、それを目指して、ある高校を選ぶというような子どもたちが出てきても、それはそれで活性化のためには大変いいことではないかと考えております。

【徳永委員】 そのとおりだと、私もそのように理解をしております。特色のある学校、特に、実業高校は、それなりに目的がありますけれども、普通高校においては、受験校と、いろいろと普通校の中にもありますので、そういった中で、なかなか特色がないとなれば、やはり選択肢から外れていく。そして、もう一点は、特に島原半島の場合は、今、私立高校も大変です。そういう中で、私立との競合というのもありますし、特に私立は今、スポーツの面、学力の面も含めて、大変力を入れております。県として、私立とあまり対峙というのはなかなか難しい面も、これは教育長もいつも言われておりますけれども、ただしかし、何のために地元で高校があるのかということ、そして選択肢の中に入らないとなれば、これは本当に大きな損失でありますから、今後は、さらなるそういった特色のある学校、それにはやはり今後、そういった人材も採用しなければならない。特に、今、先生になる人も少ないと言われておりますけれども、そういう中でも、そういった教員というものを採用するべきだと思いますけれども、その辺、どうなんですか。

【池松教育長】 昨日、予算議案でご審議をいただいた、今回、スポーツ協会が、いわゆるアスリートを職業とマッチングする部分があって、当然、スポーツ協会を通すわけではないですが、教員としてアスリートが帰ってきてくれて、後輩の児童生徒を指導してくれて、またすごいアスリートが生まれるということは非常にいい循環

環だと思いますので、そういった意味では、教育委員会だけではなくて、知事部局それから警察本部も含めて、そういうアスリートが帰ってくるような周知はやっていかなければいけないと思っています。

それで、おっしゃるように、教員の異動、配置の中で、学校の特色を出すための教員の配置ということについても十分検討していかなければいけないと思いますが、ただ一定、例えば長崎県の場合、広域人事ということで、離島も経験をしてもらおうと。それが本人のスキルアップにもつながるというようなことがありますので、その辺のタイミング等も考えながら、両立できるような異動の仕方を検討していかなければいけないと考えております。

【徳永委員】 そこは私も理解します。ただ、異動の場合は、その異動された後に、例えばサッカーならばサッカーの指導者を配置、ここでそういった実績をつくって、やっとその高校が、これはいろんなスポーツもそうなんですけれども、それで、その次に来られる先生が、なかなか専門の方が来られないということになれば、せっかくのその財産が何だったのかとなりますし、だからこそ、次に来られる教員を採用して、育てるとすることも私は大きな県教委のお仕事ではないかと思います。

それとまた、今、転勤という問題もありますけれども、片や、例えば小浜中学校はブラスバンドが強いんですけれども、なかなかこういったところの指導者が高校にはいないということで、どうにかならないかということ、これは宅島県議は地元ですから、特に言われていると思うんですが、そういった面はどうなんですか。

【山崎高校教育課人事管理監】 学校の特色を維持するためにも、人事異動につきましては、そ

それぞれの学校の校長から丁寧にヒアリングを行い、学校の意向等を十分に酌みながら進めているところです。それから、部活動等の指導者の適切な配置につきましても、その専門性や、先ほど言われました指導の継承等につきましても、配慮しながら、総合的に対応しているところでもありますし、今後もそうしていきたいと思っております。

【徳永委員】やはりそういった人材も、ある専門の方は多いけれども、少ない指導者と専門の方もいると思いますので、そういったところも含んで今後対応していただきたいと思っております。

もう一つは、GIGAスクールの件ですけれども、今回、GIGAスクールについては、予定とすれば令和3年7月まででタブレットを納品完了とあります。ただ、新聞等で、南島原市と松浦市が遅れているということをお聞きしていますけれども、これはどういうことが原因なんですか。

【加藤義務教育課長】今回の国のGIGAスクール構想における端末の整備につきましては、その経費の3分の2は補助金という形で行っております。その補助金につきましては、本年度中に整備をするという形になっております。残りの3分の1につきましては、交付税という形で整備を進めることになっておりまして、これは令和4年度までに整備をするという形になっております。ですので、それぞれの市町の整備計画で、遅くとも令和4年度までに整備するという形になっているのですが、2つの市町においては、来年度、また令和4年度までかけて整備をするという計画で進んでいるところでございます。

【徳永委員】来年度までには、間違いなく整備

をするということによろしいですか。

【加藤義務教育課長】令和4年度までに整備が完了するという今の段階の見通しでございます。

【徳永委員】ただ、報道等で我々も聞いたんですけれども、そうなれば、南島原市、松浦市の方は、なぜ自分たちの市だけが遅いのかという懸念はあると思うんです。これはさっき言われた交付税措置が3分の1となれば、県としても、そこは市のほうに委ねるしかないということですか。

【加藤義務教育課長】これにつきましては、それぞれの市町で計画を組みまして、整備を進めていかれますので、当然、市町での判断、また計画を立てていかれることになると思うのですが、この少し遅れた計画での整備となった理由といたしまして、例えば、パソコン室に、比較的新しいパソコンがあるというような状況もございまして、例えば小学校1年生、2年生に関しましては、今回のタブレットの準備というのは少し遅れるのですが、そのパソコン室を1年生、2年生が独占的に使いながら、パソコンの導入期における取組を進めていくということになっております。また、計画の前倒し等についても、ご検討などをなされているようです。まず間違いないことは、来年度、県内全ての小中学生が、これまで以上にパソコンを用いながら学習を展開していくことになりますので、そのことに関しては、全ての市町と共同歩調で進めていきたいと考えております。

【麻生委員】四項目通告していましたが、昨日、議案の中で、教職員の病欠については回答いただきましたので、三項目についてお尋ねをしたいと思います。

一つは、教員免許の更新に関してでございます。昨年、委員会で、うちの川崎議員から質問

があって、概要は議事録で読ませてもらいました。その中で、更新時期に関する長崎県の課題について、研究して、軽減負担に取り組むという回答がございましたけれども、これに関して、県としての方針とか課題は見極めできたのでしょうか。

【上原教職員課長】さきの予算決算委員会のほうでお答えさせていただきましたが、本県における教員免許更新講習につきましては、長崎大学を中心に、県内の10大学が県と連携して設置する長崎県教員免許状更新講習連絡協議会において、教員が円滑に免許更新講習が受講できるように調整を行わせていただいております。

具体的には、毎年の免許状更新対象者数を把握して、離島を含めた県内7地域で講座を設定し、対象者に十分な講座数を確保できるようにということで配慮をいただいているというような状況であります。

その後、九州各県を確認させていただきました。他県においては、それぞれの大学で講座を開設しているところですが、本県においては、連携して協議会でやっていることで、離島地区を含む7地区でやっており、より更新講習を受講しやすい環境が提供できているのではないかとということについて確認できました。

一方で、更新講習を受講することで教育センターの研修を一部免除する数というのが本県より多い県というものもございました。また、鹿児島県などでは、県教育委員会が免許更新講習の一部を実施しているというような事例も確認できました。

県としましては、県教育センターの研修免除の拡大の可能性や県内大学との連携の在り方、国においても、免許更新については在り方を今

後研究していくというような報道もあっております。そういった国の動向、他県の状況も踏まえて、教員免許状更新に係る教員の負担軽減について、さらに研究を深めていきたいと考えております。

【麻生委員】 ありがとうございます。

ただ、長崎大学も含めて検討してもらって、離島があれば出前講座をやってもらうということで、計画を見させてもらいましたけれども、1,500人ぐらいの人たちが毎年受けるということで、希望の講座といいますか、先生の講座がよければ、そこに集中してしまうということで、均等にならないということも聞いたんですけれども、そういったことについて、ご配慮とか、また極力出張費は負担しなくていいというような形になっているんですけれども、そうすると、期間中、夏休みが主でしょうけれども、出張費、宿泊費とか出てきますけれども、それについての負担軽減についてのお考えはどうなのでしょう。

【上原教職員課長】講習がなかなか受講できないというようなお話だったかと思います。その点については、連絡協議会のほうで、どのようにすれば受講しやすい環境が提供できるのか、協議してまいりたいと思っております。

それと、3万円の費用負担、あと旅費、そういった負担もあるかと思います。そういったところにつきましては、全国都道府県教育長協議会を通じまして、一定年数以上教員として勤務して、定年退職した方の更新講習については、更新講習の受講免除ですとか、受講時間の短縮等の負担軽減を図ること、もしくは免許更新に係る経費に対して財政的な措置を講じることができないかというような要望を行っております。

引き続き、そういった要望もしていきながら、

負担軽減が図れるようなことができないかということについて、研究してまいりたいと考えております。

【麻生委員】 この免許更新については2年間ということで、ただ今年は、GIGAスクール構想のタブレットが現場に入ってくると。講習も同じような形で進んでいくんだろうなと思うと、現場では大変混乱するのではないかと考えているんです。そういった中では、めり張りのある取組をお願いしたいというのが一点と、あと一点、中教審で今回の免許更新について、問題があるのではないかとのご意見も出ています。これに関して一点言いますと、教師の資質、能力の確保ができていいのかとか、教師、管理職等の負担の軽減、また教師の確保を妨げないとかいうことも出ていますけれども、中教審の問題ですからあれですけれども、長崎として、課題はどのようにお考えなのか、その点、教えていただければと思います。

【上原教職員課長】 中教審の内容、報道などを見させていただきました。受講数が多いのではないとか、極端なところでは、講習自体が必要ではないかというような報道もあったかと思っています。ただ、やはり知識のリニューアル、10年に一度の免許の更新は必要だと考えておりますので、国の議論を注視しながら、こういったものが県として負担軽減ができるのか、そういったことについてはまたしっかりと研究していきたいと考えております。

【麻生委員】 わかりました。

日頃から研修もされていらっしゃると思いますので、そういった積み重ねで子どもたちに新しい情報とか指導ができるようにお願いしたいと思います。

次に、図書館の司書配置について、お尋ねし

たいと思います。第4次の図書館の計画を見まして、図書館司書の配置が県下、伸びているという話なんですけれども、ただ、長崎市においても中学校区に1人という状況で、全校配置ではないんです。先ほど別の委員から話がありましたけれども、長崎も公立図書館も39館室で、全国で30番目というぐらいに大変落ちている状況であります。それで、学校図書館が子どもたちの図書館としてしっかりと機能すると。それは司書教諭もおりますので、本当に全部図書館に図書館司書がおって、子どもたちに図書館の魅力が展開できているかということについては、なかなか数字だけの問題ではないのではないかと考えているところなんです。これについて、第4次計画を出されていますので、今後、県として、どのように図書館運営を含めて取り組んでいくのか、また、図書館司書の1校1人配置というのが希望ですけれども、財源の問題もありますので、いかに効率よく子どもたちに取組ができるかということについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

【立木生涯学習課長】 学校図書館の在り方についてということでのお願いかと思います。

まず先に現状を申し上げますと、学校司書の配置について、現在229人が県内の小中学校418校に配置をされておりまして、割合としては、全小中学校の85.3%という数値になっております。

数値の比較をどうするかというところは様々かと思いますが、平成17年に最初の司書配置等がスタートしたところからしますと、その時が39名、そして37校でしたので、この15年間、本当に関係の皆様の努力で、配置の人数としては約6倍、学校数としては11倍強に増やすまでやってきております。ただ、この数が、

配置の割合としては、これまでの15年間で最も高い割合を昨年度、今年度と示しているんですけども、決してこの割合がここまで来たから、もうこれで十分だとは私どもとしても考えておりません。今、委員がお示しになられたように、配置が1校に1人のところもあれば、1人が複数というところもあるかと思います。そういったところについては、各市町にも働きかけをしながら、少しでも多くの子どもたちに学校司書の方がおられるということの恩恵が享受できるような努力はしてまいりたいと思っています。

もう一つのこととして、これも委員がおっしゃったように、学校司書の方の量的な問題だけではなくて、質の問題、いわゆる資質の向上というものをどう図っていくかということになるかと思っています。私どもとしましては、昨日、予算のところでもご議論いただきましたけれども、学校司書あるいは司書教諭、そういった方々の研修会をずっと継続して行っております。現在は、割と基礎的な講座と、それから中級的な講座に分けまして、文部科学大臣表彰を受けたような優秀な学校の実践発表であったり、あるいは今年は、ミライオン図書館も開館しておりますので、そういったミライオン図書館の知見を活かすような講義を入れたり、そういったことをしながら図書館に関わる職員、学校司書を含めた資質の向上というものをしっかり取り組んでいければと考えております。

【麻生委員】 数から見ますと85.3%で、充実されたという状況ですけども、先ほど言いましたように、中学校区に1人なんですよね。中学校で小学校2校とか3校ありますけれども、その中で、要は、午前中だけとか、昼からとか、そういう兼務をされているわけです。

あと一点は、学校の授業と併せて、司書教諭

と連携して、図書館活用だとか、調べ学習、そういった図書館を利用して、もっと効果的に授業の密度を上げるとかいうことができないのかというのが一点と、あと一点は、図書館づくりの状況で、私は、環境、図書館の流れが変わってきている、図書館に本だけ置けばいいという話ではなくて、図書館のデコレートだとか、木質化で癒やしのある図書館を作るとか、そういった方向に今、大きく動いているのではないかと考えているんです。私立高校でいえば南山高校、活水高校というのは、平湯モデルで、本当にすばらしい図書館が県内にあるわけです。こういったことについて、県教委としていかがお考えなのか、二点併せてお尋ねしたいと思います。

【立木生涯学習課長】 まず、授業等での活用、連携のことについて、そしてもう一つは、図書館の木質化を含めた環境整備についてのお尋ねかと思っております。

まず、最初の部分、いわゆる授業との関わりということについてですけども、よく言われるように、子どもたちが、これからより深く生きる力を身につけるために、当然、読書活動というのは重要で、そのために図書館というのが非常に大きな役割を果たします。そうした中で、授業との連携というのは当然必要になってくるかと思っています。先ほどの話の繰り返しになりますけれども、私どもが、例えば学校司書の方だけの研修会、司書教諭だけの研修会、そしていわゆる基礎的ではないほう、少しキャリアのある方向けの研修会の中では、学校管理職であったり、司書の担当者についても対象として門戸を開きながら、そういった複数の職の方が一緒に研修を受けて、いろいろなことを考えて、意見交換をする場もつくっておりますけれども、

そういった形での研修に取り組んでおります。そうした中で、授業でどう使っていくか、図書館の役割がどういうものかというものをお互いが必要性を認識しながら進めていく、そういったことの蓄積をつくっていくことが重要なのかなと思っております。

二点目の環境整備のことについても、やはり子どもたちにとって、ただ本を貸し借りする場所、読む場所ではなくて、子どもたちが本の魅力に触れながら、居場所として、非常に快適に過ごせる場所であるということは必要だと思っております。そういった意味でも、これもいろいろな実践発表の中でも、決してそれがソフト面だけではなくて、ハード面として、図書館の環境をどのようにして、子どもたちがより快適に過ごせるか、そういったことについても研修の中で、実践発表をしていただいておりますので、併せて、しっかり取り組んでいければと思っております。

【麻生委員】 1校に1人いれば、各教員との連携で、図書館活用がうまくつながるんでしょうけれども、なかなか日頃から忙しい中で、本当にやれているのかなということが一点疑問があります。

あと一点は、要は、図書館の魅力といいますか、本の魅力というのは、やっぱり図書館司書がしっかりいて、デコレート、本を見せていくといいますか、子どもたちの興味を引くとか、そういった観点と、あと古い図書がいっぱいありますから、更新をちゃんとやって、それに併せてできる状況も大事ではないかと。そのためには、図書司書のさらなるレベルアップと、図書館のハード面を併せた展開をぜひご検討いただきたいと思います。よろしく願いしたいと思います。そういう形で一緒になってやってい

きたいと。

長崎市は、自前でありますけれども、間伐材の利用で、木質化の関係についても、コストは安く抑えながら、平湯先生の監修をもらいながらさせていただいて、相当やらせていただいたという状況であると思います。こういった例があると思いますので、ぜひ活用してもらえばと思っていますところでございます。

最後に、不登校の関係についてお尋ねしたいと思います。本会議でも、うちの宮本議員から、コロナ関係を含めて不登校の話があったんですけども、改めてもう一回、現状を教えてもらえませんか。

【安永児童生徒支援課長】 本県の不登校児童生徒の現状といたしましては、年々増加傾向にありまして、小学校、中学校、高等学校とも、本年度、増加し、合わせて2,163名の不登校児童生徒の状況になっています。これは全国的にも増加傾向でありまして、本県も、その傾向と同じであるという状況です。

【麻生委員】 できれば小学校、中学校の割合を教えてください。

【安永児童生徒支援課長】 全児童生徒に対する不登校の生徒の割合は、小学校で0.7%、中学校で4.0%であります。

【麻生委員】 昨年、川崎議員が同じようなことを質問していました。要するに、オンラインでの関係はどうだという話でしたけれども、今回はちょっと別の観点から確認をしたいと思っています。前回の委員会の中では、不登校自体、学校に来てくださいと言うだけが子どもたちの居場所づくりではないんだというご意見があったと記憶しています。ただ、これだけ多くの不登校が出る話の中で、今回、県教委としても新しい取組をされていますよね。今回、どう

いう取組を進められているのか、その点について、お尋ねしたいと思います。

【安永児童生徒支援課長】不登校児童生徒に対する取組については、本県の生徒指導上の重要な課題であると認識しております。県としては、市町教委と連携、協力しながら、教育支援センターでの対応とか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による教育支援、手遅れのない初期対応、粘り強い組織的対応の支援に努めているところでありまして、具体的には、各市町の教育支援センター、適応指導教室と言われるところにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣したり、スクールカウンセラー等の各学校での勤務の中で、先生方や保護者向けの校内研修を行ったり、そういう具体的な取組を通して、少しでも不登校の生徒が学校に再び登校できるような支援を行っているところです。

【浦川委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時56分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。

では、私のほうから、まずはGIGAスクールの推進ということで話をさせていただきます。昨日もGIGAスクールについて触れさせていただきましたので、その部分は割愛をさせていただきます。

昨日の総務部学事振興課のほうにもお伝えしたところですが、GIGAスクール、端末整備において先進的な県内私立校との連携に

ついて、まずはご答弁いただけますでしょうか。

【狩野高校教育課長】来年度、県立高校に1人1台パソコンが入ることが決まりましてから、我々も勉強しなければいけないということで、県内外の高校9校を本課の職員と教育センターの職員で手分けして視察をしたところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

実際にそういった私立校に行かれて、いろいろな意見交換であるとか、現場を見ているということだったと思いますが、具体的に、どういった知見を得たのかをお知らせいただけないでしょうか。

【狩野高校教育課長】一番は、授業でどう活用されているかということの視察と、もう一つは、導入当初、授業に至る前の一番のトラブル、課題は何だったのかということ聞き取りをしてまいりました。その中では、一番多かったのはネットワーク接続の障害、それからパソコン処理の速度が遅いといったような課題が挙げられております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

昨日も、GIGAスクールを推進していくに当たって、運営と整備、前段階、その後の実際の教育というところでお伺いをいたしました。両方とも確認をされたということです。私もご縁があって先進的な県内の私立校、名前を挙げるのは控えるんですけども、お話を聞く機会がありました。実際ネットワークの障害というか、やはり回線が集中するので、想像していた以上に回線をどのように設定するのかがかなり重要だと。要は、端末があったって回線がうまくいかないと使えないということになるので、そこは多分、我々が想像している以上に厳しいのかなというのを感じております。

ただ、私が一番衝撃的だったのが、その学校は、事前にお伝えはしておりましたが、5～6年前ぐらいから1人1台端末をやっていたということで、始める当初からS Eを1人雇われたということを聞きました。そのS Eというのは、要は、端末の整備、実際に生徒たちが端末を触っていく中で、いろいろなトラブルが起きると。アプリの入れ替えであるとか、端末が壊れる、実際は壊れていないけど、壊れているとか、そういうことも多々あって、全学年、全生徒を対応していくには、とてもではないけど今の先生方の負担にそれが加わったら、そもそも回らないというようなことがあったので、そもそも機械をしっかり触れる人材が要ということで、S Eを1人雇われたそうです。

県も、相談員みたいなことで、持ち回りでそういった指導員を配置するということを聞いておりますけれども、私立校では、1校に1人ぐらい要るほどの、やっぱりそこは課題があるということです。そのあたりについて、今の計画で本当に対応できるのかという不安を私は感じているんですけれども、その件についてはいかがでしょうか。

【桑宮総務課長】県立学校の校内のネットワークの対応についてのご質問ということで答弁をさせていただきます。現在、県立学校の校内LANにつきましては、各種の問合せや障害発生時の対応を行う常駐のS E、ヘルプデスクを今年度は12月までは5名を配置しておりました。それを本年1月から、国のG I G Aスクールサポーター配置支援事業も活用しまして1名増員して、来年度も6名体制で対応していきたいと考えております。

【中村(泰)委員】回線ということではなくて、むしろ、高校に出向いて、生徒が使っている端

末に触れる人材のことを私は申し上げていたんです。今のお話だったら、相談窓口というような形で理解したんですけれども、そのあたり、いかがでしょう。

【桑宮総務課長】学校のほうにはこの常駐S Eというのは出向かないんですけれども、ヘルプデスクというお話をさっきさせていただきましたけれども、例えば、パスワードが通らないとか、ワードが立ち上がらない、そういった問合せを受けまして、リモートでも対応はできるというような体制は取っておりますので、直接出向くということとはできませんが、そういった対応は可能となっております。

【中村(泰)委員】運用のところなんですけれども、確かに私も会社に勤めていた時に、そういうヘルプデスクがあって、リモートで私のパソコンに入って作業するという方がいらしたんです。要は、そういうリモートで生徒の端末に入って、外から作業をするということでしょうか。

【桑宮総務課長】そういった対応も可能と考えております。

【中村(泰)委員】ということであれば、要は、出向がなくても、その6名の方でと。県立高校は60校ぐらいあるかと思います。簡単に計算すれば、要は、1人が10校ぐらい対応する、そういった規模感にはなるんですけれども、確かに遠隔でも対応することはできるのですが、もちろん学校の先生方もそうですけれども、まずはその6名で対応していくという認識でよろしいですか。

【桑宮総務課長】今回1名の増員をしたわけなんですけれども、1人1台の導入というのが今まで経験のないことをございます。昨年の委員会でも中山委員から、対応は大丈夫なのかというご心

配の声もお聞きしたところであります。正直申し上げまして、実際に蓋を開けてみないとわからないという部分もありますので、そこら辺は実際に問題が生じた場合には、迅速に、機動的に対応できるような体制はできるだけ取ってきたいと、どういうことが起こるであろうかという想定も含めまして、これからもそういう想定と対応について考えていきたいと思えます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

もう少し詳しくお伺いしたいのですが、その6名は、GIGAスクールのためだけに充てられた方であって、多分、こういったものは最初に動き出した時にこそ人が必要で、人が増えたり減ったりというのが、最初は極端な話、10人どんと入って、そこから減っていくというようなやり方もあるのかなと思ったりするんですけども、そこを含めてお願いします。

【桑宮総務課長】 お尋ねの一つとしましては、全体的な対応を行うための常駐SEでございます。と申しますのは、授業以外にも校務のほうのシステム等を持っておりますので、それも含めて対応するための常駐SEということでございます。

あと、問合せ等に変動があるのではないかなというようなお尋ねだったかと理解しておりますけれども、導入時には、当然、導入した業者のほうで設定をなさる。まず、そこで幾つかのトラブルですとか、立ち上がらない、つながないといった対応は、一義的には設置業者のほうで対応されると思いますけれども、私どもの常駐SEにつきましても、県立学校のネットワークを熟知しているという面から、サポートということは可能ではないかと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

確かにリモートデスクトップみたいなことで

入っていけば、私もすごくイメージはつくというか、多分、効率的にさばけていくとは思いますが、同じような事象が多分続くのかなと思いますので、1校に1人というのは理想ですが、そんなことはできないというのはわかっているの、いかにしてそこを効率的に回していけるのかが大事なのかなということで理解いたしました。

冒頭、私立校の先進事例を学んでいただきたいということで、決して批判をしているつもりはないんですけれども、最初その高校にお伺いをした時に、本当は実はもっと県立高校の皆さんに来てほしいんだということをその私立校は言っていたんです。こういうコロナの前に県立高校が視察に来たと。ただ、それは長崎ではなくて、熊本の県立高校が先に視察に来たということ言われていたんです。たまたま熊本でそういったことを進めようといった動きがあって、恐らく、そっちが先だったのかもしれないんですけれども、私立校は県内県立高に対して、幾らでもそこは教えますと。多分、私立校からすれば、自分たちのほうが全然先に行っていて、追いつかれることはないというような自信も持っておられたようですので、先に経験された方に伺うのが一番だと思いますので、そこは今以上に連携を取っていただけて、起こり得るトラブルに備えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。県立中学の成果ということでお伺いをいたします。この質問は、私自身が高校生であった時、その後、高校を卒業しての経験であるとか、その感覚、記憶を踏まえて質問をさせていただきます。長崎でいえば長崎東中で、佐世保でいえば佐世保北中、諫早高校附属中、こういった県立中学ですけれども、

各校ばらばらとは思いますが、設立後10年から15年ぐらい経過していると思います。そこで、設立時の意義と、それに基づいた現在の評価をどのように今捉えておられるか、お知らせ願います。

【松山県立学校改革推進室長】 まず、導入の目的につきましてご回答いたします。併設型中高一貫教育につきましては、従来の中学校3年、高校3年の学校制度に加えまして、子どもたちや保護者の進路選択の幅を広げる観点から、中学校と高校の6年間を接続し、6年間の生活の中で、計画的、継続的な教育課程を展開することを目的に、平成11年度から制度化がされております。

本県におきましても、生徒一人ひとりの能力、適性に応じた教育を進めるために、学校選択肢の拡大を図るという観点から、平成16年度に長崎東中、佐世保北中の2校をパイロット校として、平成23年度に諫早高校附属中を設置したという経緯でございます。

【中村(泰)委員】 意義はわかりました。

そこで、その意義に対しての成果、評価をもう少し、特徴的な生徒を引き出すとか、あとは幅を広げるというお話がございましたけれども、そういったところでお知らせいただければと思います。

【狩野高校教育課長】 今、少子化の影響が一番大きいと思うんですけれども、志願倍率が低下傾向にあります。しかし、併設型の中高一貫校の中等教育の選択肢の一つとしては、依然、児童生徒、保護者からの高い期待を集めているんだろうと、評価しております。

評価を何で見るかという様々な観点があると思うんですけれども、例えば、全国的な質問紙調査によると、全国と比較して、県立中学校生

が顕著に高い傾向にある。全体像としては、自分にはよいところがあるんだという自己肯定感が高いとか、人の役に立つ人間になりたいという生徒が多いというのは一つあります。それは県立中学校の一つのメリットを活かした教育の成果ではないかと思っています。例えば、中学校籍の教員だけでなくて高校の教員も中学生に教えることで、6年間を見通した計画的な教育もできます。それから、一部教科によっては、高校での学習内容を中学時代に取り組むことができるということで、学力の伸長には寄与しているのではないかと評価しております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。非常に答えにくい質問で、そこは大変恐縮でございます。

質問もさせていただいた背景で、ちょうど私がその前に高校生だったんですけれども、その後、大学に入って、総合選抜が廃止になったと。それと県立中学が出てきたということが、要は、同時に来たんです。ここはあくまでも私のいろいろ聞いていた話であるとか、事実は違うところがあるかと思うんですけれども、勉強で頑張りたいと。先ほど教育長も、勉強で頑張って博士になるんだというお話いただきましたけれども、そういった本当に勉強で頑張る子どもたちを長崎県の中で県が主導して育てていくんだというような思いがそこに根底としてあるのかなと理解をしたんです。総合選抜が廃止になったと。私も大学にいて気づいたんですけれども、長崎が本当に当時は均一化されていて、それはそれでいいところもあれば、悪いところもあるんですけれども、総合選抜で標準化されていたと。ただ、他県は、もっとそれこそ切磋琢磨の世界でやっていて、長崎の人間がちょっとぬくい感じがあったんです。当時、学校の先生から

も、総合選抜で均等になっているところもいろいろ弊害も出ているんだということを聞いていたもので、その後、実際県の考えで総合選抜が廃止になったわけですが、その総合選抜が廃止になって、今、県立高校、県立中学というようなところまで出てきたということで、そこが連動しておかなければおかしいと私は思います。そういう視点で県立中学の成果というところをご回答いただきたいんです。

【狩野高校教育課長】 入学者選抜を経て入学してきますので、当然、目的意識とか意欲が高い生徒だろうと思っています。その生徒たちのまず期待というのは、6年後の自分の進路にあるのだらうと思っていますので、学力は6年間つけて、4年制大学を中心に進学をしているというそのニーズには一定応えているのかなと思います。当然、まだ課題等もございますので、そこは整理しながら、より充実に努めていかなければならないと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

佐世保は佐世保北、諫早は諫早、大村の子どもたちも諫早高校に行っていると聞いています。東高なんですけれども、長崎の中で勉強がやりたいんだという子どもたちがどれだけ東高に行っているのかということを、私も子どもがいて、いろんなところから話を聞くんです。東高に行って勉強をしたいというような子どもが、私が想像しているよりは少ないんです。もちろん、長崎市の場合は附属がありますし、そして青雲もあったりするんですけれども、そういったところで本当は長崎東というのがうんと競うような位置にあるのかなと、最初はそういうことをイメージしてできたような学校なのかなと思っていたんですけれども、なかなか現状は厳しくて、もちろん地理的な状況であるとか、いろん

な要因があると思うんです。正直なところ、東高より西高がいいし、北陽台のほうがいいわけです。本来であれば、県立中を擁する東のほうがもっと目立っていいのかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょう。

【狩野高校教育課長】 ご指摘のとおり、設置してもう17年ぐらいたちますので、先ほど県立学校改革推進室長が答弁したような目的があってスタートをしておりますけれども、それもだんだん薄れてきているかもしれないと今、委員のお話を聞きながら思いました。やはり設置の意義というのは、目的意識の高い生徒を選抜して、6年間しっかり育てて、大学進学も含めてその期待に応えていく、それが県立中学校の意義でしょうから、18年目を迎えるに当たって、きっちと課題を整理しながら、県中の本来の趣旨、意義というのは何だったのかかというのももう一度確認しながら進めてまいりたいと思っています。

【林田教育次長】 補足して答えさせていただきますが、県立中学校の設置そのものは、多様な保護者、生徒のニーズに対して応えていくというものだったと思います。私立のほうで中高一貫校がどんどん出始めて、長崎県内には、残念ながら、県立の中学校はないような状態で、その中で、中学校、高校と3年、3年と刻んでいく教育課程もあろうし、6年間一貫してやっていく課程もあるだろうと、そういったご希望にどうやって沿っていくかという面があったかだと思います。もう一つは、総合選抜の廃止は非常に大きくて、その廃止後の学校の魅力化と保障化をどう進めるのかという観点でも、県立中学校の設置は関係しているだろうと考えております。要は、県民の皆様に多様な教育の機会を与えることが一番大きな目的だったと思います。

そういった中であって、一番大きな成果は、測れる数値としては出てきていないのではないかと私は思っております。いわゆる難関校と言われているところへの進学実績も確かに大事なんでしょうけれども、それ以上に、学びの質そのものが中高一貫校では非常に深くなっているという認識を持っています。このことに関しては、今、大学等で行っています課題解決型の学習法、いわゆるPBLというものを、どんどん高校の段階で実施しております。公立の今の強みというのは、ふるさと教育もそうなんですけれども、PBLという新たな学習方法を高校や中学校の教育の中に落とし込んでいるという状況かと思います。今、大学のほうも入試改善で、そういった新しい学びの方向にかじを切っているところでありまして、そこに照準を合わせて教育を展開しているという状況です。そういう意味では、県立中学校だったり、併設型の中高一貫校は、先取りしてそういうものに取り組んできたという実績がありますので、学びの質としては非常に高いものを持っていると私としては認識しております。

【浦川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中山委員】 ふるさと教育について、お尋ねいたします。私の経験知からすると、ふるさとというのは、一つは自然体験ですね。山といえば、うちのところは八郎岳があるし、川といえば鹿尾川があるし、海、里、田んぼ、お墓とか、こういうところで遊びながら地域のよさを感じたところもありますし、もう一方では、地域の伝統文化といいますか、お稚児さんでしたり、神社に参ったり、宮相撲をしたり、ペーロン等に参画して、それなりに地域のよさ、文化に親しんだということもあります。また、三つ目には、郷土の偉人が、こういう人がおって、こういう

地域をこうしたんだという話もお年寄りから聞いて、ああ、そうかなというような感じをしながらきたような感じがしますが、現在は、かなりそういう自然体験、文化体験を含めて、子どもが体験する機会が非常に少なくなったという部分があるので、学校教育の中で、きちんとこの辺を教えていく必要があろうということで、取り組んでいる部分もあるのではないかと思います。

そこで、先ほどちょっと説明ありましたが、もう一度、ふるさと教育の目的というか、狙いと、併せて、教育行政の中で位置づけ、ふるさと教育、もう一つ言ったように、キャリア教育をどのように位置づけて取り組んでいるのか、まずここをお尋ねしたいと思います。

【狩野高校教育課長】 ふるさと教育の意義、目的というのは、まず一つは、ふるさとの歴史とか文化など、理解を深める、まず知ることだろうと思っています。二つ目に、ふるさとへの愛情とか誇りを持たせていくという、そういった意識を醸成していくということ、もう一つは、将来、地元で地域社会とか産業を支える人材とか、もしくは県外とか海外に出ても、ふるさとの発展に貢献したいという人材を育成していく、そういった貢献意識の向上にあるのではないかと思います。

キャリア教育との関係ですけれども、キャリア教育というのは、全ての教育活動を通じて行われるものでございます。それは授業もキャリア教育でございますし、いろんな学校行事もそうです。ですから、キャリア教育の中に、ふるさと教育というものが含まれているという位置づけで今、学校教育を行っているところでございます。

最終的な目標としては、地域を担う人材の育

成ということでございますので、今、ふるさと教育というのは、学校教育の中でもかなり大きな部分を占めております。課題解決型の学習というのが今、教育次長からの答弁でありましたけれども、その一つでもあります。地域に出かけていって、ふるさとの課題は何かということを考え、調べ、解決策を探るというプロセスを通して、よりふるさとを深く知るということでもございます。それがふるさと教育イコール、先ほどもPBLという話がございましたけれども、それにも資する教育を展開しているということでもございます。

【中山委員】 先ほどの高校教育課長の話では、地域を知る、長崎県を知る、地域に愛情を持つ、長崎県に愛情を持つ、そして長崎県の産業で働いて、長崎県のために働いてということ、そのような話をされましたので、これは長崎県の将来に関わる大変重要な部分だと考えておられて、それで、この位置づけについて、大きな部分があるというような考え方ということになると、私としては、どのように理解していいのかわからないのだけれども、極端に言う、教育行政の中で、これは一丁目一番地で取り組むような問題ですと言えば、ああ、なるほどなとわかるんです。教育行政の中で、全て大きな位置づけと思うけれども、やはりその辺を明確にしてほしいと思うんですけれども、もう少し私にわかるような、皆さん方がふるさと教育について真剣に取り組んでいくんだというメッセージ的なものを何かできませんか。

【林田教育次長】 期待に沿えるかどうかわかりませんが、キャリア教育というものが今、学校教育の中では一番大事なものと私は認識しております。キャリア教育は、先ほどから申しているとおり、教育活動全般にわたって取り

組んでいくものとされておりますが、要は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることによってキャリア発達を促す教育ということで、生きる力を育む教育と言ったほうがいいかなと思います。そういう教育の根幹になるものが、長崎県で言う、今、取り組んでいる、ふるさと教育になるかと思っています。要は、キャリア教育の一番大本、土台をつくる教育でして、大事にしていきたいと考えております。

特に、今後、GIGAスクール構想もあって、いわゆるバーチャルの世界でいろんな物事が体験が擬似的に進んでいくことは多くなってくると思うんです。それを直接肌身で感じて、そして人とのつながりを意識しながら、ふるさと長崎に向き合っていく、その教育がふるさと教育になってくるかと思いますので、教育の中で非常に重要な部分を今から占めていくのではないかと、期待を持って取り組んでいきたいと思っております。

【中山委員】 高校教育課長の答弁より少し心に響きましたので、ぜひ一番大事だというような気持ちでひとつ取り組んでほしいと思います。

そこで、昨日、キャリア教育の中で、教育長のほうから、小、中、高、大の連携が最も大事だという話を最後にされたわけであって、まさに、このふるさと教育はそれだということに考えておられて、併せて、家庭教育、幼児教育、小学校、中学校、高校、大学と、これを一貫してどのような形でつなげていくかということが大事になってくると思います。

そこで、時間の関係があるので一つ一つ聞けるのがなかなか難しい部分があるので、まとめてほしいのですが、今、私が言ったように、家庭教育、幼児教育、小学校、中学校、高校、大学

ついて、それぞれのふるさと教育の狙いが違うんだろうと私は思うんです。子どもの発達段階によって、元は一緒だけれども、指導の仕方なり、教科のさせ方も違うんだと思うんです。そこで、それぞれのこれが一つ。もう一つは、今までにいろいろ取り組んできているので、現状の中で、ふるさと教育、例えば小学校では、こういう効果が出てきている、そしてこういう課題がある。そして、今後これをどのような形で取り組んでいくのか。今の6項目について、それぞれ発言をまずいただきたいと思っているんです。

【池松教育長】まず初めに、流れといいますか、それぞれの発達段階に応じたふるさと教育をどう考えるか、大枠、私が感じていることをお話をさせていただいて、不足しているところがあると思いますので、後、それぞれ担当課長から答弁をさせたいと思います。

まず、ふるさと教育の定義がいろいろあるんですけれども、いわゆる、ふるさと教育だとした時に、その目的は何かといえば、先ほど教育次長がお話ししたような大きな目的もあるんですけれども、もうちょっと端的に言うと、自分自身のアイデンティティーを確立するための一つの素材としてのふるさと教育があるのかなど。生まれ育ったところを愛するということから、自己肯定感も含めて、そういう資質というものが育まれていくのではないかと考えております。

そういった意味で、就学前、幼稚園なんかをイメージすると、例えば、地域のお祭りに参加して、そのみこしの音を聞いたり、地域特産の食材を、いわゆる郷土料理なるものを食べたりすること、それから今は少ないのかもしれませんが、近所の田んぼで遊んだり、そうすることによって地域のいわゆる原体験、原風

景というものを脳にすり込むというんですか、多く持たせるということが就学前の教育のありようかなと思ったりしています。

小学校になると、現在もやっておりますけれども、地域の歴史や文化、それから現状の地域の課題とか、地域がどうあるべきかということについて調べたり、それぞれ議論をしたりすることによって、地域に対する愛着を深めるということ。

それから、中学校になったら、実際の行動として、地域の行事やボランティアに参加をしたり、それから、よくありますけれども、地域の市役所の計画づくりに参画をするというようなことで、社会の関わりを通じて、自分らしい生き方、自分の将来像を考えさせると。

高校は、まさに大学に進学するにしろ、就職するにしろ、いわゆる大人の一步手前ですから、今まで学んだ学びの先の社会生活を意識した中で、実生活で役に立つような専門知識なるものを身につけていくというのが我々が所管する高校までの教育のありようかなと。

大学に行くと、それぞれ進んだ学部によって、その専門知識をまさに深めたり、いわゆる教養を身につけることによって、卒業後、社会の中で、自分がどのような立ち位置の中で、社会にどう貢献できるかというのを深く考える期間ではないかと考えております。

あと足りない部分は、それぞれ担当課長のほうからお話をさせていただきます。

【加藤義務教育課長】私のほうから、つながりというところでご説明をさせていただきたいと思います。今、教育長がお伝えをいたしましたように、ある意味、保育園、幼稚園時代というのは、ふるさとのことを五感で感じながら、小学校に入学してまいります。そういった中で、

小学校の導入期におきましては、特に、生活科の学習というものを用いながら、先ほど委員がおっしゃったように、地域との触れ合いや、また家族との触れ合い、このようなものを実際に学校の中で教育活動として展開をしながら進めているという状況がございます。

もう一つ、接続といたしまして私どもが特に課題と感じておりましたのが、中学校と高校、義務教育段階のつながりでございました。このつながりを確かなものにしたいということで取り組んでおりますのが、昨日からお伝えをしておりました、ふるさと教育とキャリア教育を融合させた私どもの取組だと考えております。実際に取り組んだ指定校におきましては、高等学校の取組に学びながら先生方が授業を展開してまいりました。また、中学生も、高校生の様子を見ながら、多くの刺激をいただいたものです。また、実践をした中学生の中には、自分は中学校を卒業したら、高等学校で、こんなふるさと学習をしたいという意識を持つ者も出てまいりました。

こういった形でそれぞれのつながりを強めていきたいと考えているものでございます。

【中山委員】 基本的には、教育長がしたことを了としたいんです。ただ、時間がないので。本当は一つずつ、小学校は小学校でやりたいので、私が言った6つの部分の狙いと、そして現状の成果と課題、そして今後の取組について、後で資料として作り上げてくれませんか。この分については了とします。時間が足りないので質疑しません。よろしくお願いします。また次にします。

そこで、先ほどちょっと話があったのですが、要するに、家庭教育は生涯学習課、幼児教育はこども未来課、小学校、中学校は義務教育課、

そして高校教育課、それで大学と私立高校については学事振興課ということになっていますよね。そうすると、この狙いの中で、その成果なり、育てていこうという指標なり、そしてそれがうまく習得できているかどうか、そしてそれをどのように検証するのか、これはしないより、したほうがいいという形になってきますので、そこで教育委員会含めて、他部局との連携を今どういう形で取り組んでいるのか。連携の現状について教えてください。

【狩野高校教育課長】 他部局との連携というのは今、ちょっと薄いだらうと思うんですけども、今、教育庁内では、本県のふるさと教育につきましては、義務教育課、高校教育課それから生涯学習課の3課で、ふるさと教育の全体計画というものを策定しまして、それに基づいて、小、中、高それぞれの発達段階と地域性を活かしたふるさと教育を展開しております。

高校卒業後の一つの大きな目標というのが、先ほど申し上げた、地域を担う人材を育成するという一つの高校卒業後のゴールに向かいながら、それぞれの発達段階に応じて展開をしているところでございます。

【中山委員】 考えようによっては、若者を県内にどれだけ定着させるかということも書いてるけれども、そういう最終的な目的をきちんとするならば、教育委員会だけでは、とてもではないけれども、その成長というか、効果を検証することはできないと私は考えています。キャリア教育は若者定着課でしょう。それで、例えば、こういうことを一堂に会して、ふるさと教育の進行状況とか、目指すべき若者の定着、こういう議論はしたことはあるんですか。

【狩野高校教育課長】 若者定着課と高校教育課は、いわゆる県内就職の支援という部分でやっ

ております。例えば、県内企業の説明会もふるさと教育の一つと捉えておりますので、そういう意味では、若者定着課とは連携をしながらやっているとところでございます。

【中山委員】生涯学習課、義務教育課、高校教育課、学事振興課、こども未来課、若者定着課、やはりここは最低でも定期的に協議をするということが私は大前提になってくると思うんです。ぜひ、一層ふるさと教育、キャリア教育を進めていこうという協議会をつくって、ちゃんとやるべきだと私は思うんですけれども、教育長、どうですか。

【池松教育長】重要なお指摘をいただきました。ただ、現実的に、私学の教育内容にどこまで県行政が関与できるか。考え方として、私立高校においても、例えば、県内就職率を増やそうというような動きはありますので、そういう1個1個の進路先についての支援策についてはあるんですけれども、教育内容といいますか、教育について、どこまで行政が協議できるか、それは幼稚園とかも含めて、担当課と話をさせていただきたいと思います。それから協議できるものについては、連携を取れるように協議を進めていきたいと考えております。

【中山委員】県内の高校生、大学生を県内定着、知事は、上げようと言っているんですよ。それは私立であろうが県立であろうが関係あるものですか、県民だから。それで、あそこは学事振興課が窓口だから、学事振興課を通じて、私立なら私立のほうに、きちんと指導してもらえばいいし、既に学事振興課としても、ふるさと教育になるような事業を各学校に募集をして取り組んでいるんだという、そういうはっきりした部分もあるわけですから、この最低6者協議会をぜひひとつ協議できるように進めていただく

ことを、とりあえず今日は要望しておきます。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了します。

それでは、次に教育委員会関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時11分 休憩 —

— 午後 2時11分 再開 —

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

明日は、午前10時より、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時12分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月11日

自 午前10時00分
至 午後4時16分
於 委員会室2

医療人材対策室長	加藤 一征 君
薬務行政室長	本多 雅幸 君
国保・健康増進課長	永峯 裕一 君
国保・健康増進課企画監 （健康づくり担当）	川内野寿美子 君
長寿社会課長	尾崎 正英 君
長寿社会課企画監 （地域包括ケア担当）	山口 美紀 君
障害福祉課長	中村 浩二 君
原爆被爆者援護課長	山崎 敏朗 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浦川 基継 君
副委員長(副会長)	中島 浩介 君
委 員	中山 功 君
〃	徳永 達也 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	ごうまなみ 君
〃	宅島 寿一 君
〃	麻生 隆 君
〃	山下 博史 君
〃	中島 泰輔 君

こども政策局長	園田 俊輔 君
こども未来課長	徳永 憲達 君
こども家庭課長	今富 洋祐 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	中田 勝己 君
福祉保健部次長	安永 留隆 君
福祉保健課長	中尾美恵子 君
福祉保健課企画監 （地域福祉・計画担当）	猿渡 圭子 君
監査指導課長	吉野 康弘 君
医療政策課長	伊藤 幸繁 君
医療政策課企画監 （新型コロナワクチン接種担当）	林田 直浩 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時00分 開議 —

【浦川委員長】 それでは、委員会及び分科会を再開いたします。

中山委員から、所用により本委員会への出席が遅れる旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から概要説明及び複数部にまたがる審査の際に出席していなかった職員の紹介を受けることといたします。

【中田福祉保健部長】 おはようございます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしく願いいたします。

【浦川委員長】 ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

【浦川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案の説明をお願いします。

【中田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の福祉保健部の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第14号議案「令和3年度長崎県国民健康保険特別会計予算」、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分、第88号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、そして、同資料の追加1記載の第94号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」の5件であります。

初めに、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明いたします。

令和3年度は、「長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025」のもと、県民の皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現を目指し、地域医療介護総合確保基金等も活用し、施策の充実・強化と新たな事業展開を図ってまいります。

歳入予算は福祉保健部合計で267億8,609万7,000円、歳出予算は福祉保健部合計で1,140億7,103万2,000円となっており、各科目につきましては、1ページから2ページに記載のとおりであります。

初めに、臨時的なコロナ対策事業を除く当初予算の主な内容について、ご説明いたします。

介護・福祉人材の育成・確保について。

地域包括ケアシステムを支える介護・福祉人材の育成・確保を促進するため、高校生、介護福祉士を目指す学生、多様な働き方を希望する移住者、他産業からの転職者などの人材確保の取組に要する経費として7,476万3,000円などを計上いたしております。

3ページ下段をご覧ください。

医療人材の育成・確保について。

地域の需要に応じた医療人材の育成・確保を進めるため、令和6年4月からの医師の時間外労働上限規制適用に向けて、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を実施する医療機関を支援する経費として3,604万3,000円などを計上いたしております。

4ページの中ほどをご覧ください。

健康の保持増進と生活習慣病の予防について。

健康長寿日本一の実現に向けて、生活習慣病予防の基本である食事や運動等の生活習慣の改善及び口腔機能の維持増進等を図るため、「ながさき3MYチャレンジ」の普及啓発に加え、飲食店等と連携した野菜摂取の促進、県内事業所の社食向上支援等、県民自らの主体的な健康づくりの取組を促す経費として1,690万円などを計上いたしております。

医療提供体制の整備・充実について。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた医療提供体制の整備・充実に向けて、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携のための施設・設備整備に対する助成等に要する経費として1億8,644万8,000円などを計上いたしております。

このほか、5ページ下段、高齢者の社会参加と活躍促進から、12ページ中段、債務負担行為について、その内容につきましては記載のとおりであります。

次いで、12ページ下段をご覧ください。

当初予算のうち臨時的なコロナ対策事業の主なものについて、ご説明いたします。

医療提供体制の充実について。

新型コロナウイルス感染症対策として、検査体制の拡充、医療体制の強化を進めるため、県内8医療圏においてPCR検査等の検体採取をドライブスルー方式で実施する「地域外来・検査センター」の設置・運営や、行政検査、入院医療費の公費負担等に要する経費として3億4,779万8,000円。重点医療機関等における病床の確保や、帰宅困難な医療従事者の宿泊施設確保を行う医療機関に対する支援に要する経費として64億9,428万2,000円。医師が入院療養の必要がないと判断した軽症者や無症状の方が療養を行う宿泊療養施設の確保に要する経費として19億5,755万4,000円などを計上いたしております。

新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業について。

医療機関や介護施設等における新型コロナウイルス感染症の院内・施設内感染を未然に防止するため、患者が入院する前に実施するPCR検査等への支援に要する経費として3億4,196万1,000円などを計上いたしております。

医療防護資材の整備について。

感染症指定医療機関等へ提供するマスクやガウン等医療防護資材の購入経費として4億849万1,000円を計上いたしております。

このほか、14ページ中段、感染対策を強化した歯科診療車の整備から、16ページ上段の新型コロナウイルス感染症に対するセーフティネットの強化について、その内容につきましては、記載のとおりであります。

次に、第14号議案「令和3年度長崎県国民健

康保険特別会計予算」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で1,563億75万4,000円となっており、各科目につきましては、16ページから17ページに記載のとおりであります。

長崎県国民健康保険特別会計は、国民健康保険法の改正により、平成30年度から県も国民健康保険の保険者となり、国保財政運営の中心的な役割を担うこととなったことに伴い、県全体で必要となる保険給付費等の支出の額を見込み、その財源の一部を市町から納付金として徴収し、市町には保険給付費に必要な額を交付金として支払うものであります。

また、被保険者の健康の保持増進や医療費適正化等の取組を促進するため、市町の保険事業への支援など、予防・健康づくりに関する事業を実施してまいります。

債務負担行為については、総務管理費及び保険事業費について2件計上しており、内容につきましては記載のとおりであります。

次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で3億7,583万3,000円の増。歳出予算は、福祉保健部合計で17億6,005万2,000円の減となっており、各科目につきましては、18ページに記載のとおりであります。

19ページをご覧ください。

補正予算の主な内容につきまして、ご説明いたします。

コロナ禍におけるがん治療体制の強化について。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状

況下においても、がん治療を安定的に提供できる体制を確保するため、がん治療機器の整備への支援に要する経費として1億2,650万円の増を計上いたしております。

新型コロナ入院受入医療機関緊急支援について。

新型コロナウイルス感染症患者の受入病床と人員を確保するため、受入病床を確保する医療機関に対する支援に要する経費として1億2,000万円の増を計上いたしております。

このほか、19ページ下段から21ページ記載の年間所要見込みに基づく補正のほか、21ページの繰越明許費、債務負担行為について、その内容につきましては、記載のとおりであります。

22ページをご覧ください。

次に、第88号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で2億4,839万3,000円の減となっております。これは国民健康保険保険給付費等交付金の減など、年間所要見込みに基づくものであります。

続きまして、資料追加1の1ページをお開きください。

第94号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で42億6,250万9,000円の増となっております。

補正予算の内容については、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制の強化のため、重点医療機関等における感染症患者専用病床の確保に要する経費として42億6,250万9,000円の増を計上いたしております。

最後に、歳入歳出予算の確定に伴う整理等を行うため、3月末をもって令和2年度予算の補正

を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【浦川分科会長】 次に、こども政策局長より、予算議案の説明をお願いします。

【園田こども政策局長】 こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 こども政策局」の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第3号議案「令和3年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分の3件であります。

初めに、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明いたします。

令和3年度は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」、「みんなで支えあう地域を創る」といった基本戦略の実現に向け、「長崎県子育て条例」に基づき、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会となるよう、県民総ぐるみの子育て支援、結婚、妊娠・出産から育児までの一貫した切れ目ない支援、きめ細やかな対応が必要な子どもや家庭に対する支援など、各種施策の充実・強化と新たな事業展開を図ってまいります。

歳入予算は、こども政策局合計で33億2,671

万9,000円、歳出予算は、こども政策局合計で261億3,600万5,000円となっております。

なお、各項目につきましては、1ページから2ページに記載のとおりであります。

2ページをご覧ください。

当初予算の主な内容については、結婚、妊娠・出産、子育て支援の強化について。

婚姻率の低下及び晩婚化、晩産化の進行による夫婦の出生力の低下などによる少子化に歯止めをかけるため、市町、企業・団体との連携をさらに深めながら、結婚、妊娠・出産、育児の切れ目ない支援を強化してまいります。

1 県・市町連携の下、結婚支援、子育て支援、地域づくり等のネットワークの融合を図り、企業や地域コミュニティーなどによる主体的な結婚・子育て応援の取組を促進するとともに、効果的な情報発信による結婚、妊娠・出産、子育て応援の機運醸成や、若年層へのライフデザインセミナー等による意識醸成などに要する経費として4,507万円。

2 長崎県婚活サポートセンターによる相談業務やお見合いシステムの運営及び利用会員の拡大キャンペーンの実施、婚活サポーターによる縁結び活動の推進、各種セミナー・イベントの充実等、結婚を望む独身男女の婚活への支援に要する経費として4,088万円。

3 県内各市町における婚活イベントやセミナー、お見合いシステム窓口設置などの少子化対策の取組への支援に要する経費として1億1,131万5,000円。

4 妊娠・出産の希望をかなえるため、不妊治療に要する費用の一部助成や支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、適切な支援へとつなげるための医療や行政などのネットワーク構築等に要する経費として2億5,998万7,000円。

5 潜在保育士向け求人・求職サイト「保いっぷ」を活用した再就職支援を強化するとともに、新卒保育士の県内定着の促進と保育士離職防止対策の推進に要する経費として3,320万6,000円を計上いたしております。

このほか、3ページから9ページにかけまして、3ページの新型コロナウイルス感染症への対応について、4ページの子ども・子育て支援新制度への対応について、保育所等における待機児童対策について、私立幼稚園の振興について、幼稚園、保育所等の耐震化の推進について、5ページの県民総ぐるみの子育て支援や子どもを取り巻く有害環境対策の推進について、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援について、子育て家庭の経済的負担軽減について、6ページの母子保健の充実について、障害のある子ども等への支援について、総合的な児童虐待防止対策の推進について、7ページの社会的養護体制の充実について、婦人保護対策について、ひとり親家庭等の支援や子どもの貧困対策について、8ページの債務負担行為についてで、その内容につきましては、記載のとおりであります。

9ページをご覧ください。

次に、第3号議案「令和3年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で1億6,244万円となっており、各科目につきましては、記載のとおりであります。

これは、母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立等を図り、併せてその扶養している児童の福祉を推進するために、修学資金、就学支度資金等を貸し付けるものであります。

10ページをご覧ください。

次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で1億7,949万3,000円の減、歳出予算は、こども政策局合計で8億4,850万5,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の主な内容につきましては、年間所要見込みに基づくもので、その内容につきましては、11ページに記載のとおりであります。

このほか、11ページから12ページにかけて、繰越明許費について、債務負担行為について、その内容につきましては、記載のとおりであります。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度予算につきましては、今議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして、国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあります。

したがいまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって令和2年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】 次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保」などに関する資料、政策的新規事業の計上状況について、説明をお願いいたします。

【中尾福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明

性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、ご説明をいたします。

今回、ご報告しますのは、政策的新規事業の計上状況についてであります。

資料の1ページをお開きください。

1ページ、一番上のがんとともに生きる事業費から、下から2つ目の在宅歯科医療推進事業費（医療介護基金）までの8事業であり、内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

【徳永こども未来課長】 引き続き、こども政策局の政策的新規事業の計上状況について、ご説明をいたします。

同じく資料の1ページでございます。福祉保健部の一番下の未来を照らす「ながさき結婚・子育て」推進事業費の1事業を政策的新規事業として計上させていただいたところでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【浦川分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 最初に、2号議案、福祉保健部、横長資料の52ページ、この中のしまの医師確保対策費の中のしまの医療機関運営費補助1億990万円について質問いたします。

この事業の内容につきましては、52ページに書かれているとおりですが、この中のヘリコプターによる離島への巡回診療についてです。本土から離島に医師を搬送する巡回診療と、患者の下り搬送、本土病院で急性期の治療を終えた

患者を離島病院へ搬送するというこの下り搬送が昨年度から実施されることになって2年目に入るわけですが、今回、手続というか、どういう人を下り搬送に充てるかということの基準が明らかになったのかということをもっと教えていただきたいと思います。

【加藤医療人材対策室長】ヘリの下り搬送、いわゆる本土から離島に容態が安定した患者さんを送るという下り搬送ですが、本格的な運用が昨年5月から始まっております。その対象として条件が4つ設けられております。まず、引き続き離島の企業団病院で入院が必要な患者であること、次に公共交通機関での移動が困難な患者であること、3番目に医師または看護師の付添いが必要な患者であること、4番目に家族の同意があることということで、4つの条件を課しまして、対象の患者さんを搬送するということです。

通常、週3日間、医師の搬送を行っているんですけども、新たに下り搬送の日にちを設定しておりまして、月2回ほど、年間24回確保するという形で運用がなされているところでございます。今年度の実績としましては、既に8件の実績がございます。

以上のような状況です。

【堀江委員】このしまの医療機関運営費補助の1億990万円は、前年度と比べますと9,302万円増ではないかと思っているんですが、実績そのものは昨年度の実績に基づいて、これは予算的には見積もっているという理解でいいんでしょうか。

【加藤医療人材対策室長】この金額のうち、ヘリに係る金額は1億円、県が負担をしているということで定額になっておりまして、それ以外にもしまの医療機関への運営費の補助という形

で、それが実績に基づくもの、来年度は見込みに基づくものという形で計上している状況でございます。

【堀江委員】いずれにいたしましても、患者の下り搬送は、本土の病院で急性期の治療を終えた患者を離島の病院に搬送するというのは、離島の患者さんを、例えば、本土の家族がどうやって運ぶかというのは、車でも非常に大変だった思いがありますので、こうしたことが制度としてできて、基準としても4つの基準が今示されましたが、もちろん、病院の判断で行われることとはいえ、そうした制度があるということを知らせていただきたいと思っています。

次に、横長資料の57ページの国保・健康増進課が所管いたします健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業、1,690万円について質問いたします。

これは、内容としてはここに書かれておりしておりますが、前年度と比較いたしますと238万9,000円の増になっているんですが、直売所と連携した野菜の摂取促進とか、みんなで楽しく運動に親しむ環境づくりとか、ヘルシーワールドの表彰でありますとか、どこの事業が、どのように充実されたのかということもこの機会にご説明いただきたいと思っています。

【川内野国保・健康増進課企画監】健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業についてのご質問でございます。

これまで健康づくりを積極的に取り組む企業や団体を表彰する「ながさきヘルシーアワード」でありますとか、職場の健康づくりを応援するためのアドバイザーの派遣、県民の皆様へ健診、運動、食事に関するポイントをわかりやすくお示しする「ながさき3MYチャレンジ」をキャッチフレーズとした普及、周知・啓発、また、

今年度は農産物直売所や健康づくり応援の店等を活用しました野菜摂取促進などに取り組んでまいりました。来年度、令和3年度は、これまでの取組に加えまして、健康経営に取り組む企業の拡大を目的とした取組として350万円ほど増額いたしまして、優良企業の取組内容を取材、動画として作成したものを、テレビ、ホームページ、YouTube、SNSなどでの発信を行う。また、企業の社員食堂に対する従業員の健康課題に応じたメニューのアドバイスなどの支援を行う経費を増額しております。

また、県民の皆様に健康づくりを楽しく始め、継続できるようにするための環境づくりとしまして、野菜摂取に関しては60万円ほどを増額いたしまして、今年度作成しました「旬の野菜レシピ」について店頭に掲示したりでありますとか、作り方の動画などを店頭で放映するなど、野菜の摂取でありますとか、県産の野菜の消費拡大の両面からの普及・啓発に取り組んでいくこととしております。

それから、今年度、実施しましたが、健康づくり応援の店における「もっと野菜をたべようキャンペーン」の中身を少し発展させまして、野菜だけではなく、減塩食やバランス食も加えた「ヘルシーメニューの提供キャンペーン」などを実施しまして、健康づくり応援の店の登録店舗の拡大も図っていきたいと考えております。

また、運動に関しましては、90万円ほど予算を増額いたしまして、スポーツ振興課と連携した総合型地域スポーツクラブなどでの取組を促進するための健康づくりや介護予防に特化したスポーツ指導者の育成に取り組むこととしております。こちらは総額500万円ほど増額をしております。

一方、今年度の予算に計上しておりました周

知啓発の経費でありますとか、市町職員の研修経費につきましては、国民健康保険の保険者努力支援交付金を活用することといたしておりますので、特別会計の方に計上させていただいております。

【堀江委員】説明をいただきましたけど、これは毎年1回健診を受けて、毎日にここ9,000歩、歩いて、毎日3回野菜を食べて、人生100年時代に向けて長崎県が健康長寿の日本一をつくろうという施策で、非常になかなか成果が見えにくいというか、福祉の事業そのものは、もちろん成果が見えにくいんですけども、そこら辺を、例えば野菜をどれだけ取っているとか、県民の意識を変えていくということにつながっていくので、国保・健康増進課だけの取組ではできないと思っているので、そこら辺の取り組み方、さらに予算も上げて取り組むというところでの、取り組み方としては昨年度と今年度は同じですかね。

さっき言われたように、ここを少しこのように予算を増やしましたということですが、その点についてはどうですか。なかなかつかみにくいなと思いながら、私、予算を見ていたんですが、どのようにお考えですか。

【川内野国保・健康増進課企画監】事業の成果について、委員おっしゃるとおり、なかなか見えにくい状況でありますけれども、県民の皆様が楽しく自主的に取り組んでいただく取組をいろんな仕掛け、農産物直売所とか、スーパーマーケットなどでとか、また地域のスポーツクラブなどでの取組を通して県民の自主的な取組を促していきたいと考えております。

【堀江委員】否定している質疑ではなくて、いいことだと思うんです。健康寿命を伸ばそうということで、それはいいと思うんですが、なか

なか県民に伝わらないという思いがあるものですから。しかも、当初予算を比較すると増になっているので、具体的にどういうところを伸ばしていくのかなと思いながら、この質問をしたところです。

次に、74ページの障害福祉課の障害者福祉医療費助成費11億6,361万円について質問いたします。

これは、市町が負担する障害者の医療費への助成ということになるんですが、子どもの医療費は現物給付ということで、県とそれぞれの自治体が2分の1ずつの負担になるんですが、障害者の福祉医療費の場合は、現物給付という形ではなくて、大村市は違いますけれど、償還払いですよね。これは現物給付にならないのかということについてはどうですか。

【中村障害福祉課長】現物給付の問題につきましては、これは市や町の負担のこともございますので、市や町と一緒に協議会をつくりまして、そこで検討を続けております。

アンケート調査をしまして、市や町の意向も確認しておりますが、現物給付化となりますと財源もそれなりに必要になってくるということもございまして、市や町もなかなか踏み切れないという状況になっております。ただ、引き続き検討はしてまいります。

【堀江委員】長崎市が要望している重度障害者にとりましては経済的な負担も大きく、償還払いに伴い、申請のために市役所を訪ねたり、申請書を郵送したりということで手続も煩雑ということから、やはり現物給付化ということが県民の理解が得られるのではないかと。そうした声も一方ではあるんですけど、いわゆる自治体が2分の1負担ということで、市町の方が、どちらかというと積極的ではないということですか。

【中村障害福祉課長】先ほど申し上げましたように、市や町と一緒に協議しております。市や町のご意見を伺いましたところ、申し上げたように、市や町のご事情もございますので、なかなか踏み切れない状況ということはございます。

【堀江委員】福祉医療制度検討協議会の中で協議をされているということですので、県民にとっては償還払いよりも現物給付の方が、これはもう利便性は高くなるわけですから、ぜひ引き続き検討をよろしくお願いしたいと思います。

79ページ、依存症対策総合支援事業費の1,634万円についてお尋ねいたします。

内容については、ここに書かれているとおり、これは体制整備に要する経費ですが、これは979万円減ってますよね。体制整備の中で、これだけ、900万円を超えて減になるということは、何か理由があったんですか。

【中村障害福祉課長】前年度に対しまして979万円減っているということでございます。令和2年度の予算では、委託事業といたしまして予防教育啓発事業として、県民の意識調査、あと依存症の背景調査を計画して、これが予算額で1,200万円計上しておりました。それは令和2年度で終わりますので、令和3年度の予算には計上しておりません。

【堀江委員】いずれにしても、体制整備については、例年どおり確保されるということで理解いたしました。

こども政策局の横長資料の21ページ、乳幼児医療助成費についてお尋ねいたします。

これは長崎県の対象年齢が就学前までの予算かと思うんですが、前年度に比べますと1,695万円増になっています。この対象年齢を拡大する考えはないのかということも、この機会に改めてお尋ねしたいと思います。

【今富こども家庭課長】乳幼児医療費の対象年齢の拡大につきましては、現物給付の導入によります想定以上の財政負担の増加や、県の基金残高の減少などの本県の厳しい財政状況を踏まえると、非常に困難であると考えております。

県といたしましては、国の責任において全国どこに住んでいても同じ条件で医療が受けられる制度の構築を図っていただく必要があると考えており、引き続き、政府施策要望や全国知事会を通じて、子どもの医療費助成制度の創設などを強く求めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】答弁は毎年同じように、拡大は財政的に困難ということですが、これだけ人口減少の中での子育て支援という中で、子どもの医療費の助成ということでは、やはり県内の自治体が中学校が当たり前で、今、高校まで延ばすというように、県内の自治体の基本的な考えとしても、少子化対策ということからも、そして人口減少対策ということからも、子どもの医療費の年齢、現物給付の拡大をするというのは、ある意味、主流な政策になってきているので、ぜひ長崎県としても就学前までという考えを固定せず、年齢拡大をぜひ検討していただきたいと思っています。

第14号議案の国保特別会計について質問いたします。

今回、2月24日の資料の中で、私が国民健康保険の、いわゆる枠組みといいますか、歳入歳出の内容はもちろんわかるんだけど、枠組みが見えない。だから、国保財政の基本的な枠組みを、ぜひこれは残してほしいということで要望いたしましたら、2月24日の説明資料の中に、この枠組みがきちんと掲載されております。そのことについてお礼を申し上げて、質問したいと思っています。

コロナ禍の中で国保の傷病手当が創設されたと理解をしているんですが、内容と、それから期間がどのようになっているのかということも、この機会に教えてください。

【永峯国保・健康増進課長】国民健康保険における傷病手当金についてでございますが、従来、国民健康保険制度には傷病手当金というものはございませんでしたが、今年度の新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、あるいは感染が疑われた場合に仕事を休まざるを得なくなった場合の給与を補填する目的として創設されたものでございます。

当初の期間といたしましては、今年度末、本年3月31日までとされていたところでございますが、先月、2月19日に国から通知がございまして、6月30日まで期間を延長するということで通知が出ているところでございます。

なお、7月以降につきましても、その際の感染状況を見ながら、また引き続き検討するというところで聞いております。

【堀江委員】この傷病手当は、コロナの中で収入がないということに対して、国保では今までなかった傷病手当金が出されるということで、県民の声に応えた、あるいは国の制度としてやっているの、国民の声に応えたものだと思いますが、事業主が対象外という問題があります。全国では、7つの自治体が事業主を対象として行っていると私は把握しております。少なくとも7月以降につきましても、この傷病手当金の継続を強く要望していただきたいと思っています。

それから、国保の問題では、国民健康保険税、あるいは国保料が払えないという長崎県内での滞納世帯数が手元の資料でわかりますか。

【永峯国保・健康増進課長】 昨年の6月1日時点の数字でございますが、県内の滞納世帯数につきましては、1万9,235世帯という数字でございます。

【堀江委員】 最後に、第94号議案の横長資料で、歳出で、内容としては、6ページに書かれているとおりに42億円が新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保に要する経費ということなんですが、改めて、この42億円の補正で、どれぐらいの病床が確保されるのか、どう考えたらいいのかということをお教えください。

【伊藤医療政策課長】 この病床確保料でございますが、もともとは、今年度前半の実績を踏まえまして、後半には、その1.2倍の予算を11月補正予算で要求させていただいております。約127億円を確保しておりました。しかし、12月からの感染拡大を受けまして、その確保する病床、フェーズ4、感染ピーク時に確保する病床数395床を確保いたしました。さらに、1月中旬には、県全体の病床占有率が6割近く、長崎医療圏につきましては9割近くになったものですから、この最大確保病床を421床に拡充いたしました。この421床に拡充した病床を引き続き年度内確保するのに必要な予算ということで、今回、この42億円を追加で要求させていただいたということでございます。

【堀江委員】 それで、報道によりますと、厚生労働省が新型コロナウイルスの次の感染拡大に備えるために、各都道府県に対し、病床確保計画を見直すよう要請する方針を決めたというような報道もあっているんですけども、これまで長崎県として、病床数はどうかというのはもちろん計画があったのですが、今回のコロナウイルスの関係では、再拡大も含めて今後の見通しもあるので、こういう病床確保についても見直す方向になるのではないかと思います。

その点については、どう考えておられますか、見解をお教えください。

【伊藤医療政策課長】 まだ国のほうからは正式な要請、通知等は来ておりませんが、3月9日の田村大臣の記者会見の際に、今回の第3波の感染拡大を受けて、1日に発生いたしました新規感染者数が2倍になった場合でも対応できるような体制が必要ではないかというようなご発言がっておりますので、このご発言を受けて、病床確保計画、長崎県の場合は昨年7月に策定をしておりますが、この計画の見直しについても、今後、国のほうからの要請、通知に基づきまして、検討をしてみたいと思っております。

【浦川分科会長】 ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について伺いたいと思います。

この事業費は、地域の卸売業者との調整とか、市町の事務に関わる調整、接種スケジュールの広域調整等ということであります。

私が一般質問で質問させていただいたことの確認、続きをさせていただきたいと思っておりますが、離島県長崎として、国として500から1,000程度の島は、高齢者人口にかかわらず、全島接種をしても構わないというような通知が来ておりました。その中で一般質問の際に知事が、「各市町で、そこは柔軟に対応できるように国に要望する」という答弁をいただいております。

それで、4月に入ってくるワクチンの数が、長崎県には22箱だと私は理解をしております。そして、各市町に対して3月3日の午前9時を回答締切りで、それぞれ希望を確認していると思いますが、そのあたりの状況がどうなっているのかをお教えいただければと思います。

【林田医療政策課企画監】高齢者の接種に向けたワクチンの供給状況でございますけれども、今、委員ご指摘のとおり、4月5日の週に2箱、12日の週に10箱、翌週の19日の週に10箱、合計22箱が配分されると伺っております。

この配分につきましては、現在、市町と調整しておりまして、どのように市町に配分するかということで調整中ということでございます。

【山田(朋)委員】私は、希望を一般質問で申し上げました。ちょうど2,000人ぐらいの規模の離島が長崎県に4つあって、その大人の人口が大体1万1,000人ぐらい、私、数えたんですけれども。そうすると、1回目のワクチンの数とちょうどはまるなというのがあって、離島を優先的に接種するなんていう話は市町とは全然できてなくて、どういう状況なのかをちょっと教えていただきたいと思います。

【林田医療政策課企画監】今、市町のご意向を聞いておりまして、なるべく早く打ちたいというご意向もあると思いますので、そこも踏まえて配分を考えたいと思っております。

【山田(朋)委員】離島は医療が脆弱であるということで、そういった形で優先接種をすることは、多くの県民の皆様のご理解をいただけるものかなと思っております。

離島を持っている市町が8市2町しかないので、全体的な問題ではないかもしれないですけども、最初に22箱を各市町で配分すると1箱ずつぐらいしかいない状況になるので、そうすると、1回分が975ぐらいしかないので、500人弱の分をどう割り当てをするかということは、各市町はとても難しいのではないかと思いますので、そのあたり、まだ調整をいろいろされている。もちろん、第一義的には市町が決めることなので、市町が当然優先される場所では

ありますが、そういったことも検討の要素にあるということをお話をいただくというか、議論をいただくと非常にありがたいなということを申し上げておきたいと思います。

次に、部長説明の中でありました、3ページの看護師等養成所、教育内容の充実を図り、県内就業を促進するための経費として1億5,278万円を計上いただいております。横長資料の47ページに、これがまさに載っているんですけども、48ページの2段目にも看護師等県内就業定着促進ということで記載されております。内容は同じようなんですが、県内就業促進に係る経費の支援に要するとありますが、この辺をちょっと教えていただければと思います。

【加藤医療人材対策室長】この2つの事業でございますけれども、対象が異なります。

まず、看護師等養成所運営費補助、これが医師会立の養成所に対する運営費の補助ということでございまして、今回、拡充をしております。医師会の養成所に対しまして、生徒の数であったりとか、教員の数であったりとか、そういった基準額に基づいて補助をしているんですけども、県内の就業率に応じた加算をしております。今回、さらに高い就業率を達成した場合に、より加算をするという見直しで県内就業を促進しようという取組をしております。

もう一方の県内就業の促進事業というのは、医師会立ではなくて、民間の大学であったりとか高校に対する支援でございまして、これにつきましても県内就業のための取組、例えば、病院の見学であったりとか、研修であったりとか、そういったことに対して支援をするということで、対象がちょっと異なるという状況でございます。

【山田(朋)委員】成果を出した分に、また加算

をしていくということでもありますので、医師会の方で成果を出されたという理解でいいと思うんですけども、医師会の学校が何校あって、民間の、長崎国際大学とか活水女子大学とか養成校がいろいろあると思うんですが、数はそれぞれどんな感じですか、額が大分違うような感じがするので。

【加藤医療人材対策室長】 県内には全部で14校の養成の学校がございます。そのうち医師会の養成所が、長崎、佐世保、県央、島原ということで4校あります。あと、高校が玉成、向陽、九州文化学園、五島ということで4校。あと、大学が県立大学シーボルト校、長崎大学、活水女子大学というような形になっております。

医師会の養成所には、そういった形でインセンティブをつけるし、民間につきましては、そういった取組に対してきちんと後押しをするというような形で支援をしているというような状況でございます。

【山田(朋)委員】 今お聞きをしたら、医師会の方で4か所、学校があるということでもあります。民間の方で、高校も含んでいるんですかね。それぞれの養成校の人数でいうと、医師会の4校と、ほかの残りを考えた時に、恐らくですが、私は定員を細かく知らないんですけれども、学生数に相当開きがあるのかなと思うんですよね。どんな状況ですか、比べて若干少ないのではないかなと思うんですけれども、どう思われますか。

【加藤医療人材対策室長】 先ほどは、養成校の数だったんですけれども、その中で課程がございます。例えば、医師会の養成校の中でも、准看護師課程があって、准看護師から看護師に進む課程があって、最初から看護師の課程ということで、課程が幾つかに分かれているという状

況でございます。課程の数でいいますと、全体で20課程ございます。そのうちの9課程が医師会立ということで、約半分を医師会が担っているという状況でございます。

【山田(朋)委員】 医師会が行っている事業の20課程のうちの9課程が何ですか。

【加藤医療人材対策室長】 県内全体で20課程ある中で、医師会で運営しているのが9課程ということで、県内の20課程のうちおよそ半分の課程が医師会が持っているということです。

【山田(朋)委員】 県内の養成の全てが20課程あって、そのうちの9課程、半分を医師会が持っているから、半分と言わない額だけでも、医師会が大きい金額を担っていてもおかしくはないという考え方に基づいた予算ですか。

【加藤医療人材対策室長】 この医師会の運営費というのは、もともと国の補助事業として創設されたものでございまして、それが基金の事業に振り替わって残っており、もともとそういった形で補助がされていたこともあって、全国同様に補助をしているという状況でございます。

長崎県独自のものとしましては、先ほど申し上げたように、県内就業率による加算ということでインセンティブをつけたということでございます。

【山田(朋)委員】 内容は理解いたしました。私が申し上げたいのは、そういった昔からの、国で一律の制度かもしれないですけども、民間の養成学校においても、多くの人材を養成いただいていることを考えると、限られた予算ではあるでしょうけれども、今後、こちらの方にも予算をしっかりとつけていただいて、もっと県内で就職いただける形の支援を各学校にやっていただきたいとご要望申し上げます。

次に、49ページ、潜在看護師再就職研修事業

費ということで計上されておりますが、どのような支援を行っているのかということと、過去の実績をお知らせいただければと思います。

【加藤医療人材対策室長】潜在看護師再就職研修事業は、今年度、新規で立ち上げた事業でございまして、モデルケースとしまして、大村市医師会が通常の再就業のための研修を気軽に受けていただくということで、潜在看護師が身近な診療所で1日であるとか、短期間の研修をした後、そのまま就業につなげるというのをモデルケース的にやって、これがうまく成果が出たら県下に広げようという計画で今年度予定していたんですけれども、コロナの影響でほとんど活動ができなかったということで、来年度はまた新規として同じように大村地域で実施しまして、成功した場合には、県下に広げるという計画で新規として立ち上げているという状況でございます。

【山田(朋)委員】まず、大村の方で広げていただくということですが、例えば、大村に通える範囲の人、長崎とか諫早とか佐世保の人がちょっと参加をしたいというのも可能なのか、そのあたりを教えてください。

【加藤医療人材対策室長】これは大村市医師会に参加する医療機関での研修でございまして、大村以外から参加したいということは、可能でございます。

【山田(朋)委員】横長資料の53ページ、災害薬事コーディネーター等養成事業とありますが、こちらを教えてください。

【本多薬務行政室長】災害薬事コーディネーターに関するご質問ですけれども、災害薬事コーディネーターというのは、災害が発生した時に各地域に本部ができる、県は県庁に本部ができます。その時に薬事に関すること、お薬の物流

であったり、薬剤師の派遣であったり、そういうことを調整する担当の方を育成して、その方々に本部の方に来ていただいて調整していただくような人を育てるという事業でございます。

【山田(朋)委員】そうしたら、各地区ではなくて、とりあえず災害本部に来ていただいて、各避難所、災害地域での薬のニーズのいろんな調整をしていただくという役回りですよろしいんですかね。

【本多薬務行政室長】おっしゃるとおり、県本部の部分、それから地区ごとに本部ができると思いますけれども、地区ごとの本部に行ってくださいという形になると思います。

【山田(朋)委員】大分県では、薬剤師さんが乗って災害時に車ごと支援に行ったりしていましたけれども、長崎県では、そういった予定があるのか、それとももう既にあるのかどうか、教えてください。

【本多薬務行政室長】モバイルファーマシーというものですけれども、現在、九州では、県レベルでは大分県、熊本県、福岡県が持っています。ただ、長崎県では、なかなかそこまで現状としては話できていません。年間の維持費がかかるということもありますし、また、派遣する時に誰が乗っていくとか、そういう問題が解決されていないところがありまして、現在のところ、まだ導入には至っていない。また、検討もしていないというような状況でございます。

【山田(朋)委員】福岡と熊本と大分にあるということですが、九州全域が被災地になる災害というのは比較的少ないのかなと思います。その中で、例えば3県にあるのであれば、協定ではないですけど、長崎県が独自に用意できないのであれば、もし長崎県に災害が起きた時に応援協定していただく中での提供をお願いするとか、

そういったことも検討いただきたいと思います
が、どうですか。

【本多薬務行政室長】 現実には、大分県のモバイルファーマシーが、熊本地震があった時には派遣されております。協定はまだ結んでおりませんが、実際に災害になると、派遣していただけたらと思いますけれども、委員おっしゃるとおり、協定等でその部分はしっかりと決めておく必要があると思っております。今後、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【山田(朋)委員】 あと、部長説明の13ページの5番目に高齢者施設等において感染症患者が集団発生した場合の医療チームの派遣に要する経費を計上いただいておりますが、今回の、この1年間の中で、どれくらいそういった実績があったのか教えていただきたいのと、これは大体何回分を想定した費用になっているのか、教えてください。

【伊藤医療政策課長】 高齢者施設等でクラスター等が発生した場合に医療支援チームを派遣しておりますが、今回の予算の3,840万8,000円でございますが、これは1チーム4人のチームを5チーム、15日間、2つの施設に派遣するという前提での積算で予算を要求させていただいております。

派遣の実績につきましては、詳細な人数の資料が手元にありませんが、今回の感染拡大におきましては、医療機関に対して2件、高齢者福祉施設に対して1件、DMA Tと今回新しく設置をいたしましたC o v M A T、この医療チームをそれぞれ派遣しております。

【山田(朋)委員】 あと一点伺いたいと思います。

こども政策局で部長説明の3ページ、潜在保育士の求人・求職サイトで様々取組をいただいておりますが、保育士離職防止対策で経費が計

上されておりますが、近年の状況、潜在保育士がどれくらい職場復帰いただいているのか、そのあたりを教えてください。

【徳永こども未来課長】 潜在保育士の方につきましては、現場でどの程度復帰されているのかというのは、なかなかわかりづらいところもあるんですが、私どもが運営しております「保いっぷ」を通じて復帰された方につきましては、昨年度が50名の目標に対して31名、今年度も50名の目標を立てておりますが、今時点で30名ということで、3月は少し数が増えるケースがございますので、目標には少し足りないぐらいですけれども、三十数名の方が復職されることになるのではないかと考えております。

【山田(朋)委員】 着実に実績を積んでいただいているかと思いますが、待機児童ゼロの状態だったんですか、昨年度の4月スタートは、また4月に新たな年度を迎えると思います。

そこで、誰もが安心して働くことができるためには、本当に保育士の方々が重要でありますので、しっかりと取組を進めていただきたいと思います。ご要望申し上げます。

終わります。

【浦川分科会長】 ここで換気のため、11時10分まで休憩したいと思います。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時13分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【山下委員】 おはようございます。それでは、質疑をさせていただきます。

こども政策局の予算議案の中で、横長資料の15ページであります。少子化対策強化事業費というところで、議案外でも、お見合いシステ

ムについてということで通告をさせていただいておりましたが、予算議案でもありますので、一括してここで質疑をさせていただきたいと思っています。

コロナの影響で、婚活の部分等、結婚支援についても影響が出ているのではないかとということで懸念をしているわけですが、厚生労働省が先日2月22日に発表した速報値ですけれども、出生数が過去最少だったという記事がございました。婚姻減少率も70年ぶりの大きさということで、2020年の出生数が前年比2.9%減の87万人と5年連続で過去最少となったということで出ております。婚姻数が12.7%減で、これは新型コロナウイルス禍での婚姻の先延ばしもあったと見られるのではないかとという記事がありました。

今回、予算立てをまた引き続きということでされていると思いますけれども、まずお尋ねしたいのが、長崎県においては、どのような速報値だったのか。それから、コロナの影響で成婚数も含めて、このあたりの事業にどのように影響があったのか、まず、そのあたりから聞かせていただきたいと思います。

【徳永こども未来課長】少子化の対策につまみしでのコロナの影響も含めてのご質問かと思えます。

まず、委員からご指摘がございました令和2年の人口動態統計速報、これは速報値でございますので、来年の9月、10月ぐらいが確定になるかと思えます。その速報値ベースでの状況でございますが、長崎県につきましては、まず出生数につきましては、速報では9,906人ということで、増減率で申しますと、前年比約5%の減となっております。それから、婚姻件数につきましては4,988件ということで、これも増減で申

しますと、前年比約11%の減となっております。

もう一つ、委員からお話ございました県の事業の部分についてどうかというお話でございます。今、県のほうでは、結婚支援については、大きく3つに分けて、1対1のマッチングでございますお見合いシステム、仲人さんみたいな形でやっていただく縁結び隊、それから、ながさきめぐりあい事務局の自主事業ですけれども、婚活パーティーというか、集合型のながさきめぐりあい事業の3つをやっております。

コロナ前の令和元年度の状況につきましては、成婚数について、お見合いシステムが53件、縁結び隊が26件、ながさきめぐりあい事業が19件ということで、立てておりました100件の目標に対して98件という成婚数でございました。

ただ、令和2年度は、さらに高い目標をとということで目標の設定をいたしまして臨んでおりましたが、2月末時点の数字で申し上げますと、お見合いシステムが44件、縁結び隊が8件、ながさきめぐりあい事業に至りましては1件ということで、現時点でございますが、53件にとどまっているところでございます。

全体として、お見合いシステムの方はあまり数字は変わっていないんですけれども、縁結び隊とながさきめぐりあい事業が大幅な減となっております。これにつきましては、縁結び隊でご尽力いただいている方が今60名ぐらいいらっしゃるんですけれども、この方々が比較的高齢の方で頑張っていたいただいている方が多いということで、今年度はコロナ禍ということで活動を控えたいというお申出も全体的にございまして、その辺は致し方ないことかなということで活動を控えていただいたという部分も一つございます。

それから、ながさきめぐりあい事業に関しま

しては、どうしても婚活パーティー的な集合型でございますので、これにつきましては、実は、今年はほぼ実施ができていないというのが実情でございます。ながさきめぐりあい応援隊という事業者の皆さんでやっていただくのですが、これが企画はあるんですけれども、なかなか人が集まらないというような状況もございまして、そのような影響が出ているという状況でございます。

【山下委員】 2月末現在ということで、3月分の1月が入っていないので、もうちょっと増えるのかなというのはあるんですが、全体合計がかなり減る見込みであるということがわかっております。コロナの影響でいろんな活動が制限されているという部分で、こういう数字になってくるのかなというのには致し方ない部分もあると思うんですが、今おっしゃったお見合いシステムが、そう成婚数が変わらない、微減で落ち着くだろうということなんですけれども、このシステムについては、N I BさんとかでCMが流れていますよね。そういう効果もあるのかなという感じがするんですけど。従来の目標も含めて、現在どのぐらいの登録数なのかというのわかりますでしょうか。

【徳永こども未来課長】 お見合いシステムの会員数につきましては、従来、他県の状況で、会員登録をされている方が2,000人以上いるような県で成婚数が比較的多くなっているという現象がございまして、そういったことがございまして、この会員の登録数につきましては、2,000人というのを目標にしていっていった経緯がございまして。

そのような中、今年度4月の時点では1,300人の会員数でございましたが、今年度は、やはりコロナ禍でいろいろ活動が制限される中、こち

らの割引キャンペーンですとか、そういったものにちょっと力を入れてまして、実は、夏ぐらいから、会員に登録される方がかなり増えてきております。実は、2月末時点で、目標の2,000人を上回りまして2,135人の会員数となっているところでございます。

【山下委員】 コロナ禍において、少し光があるこのシステムを活用いただいているのかなと思います。ながさき縁結び新聞というのを読ませていただきましたけれども、半額キャンペーン等々の効果がここに出てきているのかなと思います。

このお見合いシステムについて、もうちょっとお聞かせいただきたいんですけども、どういう方法で会員のお引き合わせというか、具体的にどういう形でやられるのか。それで、会員増加後、前と比べて、引き合わせの状況というのは何か変わった部分があるのでしょうか、そのあたりをお聞かせください。

【徳永こども未来課長】 まず、お見合いシステムがどのような形で出会いの場を提供しているかというお話でございます。

まず、会員の登録をしていただく段階では、独身証明書とか、いろんなものを提出していただいて身分の確認をさせていただいて登録をいただくという形になります。その上で、システムに登録をしていただいて、まずシステム上で、いろんなプロフィールとかが入っていますので、そういったところでお相手を探していただくというような形になります。お互いの面会の同意が得られた段階で、最初からお2人で会っていただくのではなくて、実は、システムサポーターという制度を設けておりまして、そこに仲介する方に入っていただくような形を取っています。最初は、そのシステムサポーターの方が仲

介をして、3人でお会いするというような形を取っています。その後、同意が得られた段階で、そのシステムサポーターさんを通じて、初めてそこで連絡先を交換して、交際がスタートするというシステムになっております。

このお引き合わせが成立するというケースにつきましては、実は、これも夏ぐらいから会員数の増加とともに大幅に伸びておまして、今、例年の1.5倍を超えるペースでお引き合わせが成立しているという状況でございます。

【山下委員】 ありがとうございます。非常にいい傾向で、1.5倍ということで推移しているということです。今回またこういう予算を計上をしていただいて、ぜひ活用していただけるように、来年度もしっかりと取り組む必要があると思っていますし、今後の方針等について、来年度に対する意気込みというか、そのあたりも最後にお聞かせいただければと思います。

【徳永こども未来課長】 一番いい状況としては、コロナ禍が収まりまして、従来の形でやれるというのが効果としては一番高いのかなと思っています。状況も見ながら、当面はこのお見合いシステム、県で直接やっている事業という部分につきましては、こちらに力を入れる必要があるのかなと思っています。

次年度につきましては、今年度好評をいただきました登録キャンペーンをちょっと内容変えてやりたいと考えているところがございます。

あと、新しい生活様式ですとか、若い方のニーズに応えるためにも、要は、自宅でご交際の申込みができるシステムですとか、センターに行かなくても自宅で閲覧できるシステム、ご本人の写真掲載の同意があれば、写真の閲覧機能なども設けて、さらに利便性を高めまして、多くの方に出会いを提供できるように頑張ってい

きたいと思っております。

【山下委員】 ありがとうございます。コロナ禍でありますけれども、ぜひとも1組でも多く成婚できるように、いろんなフォローアップ、工夫等を重ねていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

【浦川分科会長】 ほかにありませんか。

【麻生委員】 おはようございます。

こども政策局の関係で不妊治療関係について、今回、予算を倍増してやっていただくということで改めて感謝したいと思っております。また、今回、不育症関係についても、一部、予算が県としてつけられております。

これについてお尋ねしたいのは、今回、100万円程度しか不妊治療の補助はありませんけれども、不育症関係について県内の実態がどの程度なのか把握されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【今富こども家庭課長】 不育症に関しましてのご質問でございます。

不育症について、県内でどれくらいの治療等が行われているかについては、申し訳ございませんが、把握しておりません。

【麻生委員】 今まで不妊治療ということでありましたが、不育症については、検査料が大変高いということで、染色体の問題も含めてあるかと思っています。今回、新たな項目で予算をつけられたわけですので、ぜひ取組をお願いしたいなど。

併せて、患者に対するケアが大事だと思っていますので、職場の問題とか、そういう患者への体制だとか、そういう不安などもありますから、そういう課題への支援をぜひお願いしたいと思うんですけれども、県としてのお考えをお尋ねしたいと思います。

【今富こども家庭課長】治療を行う方々に対する精神的なサポート等についてのご質問でございます。

この点につきましては、基本的には保健所に設置しております不妊専門相談センターの方で、そういう精神的なサポート等を行うこととしております。それに加えて、今回はラインによる相談窓口も準備しております、こちらでも併せて対応してまいりたいと思っております。

【麻生委員】併せて、不妊治療について予算が約50%以上アップされておりますけれども、不妊治療についての現状、晩婚化でこの予算が増えたわけですから枠も増えてくると思います。回数も増えましたので、県として予算内でどのくらいの方に対応しようと思っていられるのか、数がわかりましたら教えてもらえませんか。

【今富こども家庭課長】特定不妊治療の受診状況でございますが、基本的に県の方で予算をつけておりますのは、中核市を除きます19市町の方についてでございます。令和元年度の実績で申し上げますと、延べ件数で607件、402名についての治療に対する助成を行っております。県の予算ではございませんが、長崎市と佐世保市を合わせて同数ぐらいの助成の規模になっております。それに対しまして今回の助成拡大により、大体1.5倍ぐらいの予算を今回組んでおります。

【麻生委員】なかなか子どもができないということで長年悩んでいる方が多いわけですから、ぜひ対応していただいて、あとは心のケアとか、職場の対応ということもよく言われておりますので、ぜひこの点についてはお願いしたいと思います。

保険事業についてお尋ねしたいと思います。

国民健康保険で県として今回160億円ぐらいの負担をしております。保険者として2年目になるわけですが、運営について特に方針が出ていまして、力を入れていこうということで取組がされています。また、各市町の負担率、また、激減緩和ということで取り組まれているところであると思っています。

今後、県として、どういう点に力を入れて取り組んでいくのかについて、方針を出されておりますけれども、改めてお尋ねしたいと思います。

【永峯国保・健康増進課長】国民健康保険制度につきましては、平成30年度から都道府県化がなされたところでございます。以前は各市町単位で運営がなされてきたところでございますが、どうしても市町国保につきましては、年齢構成が高く、医療費水準が高いといった課題、あるいは財政運営が不安定になる、そういった規模の市町も存在していたというようなことでございまして、国保制度改革の中で国からの公費負担の充実とともに、都道府県が財政運営の責任者となって、その部分をしっかり担っていくということで、今回、3年目を迎えているところでございます。

県といたしましては、財政運営、持続可能な制度運営といったところをしっかりと担っていくことが第一義的な責任だと考えております。

今後、高齢化が進み、医療費も増大していくということが想定されておりますので、この医療費の部分をしっかりと適正化を図っていくということが重要であろうと考えておりますことから、市町と一体となって、予防・健康づくりの保健事業の部分に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】国保に入っているのは県民の約

24%、4分の1程度であると思っております。ただ、どうしても人口減少も含めて後期高齢化率が高くなる。なおかつ、高度医療ということで、財政的に大変厳しい運営を迫られるのではないかと思います。データヘルスも含めて展開されるということでありますけれども、県として、データヘルスを使ってPDCAを展開するということであろうと思います。一点は、そういう取組の、さっき市町と言われましたけれども、どういうところに力を入れて展開されるのか、まず教えてもらえませんか。

【永峯国保・健康増進課長】 データヘルスを活用した健康づくりでございますが、これは健診情報でございますとか、レセプトデータ、そういった情報を積極的に活用し、効果的・効率的な保健事業を展開していくというようなことを目的に計画を作成しております。これは平成30年度に第2期の計画が策定されているところでございまして、県内全市町で策定され、取組が進められているところでございます。

県といたしましても、県全体としての健康課題の抽出あるいは分析、そしてまた、有効な取組事例の横展開等、そういった部分を積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

【麻生委員】 あと一点、先ほど堀江委員から話がありましたけれども、収納率の問題を含めてありますけれども、長崎県は長崎市が一番悪くて92%、他の自治体では98%まで上がっているという状況が言われています。

これに対して県は保険者として取組を徹底してやるということを書いています。先ほど、滞納世帯数が上がりましたけれども、2万世帯ぐらいあるわけですね。これについてどういう手当てをしながら、もちろん、保険者としての

展開はきちっと、負担を公平性を保つということであろうかと思えますけれども、どのような形で指導しながら収納率を上げていくのか、また、徴収していくのかということについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

【永峯国保・健康増進課長】 まず、本県の収納率についてでございますが、平成30年度の数字で申し上げますと、県平均94.08%、全国平均が92.85%でございますので若干上回っているという状況で、全国順位といたしましては25位ということになっております。この収納率をいかに上げていくかということが大変重要な課題でございます。

県といたしましては、市町における滞納整理の実践力あるいは応用力を備えた人材を育成するために徴収アドバイザー、先進的な取組を行っている自治体からアドバイザーという形で招聘いたしまして、毎年度、研修会を実施いたしているところでございます。

そしてまた、滞納されている方々がどうしても発生する部分はございますが、そういった方々に対しましては、これは国全体の制度でございますけれども、短期被保険者証という、有効期限が短い保険証を発行いたしまして、窓口に来ていただく回数を増やし、その中で納付に対するアドバイス等、相談にも乗るというような取組を各市町の窓口で行っているところでございますので、引き続き、そういった取組を進めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】 あと、国保の関係と協会けんぽを含めた医療制度、併せて、75歳になると後期高齢者になるわけです。後期高齢者についても応分の負担を県としてもされております。県民の健康づくりということでいろいろ取り組まれています。そういうことで周知を集めながら健

康づくりを展開しながら、高度医療を含めて負担を落としていかないと、なかなか厳しいという状況があるかと思いますので、ぜひ連携して取組をお願いしたいなと思っております。

一例でありますけれども、前に長野県にお邪魔した時に、長野市で保健指導員という制度をつくって細かな取組をされておりました。一つは、特定健診の徹底だとか、食事の改善とか、そういうきめ細かなところまで展開を、各市町の取組だと思いますけれども、取組として健康づくりについてどういう戦略を持って展開されようとしているのか、最後にお尋ねしたいと思います。

【永峯国保・健康増進課長】医療費の面で申し上げますと、本県の市町国保の医療費につきましては、全国で7番目に高いといった状況がございます。まずはこの部分をいかに改善していくかということが重要な部分だと考えておりますので、ご自身の体の状況を知っていただくためには健診を受けていただく、これが基本中の基本でございますので、まずは特定健診の受診率を上げていくこととし、現状は、令和元年度の受診率が39.2%、そういった状況でございますので、これを引き上げていきたいと考えております。

そしてまた、糖尿病の関係でございますけれども、医療費の面で申し上げますと、人工透析に至ってしまうと医療費も非常にかかるというようなこともございます。現状、人工透析の原疾患として糖尿病性腎臓症が割合として一番多いというところもございますので、この糖尿病性腎臓病の重症化予防、こういったことを重点化して取り組むこととしておりまして、次年度の予算にもそういった経費を計上しているところでございます。

そしてまた、高齢者の関係で申し上げますと、高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施といったことも始まっております。75歳のところで医療保険者が切り替わって、今までそこで保健事業が途切れていたところを継続して実施できるような、そういう取組を各市町で強力に進めていくことにしておりますので、県といたしましても、その点についてのサポートを行ってきたいと考えております。

【麻生委員】最後にしますけど、後期高齢者の関係について確認したいと思います。

後期高齢者についても広域連合でやっていらっしゃると思いますので、今、長崎市長が広域連合のトップですね。県としても応分の負担、約200億円近い金額を出しているわけですから、ここに国民健康保険と同じような、保険者の立場として展開できないかなど。もちろん、後期高齢者についても地域の医療がいろいろ、受けられる医療の状況がそれぞれ違いますけれども、県全体としてどう捉えるかという考え方が必要ではないかと思っております。

そういうことでお尋ねですけれども、こういう予算を出しているわけですから、後期高齢者についても何らかの展開を、さっき言いましたように、データヘルスを使ったりとか、併せて全体の医療費の抑制をするということも大事かと思っておりますけれども、県としての後期高齢者についての考え方についてお尋ねしたいと思います。

【永峯国保・健康増進課長】ご指摘がございましたとおり、後期高齢者医療広域連合につきましては、県が直接的に保険者という立場ではございませんで、県内全市町が加入する特別地方公共団体を組織して運営がなされているところでございます。

国保と違いまして保険者ではないという部分はございますが、先ほどお話がございましたとおり、県からも医療費の負担金の支払いをいたしているところございます。また、全体としての医療費適正化というような視点も当然ございますので、これを県として広域連合に全て任せるということではなく、私どもも積極的に関わって財政運営の面、あるいは保健事業の面で協議をしているところでございます。

具体的には、広域連合の運営の中で様々な会議がございます。一番実務的な会議として幹事会といったようなものもございます。そういったものに私どもも参加して、今申し上げた財政運営の面であるとか保健事業の面、そういった面でも意見を申し上げているところでございます。

今後も、国保との接点という部分のつながりも含めまして、広域連合とも積極的に意見を交換し、協議を進めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】 ありがとうございます。限りある予算と、今後、高齢化していく状況なので、連携しながら、地域でしっかり見守りながら健康づくりをやっていくということで知事も打ち出しておりますので、何とか地域全体で盛り上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【浦川分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。横長資料の42ページです。医療政策課の皆様の職員給与費でございます。前年度と比べて1.7倍ということで14名の給与です。コロナ禍で医療政策課の皆様には本当にご尽力をいただいております。それとともに皆様の激務を非常に心配いたしております。

そこで、昨年度と比べて何名増加となったか。また、コロナ対策本部の皆様の給与も含めてここに入っているのかについてお知らせ願います。

【中尾福祉保健課長】 まず、医療政策課の人員でございますが、今年度途中で増員しておりますので、その数でございます。今年度で11名の増員を行っております。これはワクチンのチームでありますとか、宿泊療養等の体制の整備をするための増員でございます。

なお、人件費につきましては、今年度の配置を基準にしまして来年度の予算を組んでいるという状況でございますので、福祉保健部全体の中で数を見込んで予算をとっているところでございます。

コロナ事務局の職員につきましては、福祉保健課付けの職員と、応援で派遣されている職員がございます。福祉保健課付けの職員の給与費につきましては、福祉保健部の予算で計上されているという状況でございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。半分は理解できなかったんですけども、私の理解が足らずにすみません。医療政策課の給与費ということで、今回14人分と。昨年度と比べて1.7倍になっていて、要は、単純に医療政策課の皆さんが、もともと14名であって、来年度も14名で1.7倍になるんだったら、仕事量が1.7倍になるので、そんなことは当然あり得なくて、要は、しっかりと増員されて、この予算が計画されているのかというところを伺いたいんですね。

【伊藤医療政策課長】 医療政策課の職員給与費でございますが、これは42ページの公衆衛生総務費の職員給与費が14人ということで上がっております。昨年度は、これが8人で行ったので、6人の増になっております。

これ以外に、横長資料の45ページ、医薬総務

費の中に職員給与費がございます。医療政策課、医療人材対策室、業務行政室の職員が33人と書いておりますが、ここの人数は昨年度31人でございますので、プラス2名。先ほどの公衆衛生総務費を含めまして8人の増ということになっております。

【中村(泰)委員】 よくわかりました。8人の増ということで、最後に確認させていただきたいこととしては、当初、コロナが広がっていった中で医療政策課の皆様の残業が増えていったということは耳にいたしました。

現状、こういった増員をして来年度もこの体制でいくということで、皆様の負担というか、そこは仕事がしっかりと共有というか、分散されているのかということについてお伺いしたいんですけれども。

【伊藤医療政策課長】 もともと今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、医療政策課の中に3つの班がございまして、その中で感染症・がん対策班で当初は対応しておりました。ただ、7人の班ということでございますので、とても対応できなくなりまして、今、医療政策課全体、ほかの2班を含めて役割分担をしながら業務を進めているところでございます。

併せて、今年度から年度の途中、途中で増員していただきまして、現在、8名の増員になっておりますので、特定の職員に業務が偏らないような形で役割を分担しながら業務を進めているところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。医療政策課の皆様だけではなくて、ほかの課の皆様も含めて、コロナの収束がなかなか見えない中、息を止める間もないというような状況が続いておられると思いますが、引き続き、どうかよろしくお願い申し上げます。

続きまして、横長資料の71ページです。新型コロナウイルス感染症対策事業費の中の自殺対策強化事業費ということで579万円が上がっております。すみません。私も不勉強で、自殺対策強化費ということで明細を見たのが初めてでございまして、これまでこういったお声があったがために、こうした事業が新たに出てきたんだろなと思うんですけども、今年度、県民の皆様からどういってお声が届いて、こういった事業をやるということに至ったのか、お知らせいただけないでしょうか。

【中村障害福祉課長】 令和3年度当初予算で計上しております新型コロナウイルス感染症対策事業費のうち、自殺対策強化事業費についてのご質問です。

この事業費の内訳としまして、民間団体で「いのちの電話」とか自殺の相談をしている団体がございますので、そちらへの補助としまして225万円。そして、県の機関の長崎こども・女性・障害者支援センター、こちらは精神のセンターになっておりまして、こちらの相談専門員の増ということで354万2,000円、合計しまして579万2,000円を計上したのが、この事業でございます。

この事業につきましては、令和2年度の補正で国の方でも予算がつきまして、コロナ禍において家に閉じ籠もって外に出て行けないと。一方で、仕事が継続できなくなって経済的に困ったりして日本全国で自殺の数が7月か8月あたりから増えてまいりました。そのあたりの対策として国としても予算をつけまして、相談体制の強化をということで令和2年度、補正をしてまいりました。来年度も、その強化を継続することによって当初予算に計上したものでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。要は、国が自殺者数の増加ということを背景にして予算がついて、そこで県の民間団体の方により強化をしてほしいというところから、今、2つ、民間団体のご紹介がありましたけれども、そちらについているということで理解いたしました。

そこで、なかなか話しにくいところであると思うんですけども、具体的にどういった問い合わせというか、経済的な話が多いのか、どういった話が多いのか、わかる範囲で。こういったところで問い合わせを受けられている方々がどういったお声を聞いているのかということをお知らせいただきたいと思います。

【中村障害福祉課長】 具体的にということで、一点訂正ですが、先ほどの金額のうち最初に申し上げました民間団体、こちらは民間団体への補助で、後の方で申し上げました相談の専門員の配置、これは県の機関への専門員の配置ですので、民間、県の機関それぞれに強化をしてきたと。

私が存じいてますが、県の機関から上がってきている相談の内容についてですが、その内容につきましては、コロナで感染の不安があるといったことをはじめ、コロナによって、先ほど申し上げたように、なかなか外に出て行けないと、そこで心が苦しくなっていると、そういったような相談が寄せられているということを伺っております。

【中村(泰)委員】 わかりました。いろいろな要因があられると思います。こういったところにしっかりと予算を、増額というか、つけて、本当に今必要な事業だと思いますので、引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、横長資料の73ページです。障害者一般就労工賃向上支援事業費でございます。

工賃向上のための支援経費ということですが、具体的にどういった支援を行っていくのか、お知らせ願います。

【中村障害福祉課長】 工賃向上の事業につきまして、具体的にどういった支援をしているのかということについてでございます。

まず、各障害者の施設で作りました商品を販売する商品販売会がございまして、その広報等の事業を行っております。これが83万円です。

そして、商品力、販売力を向上していこうということで、工賃アップのセミナー、あるいは工賃向上のためのコンサルタントを施設に派遣して事業所の工賃向上のコンサルをしていただく、こういった商品力・販売力アップ事業に160万円、こういった活動。

あと、予算外ではございますが、我々、障害福祉課で「長崎県CRS通信」ということで、事業所でこういった活動をしていますという通信、数ページの紙でございますけど、これを作って情報を発信しております。こういった事業をしております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。実際に就労施設で、要は障害者の方を支援している方から伺ったこととしては、障害者の方の賃金を上げられる施策を打っていくことが障害者にとってすごくモチベーションのアップになるんだということを聞きました。実際にこれだけの能力があるのに、これだけしかもらっていないような方も中にはいらっしゃるそうです。

よって、事業を実施いただくことは大変ありがたいんですけども、もっともっと増額をしていただいて、こういった方にご支援を届けていただけるように、引き続き、どうかよろしくお願いいたします。

【浦川分科会長】 それでは、午前中の審査はこ

れにてとどめ、午後は1時30分より分科会を再開いたします。

お疲れさまでした。

— 午前 11時57分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。午前中の続きで二点ほど質問させていただきます。

横長資料の81ページです。遺家族等援護及び旧軍関係調査事務費でございます。昨年度と比較いたしまして3割から4割程度、費用が減っているということで、減り幅としては、かなり大きい減り幅だということで認識いたしておりますが、現状、この事務作業は実態に応じて減っているのかということについてまずはお知らせ願います。

【山崎原爆被爆者援護課長】 この遺家族の630万円の減ですが、主なものは戦没者の遺族に対する弔慰金の作業でありまして、5年サイクルで事務作業を行っております。今年度が初年度でありまして、件数が約1万件、令和3年度は1,770件程度、件数がかなり減ること。あと、国からの単価が昨年度に比べてかなり減ったということで、トータルで600万円ぐらいの減になっております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。実態に応じてということですが、国の単価が減ったとさっきおっしゃったと思うんですけれども、そこがよくわからなかったのご説明いただけますか。

【山崎原爆被爆者援護課長】 昨年度は、まだ国の単価自体が示されておらずで、県で試算して出した単価で計算しておりましたが、今年、

単価がはっきりしましたので、その単価でもって計算しております。

【中村(泰)委員】 私も不勉強で申し訳ないんですけれども、何の単価がよくわからないので、そこらご説明いただけますか。

【山崎原爆被爆者援護課長】 弔慰金の支給事務関係ですが、県が行っておりますが、間に市町が入ってお手伝いをしていただいておりますので、その市町の支給事務の市町村交付金の関係でございます。

【中村(泰)委員】 わかりました。このために、要はご家族であるとか、そういった遺族の皆様に対して何か支援が落ちるといふか、そういったことではないということですね、単価が下がるということとは。

【山崎原爆被爆者援護課長】 弔慰金支給の事務に係る手数料の交付金ですので、戦没者の遺族に対する金額自体は、前回と変わっておりません。

【中村(泰)委員】 わかりました。それを伺って安心をいたしました。

最後の質問に移ります。こども未来課になります、横長資料の19ページです。幼稚園耐震化緊急事業費ということで、昨年度と比べて1億3,000万円の減と。前年度が1億5,000万円で、今年度が2,000万円ということです。昨年度がこういった案件が多かったんだろうなと思うんですけれども、要は、これを見るに幼稚園での耐震補強工事が必要な箇所が、概ね実施できているのかなという理解をしておりますが、そのことについていかがでしょうか。

【徳永こども未来課長】 こちらの耐震化の費用につきましては、昨年度、別の事業で1件、1億円ぐらいの工事があったんですけれども、それがなくなって今年度は申請件数がないというこ

とで1億円の減となっております。

全体の概況を申しますと、今、耐震化の部分につきましては、年間2～3件程度しか改善できてないという部分がございます。実は、耐震化に関しまして、今、耐震ができてない施設については、個別に状況をお伺いさせていただいているところですが、経営上の問題とかいろいろございまして、なかなか喫緊にできないとか、あるいは耐震化という工事をするのではなくて、建て替えと同時にしたいという方が大半でございます。そういった話し合いの中で、経営的な部分も多少あるというお話もございしますので、認定こども園に移っていただいて有利な補助金を使っていただくですとか、認定こども園にならなくても、幼稚園であれば新制度の方に移行していただいて、少しでも余裕をとっていただいてやっていただくと、そういった部分から今お話をさせていただいているところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。そういえば、私も以前、こども未来課に耐震工事の件で、ある幼稚園のことでご相談をしたことがありましたので話がつながったところです。

結局は、幼稚園自身で一定の負担をしなければならないところが大きなハードルであって、補助金を使ってやるけれども、なかなか申請件数が上がらないということが実際なのかなということに理解をいたしました。

非常に難しい問題であると思うんですが、引き続き、こういった補助金についてしっかりとお示しいただくとともに、国に求めながら、こういった補助金の上乗せということをしていかないと、なかなか広がらないのかなという現状を園側からも聞いておりますので、引き続きのご尽力をよろしくお願いいたします。

【浦川分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【中山委員】 二点ほどお尋ねします。

一点は、出会い結婚支援事業で、先ほど山下委員から質問がありましたので大方わかりました。私は、結婚が予想以上に少なかったなと思ひまして、今年は反動で増えるんだろうと思ひますけれども、これをどう増やしていくか。そのためには各市町の取組が重要だと考えておりますので、その点で質問します。

県内各市町における結婚イベントやセミナー、お見合いシステム、窓口設置などで1億1,131万円余、予算を組んでいるようでありますが、その中で、結婚イベント、セミナーについて、事業内容、対象見込み人数、事業費等について説明いただきたいと思います。

【徳永こども未来課長】 市町の取組ということにつきましては、来年度、1億1,000万円程度の市町との連携事業ということで予算を組ませていただいております。これまでは活用する市町をどんどん増やしていくということを目指しつつやってまいりまして、今、結婚新生活でいえば12市町、全体でいえば16市町ぐらいが活用しているところでございます。

市町の取組としては、先ほどご紹介がありました婚活サポートセンターの窓口を市町に設けていただいたり、あるいはセミナー、それから要は、若い人たちの出会いの場の提供という意味でのイベントをしております。

ただ、今年度に関しましては、数字の細かい把握はできていないのですが、新型コロナウイルスの影響で、イベント関係の業務というのはなかなかできていないということで、その部分をセミナーに振り替えたり、そういった作業をさせていただいているところでございます。一部の市におきましては、オンラインイベントなんかもやっておられるところもあるところでござ

ざいます。

次年度につきましては、結婚新生活支援という制度がもともとあったんですけれども、それが来年度から要件が少し拡充されるということで、実は、長崎県は、そのモデル地区に選定されると、要は、補助率のかさ上げがいただけたり、助成の上限が上がるというような事業がございまして、そのモデル地区に応募いたしまして、全国で12県採択をされているのですが、それについて採択を受けましたので、その部分で、従前8市町だったものが、11市町で取り組んでいただけるというような形になっております。そういったところを中心に市町とは連携をしていきたいと思っております。

今のは全て交付金事業の話なんですけれども、もう一つ、未来を照らすながさきというところ、先ほど政策的新規でお話をさしあげた事業の中で、地域コーディネーターという方を設けることにしております。

実は、こういった事業の中で、子育て支援ですとか、あるいは地域づくりというのを普段やっておられる方と結婚支援のコラボが何かできないかということで、地域の中に入っていくことを考えております。当然、地域の中に入っていく段階では、市町との連携というのはものすごく重要になります。そういったところで市町との連携ということを確認しながら、先ほど、お見合いシステムのお話がございましたけれども、県民全体の熱というか、機運醸成を図っていかないと、なかなか全体の、数字ということだけを求めるわけではありませんが、そういった部分も必要になるかと思っておりますので、そういった事業に取り組んでいきたいと考えております。

【中山委員】事業内容については理解しますが、私が何を聞いたかという、結婚イベ

ント、セミナーをやるということでしたけれども、これを具体的にどこでどうやるのか、参加者をどのくらいを見込んでいるのか。聞いたかったのは、新年度でやった場合、コロナの影響があるんです。コロナの影響をどのように見て、どのような対策をして、これを予定どおり実施できるのかと、そういう疑問が出たものだから質問したわけであって、総論的に答えてもらったって理解できないわけだけどもね。

【徳永こども未来課長】市町のセミナーの参加人数の細かいところは、今、手元にデータがございませんので、後ほど集計してお渡しすることではいかがでしょうか。

【中山委員】それは後でもいいけれども、やはり議案で上げた以上は、そのくらいはちゃんと情報をつかんでおって、例えばこの計画でイベントとセミナーと合わせて参加に向け市が1万人なら1万人立てていっていると。そうすると、このコロナの中で、それをどうして実現するのかと、そこを聞いたかったわけだから、本来の私の質問に対して、なかなかそういう答弁では納得いかないわけですよ。ぜひ、参加人数を出すことも大事だけれども、それをどう実行するか、そのための工夫をよく市町と相談して、計画どおり実施できるように、ひとつ特段の努力をお願いしておきたいと思います。

それともう一つ、お見合いシステムの会員は2,100人ちょっとで増えたということで、大変ありがたいなと思います。これが主力になる可能性があるんで、そうすると窓口の設置、これは大変ありがたい話で、これが21市町の中でどういう状況であるのか。先ほど12市町と言われたけれども、12市町が全て窓口を開設するようになるのか、21市町はどういう影響が出てくるのか、その辺を教えてください。

【浦川分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 1時44分 休憩 —

— 午後 1時44分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開します。

【徳永こども未来課長】 窓口の設置につきましては、21市町のうち、先ほど交付金事業のお話をさしあげたのですが、窓口の設置に関しましては、長崎市、長与町、時津町、対馬市を除く17市町で実施をしていただいているところでございます。

【中山委員】 17市町ということだから、かなり進んできていると思うんですけども、あとの長崎市ほか4町については、どのように取り組んでいくのですか。

【徳永こども未来課長】 立地条件として、婚活サポートセンターが長崎市内にございます。そういったことで、長崎市、それから長与町、時津町は、窓口が今のところないところでございます。対馬市に関しては、対馬市で独自にそういったお引き合わせというものを実行しておられることがございまして、窓口の設置には至っていないところでございます。

ただ、今、長崎市とは、例えば先ほどのお見合いシステムの分について、自治会の回覧板に入れて周知をしていただくとか、そういった面でのご協力は多々いただいております、そういったところも含めて、今後も協力関係を築いてやっていきたいと思っているところでございます。

【中山委員】 ぜひ長崎市に働きかけをしていただきたいのは、長崎市は県下の人口の3分の1がいるんです。それと、皆さんご存じないかもしれませんが、野母崎から琴海まで100キロメートルあるんです。長崎市はこの中央部だけではないんです。その辺を含めて、時津町、長与町についても、ぜひ働きかけをして、21全市町に窓口を設置するという形が、より効果を

発揮する可能性があるので、ぜひ取り組むことを、これは要望しておきます。

次に、病院企業団への助成について。

約20億円を超える助成をやっているようでもありますけれども、それはそれなりに理由があると思います。

まず、基本的な問題を一つ教えていただきたいのは、病院企業団の医師、そして看護師の現在の充足度というか、定員に対して充足しているのかどうか、この辺の現状を教えてくださいか。

【浦川分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 1時47分 休憩 —

— 午後 1時48分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開します。

【伊藤医療政策課長】 病院企業団の医師と看護職員の充足の状況でございます。

まず、企業団の医師についてですが、定員が134名に対しまして現員が122名、12名が不足。看護職員ですけれども、定員が287名ですが、現員が255名、32名の不足という状況でございます。

【中山委員】 ありがとうございます。医師が12名、看護師が32名不足の中でも何とかやっていただいているんだと考えておりますが、それぞれの病院で幾らか割合は違うと思いますけれども、負担もかなりしているんだろうと思います。

この医師、看護師の補充計画というか、今後、補充は、もうやる気がないのかどうか、やった方がいいのではないかとと思いますが、この辺の補充計画についてどのように考えているのか教えてくださいか。

【加藤医療人材対策室長】 まず、医師につきましては、昨年度、医師確保計画を策定いたしま

した。その中で、現在、県が修学資金を貸し付けている養成医というのがございます。例えば、長崎大学に15枠の地域枠があり、その方に修学資金を貸し付けまして、その後、6年間借りの場合は9年間、企業団を含めた指定の病院に勤務していただくという仕組みでございます。

第1期の医師確保計画の中で、まずは離島の企業団病院に養成医を派遣していくという形で、今増えてきておりますので、令和5年度まで派遣をすることで、一定充足するだろうという計画を立てているという状況でございます。

【伊藤医療政策課長】先ほどの人数の関係で訂正をさせていただきます。確認する欄がどちらも違っておりました。

医師につきましては、定員が173名で現員が143名、30名の定員割れということでございます。看護職員ですけれども、定員が946名、現員が882名、64名が定員割れでございます。すみません、修正をさせていただきます。

看護職員の人材の確保でございますが、これは病院企業団に修学資金制度を設けております。これは病院と県と市町が、それぞれ負担をいたしまして看護職員の養成を行っておりまして、順次、配置をしているところです。現員が64名足りませんので、この修学資金制度だけでは、なかなか確保できないということで、看護職員の派遣をする民間の会社等がございまして、そちらの方からの派遣等で、あるいは臨時職員等の採用等で対応しているところでございます。

【中山委員】64名というのは、結構大きな数字と考えておりますので、補充に向けて努力する方向性については、課長の答弁を了としますので、ぜひ実効性が上がるようにお取り組みいただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、企業団が企業債をかなりの額、お借りしていると思っておりますので、企業債元利償還金で

すか、これがどの程度入っているのかということと、今後の償還計画はどうなっていますか。

【浦川分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 1時53分 休憩 —

— 午後 1時53分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開します。

【徳永こども未来課長】先ほど、お見合いシステムの窓口を設置している市町の答弁の中で、私、長崎市、長与町、時津町、対馬市と申したんですが長与町が今年度から始まっておりまして、佐々町が入っていないということで、正確に申しますと、今、窓口がないのが、長崎市、時津町、佐々町、対馬市ということになります。

以上、訂正させていただきます。申し訳ございません。

【浦川分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 1時54分 休憩 —

— 午後 1時54分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開します。

【伊藤医療政策課長】病院企業団の企業債の関係でございまして、私の手元にあるのが病院企業団に対する県からの負担金ということで数字がございまして、建設改良の起債の償還に関する県の負担金でございまして、約7億9,000万円の負担をいたしております。

償還計画でございまして、きちんとした償還計画、毎年、実際の高度医療に係る設備の導入等につきましては、長期的なところも一部ございますが、その時々で導入するものもございまして、長期的な計画というところでは策定しておりません。

【中山委員】令和2年度の企業団の経営状況についてお聞きしたいわけでありまして、新型コロナウイルスが経営にどのような影響を及ぼし

ておるのか、お尋ねしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】病院企業団の経営につきましては、なかなか収支が取れずに赤字の状態が続いておりますが、令和元年度から、その収支差については改善傾向でございました。令和2年度につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、医業収益はかなり落ちているところでございますが、今回、県の方で追加補正等もお願いしております空床補てんの補助金等がございます。この新型コロナウイルス関係の補助金を、企業団に対しても交付しているところでございまして、令和2年度につきましては、その補助金も加えますと、経常収支については若干改善するのではないかと考えております。

【中山委員】幾ら支援するの、補助金は。コロナになってから収支が改善したというのは、ちょっと納得いかないよ。

【伊藤医療政策課長】その経常収支の改善でございますが、令和元年度の決算の収支で約3億円の赤字ということでございます。これが令和2年度、医業収益の状況を見ますと、この赤字幅が数億円の赤字幅になっておるところでございますが、今回の新型コロナウイルス関係の補助金の交付によりまして、この赤字幅が解消されて経常収支が黒字になる可能性があると考えております。

【中山委員】黒字になることは、ありがたい話であるけれども、私はコロナの影響を聞いたわけであって。そうすると、前年度は赤字が3億円程度ということであったので、その倍以上ということだから、3億円以上のコロナに対する影響があったと理解しておきます。

次に、ワクチン接種がそろそろ始まるのではないかと考えておりますが、病院企業団の医師、看護師について、接種計画についてどのように

考えているのか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】病院企業団の医療従事者につきましては、今回のワクチン接種の医療従事者の優先接種の中で接種をいたしてまいります。本県におきましては、3月8日から、今週月曜日から接種を開始いたしております。各職員、病院によって異なりますが、2週間から半月程度で1回目の接種を終えまして、その後、3週間置いて、さらに2回目の接種をするということでございます。4月中には全ての病院で接種が完了するのではないかと考えております。

【中山委員】4月中に接種が終わるということでありますので、少しは離島関係、安心して勤務できるのではないかと思いますので、ありがたいなと思います。

そこで、もう一点、病院企業団は離島関係も当然あるわけですが、しまの町民の皆様方に打つに当たって、病院企業団がどのような関わり方をしていくのか、していこうと考えているのか、そこを教えてください。

【伊藤医療政策課長】このワクチンの接種につきましては、一番中核的な役割を果たします基本型の接種施設ということで、今、県内に19施設を県で指定しておりますが、企業団病院につきましては、全てこの基本型接種施設になっていただいております。ここではまずワクチンの管理をしていただく、それから自分の病院の従事者に接種をしていただく、さらに周辺の医療従事者、各地域の医療従事者についてもワクチン接種をしていただくという役割がございます。

住民接種に対する各企業団病院の役割でございますが、これは各市町のほうで個別接種あるいは集団接種ということで、それぞれ今、接種の方法を検討しているところでございます。いずれにいたしましても、企業団病院につきましては、その中心的な役割を果たしていくという

ことで考えております。

【中山委員】ぜひ企業団が中心になって、特に、しまの町民の皆様方に早く接種ができますように期待しておきますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

【浦川分科会長】ほかに質問はございますか。

【宅島委員】お疲れさまです。「令和3年2月定例県議会予算決算委員会 文教厚生分科会 子ども政策局」の縦長資料の6ページ、総合的な児童虐待防止対策の推進についてということで2億49万6,000円計上されております。

私も以前から児童虐待のことに關しては、一般質問を通じてお尋ねをずっとしていたんですけども、「189」という番号を押すと県内の長崎、佐世保、どちらかの児童相談所に直通で電話がかかって通報できるというような「いちはやく」という番号が設置されて、もう数年たちます。

いろんなニュースを見ますと、2019年度、全国の速報値でいいますと、19万3,780件が児童虐待の対応として確認されております。長崎県で最新でわかる件数を、何年度で何件だったかということをお聞きいたします。

【今富こども家庭課長】児童虐待の相談対応件数につきましては、令和元年度で1,053件となっております。

【宅島委員】ありがとうございます。長崎県で1,053件の通報があったということでありま。そこで警察と共同で対応された案件の件数はわかりますか。

【今富こども家庭課長】警察で、そのうち何件逮捕されたとか、そういう情報というのは、申し訳ございません、ございません。

【宅島委員】逮捕された案件がないということで認識していいですか。

【今富こども家庭課長】逮捕された案件がないということはないんですけれども、申し訳ございません、そこが何件、昨年度あったかということは、正確には把握していないという状況でございます。

【宅島委員】今の答弁は、私は非常にショックを受けていまして、毎年毎年こうやってお金を計上して、通報が何件あったということで終わるのではなくて、長崎県としては何件相談を受けて、何件きちっと対応できて取り締まりましたというようなことまできちっと把握してないと、何のためにこの対策を打つか、わからないと思うんですね。

今回の場合も2億円、予算を計上してありますので、やはり子どもたちの生命を守るための制度なので、きちっと行政当局は対応していただかないと子どもを守れませんよ。そんな、わかりませんと言っている間はですね。ぜひお願いをしたいと思います。

それで、児童相談所は長崎と佐世保に2か所あるんですけれども、今現在、何名体制でこの児童虐待に当たられているのか、教えてください。

【中尾福祉保健課長】児童相談所の専門職の配置の状況でございますが、令和2年度は、児童福祉司については、長崎が25名、佐世保が11名、児童心理司については、長崎が7名、佐世保が6名という状況でございます。

【宅島委員】ありがとうございます。それぞれ大変少ない人数で頑張られていると思うので、しっかりこの2億円という中でもできるだけ、働いている方々の重圧にならないようにというか、もう少し柔軟に対応できるような人員の体制も考えていただければと思います。

それと、7ページの婦人保護対策についてと

ということで、DV被害者の相談から自立まで切れ目のない支援を行うということで5,569万5,000円が計上されておりますけれども、2020年4月から11月までの全国の自治体、また、内閣府の配偶者暴力相談支援センター、これを合わせてですが、DV被害者が13万2,355人という数字が発表されております。

そこでお尋ねいたしますが、最新の数字で、長崎県内で配偶者からのDV被害者数がどのくらいあったのか、教えてください。

【今富こども家庭課長】 先ほどの国の、コロナ禍におきますDVの相談件数に対応するものとしましては、本県の令和2年4月から令和3年1月までの件数がございまして、それでいきますと1,512件、昨年度よりも139件増加しているという状況でございます。

【宅島委員】 課長のご説明によりますと、コロナ禍におけると、理由がコロナ禍における事案ですか。

【今富こども家庭課長】 通常ですと、国の公表等は前年度分で公表されるところですが、現状におきまして、コロナ禍ということで何か月に一遍、国の方も今公表しておりまして、そのデータというものが、先ほど申し上げました1,512件という状況です。

ただ、相談件数の中身については、コロナに伴います相談だけではなくて、DV相談全般の件数という状況でございます。

【宅島委員】 わかりました。それでは、この5,569万5,000円の中身についてですが、自立から切れ目のない支援を行うと書いてあるんですけど、おおよそどのくらいの人数を想定されているんですか、支援人数は。

【今富こども家庭課長】 この5,569万5,000円の婦人保護対策費という内容でございますけれ

ども、こちらが幾つかの事業に分かれておりまして、婦人相談員設置費でございますとか、婦人相談所の事業費、また、清和寮の運営費でありますとか、DVの相談対応の支援費でありますとか、そういう様々な事業に分かれておりまして、対象としましては、何人というような形ではなくて、こういうDVの被害を受けた方々全般の対策として、このような事業を考えております。

【宅島委員】 それではお尋ねしますけれども、この事業は去年もあったんですかね。それでは、去年、相談件数は何件ぐらいあったんですか。

【今富こども家庭課長】 この事業で対応しました昨年度の実績としましては、相談対応としまして3,418件、一時保護としまして68名、別に同伴児童としまして77名を一時保護をしております。

【宅島委員】 わかりました。今、大変驚きの数字をお聞きしました。去年、3,418件の相談があったんですね。恐らく今年はコロナ禍でもっとひどい数字が出てくると思うんですけれども、この5,000万円ぐらいで対応できるのか不安ですけれども、ぜひ最大限、漏れのないようにしっかりと、女性が、7割ぐらいの方が配偶者からのDV被害者とお聞きしているんですけれども、男女別の比率はわかりますか、長崎県の。

【浦川分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時13分 休憩 —

— 午後 2時13分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開します。

【今富こども家庭課長】 相談件数につきましては、男女別の資料を手元に持っておりませんが、一時保護につきましては、全員が女性となっております。

【宅島委員】 私は、特に児童虐待、また、配偶者からのDVは、現代における大きい事案だと思いますので、行政が被害者の方たちを守る。そしてまた、できるだけ出さないというような施策の展開を期待して質問を終わります。ありがとうございました。

【浦川分科会長】 ほかに質問はございませんか。

【ごう委員】 私からは一点だけ、医療政策課にお尋ねをさせていただきたいと思います。

説明資料の5ページ、それから、横長資料の45ページになりますが、がんとともに生きる事業費について、いろいろと質問させていただきたいと思います。

今回の予算が6,959万2,000円ということで計上されておりますが、中身につきましては、5ページに書いてありますように、精度管理、受診率向上対策、先進医療、相談支援体制の充実・強化の経費ということですが、大まかな内訳をお聞かせ願えますでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 がん対策の予算につきましては、来年度の予算を大きく組み換えをさせていただいております。最も大きな額になりますのは、がんの医療体制、相談・支援機能の強化ということでございまして、がん診療連携拠点病院等に対する補助金が約4,000万円でございます。それ以外に、がん検診につきまして受診をしていただくための広報経費、あるいはがん検診で再検査が必要という場合の精度管理の部分で約550万円、がん検診の受診率向上の部分で約640万円、新しい医療の推進ということで、がんのゲノム医療に関わる医療従事者の研修でありますとか、ここには妊よう性温存への支援の予算も入りますが、その予算の関係で約450万円。そのほか、がん登録、これは全国的にがん患者のデータの登録制度がございしますが、

この関係で約1,000万円の予算を組んでおります。

【ごう委員】 具体的にご報告、ありがとうございました。

本県のコロナ禍におけるがん検診の受診の状況というのは、かなり下がってきていると思うんですが、現段階で把握できている現状の数値とかがあれば教えていただけますか。

【浦川分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時17分 休憩 —

— 午後 2時17分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開します。

【伊藤医療政策課長】 がんの検診率でございますが、がんの部位別で検診率が出ております。胃がんの場合ですと、本県は10.4%、全国的には16位でございます。それから、肺がんが9.2%、全国順位が18位。大腸がんが7.6%、全国順位は32位でございます。乳がんが15.6%、全国順位が34位。子宮頸がんの受診率が18.4%、全国順位が13位でございます。これは平成30年度のがん検診の受診率でございます。

【ごう委員】 今、部位別のがんの受診率、平成30年度の実績ということでお聞かせいただきました。

私の方で長崎県健康事業団に確認をとらせていただいて、2019年度と2020年度の比較ということで数値を出していただいたものがあります。全体的に2019年度と2020年度を比較すると受診率が半分ぐらいに下がってきているというようなこと。中でも女性特有のがんである乳がんや子宮頸がんの受診率がかなり低いというようなデータが出ておりました。

そこで、女性のがんに特化しますけど、乳がんとか子宮がんの検診受診率というのが、日本

が世界の中でも少し低いような状況があるということで、その原因の一つとしては、企業の一般健診の中に乳がんや子宮頸がんの項目が入っていない。別途料金がかかってしまうというようなことが一つの原因ではないかというような報告もあります。

本県の見解としてはどうですか。女性特有のがんの受診率が低いことに対してどのような見解をお持ちでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 特に、本県の女性特有のがんということだと、乳がんの受診率が全国的にも低いということでございます。受診率向上のための予算的なところはこれまでございませんでしたので、今回の予算では、動画配信、若い方にも見ていただけるような動画配信等も含めて、当然、紙媒体での広報も行っていますが、いろんな媒体を使って受診率向上を図るとともに、市町の役割が非常に大事になってまいりますので、市町のがん検診の担当職員を集めた研修会、講習会をさらに充実して開催してまいりたいと思っております。

【ごう委員】 今おっしゃったように、市町の役割は非常に大きいかなと思っております。例えば、長崎市のがん検診を見ましても、自己負担が必要なものの中に乳がんの超音波検診で自己負担が1,400円かかります。それからマンモグラフィーでは2,000円の自己負担がかかります。こういったところもコロナ禍、2019年、2020年の受診率がかなり下がっていたということは、生活の困窮ということも一つ理由の中にあるのではないかということを危惧しております。

特に若い女性、例えば子宮頸がんであれば長崎市からクーポンが20歳の時にきます。それから、乳がんであれば40歳の時にクーポンがきます。でも、その2回しかこないんですね。例え

ば、30代、子育ての真ただ中の女性の方々には、市からのお知らせが届きにくかったり、例えば、シングルで、非正規で働いているような方であれば、なかなか受診の機会が得られないのではないかということが少し問題かなと私は思っております。

今回、予算をつけていただいて、広報に640万円という経費をかけてお知らせをしていただくようでございますが、広報の、例えば動画の配信は一定若い方に見てもらおうということでありましたけれども、もう少し踏み込んだ広報の仕方というのを考える必要があるのではないかと。例えば、独り親の方が児童手当の現況届けをするのが年に1回やってまいります。その時に検診を受けたかどうかの確認をするとか。そういうことを少し知らせてあげるということが必要なのではないかと。それから、これは市町のことですけれども、クーポンが20歳と40歳の時にくるのを、もっと回数を増やすとか、若い方に乳がん、子宮がんが増えてますので、そのあたりの対策が必要ではないかと思っておりますが、生活困窮によって検診を受けてない方も多いと思うんですけど、そのあたりは県としては実感はありますか。

【伊藤医療政策課長】 確かに、そういう様々な機会を捉えて、そういう周知をしていくというのも非常に大事なことで思っております。

今回の市町のがん検診担当者を集めた研修の中では、市町が受診率向上のためにどうしたらいいかというような、実際、現場で抱えていらっしゃる意見も聞いていこうと思っております。その意見も含めて、その改善策を検討してまいりたいと思います。

【ごう委員】 ただでさえ、女性特有のがんの受診率が低い。それがコロナ禍においてまた低く

なっている。受診控えと併せて、そういった生活の困窮も原因の一つではないかと思っておりますので、何らかの研修等で一人でも多くの、女性の皆様方も含めて県民の皆様方の命を、実態をしっかりと調査していただければと思っています。どういう理由で検診を受けないのかという実態を調査していただいて受診率の向上に努めていただければと思いますので、要望したいと思います。

【浦川分科会長】 2時35分まで休憩したいと思います。

— 午後 2時24分 休憩 —

— 午後 2時34分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開します。
質疑はございませんか。

【徳永委員】 福祉保健部の3ページの介護分野についてですが、今、非常に人材不足ということで事業者の方も大変であります。そういう中で、高校生、介護福祉士を目指す学生等と書いて人材確保の取組に要する経費として7,476万3,000円とありますが、こういった取組をされているのか、お尋ねいたします。

【尾崎長寿社会課長】 介護人材の確保についてのお尋ねでございます。

県といたしましては、介護人材の確保は喫緊の課題と考えておりまして、基本的には参入の促進、それから環境の改善を大きな柱に取組を進めているところでございます。

参入の促進につきましては、介護分野以外の一般の方々からの参入を促進するほか、介護分野について学んでおられる養成施設、あるいは福祉系高校から県内の事業所に就職することの促進等の支援をしているところでございます。

環境の改善につきましては、離職者をできる

だけ出さないというところでございまして、実際に賃金の向上に資するような加算の取得の支援とか、介護分野における資質の向上ということで職員の研修を行って長く人材を定着させるような取組を実施しているところでございます。

【徳永委員】 そういう中で、今、どれぐらいの方が不足しているのか。そして、例えば、高校生、介護福祉士を目指す学生が、今どれぐらいの方が学んでおられるのか、その辺はデータがありますか。

【尾崎長寿社会課長】 介護人材の不足の状況でございますけれども、有効求人倍率におきまして、令和2年12月の状況で、全産業におきましては0.95という数字でございますけれども、介護サービスの職業については2.35ということで、求人しても求職者がなかなか集まらないという状況で人材の不足感は強いのかなと思っていますところでございます。

それから、介護福祉士の養成施設で勉強されている方のお尋ねでございますけれども、6施設、養成施設がございまして、令和2年度の定員は176名に対して130名の入学者ということですので、なかなか定員を満たす状況になっていないところでございます。

【徳永委員】 県立高校、私立高校を含めてどれぐらいの学科があって、どれぐらいの生徒さんがそこにおられるのかわかりますか。それと、専門学校、大学。

【尾崎長寿社会課長】 先ほど言いましたように、介護福祉士養成施設として、専門学校、それから大学等の定員が176名に対して令和2年度の入学者が130名という状況でございます。それから、福祉系の高校の入学者につきましては、県内に福祉系高校として4校、介護の初任者研修を実施する高校といたしまして11校ござい

ます。これは令和元年度の入学者ですけれども、全体で254名、入学者がいるという状況でございます。

【徳永委員】 あんまり多くないんですね。数字としては。私の地元でも、こういった事業所の方から、地元の高校にも、そういった学科、コースをつくっていただきたいと言われています。今後は、若い介護福祉士が必要とされますので、そういう意味ではなかなか厳しい。さっき言われたように2.35、これはよそからというのは大変厳しいものがある。そうなれば地元、ましてや、若者の県外流出も防げますし、こういったニーズ、これだけの求人があるということです。県の教育委員会ともしっかり連携を取らなければなりませんけれども、その辺は今後どう考えられているのか。

【尾崎長寿社会課長】 委員ご指摘のとおり、若い人材の確保というのは大変重要でございます。こういった養成施設、あるいは高校の福祉系の部門にまず進学をしていただくというところが非常に重要ではないかと思っておりますので、教育委員会とも連携して、中学生の段階から、こういったところへの進路というものをぜひ考えていただくような形の働きかけを進めてまいりたいと考えているところでございます。

基本的に介護の仕事の理解の促進ということで、県におきましては、介護施設の方の講話を県内の小学校から高校で実施しているところでございまして、介護の仕事を理解し、福祉系の高校なり養成施設に進学していただくような取組を進めているところでございます。この事業につきましても、教育委員会とも連携して取組を進めていきたいと考えております。

【徳永委員】 それと、先ほどの高校生の254人の方の卒業後の進路というのは、わかりますか。

【尾崎長寿社会課長】 福祉系高校の生徒の進路の状況ということでございます。

令和元年度の卒業生につきまして、介護福祉士養成施設に進学した生徒数は、全体の6.4%でございます。それから、医療系の大学等に進学した生徒数につきましては、全体の24.4%。介護職員として就職した生徒数が24.8%ということでございまして、介護以外のところに進学している事例なども実態としてあると認識しているところでございます。こういったところへ事業所への就職、あるいは介護の養成施設に進学をしていただくというところの働きかけを今後強力に進めていく必要があると考えているところでございます。

【徳永委員】 そうなれば、約半分ぐらいがそういう関係への就業で、あとは進学、就業と、あと半分は一般的なその他の仕事ということですね。

今後、介護分野の人材不足ということで、県もその辺を大変な問題ということで取り組んでおられますので、今後、各機関と連携を取りながらやっていただきたいと思っております。

次に、3番目の介護ロボットの普及、1,818万9,000円ですが、この支援経費としてどういうものに充てているのか、お尋ねいたします。

【尾崎長寿社会課長】 介護ロボットの導入の支援でございますけれども、基本的に事業所の皆様が介護ロボットを導入することについて支援をしているところでございます。

介護ロボット、そういう機器を導入するに当たって、その購入経費の一部について支援をしているという状況でございます。

【徳永委員】 これはリースとか購入ということでいいんですか。

【尾崎長寿社会課長】 購入またはリースといっ

たようなことについて助成をしている状況でございます。

【浦川分科会長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時45分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

【浦川分科会長】 分科会を再開いたします。

質疑の途中であります、本日、3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年目に当たるということで、ここで震災により犠牲となられました全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく黙祷を捧げたいと思います。

皆様、ご起立をお願いします。

黙祷。

〔黙 祷〕

黙祷を終わります。ありがとうございました。

【徳永委員】 リース代、購入代ということですが、この予算は1,800万円ということですが、これぐらいということではないんですけれども、現場はなかなか大変なんですね。介護ロボット、例えば腰の負担を和らげるとか、今、いろんな機械が出ております。これは今後取り入れたいという事業所等が多いと聞いておりますけれども、その辺どうなんですか。

【尾崎長寿社会課長】 介護ロボットの導入ニーズが非常に高いということについては、私も理解しているところでございます。今年度、新型コロナウイルス感染症にも介護ロボットが資するということで、9月定例会、それから先日、議決をいただきましたけれども、今議会においても補正予算を上げまして約5億円ほどの事業所に対する支援を実施しているところでございます。

来年度に向けまして、この介護ロボットにつ

きまして、有効なロボット、有効な機器等について、こういったものが事業所に対してより有効なのかということの実態を調査いたしまして、新たな支援について、今後、考えていきたいと考えております。

【徳永委員】 先ほど質問いたしました人材不足。こういったことは介護の重労働の要因となっておりますので、こういったロボット等の普及は、そういったことの解消にもつながると思いますので、しっかりとした予算を確保していただきたいと思っております。

もう一つ、こども政策局ですが、3ページの新型コロナウイルス感染症の対応について、2番に、強い不安を抱える妊産婦への支援に要する経費として5,484万8,000円とあります。

そういう中で、これは妊婦さんだけではなく、いわゆる家庭内感染の中で若い家族、例えば、若い両親と幼児ですね。この場合に夫婦が感染した場合に、お子さんが濃厚接触者として、そういう実例があるんですね。そうした場合に、たとえ近くにおじいちゃん、おばあちゃんがおられても、子どもを引き取って面倒を見るということは、なかなか厳しいということを保健所からも言われるというような実例もあります。

このようなことの実例と、そしてまた、対策を県でも行って、この予算の中にそういうことの対策費も組み込まれているのか、お聞きしたいと思います。

【今富こども家庭課長】 両親や独り親世帯の親御さんが新型コロナウイルスに感染した場合の濃厚接触者に当たります子どもへの対応についてのご質問だと思います。

子どもの保護でありますとか移送方法につきまして、市内の関係課、各保健所、児童相談所、あと関係市町と協議をいたしまして対応マニユ

アルを作成しております、それに沿って対応することになります。具体的には、まずは濃厚接触者である子どもの検査を実施いたします。その上で陽性の場合には、もしくは軽症または無症状の場合には、まずは保護者と一緒に自宅療養を検討いたしまして、それが困難な場合には宿泊療養施設を検討することになっております。療養施設については、保健所が決定することといたしております。

また、陰性の場合で親族による養育が困難な場合につきましては、まずは保護者と一緒に自宅療養や宿泊施設での療養を検討し、自宅療養も宿泊施設での療養も困難な場合には、最終的に児童相談所が個室対応が可能な児童養護施設とか乳児院、または里親へ一時保護委託を行う体制を確保いたしております。これは離島等を含めて全ての地域において、それができるようにいたしております。

子どもの移送方法につきましては、離島からの移送等もございますので、各保健所、児童相談所、関係市町等で役割分担を行って移送もするようにマニュアルを作成しております。

その上で、今年度の予算につきましては、児童養護施設等コロナ対策事業費の中で一時保護所の職員の宿泊費等を、今のところ、14名分を予定しております、その分の予算を確保いたしております。

【徳永委員】若いご夫婦、そして独り親の家庭は、そういう不安があるものですから、県もそういった対応をこの予算の中でやっていくということでもありますから安心しました。

ただ、保健所とか市町と連携を取るといった時に、ご家庭に対してしっかりとそういった指導ができる体制は、先ほど言われたとおりできているということですのでよろしいわけですね。

14名ということですので、今後、増えればまた予算も追加してやるということの理解でよろしいわけですね。その辺、どうですか。

【今富こども家庭課長】当初予算は、今、推定しての予算計上でございますので、状況に応じて補正予算等もしっかり対応してまいりたいと考えております。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第14号議案「令和3年度長崎県国民健康保険特別会計予算」につきましては、令和2年度に創設された傷病手当金が、令和3年度も、今のところ、7月までですが、継続されることは評価をいたしますが、以下の理由で反対いたします。

県民から寄せられる声は、高過ぎる国保税を払える国保税にしてほしいという声です。長崎県内で国保税が払えず滞納している世帯は、午前中、答弁にありましたように、令和2年6月1日現在、1万9,235世帯、国保加入世帯の9%になります。

これまで県内自治体は、法定外の一般会計繰入れなどを行い、高過ぎる国保税を引き下げる取組をしてまいりました。国保都道府県化が県内保険料の統一、各自治体の一般会計等繰入れをなくすことを導入の目的にしていることは、過去の委員会審議で明らかにされています。

それぞれの自治体は、納付金100%を県に納めなければならない、結局は県民への徴収強化、さらには医療費抑制等へ向かわざるを得ない仕組みとなり、県民にとっては、必要な医療を受

けられないことにつながると認識をいたしております。

以上の理由から反対をいたします。

【浦川分科会長】ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第14号議案について、採決いたします。

第14号議案については、原案のとおり、可決することに賛成の委員の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

【浦川分科会長】起立多数。

よって、第14号議案については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、第2号議案のうち関係部分、第3号議案、第78号議案のうち関係部分、第88号議案及び第94号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。

— 午後 2時57分 休憩 —

— 午後 2時59分 再開 —

【浦川委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より、総括説明をお願いします。

【中田福祉保健部長】予算決算分科会でご説明いたしました予算議案の分を除く福祉保健部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

福祉保健部の「文教厚生委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、1ページに記載の第20号議案「長崎県薬事審査会条例の一部を改正する条例」、第21号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」、第22号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第23号議案「長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」、第24号議案「長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第66号議案「長崎県福祉保健総合計画について」の6件であります。

議案の内容につきまして、ご説明いたします。

第20号議案「長崎県薬事審査会条例の一部を改正する条例」及び第21号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」等の交付に伴い、地域連携薬局、専門医療機関関連薬局の認定制度が創設されるため、所要の改正をしようとするものであります。

第22号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、知事の権限に属する事務の一部を市町において処理することに関して、移譲事務である有料老人ホームの運営状況等の報告の徴収等について、根拠法令である「老人福祉法」が改正されたため、所要の改正をしようとするものであります。

第23号議案「長崎県指定居宅サービス等の事

業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の交付に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第24号議案「長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第66号議案「長崎県福祉保健総合計画について」につきましては、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」における保健・医療・介護・福祉分野の施策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、具体的な施策を体系的に進めるための指針を定める本計画について、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの検査体制の拡充を図り、医療提供体制の強化や軽症者等向け宿泊療養施設の整備を推進するなど、積極的にその対策を講じてきたほか、「受診・相談センター」を設置し、「診療・検査医療機関」を指定するなど、季節性インフルエンザの流行期を見据えた発熱患者等への対策に注力してきたところであります。

そのような中、国は、全ての国民に提供できる新型コロナウイルスワクチンの確保を図るべく、各企業との交渉や研究開発の支援を実施しているところであり、確保されたワクチンは、国の指示の下、都道府県の協力により、順次、市町村において接種を開始することとなっております。

ワクチンの大まかな接種順位につきましては、医療提供体制に及ぼす影響や、感染・重症化のリスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者や感染患者に直接接する業務を担う保健所職員、救急隊員などへの優先接種が行われ、続いて高齢者や高齢者以外で基礎疾患を有する者への接種、最終的には全ての国民に対し接種することとされており、このうち医療従事者等への優先接種については、県が主体的に関係機関との調整を図り、ワクチン接種に係る体制構築に取り組んでいるところであります。

具体的には、医療従事者等への優先接種の接種場所として、ワクチンを超低温保管するディープフリーザーを配置した「基本型接種施設」を19施設、この「基本型接種施設」と連携する近隣の「連携型接種施設」を122施設設置しており、約6万2,000人となる優先接種の対象者に対し、両施設において円滑に接種を実施してまいりたいと考えております。

また、その後のワクチン接種については、市町が主体となって実施することから、医療機関との委託契約や接種費用の支払い、住民への接種勧奨や個別通知など、各市町事務が滞りなく進捗できるよう、広域的な視野を持って必要な調査を行うとともに、市町では対応できない専門的な相談に応じることができる体制を整備してまいりたいと考えております。

今後とも、県医師会や長崎大学等の関係機関

と連携を図りながら、引き続き検査体制や医療提供体制の拡充・強化に努めるとともに、各市町との情報共有や調整を進め、新型コロナウイルスワクチンが円滑に接種できる体制を構築してまいります。

その他の所管事項につきましては、外国人介護人材の受入れについて、長崎県再犯防止推進計画の策定について、長崎県国民健康保険運営方針の策定について、長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画の策定について、第6期長崎県障害福祉計画・第2期長崎県障害児福祉計画の策定について、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定についてで、記載内容のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】次に、こども政策局長より、総括説明をお願いします。

【園田こども政策局長】予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案を除くこども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局」の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第24号議案「長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第67号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」の2件であります。

議案の内容について、ご説明いたします。

第24号議案「長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第67号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」につきましては、長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、令和2年3月に策定した「長崎県子育て条例行動計画（令和2年度～6年度）」について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」との整合を図るなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

損害賠償の額の決定について。

これは、小児慢性特定疾病医療費助成制度において、県が行う認定事務の誤りにより、平成27年4月から令和2年11月にかけて、本来、相手方が負担する必要のなかった医療費を負担させ、損害を与えた事案3件について、損害賠償金17万4,238円を支払うため、去る2月16日付で専決処分をさせていただいたものであります。

権利の放棄について。

これは、長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の債権1件7万6,155円について、債務者の破産免責及び連帯保証人もいないことにより債権の回収が不能であることから、当該権利の放棄を行うため、去る2月16日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

長崎県DV対策基本計画の策定について。

長崎県DV対策基本計画については、昨年11

月に定例県議会文教厚生委員会において、素案をお示しし、令和2年12月28日から令和3年1月18日までパブリックコメントを実施するとともに、長崎県DV対策等推進会議からご意見をいただき、最終案を取りまとめたところです。

今後、県議会のご意見を踏まえ、3月までに計画を策定し、公表するとともに、その実現に向け、各種施策に確実に取り組んでまいります。

その他の所管事項につきましては、結婚支援事業の推進について、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定についてで、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】次に、福祉保健課長より、補足説明をお願いします。

【中尾福祉保健課長】第66号議案「長崎県福祉保健総合計画について」、補足してご説明をいたします。

お手元の補足説明資料「長崎県福祉保健総合計画について」をご覧ください。

まず、計画案の概要でございます。

1、計画の策定趣旨につきましては、県総合計画の個別計画として、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」との整合性を図りながら、保健・医療・介護・福祉分野の基本的な考え方、方向性を示すとともに、各施策を総合的及び体系的に進めるための指針として作成するものでございます。また、社会福祉法に基づく地域福祉支援計画も兼ねて策定をするものです。

2、計画の期間については、令和3年度から令和7年度の5か年計画としております。

3、計画の策定体制としまして、本計画につきましては、福祉保健審議会、福祉保健総合計

画専門分科会で審議し、決議をいただいたものでございます。

4、計画の体系としまして、本計画は、保健・医療・介護・福祉施策の方向性を明らかにする基本理念を実現するための3つの基本目標を定め、取組を進めることとしております。

また、平成30年の社会福祉法の改正によりまして、地域福祉支援計画の策定が努力義務となり、計画に盛り込むべき事項が追加されたことを踏まえまして、基本目標の3を中心に、地域福祉支援計画としての位置づけを明確にいたしました。

5、理念・目標等でございます。基本理念につきましては、長崎県総合計画の基本理念に基づき、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現を目指す」としております。

この基本理念に掲げる地域のあるべき姿を実現するために、基本目標の1では、「安心して子どもを産み育てることができる地域を目指す」こととしております。この目標を実現するための施策の展開方向として、「子どもの伸びやかな育ちへの支援」、「きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援」に取り組んでまいります。

2ページをご覧ください。

基本目標2では、「一人ひとりが安全で安心して暮らし続けることができる地域を目指す」こととしており、この目標を実現するための施策の展開方向としまして、医療提供体制の整備・充実、医療・介護・福祉人材の育成・確保、地域包括ケアシステムの構築・充実、認知症施策の推進、介護・福祉サービス基盤整備等の推進、健康の保持増進と生活習慣病の予防、原爆

被爆者等の援護に取り組んでまいります。

基本目標3では、「人と人とのつながりを大切にして誰もが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指す」こととしており、この目標を実現するための施策の展開方向としまして、共に支え合う地域社会づくり、地域で安心して暮らすための支援体制づくり、誰もが生きがいや役割を持って活躍できる地域づくりに取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。

計画の構成は、6 計画の構成図でお示ししているとおりでありまして、全体で68の施策を掲げ、このうち53項目について数値目標を設定しております。

なお、資料には記載しておりませんが、数値目標の数としては63ということになります。

4ページをお開きください。

計画策定の経過でございますが、昨年7月に長崎県福祉保健審議会の全体会を、その後、福祉保健総合計画専門分科会を4回、開催をし、審議をしてまいりました。11月定例県議会文教厚生委員会におきまして、計画素案をご説明し、本議会において計画案を上程させていただいております。

5ページをご覧ください。

本計画については、関係団体等への意見照会及びパブリックコメントを実施しております。

まず、1 関係団体等への意見照会ですが、令和2年10月28日から11月9日の期間で68の関係団体及び21市町への意見照会を行い、34件のご意見をいただきました。

なお、意見照会を行った関係団体の一覧を参考までに6ページに添付しております。

意見に対する対応区分は、素案に修正を加え

反映させたものが21件など、記載のとおりでございます。

ご意見及び対応の具体例としまして、「依存症対策の推進の施策に関して、薬物依存のみの取組と捉えられる文章となっている」というご意見を踏まえまして、その他の依存症についても説明を追加して修正をいたしました。

また、「医療提供体制の整備・充実の施策に関して、オンライン診療等は盛り込まないのか」というご意見をいただきました。このご意見につきましては、現在、国において適切な実施に向けた検討が進められているところであり、これらの状況を踏まえ、今後、検討していくこととしております。

次に、2のパブリックコメントですが、令和2年12月4日から12月24日の3週間で3件のご意見をいただきました。意見に対する対応区分は、素案に修正を加え反映させたもの1件など、記載のとおりでございます。具体的には、「在宅医療・介護連携の推進の施策に係る地域連携薬局に関する数値目標について、生活圏域に1件程度として地域包括ケアシステム、日常生活圏域の124圏域に合わせた数値目標を設定してはどうか」というご意見をいただきました。ご意見のとおり、124薬局とする目標を設定したところでございます。

その他、離島の障害者や事業所の抱える困難性に対するご意見もいただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】 次に、長寿社会課長より補足説明をお願いします。

【尾崎長寿社会課長】 私から第23号議案「長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及

び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」について、補足して説明をいたします。

「令和3年2月定例会県議会議長寿社会課補足説明資料」をご覧ください。

まず、概要でございますが、本条例は、国の介護保険サービスや高齢者施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正省令が令和3年4月1日から施行されることに伴い、長崎県の基準を定めた条例について、改正省令で定める内容に基づき改正するものとなります。

なお、この基準は、従来は厚生労働省令で全国一律に定められていたものですが、平成23年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、一部を県条例で規定することとなっております。

改正する条例は、介護保険法関係といたしまして、訪問介護サービスなどに代表される居宅サービス、介護予防関係のサービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院それぞれの基準に関する条例を、老人福祉法関係といたしまして、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの基準に関する条例を、社会福祉法関係といたしまして、軽費老人ホームの基準に関する条例となっており、各条例の改正内容をまとめたものを第23号議案としております。

改正内容の主なものにつきましてでございますが、まず一点目は、利用者の人権擁護や虐待防止の強化のため、事業者における体制整備や従業者に対する研修の実施を図ることを新たに規定しております。

2ページ目をご覧ください。

二つ目といたしまして、感染症や非常災害の発生時に備えた体制整備のため、事業者がサー

ビス提供を継続するため、及び早期の業務再開を図るための計画として、業務継続計画、いわゆるBCPを策定し、発生時に計画に基づき必要な措置を講じることを新たに規定しております。

三つ目といたしまして、認知症介護の充実のため、事業者に対し、全ての従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させることを新たに規定しております。

四つ目として、職場におけるハラスメント防止の強化のため、事業者が職場において行われるハラスメントの言動で就業環境が害されることを防止するための方針を明確化することを新たに規定しております。

五つ目といたしまして、テレビ電話装置や電磁的記録の活用を図るため、事業者によって実施するサービス担当者会議について、テレビ電話装置等のオンラインの対応でも可能とすることや、事業者が作成する書類について書面に書いて電磁的記録である電子ファイル等により作成・保存ができることを規定しております。

最後に、本条例の施行日は、令和3年4月1日となっておりますが、虐待の防止、業務継続計画の策定、認知症に係る基礎的な研修の条文は、令和6年3月31日までの間は経過措置として事業者の努力義務となっております。

3ページ及び4ページ目につきましては、先ほど述べた9つの条例の根拠法や定義について概略をお示ししているものでございます。

説明は以上でございます。

【浦川委員長】次に、障害福祉課長より補足説明をお願いします。

【中村障害福祉課長】第24号議案「長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条

例」について、お配りしております補足説明資料に基づいて、ご説明いたします。

まず、1の概要でございますが、この改正条例は、障害福祉サービスや障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を改正する省令が令和3年4月1日から施行されることに伴い、2に記載しております改正する条例の各条例につきまして、改正省令で定める内容に基づき、改正しようとするものであります。

改正する条例は、2に記載のとおり、障害者総合支援法関係で6本、児童福祉法関係で3本、合計9本であります。

3の改正内容の主なものとして8項目、記載しております。

まず、（1）利用者の虐待防止等のための担当者の設置及び委員会の開催並びに従業者に対する研修の実施義務の追加、次のページでございますが、（2）感染症の発生蔓延防止のための委員会開催、指針整備、研修及び訓練の実施義務の追加。

（3）感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画の策定義務の追加。

（4）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会開催や、指針整備、研修の実施義務の追加。

（5）と（6）は、⑦の条例の指定通所支援事業所に置くべき従業者の見直しと医療的ケアを行う場合の看護職員配置義務の追加。

（7）は、⑧の条例の福祉型障害児入所施設における従業員の数の見直し。

（8）は、⑧の条例の福祉型児童発達支援センターにおいて、医療的ケアを行う場合の看護師の配置義務の追加であります。

施行日は、令和3年4月1日でございますが、改正内容によって、資料記載のとおり、経過措置

を設けており、経過措置期間中は（1）から（4）の項目については努力義務に、（5）と（7）の項目については、従前の例によるものとしております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】次に、こども未来課長より補足説明をお願いいたします。

【徳永こども未来課長】私からは、第67号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」、補足して説明を申し上げます。

お手元に「令和3年2月定例会こども未来課補足説明資料」という2枚ものの資料をお配りしておりますので、それに沿ってご説明をいたします。

まず、1として計画変更の概要でございます。

「長崎県子育て条例行動計画（令和2年度～6年度）」は、長崎県子育て条例が目指す県民総ぐるみで長崎県の次代を担う子どもが夢と希望をもって成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現のために、ちょうど1年前の令和2年3月に策定をいたしましたところでございます。

しかしながら、今年度策定いたしました「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」と数値目標の項目の整合を図る必要があるため、所要の変更を行うものでございます。

2番目の変更の理由の欄に変更の内容をまとめております。

記載のとおり、数値目標項目の一部記載の変更が3項目、総合計画の策定まで保留していた目標値の設定等が7項目、項目名の表現の変更が3項目でございます。数値目標項目以外の変更につきましては、SDGsの説明の記載など

を追加するものでございます。

具体的な内容につきましては、2枚目に一覧表としてお示しをさせていただいております。向かって左側が変更後、右側が変更前の内容となっており、いずれも総合計画と内容を整合させたものとなっております。

数値目標以外の項目の変更につきましては、お配りしております新旧対照表、変更後の計画本文に記載のとおりでございます。

参考までに、これまでの経緯と予定を1枚目の3、計画変更のこれまでの経過及び予定のところに記載しております。

令和2年3月の策定後、12月に「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」が策定されましたので、それに伴いまして、その後、庁内の関係部局や関係機関と協議の上、変更案の作成を行いました。令和3年1月に今年度2度目となる長崎県子育て条例推進協議会を書面に開催し、今回の案についてご了解をいただいたところでございます。

今後、県議会のご了解をいただきました後に計画の変更、公表をする予定としております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】 ありがとうございます。

換気のため、3時35分まで休憩したいと思います。

— 午後 3時26分 休憩 —

— 午後 3時39分 再開 —

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

【今富こども家庭課長】 先ほど、児童虐待の相談対応事案につきまして、そのうち警察の方で摘発されている事案が何件あるかという質問に対しての答えでございます。

令和元年度で長崎県内で8件ございました。

【浦川委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【山田(朋)委員】 第23号議案について伺いたいと思います。

今回の主な改正のところで、虐待防止のための体制整備や従業者に対する研修の実施を義務化されたことを高く評価したいと思っております。

それで、高齢者に対する虐待事案というのは社会的な問題になっているので、既に義務化されているものと私は思っていたんですが、任意的には多く研修が行われているのか、今の状況について教えてください。

【尾崎長寿社会課長】 第23号議案についてのご質問でございます。

高齢者の虐待防止法が平成27年に制定されて、その中で介護施設等につきましては、研修の実施、あるいは苦情処理体制の整備というのが法律で求められているところでございます。

今回の省令改正につきましては、さらに虐待防止について施設の基準として明確化することと、その施設における虐待防止の取組について具体的に求めるということで、具体的には虐待防止のための委員会を事業所内に設置し、定期的を開催すること、事業所の指針を整備すること、研修を実施すること、そして、事業所内で担当者を定めること、そういったことを今回条例の中に定めまして、事業所の虐待防止の取組を推進していくことにしているところでございます。

【山田(朋)委員】 今までも様々取り組んでいただいた中、もっと強化をいただくということで

ありますので、高く評価をさせていただきたいと思っております。

高齢者の虐待の現状ですけれども、平成30年度に長崎県で通報とか相談があった件数が29件、実際に虐待と判断されたのが15件、令和元年度が通報・相談があったのが17件で、虐待判断件数は6件ということであります。

この虐待の内訳を見ると、女性が7割ぐらい、被害を受けていると思いますが、こういったことに対してどのような対策が必要だと認識されていますか。

【山口長寿社会課企画監】ただいまご紹介いただきましたように、施設での被虐待者は女性が多いという現状がございました。家庭等における虐待の被虐待者につきましても、やはり女性が多くなっている現状がございます。

県といたしましては、県や各市町、地域包括支援センターにおいて、県民の方々や介護施設等からの虐待通報や相談に対する窓口を設置しております。そこで相談者への助言や実態把握などの対応を実施しておりますけれども、県では、そういった窓口の職員を対象としまして、虐待に対応する上での必要な知識や対応手順などの研修を実施しております。

また、県民の方々に対しましては、自宅で介護を行う上で知っておいていただきたい知識の普及啓発や窓口の周知を行うためのセミナーを開催しております。そのようなことで、介護を一人で抱え込まないで必要なサービスを利用することが非常に大事だと考えております。

また、施設職員に対しましては、先ほど課長の答弁にもありましたが、管理者や職員などを対象に実務の経験に応じたきめ細やかな虐待防止に向けた研修を実施することで、その方々が施設内における虐待防止に向けた推進を行う役

割を果たしていただきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 介護に従事される方、また、ご家族に対しての様々な研修、その支援、あとは県民に広く、こういった状況を理解していただきたいと思っております。

今回、もう一点非常に評価をさせていただきたいのが、業務継続計画の策定を義務づけとあります。通常、施設ではある程度のものはつくられていると思っておりますが、これをいつまでに策定を義務づけていくのか、そのあたりと、今、県内でどういう状況にあるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

【尾崎長寿社会課長】業務継続計画についてのお尋ねでございます。

業務継続計画の策定状況ということについては、調査したものがないので手元に資料はないんですけれども、平成29年度に災害に対する対応ということで、高齢者施設等の要配慮者利用施設については、非常災害の対策計画を策定することが求められております。

県内の通所、それから入所の高齢者施設、約2,000事業所のうち、約6割の1,226事業所から回答をいただき、その中で「計画を策定している」と答えられた事業所が993事業所でした。

ただ、災害対策計画というのは、基本的には利用者の身体とか生命の安全確保というところにとどまりますので、今回、国が求めているところの業務継続計画というのは、身体・生命の安全確保を図った上で、さらに優先的に継続・復旧すべき事業、業務の継続といったところについても計画を立て、速やかに介護サービスを継続していくことを求めているところでございまして、こういったことにつきましては、新たにそういった要素を盛り込んだ計画とするよう

に県としても指導していく必要があろうかと考えているところでございます。

【山田(朋)委員】 今回求められるレベルは、生命・財産に関するすごくレベルの高いものになると思います。産業労働部では、ちょっと違う事業ではありますが、事業者向けに相談員を派遣したりとか研修を開いたりする制度があるようであります。

県は事業者に求めていくということでありましたが、具体的に業務継続計画をつくるマニュアル策定の研修会ではないですけど、そういったものを予定しているのか。その辺を教えてください。

【尾崎長寿社会課長】 業務継続計画につきましては、国の方で既に業務継続のガイドラインというものを作成しております、各事業所において学べる研修の動画というものも既に作成していただいているところでございます。

県におきましては、まずは事業所の皆様に、こういった国が出している業務継続計画の策定に当たるポイントなどが示されたガイドライン等を学んでもらうように、こういった動画の視聴等を周知してまいりたいと思っております。

また、利用者様の安全に関わる大事なお話だと思いますので、研修等の計画も検討してまいりたいと思います。

【山田(朋)委員】 いつまで、来年度中に策定とか、そういうタイムスケジュールがありますか。その辺、簡単に教えてください。

【尾崎長寿社会課長】 この業務継続計画の規定につきましては、令和6年3月31日までの間は経過措置として事業者の努力義務ということになっておりますので、基本的には3年間の間に計画策定をしていただく必要があると考えておりますが、先ほど言いましたように、災害という

のはいつ発生するかわかりませんので、できるだけ早期に計画を策定するように努めてまいりたいと思います。

【山田(朋)委員】 わかりました。策定するための様々な支援をお願いしたいと思っております。

引き続き、第24号議案について伺いたいと思います。

第24号議案も改正のポイントは一緒なので、業務継続計画のこととか、障害福祉の施設に対しても、障害福祉になると、さらに事業所種別が増えてくると思いますので、それぞれに策定をいただくための、先ほどと同じような形だとは思いますが、国がビデオをつくられたり、策定のためにこういった支援をしていくのかを伺いたいと思います。

【中村障害福祉課長】 障害福祉施設におきましても、先ほどの高齢者の施設とほぼ同じような内容でございます。

まず、期限でございますが、虐待防止と身体拘束につきましては令和4年3月31日まで、業務継続計画につきましては令和6年3月31日までの経過措置期間、その間は努力義務となっております。虐待防止と身体拘束につきましては、平成24年に虐待防止法が施行されておりました、国からも手引と通知が発出されて、各施設は従来から取り組まれてきたところでございます。今回、改めて省令に義務として追加規定がされたと理解しております。

業務継続計画につきましては、ガイドラインが国から出されておりますが、これは昨年12月に新型コロナウイルス感染症への対応を含めたマニュアルということで、改めてホームページに掲載されております。

今回の改正につきましても、災害だけでなく、感染症のことも併せて書かれておりますので、

こちらは各事業者にマニュアルの周知を図りながら、3年間の間に策定していただくように障害福祉課としても努めていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 事業者の方が策定しやすいように、しっかり支援をいただきたいと思います。

障害者の虐待の関係をホームページで見ると、平成30年、通報が35件、件数が10件、これは養護者による虐待、施設従事者による虐待が、通報が48件、件数として16件、上がってきています。

先ほどの高齢者と同じで、被害の内訳、被虐待者の状況を見てみますと、女性が64.8%という状況にあります。その中で養護者により虐待された方は、どういった理由でそのようになったかということを見ると、「それが虐待に値するというように理解をしていなかった」という方がかなり多くを占めていました。女性の虐待の内訳で多いのが、身体的虐待と性的虐待であります。このあたりは養護者の方の無理解とかがあるようではありますが、こういったことがないようにしっかり働きかけをしていただきたいと思います。どのような対策を打っているのか。また、打とうとしているのかを教えてください。

【中村障害福祉課長】 養護者については、申し訳ないんですが、障害福祉課では従業者を対象としております。施設の従業者に対しても、同じように対応していく必要があらうと思っております。

これは従来から通報があった場合は、市や町と協力して調査を進め、そして指導しておりますので、今後もそれらの取組を継続してまいりたいと思っております。

【山田(朋)委員】 施設の関係は県が所管して、

養護者に関しては市町という理解でいいですか。

【中村障害福祉課長】 市町が担当ということで、そのとおりでございます。

【山田(朋)委員】 担当ということは、よく理解するんですが、長崎県の障害福祉課ということでもありますので、障害者がいらっしゃるご家庭の問題というのも、当然、一義的には市町の担当かもしれませんが、非常に大きな問題だと私は思っておりますので、市町の担当者とも連携していただいて、こういった、特に女性が被害を受けているようであります。また、男性の被害状況で見ると、経済的なこととか、放置されたり、ネグレクトが大きな虐待の種類のようなので、女性に限らず男性もですが、障害者の方々が不利益を被るようなことがないように、市町としっかり連携いただきたいことをお願い申し上げ、終わります。

【浦川委員長】 ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】 第66号議案「長崎県福祉保健総合計画について」、お尋ねをいたします。58ページです。

先ほど、徳永委員が介護福祉士の不足について議論されましたけれども、こちらの資料では介護職の方が令和7年度、2025年度では3,300人の不足が見込まれるということで、介護職員確保が必要となっているという記載がございます。

そこで、私は、3年前に県が策定された「長崎県介護人材育成確保プログラム」というものを拝見させていただきました。そちらを見ると、物すごく詳細な検討であるとか、データに基づいた県の置かれた介護職の方の状況を細かく記しておられました。実際、介護職に就かれる方の年齢層の分析がなされておりまして、それを見ると、30代、40代、50代の方が多く介護の仕

事をされていると。それぞれ25%ずつぐらいだったんですけれども、一方、若い方、20代の方はすごく低いという結果でした。要は、それから考えた時に、子育てであるとか、一度仕事に就いて、その後、介護の仕事をしている方が非常に多い傾向にあるんだなということでございます。

そこで、より効果的に施策を打っていくために、30代、40代、50代、こういった方々に対して介護の仕事を薦められるような事業の進め方が適切かなと考えております。

そこで、資格を積極的に取れる奨励金のような施策が県として今ないのかどうか、お知らせいただけますでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】介護人材の確保について、資格取得のための支援のお話でございます。

県におきましては、介護福祉士の資格取得のための資金の貸付事業を行っておりまして、先ほど委員からもお話がありました。今まで経験がなかったような方についても、そういった貸付金の事業なども生かしてもらいながら、新たな職場として介護の職場を選んでいただきたいと考えているところでございます。

令和3年度からは国の方で新たなメニューが追加となりまして、一定、初任者研修等を終えた介護の未経験者、無資格者、無職の方々が介護職就職支援金というものを貸し付けるメニューを新たに設けております。貸付額が上限で20万円となっておりますけれども、そういった就職準備金的なお金を用意しております。その上で、この貸付金につきましては、2年間、県内の介護事業所で介護職員として勤務した場合、返済が全額免除となるような事業でございまして、これから介護の仕事を目指してみるといったような人たちには有効なツールではないかと考

えておりますので、こういったことをPRしながら介護人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】需給ギャップがこれほど大きい業種というのは、恐らくないと思います。

そこで、コロナ禍で職業について苦しんでおられる、これから悩まれる方も多くいらっしゃると思います。もちろん、給与面の支援というのも大事ですけれども、こういったところに興味であるとか、やってみようと思ってもらえるような仕掛けが非常に重要になってくると思いますので、引き続きの施策の推進をよろしくお願いいたします。

【浦川委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第20号議案、第21号議案、第22号議案のうち関係部分、第23号議案、第24号議案、第66号議案及び第67号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧

願います。

審査対象の陳情番号は、2、3、11、14となっております。

陳情について、何か質問はありませんか。

【堀江委員】 11番、「すべての医療機関・介護事業所への財政支援を求める陳情書」についてです。

本陳情は、医療機関、介護事業所にそれぞれアンケートを実施されて、財政支援を求めることへの賛同が79通、寄せられたとお聞きいたしております。経営的影響では、医療機関で8割、介護事業所で6割が、「一定影響がある」、「深刻である」との回答があっています。

アンケートの自由記載も読ませていただきましたけれども、医療機関にあっては、一つ、「コロナに対しての密を避けるための患者さんの受診抑制、経済の落ち込みによる受診抑制のための外来患者数の減少は、想像を絶するほど悲惨です。職員の維持、医院の経営は厳しく、先々不安で、常に閉院の考えを持って臨んでいます。」

もう一つ、「役員報酬カット、従業員のボーナス減額など手は尽くしましたが、限界があり、クリニックの閉鎖も考え始めています。」

あるいは、介護事業所にありましては、一つ、「日々状況が変わり、精神的負担も大きい。介護職で生活への制限も大きく、仕事を続けていくには使命感だけでは難しくなっているかもしれない。」

もう一つは、「定期的なPCR検査をしてほしい。」といった、そうした声も寄せられています。

医療機関への財政支援ということにつきましては、感染予防設備などへの補助、それから医療従事者への慰労金というのがありますけれど

も、病院の経営そのものを支援するものではないと認識をしております。

また、赤字経営の医療機関につきましては、融資という制度がありますけれども、借入金を完済する見通しが立たない医療機関も多いのが実情です。いわゆる医療版持続化給付金の支給など、経営を直接支える必要な資金を届ける政策が必要ではないかと思っております。

したがいまして、本陳情で述べられております全ての医療機関・介護事業所への財政支援を国に対して要請することを求めるということにつきましての見解をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】 この新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は、新型コロナウイルス感染者に対応している医療機関だけではなく、全ての医療機関に影響を与えていると認識しております。

現在は、新型コロナウイルス感染者に対応する医療機関に関しましては、病床確保料、あるいは医療機器の導入等の支援を行っております。

また、感染者の受入れいかににかかわらず、全ての医療機関に対しまして、感染防止対策への対応を行っていただくための支援金の給付を行っているところでございます。

今後も引き続き、国に対しまして医療機関の経営悪化への歯止めをかけるよう、引き続き要望してまいりたいと思っております。

【堀江委員】 課長の答弁として、全ての医療機関が影響を受けているということは認識しているという点の回答をいただきましたので、ぜひ今後、様々な方法があるかと思いますが、本陳情の趣旨に沿ってご検討いただきたいということをあえて申し上げたいと思います。

【浦川委員長】 ほかに質問はございませんか。

【山下委員】 手短かに質問させていただきたいと

思います。

陳情番号2番であります。長崎県鍼灸マッサージ師会より、鍼灸マッサージ業の経営の窮状を訴える陳情書が出ているわけであります。この救済策等の考え方についてお尋ねしたいと思います。

少し振り返ってみますと、コロナ拡大から1年がたつわけではありますが、当初、整骨院さんやあん摩マッサージ、鍼灸マッサージは、健康保険業務であるということと、健康維持のための施術ということで、治療を継続して開業してほしいということで、休業要請協力金の対象外になったわけであります。また、医療従事者や福祉事業者向けの慰労金の対象からも外れたわけであります。新しい生活様式については対象となったわけではありますが、その後、昨年の9月定例会において、同僚の下条議員が整骨院等の陳情書について質疑をさせていただいているわけであります。

その中で、「国家資格を持つ柔道整復師さん、あん摩マッサージ師さん、鍼灸マッサージ師さんが業務を行う施術所については、医療提供施設の一つである。」ということで医療政策課長の答弁があったとお聞きしております。しかし、整骨院等の特定の業種については、県単独の独自の支援策は困難であるという見解が示されたわけであります。今回、新たにこのように鍼灸マッサージ師会からも陳情が出てきたわけであります。

県単独では、財政面等なかなか厳しいところも理解はしておるところではありますが、健康保険業務ということでもあるし、ぜひこの柔道整復師さん、あん摩師さん、鍼灸師さんの業務で括って、さらに何かしら支援を再度検討していただくことはできないか、そのあたりの認識を

お伺いいたしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】今お話がありましたとおり、国家資格を持つあん摩マッサージ指圧師、はり師、灸師、柔道整復師がその業務を行う施術所につきましては、医療法上の医療提供施設に含まれると考えております。

この施術所につきましては、不特定の方が出入りして、体に直接触れて施術を行う必要があるということですので、その感染防止対策につきましては、非常に重要であると考えております。

県内では、その施術所を感染源とする感染拡大は確認されておられませんので、これも関係者の皆様が感染防止対策に努められている結果ではないかと考えております。

県では、この感染防止対策が必要不可欠な医療機関や薬局等に対しましては、国、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用いたしまして、その感染防止対策のための支援金を交付しておりますが、残念ながら、この施術所については、その対象になっておりません。

県として、あん摩、鍼、灸を行う施術所など特定の業種のみを対象として独自の支援策を新たに創設するということは、困難であると考えておりますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業は、感染防止対策や医療提供体制の整備等を実施するためのものであります。県としましては、この財源を活用して施術所の支援を行うことができるよう、全国知事会を通じて、引き続き、国に対して要望するとともに、県としても要望項目の一つとして国に対して要望してまいりたいと思っております。

【山下委員】中田部長にお尋ねしたいんですが、これ、制度と制度の狭間といいましょうか、本

当にかわいそうな状況にあるのではないかなと私は切に思うわけであります。

今、課長がおっしゃった厚労省のコロナ緊急包括支援事業交付金の中にぜひ対象としていただくように、今後、長崎県としても国に強く要望していただきたい。そして、できれば県民健康維持対策支援金みたいな名目で何かつくっていただければと思います。部長、最後に見解をいただければと思います。

【中田福祉保健部長】これまでの経緯につきましては、医療政策課長からの答弁のとおりであります。私としても、国に対しましては、この交付金の対象に含めていただきたいというように強く要望させていただきたいと思います。

一方、県独自の事業につきましては、他所との整理等いろいろ課題もありますので、そういった課題を解決した上でなければ県独自の策としては困難、課題があるかなと思っておりまして、まずはしっかりと国の方にも、国全体の制度としてできるように要望をきちんとしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【山下委員】部長からもそのような答弁をいただきましたので、ぜひ引き続き、しっかり要望を上げていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】陳情番号の14番について質問させていただきます。

「新型コロナウイルス感染対策における障害児者とその支援者への感染予防策の充実を求める陳情書」、長崎県肢体不自由児者父母の会連合会からの陳情でございます。

新型コロナウイルス感染症予防対策としてのワクチン接種のことについて、まず確認をさせ

ていただきたいんですが、ワクチン接種につきましては、国の指示の下、都道府県の協力により、順次、市町村において接種を開始することになっており、大まかな接種の順位については、医療提供体制に及ぼす影響や、感染・重症化のリスクの大きさ等を踏まえて、まずは医療従事者や感染患者に直接接する業務を担う保健所職員、救急隊員などへの優先接種が行われ、続いて、高齢者や高齢者以外で基礎疾患を有する者への接種、最終的に全ての国民に対して接種をすることとされております。

そのような中で、重症化リスクが高いことから高齢者が最優先となっておりますけれども、重症化のリスクが高いのは障害児、障害者も同じことだと私は思っております。

そこで、お尋ねをしたいんですが、65歳未満の重度の障害のある方々に対するワクチン接種の順位について、県としてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

【林田医療政策課企画監】ワクチンの接種の順位についてでございますけれども、委員ご指摘のとおり、重症化のリスクの大きさであるとか、クラスター対策の推進といった観点から国の方で定められております。高齢者の後は基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設等の従事者が対象となっているところでございます。

しかしながら、接種の優先順位の考え方と申しますのは、地域によっていろいろ考え方があろうかと思えます。市町におきまして、接種を円滑に進めるためには、それぞれの地域の実情に応じた接種方法を選択できるようにすることが必要かと考えておりますので、市町の判断で、より効率的な対応ができるように国と協議してまいりたいと思っております。

【ごう委員】今のご答弁からいきますと、市町

の判断で柔軟に対応ができるということであり
ますね。ありがとうございます。

この陳情書の中にありますけれども、長崎県
においては、医療提供体制が脆弱なため、障害
児者が感染した場合に医療が十分に提供されな
いのではないかという不安があるということであ
りました。

私のところにも多くの声が寄せられておるん
ですが、障害児者本人が感染した場合にどうな
ってしまうのかとか、その支援をしているご家
族が感染した場合に、その本人、障害者、障害
児はどうになってしまうのかという不安もすごく
お持ちなんですね。

そこで、お尋ねをしたいんですけれども、現
在、長崎県におきましては、障害児者本人また
は家族が感染した場合にどうするという体制の
整備が整っているのかどうか、お聞かせくださ
い。

【中村障害福祉課長】 障害児及び障害者が感染
した場合、あるいは家族が感染した場合の対応
ということでございますが、長崎県全体の仕組
みとしまして、特殊疾病につきましては、コー
ディネーターを頼んでおりまして、長崎県の場合
でいいますと、大村の岡田先生とか、障害児
の方をよく診ておられる先生に特殊疾病コー
ディネーターということで参加していただいて、
実際に例があった時は先生たちと協議して、障
害を持っていらっしゃる方というのは個別の障
害がいろいろございますので、その状態に応じ
た対応が必要になってまいります。そこを相談
して、それに合わせて、例えばご家族が感染さ
れて、お子様が障害児なんだけど、濃厚接触者
になった場合にどうするか。例えば、よくご存
じのご親類宅に避難していただくということも
考えられますし、あるいは施設の短期入所を利

用するということも考えられます。場合によっ
ては、医療機関に入院していただくということ
も考えられます。そこはケース・バイ・ケース
で先生たちと相談しながら障害を持っていらっ
しゃる方の状態に応じた対応をしていこうとい
うことで決めています。

【ごう委員】 ありがとうございます。今、ケー
ス・バイ・ケースで、その都度対応していくと
いうご答弁でございました。

現在、私が確認をさせていただいている中で
は、ショートステイとか入院という枠がやっぱ
り少な過ぎて、なかなか対応できないという
ことで、保護者の方々には、それこそ岡田先生
とか専門家の方々は、「感染しないように注意
してください。」と言うことしかできないとい
うような中で、非常に逼迫した状態で、ぎりぎ
りの中で介護されている状態が続いております。
なので、そのあたり、しっかりと体制整備とい
うものをしていただくようお願いしたいと思
います。

これは一例ですけれども、埼玉県におかれま
しては、今回、補正予算で4億円の予算をつけ
ていただいて、介護者が感染した場合、被介護
者、高齢者であったり障害者を受け入れる施設
を7施設、確保したというような事例もありま
すので、そういったところまで体制を整備して
いただくことを要望したいと思います。よろし
くお願いいたします。

【浦川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ほかに質問がないようですので、
陳情につきましては、承っておくことといたし
ます。

審査の途中ですが、本日の審査はこれにてと
どめ、明日は午前10時より委員会を再開し、引

き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の
審査を行います。

委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

— 午後 ４時１６分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月12日

自 午前10時00分
至 午後 0時 8分
於 委 員 会 室 2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浦川 基継 君
副委員長(副会長)	中島 浩介 君
委 員	中山 功 君
〃	徳永 達也 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	ごうまなみ 君
〃	宅島 寿一 君
〃	麻生 隆 君
〃	山下 博史 君
〃	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	中田 勝己 君
福祉保健部次長	安永 留隆 君
福祉保健課長	中尾美恵子 君
福祉保健課企画監 (地域福祉・計画担当)	猿渡 圭子 君
監査指導課長	吉野 康弘 君
医療政策課長	伊藤 幸繁 君
医療政策課企画監 (新型コロナワクチン接種担当)	林田 直浩 君

医療人材対策室長	加藤 一征 君
薬務行政室長	本多 雅幸 君
国保・健康増進課長	永峯 裕一 君
国保・健康増進課企画監 (健康づくり担当)	川内野寿美子 君
長寿社会課長	尾崎 正英 君
長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)	山口 美紀 君
障害福祉課長	中村 浩二 君
原爆被爆者援護課長	山崎 敏朗 君

こども政策局長	園田 俊輔 君
こども未来課長	徳永 憲達 君
こども家庭課長	今富 洋祐 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時00分 開議 —

【浦川委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

【徳永こども未来課長】 冒頭で、昨日、中山委員の方からご質問がございました。婚活支援イベントセミナーの令和3年度の市町の計画について、ご報告させていただきます。

イベントとセミナーの実施回数、実施人数についてのお尋ねでございましたが、令和3年度は、まず、婚活のイベントの部分につきましては、8市町が25回、最大848名の集客を目指して実施することとなっております。

また、セミナーにつきましては、7市町、これが25回計画されておりまして、最大931名の参加をもくろんでの実施をすることとなっております。

【浦川委員長】 ありがとうございます。

きのうに引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

議案外の所管事項に関する補足説明を受けることといたします。

それでは、福祉保健課企画監より補足説明をお願いします。

【猿渡福祉保健課企画監】長崎県再犯防止推進計画案について、補足してご説明いたします。

お手元の両面1枚ものの補足説明資料「長崎県再犯防止推進計画（案）の概要について」をご覧ください。

1 計画の策定趣旨でございますが、平成28年12月に、成立・施行されました再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進法の第4条第2項及び第8条第1項に基づき、長崎県における再犯防止推進等の施策の推進に関する計画として、新たに策定するものでございます。

参考として記載しておりますが、平成28年12月の再犯防止推進法成立後、平成29年12月に、国の再犯防止推進計画が閣議決定され、本県におきましては、平成30年度から令和2年度までの3カ年計画で、法務省の委託を受け、地方再犯防止推進モデル事業に取り組みました。その成果も踏まえまして、本計画案を策定しております。

2 計画の期間でございますが、令和3年度から7年度までの5年間の計画としております。

3 計画の策定体制でございますが、本計画策定のため、地方関係者をはじめ、有識者等で構成します長崎県再犯防止推進計画策定検討委員会を設置し、ご審議いただくとともに、国の地方関係機関等の担当者レベルでの勉強会を開催し、計画案を検討してまいりました。

4 計画の体系でございますが、1基本理念につきましては、「だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指す」としております。

2 基本方針につきましては、国の再犯防止推

進計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえまして、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、円滑な社会復帰ができるよう支援し、その結果として、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で、安心して暮らせる社会が実現するよう取り組むこととしております。

資料の裏面をご覧ください。

3 重点課題といたしまして、1 関係機関・団体等との連携体制の構築、2 就労・住居の確保、3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等、4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止、5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等、6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進に取り組むこととしております。

5 計画案策定の経過は、記載のとおりでございますが、昨年12月4日から25日までパブリックコメントを実施するとともに、各市町と意見交換を実施し、いただいたご意見を踏まえまして、計画案を策定いたしました。

説明は以上でございます。よろしくご協議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】次に、医療政策課長より補足説明をお願いします。

【伊藤医療政策課長】「新型コロナウイルス感染症対策について」という補足説明資料に従いまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1の相談体制についてであります。

相談体制につきましては、各保健所に設置しておりました「帰国者・接触者相談センター」を集約した上で、新たに「受診・相談センター」を開設し、昨年の11月2日から運用を開始しております。

この受診・相談センターでは、発熱などの症

状がある方で、受診先に迷う方などからの相談を受け付け、最寄りの「診療・検査医療機関」を案内しており、土日・祝日を含む24時間体制で相談を受け付けております。

次に、2の診療・検査体制についてであります。

診療・検査体制につきましては、専用の診察室を設置するなど感染防止対策を講じた上で、発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として指定しており、2ページの1行目に書いてございますが、2月24日までに、離島を含む県内全ての医療圏において、372の医療機関を指定しているところでございます。

②の一日当たりの検査可能件数ですが、現在の検査体制としましては、1月末までに離島を含む県内の40カ所で、一日に2,360件の検査を実施できる体制を整備しており、年度内には県内の66カ所で、一日3,510件の検査を実施できる体制を構築することとしております。

③の地域外来・検査センターにつきましては、ドライブスルー方式等で検体採取及び検査を集中して実施する「地域外来・検査センター」を、県内全ての医療圏に設置しているところでございます。

3ページをご覧ください。

3の医療提供体制についてであります。

医療体制については、昨年7月に感染状況に応じてフェーズごとに病床を段階的に拡充する「病床確保計画」を策定し、感染ピーク時に患者を受け入れる病床としては、最大421床を確保しているところであります。

4ページをご覧ください。

中ほどに記載しておりますが、軽症者や無症状の方のうち、医師が入院療養の必要がないと

判断した方について、宿泊施設等で療養していただく体制を整備しており、現在、全ての医療圏に12施設（384室）を確保しております。

次に、4の新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

ワクチン接種にかかる実施体制としては、国の指示の下、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施することとなります。

国立病院機構の病院などの約4万人の医療従事者の先行接種については国が、それ以外の医療従事者約470万人の優先接種については都道府県が、4月以降に接種を開始いたします高齢者等の住民接種については、市町村が体制を整備し、実施することとなります。

5ページをご覧ください。

③の県の役割ですが、これまでに医療従事者の優先接種の体制整備として、超低温冷凍庫（ディープフリーザー）を設置して、ワクチン管理を行う基本型接種施設や、地域の医療従事者等への接種を行う連携型接種施設を指定し、去る3月8日から接種を開始したところであります。

6ページをご覧ください。

このほか県の役割として、ワクチン等の流通調整、専門的相談体制の整備、市町における接種体制の整備への支援などを実施しているところであります。

以上、簡単ではございますが、新型コロナウイルス感染症対策についての補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【浦川委員長】 次に、国保・健康増進課長より補足説明をお願いします。

【永峯国保・健康増進課長】 第2期長崎県国民健康保険運営方針（案）について、ご説明をいたします。

お手元の補足説明資料「第2期長崎県国民健康保険運営方針（案）の概要について」をご覧ください。

まず、運営方針の性格・目的についてでございますが、この運営方針は、国民健康保険法に基づき都道府県が策定するものでございまして、財政運営や資格管理、保険給付などの保険者の事務について、県と市町が共通認識のもとに実施するための統一的な運営方針でございまして、今回が第2期のものとなっております。

期間は、令和3年度から5年度までの3年間の方針ということでございます。

中ほど、運営方針の体系についてでございますが、記載事項につきましては、法令で定めがございまして、必須事項、任意事項、合わせて8項目となっております。

本県の場合は、全ての項目について記載しているという状況でございます。

続きまして、今回の運営方針のポイントといたしましては、現在、国保事業の納付金の算定におきましては、各市町の医療費水準等を反映した算定を行っており、それに基づいて、各市町それぞれが保険料の算定を行っているという状況でございますが、将来的に、県内での保険料水準の統一に向けまして、次の3年間で、この医療費水準の格差を反映させない仕組み、こういったものを検討していくこととしております。

その際、各市町間の医療費水準が、一定程度平準化されるまでの間につきましては、医療費水準の低い市町に対する措置といたしまして、特別交付金を交付する、こういった仕組みを併せて検討していくこととしております。

また、保険者努力支援制度の抜本的な強化を踏まえ、引き続き、関係団体等と連携し、保健

事業などの取組を進めていくことといたしております。

裏面でございます。

策定の体制、スケジュールにつきましては、約1年ほど前から、各市町と国保連携会議等において協議を重ねてまいりまして、昨年11月議会に素案をお示しした後に、パブリックコメントを実施し、本年2月に、県国保運営協議会への諮問・答申を実施したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】次に、長寿社会課長より補足説明をお願いします。

【尾崎長寿社会課長】第8期の長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画につきまして、お手元に配付しております1枚ものの資料を用いまして、計画（案）の概要をご説明いたします。

まず、1. 計画の策定趣旨でございます。

計画の性格について、この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年ごとに策定する計画でございます。

計画の目的につきましては、老人福祉計画は、介護保険事業支援計画を包含する計画で、高齢者に関する施策全般にわたる実務計画として策定するものであり、介護保険事業支援計画は、保険者である各市町が推進する要介護・要支援者のための介護サービス基盤の整備に対して、広域的な調整を行い、介護保険事業の円滑な実施を支援するために策定する計画であり、両計画は、一体として策定することとなっております。

次に、2. 計画の期間でございますが、令和3年度から令和5年度の3年間となっております。

3. 計画の策定体制につきましては、医療福

祉介護の関係団体や、保険者である市町の代表等で構成する長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会において検討していただくとともに、市町の担当課長会議や、庁内の連絡調整会議においても説明し、策定作業を進めました。

さらに、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメントを実施し、計画案を作成したものでございます。

次に、4. 計画の体系といたしまして、基本理念は、「地域 みんなが支えあい、高齢者がいきいきと輝く元気な長崎県づくり」、政策目標は、「地域包括ケアシステム」の深化でございます。

計画の核となる取組としては、喫緊の課題に対応するため、社会参加の促進をはじめとしたしました5つのプロジェクトにより、計画を強力に推進していくこととしております。

5つのプロジェクトを設定した考え方は、1ページ目から2ページにかけての四角囲みをご覧ください。

次に、2ページをご覧ください。

展開する施策につきましては、高齢者の状況に応じ3つのステージに整備し、地域包括ケアシステムの5つの要素に応じた以下の政策の体系の下、施策を展開してまいります。

次に、5. 計画の策定スケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたように、令和2年12月から3年1月のパブリックコメントを経まして、令和3年3月、計画策定公表の予定となっております。

最後に、その他といたしまして、まず、施設整備につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の整備につきまして、地域の実情や市町の意向を十分に尊重した計画定員としており、各施設

種類別ごとの計画定員は、記載のとおりでございます。

介護保険料につきましては、各保険者である市町において、令和3年度から令和5年度までの介護サービスの総費用の見込料と国の介護サービス報酬単価により決定される予定でございます。

なお、令和3年2月22日現在の推計結果に基づく県内の平均保険料基準額は、一人当たり月額が6,252円となっており、第7期計画と比べて6円、0.1%の減となっております。

保険料の水準が、第7期と同程度となっておりますのは、第8期のサービス見込料が、介護予防の取組の効果もございまして、増加傾向が若干緩やかになっていること、また、多くの保険者におきまして、第7期に生じた剰余金を第8期の保険料に還元していることにより、同水準の保険料にとどまっているところでございます。

また、介護人材の見通しの中間報告の推計につきましては、令和7年に必要となる介護人材は5万6,279人と見込まれているところでございます。

説明は以上でございます。

【浦川委員長】 次に、障害福祉課長より補足説明をお願いします。

【中村障害福祉課長】 第6期長崎県障害福祉計画・第2期長崎県障害児福祉計画（案）の概要につきまして、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明いたします。

1. 計画の策定趣旨でございますが、本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、「障害福祉サービス等の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する」ことを目的として、県、市町が3年ごとに、それぞれ策定するものであります。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は、一体的に策定できるものとされております。

2. 計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となっております。

3. 計画の策定体制としましては、計画全体の検討を障害者基本法に基づき設置しております、長崎県障害者施策推進協議会及び長崎県自立支援協議会において行い、地域における個別課題については、各市町との意見交換等を重ねながら検討してまいりました。

4. 計画の体系といたしましては、資料の1ページの下から2ページにかけて記載のとおりとなっております。特に、（3）重点的に取組む施策に記載しております7つの項目につきましては、成果目標設定の上、重点的に取組を進めていくこととしております。

5. 計画素案からの主な修正点についてでございますが、まず、計画（案）1ページの計画策定の趣旨に、SDGsに係る記載を追加しております。

次に、43ページの精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果指標、1年以上の入院患者数について、国の指針に基づき、65歳以上、65歳未満の各目標値を追加しております。

次に、75ページ、手話通訳者・要約筆記者養成研修事業に係る記載について、パブリックコメントにおける意見を踏まえ、音声認識アプリの活用等に係る取組を追記しております。

主な修正は以上となりますが、その他軽微な修正等を行い、案として取りまとめております。

なお、補足説明資料には記載しておりませんが、計画（案）の57ページに誤りがありましたので、訂正いたします。

57ページの現状と課題で、成年後見制度利用

支援事業について、小値賀町を除く20市町が実施している旨、記載しておりますが、報告誤りであり、小値賀町も実施していることは確認できましたので、21市町が実施していると訂正いたします。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】次に、原爆被爆者援護課長より補足説明をお願いします。

【山崎原爆被爆者援護課長】広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会、いわゆる八者協の原子爆弾被爆者援護対策に関する要望〔長崎県素案〕につきまして、現時点での検討状況を説明させていただきます。

資料は、「令和4年度政府予算に係る広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会要望（略称：八者協要望）」について」というA4縦の資料と、A4横で5枚つづりの要望文案対照表【長崎県素案】という2つの資料をご覧願います。

まず、要望書素案の前に八者協の概要等についてご説明をいたします。A4縦の資料をご覧ください。

八者協は、原爆被爆者の援護対策の強化促進を図ることを目的に、昭和42年11月に設立された組織でありまして、被爆地であります広島県、長崎県、広島市、長崎市の4県市の知事、市長並びに4県市の議会議長の八者で構成されております。

例年7月の上旬ごろまでに要望書を取りまとめまして、国の概算要求に間に合うように、7月20日前後に、政府並びに国会等に対して要望を行っているところでございます。

したがいまして、今回は、令和4年度政府予算に対する要望の本県素案といたしまして、行

政側で作成いたしました要望文の素案をお示ししております。

この素案を基に、委員会でのご意見を踏まえて、今後の八者協の協議の場で提案してまいりたいと考えております。

続きまして要望文の素案について、ご説明をさせていただきます。

A4横の資料をご覧ください。

昨年と比べて変更した箇所を手書きにてお示ししておりますが、その変更部分を中心に説明をさせていただきます。

まず、1ページ目と2ページ目、要望文の全文でございますが、時点修正等を行っております。

3ページ目は、要望事項の一覧です。要望文案の変更に伴って、要望項目を変更しております。

続いて4ページの要望項目「第1 弔意事業の充実強化」につきましても、時点修正を行っております。

同じく4ページの要望項目「第2 保健医療福祉事業の充実」の小項目1 原爆症認定に関する要望につきましても、これまでの裁判の結果等を審査の判断材料とすること。高齢の被爆者が裁判による解決を求める必要がなくなるよう、制度の見直しを行うことなど、要望内容を、より具体的にするため、文案を変更しております。

次に、8ページをご覧ください。

新たな要望項目として、「第5 『第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会』での早急な検証の実施」を追加しております。

昨年7月29日に、広島地裁で、現在、被爆地域及び第一種健康診断特例区域とされている区域の外で黒い雨を浴びた者について、被爆者と認める判決があり、現在、国において、「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」

が設置され、区域の拡大も視野に入れた再検討が行われておりますが、対象となる方々は高齢となっておりますので、広島・長崎両地域の分析・検証を進めて、早急に結論を出すよう求めるための要望項目を追加いたしました。

その下の「第6 被爆二世の健康診断内容等の充実」でございます。

これまでの調査研究におきましては、親の被爆に伴って、このがん発症リスクは上昇するという科学的なデータは得られておりません。しかしながら、被爆二世の方々は、がんに対する不安を抱く年齢になっておられることから、がん検診の項目の追加など、健康診断内容の、より一層の充実と、国において、被爆二世の数や、健康状態を把握するための実態調査を実施するよう求めるという要望内容に変更しております。

以上が要望内容の概要でございますけれども、この要望文案は、あくまでも長崎県としての案、いわゆるたたき台というものでございます。

今後、八者協の場に提案してまいります、4県市が、それぞれ案を持ち寄り、協議を経た上で、合意をなされたものが、要望文として決定されることとなります。

このため、本県の提案が反映されない場合もでございますので、その点につきましては、どうぞご了承を賜りますようお願いいたします。

なお、決定された要望文につきましては、要望実施の前に、改めて、委員の皆様方に説明をさせていただきたいと存じます。

以上で、原子爆弾被爆者援護対策に関する要望書素案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】 次に、こども家庭課長より補足

説明をお願いします。

【今富こども家庭課長】 それでは、長崎県DV対策基本計画の策定につきまして、お手元の資料に沿って、補足してご説明いたします。

まず、初めに、1. 計画策定の趣旨でございます。

この計画は、昨年3月に改正された国の基本方針に即して、今年度末で終期を迎える現行計画を改定し、第5次のDV対策基本計画を策定するものでございます。

次に、2. 計画の位置づけでございますが、この計画は、DV防止法第2条の3に規定する「都道府県基本計画」であり、県総合計画の個別計画でございます。

続きまして3. 計画の期間でございます。

計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間としております。

次に、4. 主な改正内容でございます。

まず、国の基本方針の改正を踏まえ、DVの被害者に同伴家族が含まれることや、一時保護後に児童相談所と連携して支援することを明記するなど、児童相談所との連携について、より明確にしており、他県における痛ましいDV家庭での児童虐待死亡事案を受け、国の緊急総合対策の一環として、DV防止法が改正されたことに対応するものでございます。

また、配暴センター未設置市町においては、設置市町と同様に対応できるよう支援・助言を行うことや、DV防止の啓発や、総合窓口の周知方法にSNSを活用していくことなどに、新たに取り組んでいくこととしております。

その他一時保護解除後の子供の心のケアに、スクールカウンセラーによるカウンセリングなど、教育機関との連携について検討していくことや、県営住宅の優先入居に関して、県北地区

での目的外使用の住戸の確保などに取り組んでいくこととしております。

次に、5. 策定までのスケジュールにつきましては、昨年11月の本委員会において、素案をご報告させていただいた後、12月からパブリックコメントを実施し、2月に、長崎県DV対策等推進会議からご意見をいただいたところでございます。

パブリックコメントの結果につきましては、9件のご意見をいただき、内容は、別添の資料のとおりでございます。

今後、本委員会で最終案に対するご意見をいただき、3月末までに計画を策定し、公表してまいりたいと考えております。

2ページをご覧ください。

6. 計画素案からの主な修正点につきましては、長崎県DV対策等推進会議の意見による修正点が2つございまして、内容は、文言修正と記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、事前通告された他所管事項一般に対する質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【堀江委員】 持ち時間の範囲で通告に基づいて質問したいと思います。

まず、生活保護の扶養照会について質問いたします。

コロナ禍の経済的影響で生活に困窮しているにもかかわらず、生活保護だけは受けたくないと生活保護の申請をためらう方は少なくありません。

ある支援団体が行ったアンケートで最も多か

った回答は、生活保護をなぜ利用しないのかということでは、「家族に知られるのが嫌」という方が3割を超えて、20代、50代に限定すると40%が「家族に知られるのが嫌」ということで、生活保護を利用していないとしています。また、生活保護を利用した経験のある人では54%が、「扶養照会に抵抗感があった」という回答があるということが報告をされています。

そこで質問ですが、今回、コロナ禍の影響の中で生活保護の扶養照会が利用するのにためらうということの中で、国会でもこのことが問題になり、田村厚生労働大臣が、「義務ではない」と答弁をしているんですけれども、大臣の答弁を受けて、厚生労働省の動き、さらには長崎県のこの間の動きを答弁をお願いします。

【中尾福祉保健課長】 今般、国会等での議論も受けまして、厚生労働省から生活保護法による保護の実施要領の取扱いについての一部改正の通知が発出されております。

この通知の中で、法の趣旨でありますとか、扶養に関する調査の手順、扶養義務履行が期待できない者、つまり扶養照会を行わない者の判断基準が明確化されたものと考えております。

県としましては、国の改正通知等を受けまして、管内の保護の実施機関に周知をいたしました。

担当省会議等において、今後、取扱いの周知を徹底するとともに、生活保護の施行事務監査を行っておりますので、その中で対応状況を確認してまいりたいと考えております。

【堀江委員】 そうしますと、扶養照会が生活保護を利用するのに一つのハードルになっている。今回、国の動き、それから長崎県が担当課をいろいろ周知をするということは、このハードルがいくらか緩和されるといいますか、要するに、

利用したいと、利用しなければいけない人たちが利用される方向になっていくのか。その点はどうか考えたらいいですか。

【中尾福祉保健課長】 扶養義務の取扱いにしましては、これまでも各実施機関におかれまして、事前に要保護者に説明をした上で、要保護者からの聞き取り調査等によりまして、扶養の可能性を調査して、その結果、扶養の可能性が期待される場合に扶養照会を行ってきているところでございます。

ただ、ご指摘のとおり、扶養については、やはり感情的な問題が発生しやすいという面もございますので、照会については慎重な対応を行っているところではありますが、今般、通知の中で、例えば、これまでは20年間音信不通であることが該当例として示されてまいりましたけれども、これに加えて、音信不通により交流が断絶しているかどうかにかかわらず、扶養義務者に借金を重ねているですとか、相続をめぐり対立している、縁が切られている、こういった著しい関係不良の場合に該当するか、個別の事象を検討の上、扶養義務履行が期待できない者、扶養照会をしない者に該当するものとして判断をしてよいという指示が明確にされました。

こういったことを踏まえまして、今後、県としましても、各実施機関に対しまして、真に保護を必要とされる方が扶養照会によって申請をためらうことがないように、丁寧な相談対応に当たっていくということを周知徹底してまいりたいと考えております。

【堀江委員】 課長の答弁を了といたしますけれども、やはり法の制度といいますか、厚生労働大臣が、「扶養照会は義務ではない」と言ったわけですから、本来であれば、申請の際に扶養照会はなしでという形が私は一番いいと思うんで

すけれども、そこまでは通知はいつてなかったということでもありますので、いずれにしても、生活保護を受けるべき人たちが受けることができるように、これまで以上に細心の注意で対応していただきたいということを要望しておきたいと思います。

二つ目に、先ほど説明がありました八者協の要望について質問いたします。

今の説明を聞いて私が不満に思ったのは、あくまでもたたき台と。もちろん反映されない場合にはということでしたけれども、反映されない場合と言う前に、長崎県案を反映されるよう努力をいたしますとか、今回の要望は、広島判決を受けて、長崎で同じ被爆を受けたのに被爆体験者ということでは言われている人たちにも大きな希望がやっぱり見えてきた部分でもあるんですね。

そういう意味では、今回のこの長崎案は、私は、内容として被爆者の思い、被爆体験者の皆さんの思いを非常に反映した内容であるので、もちろん八者協の中で協議をするんですけれども、長崎案が通っていくことができるように努力をしてほしいというエールを送りたいと思いますか、そういう思いがあって、そういうことを言うにも、議案外で通告をしないと言えないので、1項目上げたんですが、この長崎案が八者協案としてぜひ反映されるように頑張っていたきたいと思うんですけど、その部分を答弁として求めます。

【山崎原爆被爆者援護課長】 説明文の中では、通常のルールを説明させていただきましたけれども、当然、文案として、県案として上げたものですから、その分については、こういった形で進められるように、4県市の中で協議を進めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】ぜひ努力をしていただきたいということを重ねて申し上げたいと思います。

次に、第2期長崎県国民健康保険運営方針について質問いたします。

この中で、54ページになりますか、「短期被保険者証及び被保険者資格証明書の取扱要綱の策定につきまして、短期被保険者証の交付基準等について、県は取扱要綱のひな型を示します」ということになっています。

国民健康保険税・保険料が払えなくて、そうしますと、いかに、いわば払っていただくか。徴収対策の一つとして、1カ月、あるいは3カ月、あるいは6カ月ということで、1年ではない短期被保険証を作り、その被保険証を取りに来てくださいということで、いわば保険料を納めてもらうという形でのこの短期被保険証の扱いについては、それぞれの自治体で違います。また、そうではなくて、国民皆保険という立場から、短期被保険者証については交付をするという自治体もあります。

こうした中で、長崎県がひな型を作るということは、これはどこに合わせるのか。国民健康保険に加入している人たちにとってプラスになる方向に合わせていくのかという疑問があるんですが、この取扱要綱の策定について、どういうことか説明を求めます。

【永峯国保・健康増進課長】 この短期被保険者証につきましては、ご指摘がございましたとおり、保険料の滞納がある場合に、面談の機会を増やすというような目的で交付されているものでございます。

今回、ここに、「ひな型をお示しする」ということを記載をしてございますが、その趣旨につきましては、この短期被保険者証の取扱いも含めまして、保険者で様々な事務が行われてお

ります。

これまで、それが各市町で、それぞれの考え方で行われてきたものを、今回、都道府県化に伴いまして、なるべく同じ取扱基準、共通化できるものは共通化し、さらに効率化できるものは効率化していくというような考え方をもって、様々な事務の標準化を進めているところでございます。

具体的には、これまで被保険者証の様式でございますとか、葬祭費の取扱いでございますとか、そういったものについて共通化ができてきたというところでございます。

この短期被保険者証の取扱い要綱につきましても、なるべく県下で取扱いが異なるといったようなことがない方が望ましいのではないかと、いう中で、標準化できないかというような検討を進めているところでございまして、ひな型をお示しするという表現にいたしておりますが、例えば、県の方から、こうあるべしというような姿をお示するというよりも、現段階では、各市町それぞれ取扱いが違ってまいりますので、そういった部分の考え方等をお伺いしながら、各市町の共通認識が取れる期間でありますとか、取扱い、そういったところの協議を進めているというような状況でございます。

【堀江委員】これから様々に検討されるかと思うんですが、いずれにしても、例えば、この短期被保険者証一つ取っても、国民皆保険という立場からすると、窓口に取りに来るということではなくて、逆に郵送して保険証を持ってもらう。保険証がなければ10割負担、医者にかかれませんので、ぜひそうした立場での対応をこの機会に求めておきたいと思います。

次に、DV対策基本計画について質問いたします。

この中で、計画の18ページに住宅の確保について環境整備という項目があります。これは私は過去、一般質問でも取り上げたことがあるんですけど、例えば、入居時に県営住宅等でありますと連帯保証人が2人必要であることとか、連帯保証人免除申請書を長崎県は作られていなかったとかということがあったんですが、そのことでDV被害者が公営住宅を選択肢として考えることができないという問題がありました。

その後、長崎県の住宅条例が変更されたと聞いておりますけれども、まず、こうしたDV被害者の公営住宅優先入居の現状について把握しておられたら説明をお願いいたします。

【今富こども家庭課長】DV被害者に係る県営住宅の連帯保証人の取扱いにつきましては、県営住宅を所管いたします土木部住宅課では、条例に、連帯保証人の連署を必要としないことができる旨を規定しておりますけれども、その運用に当たっては、今年度の4月から、連帯保証人連署免除申請書を新たに定めまして、例えば、60歳以上の単身者、または入居者全員が60歳以上の世帯でありますとか、療育手帳A1、A2を所持する知的障害者の方がいる世帯など、具体的な基準を明確にしております、その中にDV被害者の世帯も含まれている、そういう状況でございます。

【堀江委員】DV被害者の県営住宅の入居については、一定、選択肢として考えられる状況に変わってきたと理解をいたしましたが、あと市町の公営住宅の優先入居について、今後どのように働きかけていくのかということも併せて説明をお願いいたします。

【今富こども家庭課長】DV対策基本計画では、住宅の確保対策としまして、国土交通省の通知の趣旨に基づきまして、「県営住宅に準じたD

V被害者の優先入居制度を早期に導入するよう働きかけを行います」としており、連帯保証人の取扱いにつきましても、あわせて働きかけを行ってまいりたいと考えております。

具体的には、まずは、市町の現状と実施に向けての課題等について調査を行い、地域の実情に応じてどのような対応ができるのか整理してまいりたいと考えております。

【堀江委員】最後にいたします。

第8期長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画の概要について、あと5分ぐらいしかやり取りができないので、一点だけ。

この介護保険制度がつくられて20年になりますが、どのような見解を持っているのかというのを質問したいと思います。

要支援1と2、要介護1から5の認定を必ず受けて制度を利用するんですが、利用する際は1割負担がついて回ります。ホームヘルプサービスとかデイサービスというのは、要支援1とか2では、市町が実施をします総合事業に置き換えられました。介護保険料も、この20年間で2倍になっています。入所施設での食費の負担も有料になり、そしてまた、値上げになっています。特別養護老人ホームには、要介護3以上でないと入所ができません。「介護保険料は払ってもサービスは受けられない」という声もあって、介護保険制度が20年前につくられた時と状況が大きく変わっているのではないかと、私自身は率直に思うんですが、介護保険が始まって20年になりますが、どのような見解をお持ちか、この機会に教えてください。

【尾崎長寿社会課長】介護保険制度は、制度発足から20年が経過しております。

本県におきましても、様々な法人や民間会社など多様な主体による介護サービス事業者が創

設され、現在では、65歳以上の高齢者の約2割に相当する約8万6,000人の方が介護認定を受けておるところでございます。

制度発足前は、家族介護が中心であったものが、保険料等を基礎とする介護報酬で経営する民間事業者等から介護サービスが提供されることとなり、社会に不可欠なものと考えております。

これまで、様々な制度見直しが行われてきたところでございますけれども、高齢化が進む中で、介護保険を持続可能なものとし、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの推進を図るために、そういった見直しが行われたものと認識しております。県としましては、今後も介護を受けたい高齢者の方々が適切な介護サービスを受けられるとともに、今後の高齢化の進展においても制度を持続可能なものとするため、今回の第8期の老人福祉介護保険事業支援計画に掲げた各種施策に着実に取り組んでいきたいと考えております。

【堀江委員】現場の声といいますか、制度として20年たち、それから直接担当する課としては、県民の要望も、国にもぜひ上げていただいて、より、その介護保険制度が、今の課長の答弁の言葉を借りますと、持続できる制度であってほしいんですけど、一方で、私が述べましたが、利用する側にとりましたら、いわば極端な話、生命保険であれば掛けて、最後は受け取ることができることになるんですけど、介護保険の場合は、介護保険料を払ってもサービスを受けなければ、もうそのままということにもなりますし、もちろん、介護保険制度を利用できる状況でないということは、いいことではあるんですけども、いずれにしても、私としては、介護

保険制度が、利用する際に、それぞれに料金がかかり、本当に経済的に大変な状況の中では難しいという側面もあるということをぜひ理解していただきたいと思います。

いずれにしても、今後も、この介護保険制度の内容につきましては、いずれかの機会に、また見解を求めていきたいと思います。

終わります。

【浦川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】 おはようございます。4点通告しておりました。

国民健康保険については、昨日の予算議案の中でいろいろ討論させていただきました。今回の運営方針については、取組が県ということで作成されておりますので、3年間でしっかりと現状を認識されて、各市町に対して取組を徹底していただいて、人口が減ってくるということと、高額医療の状況になってくるということが明らかになっていきますので、特定健診だとか、そういう地域のケアをしっかりとやっていただいて運営が展開できるようにお願いしたいと思っております。

それでは、ワクチン接種の状況について医療政策課にお尋ねしたいと思います。

ワクチン接種が今から始まるわけですが、今、医療機関を含めて接種の地域が決定されて、今それぞれしておりますけれども、岡山県議会の中で、ワクチン接種が多くの方が集まる場所で展開できないかということで、簡単に言えば県庁でも多くの方が県内から市町をまたがって来られます。そういう中で、こういうワクチン接種が各市町に直接行かずに、勤務の状況の中でできるということであれば、各医療機関と連携を取って取組ができるのではないかと、ということがありました。これについて県のお考

えについてお尋ねしたいと思います。

【林田医療政策課企画監】 ワクチンの接種につきましては、原則として住民票のある市町で受けていただくということになっておりますけれども、高齢者や基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設の従事者などの接種が終わった後、次の働き世代の方々が接種する順番になった際には、委員おっしゃったとおり、平日に職場で接種した方が効率的ではないかというご意見がございます。

職場での接種につきましては、このような意見も踏まえまして、現在、厚生労働省で検討されていると伺っておりまして、今後、何らかの指針等が示されると思われますので、現在、その状況を注視しているところでございます。

今後、具体的な要件等が示され、条件等が整うようでしたら、関係機関で協議することになると思っております。

【麻生委員】 わかりました。極力、皆さんが打てる段階で早く措置してもらえればと思っているところですので、よろしくお願いいたします。

ワクチン接種について、一部ちょっとお尋ねしたいんですけれども、交通弱者といえますか、そういう方たちについては、佐世保市では共通のバスを使って運行されるということで展開されております。

一昨日ですか、タクシー協会さんから要望があって、県下の交通弱者の方についてタクシーを利用して接種会場にいけないのかと。負担は個人負担ではなくて、要は、ワクチン接種を受ける費用の中で展開できないのかということ。片一方では、今回の大変厳しい公共交通の中で少しでもそういう利活用ができて、存続できればという各市町のタクシー業界、また、県のタクシー協会からも要望がっておりますけれど

も、これについてのお考えがどうなのか、お尋ねしたいと思います。

【林田医療政策課企画監】交通弱者対策としてのタクシーのご利用ということですが、県にはタクシー協会から、そういうことが可能ということでお申し出を受けておりますので、その情報を市町にお流しして、ぜひ活用をということでお知らせしているところでございます。

これにつきましては、場合によっては国の補助金が活用できる場合もございますので、そこはご相談いただければと思っております。

【麻生委員】なかなか、交通弱者にそういう情報が伝わらないという可能性もありますので、広報についてもしっかりとお願いできればと思いますので、これは要望にとどめたいと思います。

次に、ジェネリック医薬品についてお尋ねしたいと思います。

ジェネリック医薬品関係については、今、医療費負担の関係で展開を図ろうとされています。県としての取組、また、国として、ジェネリック医薬品についての展開をどの程度まで進めていくのかについての基本方針といえますか、現状についてお尋ねしたいと思います。

【本多薬務行政室長】ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、本県におきましても平成20年にジェネリック医薬品使用促進協議会を設立いたしまして使用促進を図ってきたところでございます。

国の目標としましては、令和2年9月までに80%以上使おうという目標でやってまいりました。速報値ですけれども、国の方は80%には達しなかったということですが、本県の場合は、82%程度まで使用促進が進んでいる状況でございます。速報値ですので、確定するのに1年

近くかかりますので上下するかもしれませんけれども、現状では一応82%で本県は目標を達成している状況でございます。

【麻生委員】82%という状況であります。ジェネリック医薬品は普通の先発医薬品に比べると半値近いといえますか、安くなっているということです。そういう中で日医工さんのジェネリック医薬品の課題が取り上げられました。特に、大手の日医工さんについては、業界ナンバーワンということで相当な状況も進めています。一部報道によりますと、不足する状況もあるのではないかとということも書いてあります。

今回、こういうジェネリック医薬品を供給しているところの会社の状況でありました、この状況を含めて長崎県の医療行政について影響がないのかどうか。そして、今、県としてどういう通知をされているのか、その点についてお尋ねいたしたいと思います。

【本多薬務行政室長】日医工の問題につきましては、日医工だけではなくて、その前に小林化工さんというジェネリックメーカーが、原料を取り違えて、水虫の薬の中に睡眠薬を入れてしまった。そして健康被害が出てしまったという事件もありました。確かに、製造に関して、どうしても医薬品のメーカーとしてはかなり小さなメーカーが多いということもありまして、製造にちょっと問題があったというところがあります。

本県におきましては、残念なことに医薬品をつくるメーカーは2社しかございません。その2社に関しまして、監視を定期的にやっていますけれども、この問題が起きまして、もう一回、立入調査を行いまして問題がないことを確認しております。

確認しているというのは、医薬品についまし

ては、品目ごとに、どういう原料を使って、どういうつくり方をやりますと。その上で国と県にまず承認を受けてつくり始めるわけですが、その承認書どおりにつくられているかどうか、また、ルールに基づいてつくられているかどうかというところを確認したわけですが、県内におきましては問題がないということを確認しております。

今回の日医工さんであるとか、ほかに沢井製薬さんであるとか、ジェネリックのメーカーはたくさんありますけれども、販売中止であるとか、販売停止になったということになりますと、薬局、医療機関におきましては、80%を超えたという状況でございますので、困っているところもあるとお聞きしております。

ただ、今回の場合につきましては、流通は3か月程度の在庫があると言われております。今回、営業停止になったのが1か月間ということですので、その1か月間の営業停止の中で、ちゃんとルールを見直していただいて、ちゃんとした製品ができるということが確認できれば、1か月後に再開されるということになりますので、通常の医薬品の取扱いの卸でありますとか、薬局でありますとか、医療機関でありますとか、買い占めなんかを行わない限り問題は起こらないと考えております。

ですので、県としましては、こういう問題が発生した時には、各関係団体には、そういう買い占めをしないようにということをお話させていただくことにしております。

今回につきましては、まだ通知等は出しておりませんが、口頭で電話にて薬剤師会の方にお話をし、買い占めなんか起こさないように会員の方にお伝えくださいということをお願いをしている状況でございます。

【麻生委員】日医工さんは大手でありますけれども、聞くところによりますと、一部、3か月分ぐらいあると言われておりますけれども、供給量の状況で、ある薬品については買い占めではありませんけれども、そういうことがあるのではないかとということも言われておりましたので、約8割以上がジェネリックになっているということであれば、なおさらニーズが高いと思いますので、しっかり指導していただいて、県民の安心がとれるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、医療体制についてお尋ねしたいと思います。

今回、コロナの対応で、感染者の受入れ関係が、公立系の病院が特に多くて、急性期医療を全部されたということで逼迫の要因になったのではないかと考えております。急性期医療の病床を占めますと、事故の治療とか手術ができない状況が続いて、長崎大学も一部手術を見送るという状況がっております。

今後、コロナの第4波の状況も言われている中で、民間病院でコロナの患者さんを受け入れる。要するに、公と民のバランス、そういったことについて県として一部指導をしていただき、また、回復者をとってもらうための病床の確保、そういったことについて取り組むべきではないかというご意見があるんですけれども、これについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制につきましては、病床確保計画に基づきまして、感染拡大状況に応じまして、県から各医療機関に病床の確保を要請しております。

今回の第3波では感染が急拡大したということで、1月中旬には県全体の病床占有率が約6割、

長崎医療圏では約9割近くになるなど、病床がかなり逼迫いたしました。この時期には予定されていた手術や入院を延期するなど、一般の医療にも少なからず影響があったのではないかと考えております。

この受入病床につきましては、医療機関の役割分担を考えながら、例えば、重症者につきましては、長崎大学病院あるいは佐世保市総合医療センター、中等症・軽症の方につきましては、公的医療機関をはじめとする地域の中核医療機関で対応していただいております。その感染拡大のピーク時であるフェーズ4の段階では、今回は民間医療機関も含めまして受入病床を確保していただいているところでございます。

病床逼迫時におきましては、できるだけ受け入れた患者さんを、新型コロナウイルス感染症の症状が治まった感染者退院基準を満たした方については転院をしていただくということで、できるだけ効率的な運用をしていく必要があるということで考えております。

このため、今回、退院基準を改めて各医療機関に周知を行いまして、また、退院基準を満たした患者を受け入れていただく医療機関を調査いたしまして、69の医療機関を受け入れていただく後方支援医療機関として指定いたしまして、これまで公的医療機関、急性期の医療機関を中心に対応しておりましたが、回復期・慢性期の機能を含めた医療提供体制の確保を行ったところでございます。

【麻生委員】 わかりました。第3波が収まって公的医療機関も、ある程度多くの手術の患者さんを受けられるようになったと聞いております。特に、長崎大学は基幹病院で、1日の患者も何千人と来られるという状況で、手術も大変過密になっているという状況を聞いております。ま

た、民間病院であれば、医師会とのつながりもあると思いますので、今後は、そういう連携プレーをしながら、県としてどう連携を取りながらコロナ対策を取るかということが一番大事だと思いますので、がんの患者さんとか、進行形の病気を持っている方が結構多くなりましたし、高度医療が大事な状況で、重症化しないうちに手術してもらうということも大事な観点であろうと思いますので、この後、どう共存するかということについてのハンドリングを医療政策課の方でしっかりとご指導いただくことをお願いして、私の質問にかえたいと思います。ありがとうございました。

【浦川委員長】 換気のため、11時15分まで休憩したいと思います。

— 午前11時 4分 休憩 —

— 午前11時16分 再開 —

【浦川委員長】 委員会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 長崎県再犯防止推進計画案について伺いたいと思います。

今回、非常に素晴らしい計画案をつくっていただいたと聞いております。私は、個人的なことで大変恐縮ではありますが、保護司をさせていただいております。その中で、かなり詳しく調査をいただいた上で、このような形をつくっていただいていることに、本当に心から感謝を申し上げたいと聞いております。

そこで、この計画案の中の12ページを見ましたら、犯罪時に長崎県に居住していた新受刑者のうち、犯罪時点で無職だった者が、長崎県という75.8%、犯罪を犯しているという状況にあります。やはり就労がいかに大事かということ、この数字が表していると思っております。

その中で、長崎県においては、協力雇用主制度があって、今、165社、ご協力をいただき、ページで言うと18ページになりますが、令和元年度においては、16社で23人の雇用をいただいております。平成30年度の2人からすると非常に多くの雇用をいただいておりますので、こちらでも本当にありがたく思っております。

それで、もう一点の問題としてあるのが、しっかりと働くことということになります。実は、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、就職をきちんとするということが非常に大事な状況にあります。

そこで、この協力雇用主の状況ですが、近年、増えてはいると思うんですが、速報値がわかれば、令和2年度の状況とかわかればですし、この協力雇用主になることのメリットと言ったらあれですけど、社会的な責任のもとに、企業さんにやっていただいている、議会で私も質問させていただいて、入札の加点とか、そういったことはあると思うんですが、人材不足の中の確保とかはあると思うんですが、ほかに具体的に何かあれば、その辺も教えてください。

【猿渡福祉保健課企画監】協力雇用主の最新のデータでございますが、令和2年4月1日の協力雇用主の数が173社となっております。協力雇用主の確保は、順調に推移をしているんですけど、実際に雇用される方がなかなか伸びていかないという現状がございます。

協力雇用主のメリットといたしましては、委員ご指摘のとおり、本県においては、入札の加点制度がございます。県内市町においても、大村市あたりでも、ご協力いただいております。

具体的なメリットと言えるものは、今のところ、その点に尽きるところでございますが、制度について、県内市町に広がっていくように取

組をしていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】母子家庭とか、障害者とか、高齢者の雇用では、国の制度があるんですけども、そういったものはなかったんですか。私が勉強不足ですみません。勉強しておかないといけなかったんですけど。

【猿渡福祉保健課企画監】協力雇用主の方には、協力金として一定の金額が入るようになっております。

【山田(朋)委員】今、言われたように、企業数はご協力いただいているけど、実際の数というのは、まだ今からだと思っておりますので、ハローワークとか、様々な場面で、私たち保護司も就労の支援と住居確保とかいろいろやるんですけども、連携をしながら、再就職をしてもらうことによって再犯を防止して、長崎の治安の問題とか、誰一人取り残さない社会をつくるという、この目的にも沿うことができると思いますので、ぜひしっかり取組をいただきたいと思います。

そして、保護司の問題ですが、22ページ、保護司の定数ですが、今、890名に対して、長崎県では797名ということで89.6%の充足状況であります。

私も、何人かの議員さんをリクルートいたしまして保護司になっていただいておりますので、先生方も、もしよろしければ、ぜひお願いをしたいところであります。何か総務委員会で消防団員の県職員の割合について、この間も質疑があったようでありますが、こういったことの把握があれば教えていただきたいと思います。

【猿渡福祉保健課企画監】保護司で教職員を含む県職員につきましては、現職で7名の方が協力いただいているところであります。

委員ご指摘のとおり、なかなか確保が難しい

現状がございまして、今年度については、県職員の退職団体の方に活動の周知のチラシを配布していただきました。

今後は、現職の方、若手だったり、女性だったりの保護司が不足しているということをお聞きしておりますので、県としても、保護観察所と連携して取組を行いたいと思っております。

【山田(朋)委員】 ありがとうございます。今、少年犯罪と女性の犯罪が増えている関係から、若い人だったり、女性だったり、そういったニーズも高まっております。お仕事をされている人は、私もそうですが、ちょっと忙しい時は断ることもできるというか、そういう制度もあります。

ですので、まずは取組を始めてもらって、研修を受けてもらう。これを広く知っていただくとか、そういったことも非常に大事だと思っておりますので、この保護司の確保についても取組を進めていただきたいと思いますと思っております。

あと、長崎県と保護司会と保護観察所の三者で協定を結びまして、過去に犯罪を犯した方を長崎県の臨時職員として雇用するという協定を、九州で3番目ぐらいでしたかね、数年前に結んでいただいております。残念ながら、まだその実績がないようではありますが、こういったものも、いろいろなところで、新しい社会で頑張ることができるというその姿を示すというか、そういった環境を、ぜひ県でも進めていただきたいと思いますと思っておりますが、この件に関しても答弁をいただければと思っております。

【猿渡福祉保健課企画監】 今、委員がご指摘された人事課の取組につきましても、計画に記載しております。残念ながら実績は上がっておりませんが、制度を整えるということが重要だと思っておりますので、これにつきましても、

保護観察所と連携して取り組んでまいります。

【山田(朋)委員】 もう1点伺いたいと思います。通告に書いておりましたヤングケアラーの実態調査についてです。

9月の議会で、ヤングケアラーの実態調査についてのお願いをさせていただいておりました。その時の手法として、年に1～2度、子供たちに対するいじめの調査等を学校で行っていただいております。そういったものと併せて虐待とか、自分がヤングケアラーということの認識がないまま、学校のこと、家事のこと、そして小さな子供の世話をしている。あとは高齢の家族の世話をしている。そういった子供がいるかもしれないという、今、社会的な問題になっております。本県においても、その実態が少しあるようでありますので、私はしっかりと調査をしていただきたいと思いますと思っておりますが、その後、教育委員会とどのようにこの調査についてお話ができていいのか、お聞かせいただきたいと思います。

【今富こども家庭課長】 いじめに関する調査方法等につきまして、教育庁に確認をいたしました。

それによりますと、学校ごとで異なるということでもございましたので、教育庁と相談しながら、具体的ないじめアンケートの例を基に、どのような調査内容にするでありますとか、アンケート回収後の対応を示したフロー図の検討を今行っているところでございます。

引き続き、来年度の実施に向けまして、市町への協力依頼など、今後のスケジュール等について、教育庁と協議を進めてまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】 来年度ということでありまして、まずは、ヤングケアラーについてのチラシのよ

うなものとか、そういったものも含めて配っていただきながら、学校でも広くヤングケアラーについて周知をいただきながら調査をして、その調査結果を生かして、福祉の機関につなぐ部分とか、学校で支援をいただく部分とかあると思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。終わります。

【猿渡福祉保健課企画監】 山田(朋)委員のご質問で県職員の保護司の数を7名と申しましたが、8名の誤りでございました。申し訳ございません。

【浦川委員長】 ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。私から二つ質問をさせていただきます。

まずは、孤独対策についてであります。

コロナ禍で孤独対策が一層求められる状況でございます。先般、国では孤独対策担当大臣ということで新設がなされました。国としても孤独対策に力を入れていこうとしている、まさに今だと思っております。

そこで、このような国の動き、シフトチェンジに対して、県として孤独対策についてどのように捉えているのか、まずはお知らせ願います。

【猿渡福祉保健課企画監】 孤独の問題についてのご質問でございますが、社会全体のつながりが希薄化して、さらにコロナで人と人との接触機会が減って、それが長期化する。そういったことで孤独の問題というのは深刻化すると、本県においても懸念されると思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。当然、これまで孤独対策に関して県も動いていただいたところでございます。

国の動きに対しては、コロナ禍で、そういったことに方向性として、より力を入れていくということが示されております。県としても、同

様の考えであられると思いますので、引き続き、ここはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

孤独対策と一言で言いましても、本当に多くの様々な孤独の種類がございます。そこで、現在、県として、孤独で苦しむ方、どういった方を想定しているのか。どういった孤独を、今、県として対策を実施しているのか、お知らせいただけないでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】 孤独問題の対象をどう考えているかというご質問でございますが、仕事や住まいを失ったり、失うおそれのある生活に困窮されている方ですとか、見守りが必要な高齢者、障害者、あるいは不登校やいじめの問題を抱えている子どもたち、そのほかDVの被害者、虐待の被害児童など多様な方々に影響が及ぶと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。孤独に至る背景もですし、年齢層、そしてまた、保護者と子供というようなところで連鎖していくということも非常に社会的に大きな問題であるということで私も認識をいたしております。

私も孤独対策に取り組みながら、民間の方と、このことを一緒に解決をしようということで動いております。これまでも民間の皆さんとの連携については、再三お願いをしてきたところでございます。

いただいた資料の中に、相談件数の資料があったんですね。その相談件数のカーブというのが、一度ぐっと平成28年ぐらいで落ちているんですけれども、またそこからぐっと上がってきていたりしています。そういった背景として、相談件数が今ものすごく伸びてきているんですね。これは恐らく、民間の方がすごく入っていただいて、本当にその現場に降りて声を拾っている

んだらうなということで私は捉えています。

今、「ゆめおす」とさんとか、そういったところに対して県も一緒に取り組んで、なかなか県単独では難しくて、民間のNPOの皆さんであるとか、そういった方の力を借りながらやっている。

実際、NPOであるとか民間の方とお話をすると、やはり使命感が全然違うんですね。現状、決して高いとは言えない所得でも、やはり苦しんでいる方を目の前にすると、どうしてもやっぱり自分が動かないといけないと、本当にその使命感でやっていただいている方が多くいらっしゃる。

そこで、国でも孤独対策をこれから力を入れていくということで、県としてももっと多くのお金をつけて、より民間の方に動いていただけるような施策が必要だと思いますが、その点についてご答弁いただけないでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】様々な分野で相談支援事業を実施しておりますが、NPOを含む民間の専門機関ですとか外部の専門家に委託して実施しているものが多くございます。

今回のコロナの関係で、生活困窮者の自立相談事業につきましては、ご審議いただきました、当初予算でも体制強化のための予算を計上させていただいておりますので、今後、その影響が長引く、体制の強化が必要ということも考えられますので、必要な予算については確保してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】ここで予算の増額ということ言うのは、なかなか難しいというのは当然わかっております。コロナ禍でコロナで苦しむ方々がこれからますます増えてくるだろうということは、当然予想されることでありますし、何より、国が大きなドライブをかけて孤独対策

に力を入れていくんだという意思が明確に示されておりますので、ぜひとも、県としてもしっかりここは、徐々にでも結構ですので、予算をつけていながら、民間の皆さんとの連携を深めていただきたいと思います。

最後ですけれども、国では、孤独対策担当大臣が決められて動かしております。県としては、中田福祉保健部長が孤独対策担当部長という認識で私はおりますが、部長の孤独対策にかける思いを最後にお知らせいただけないでしょうか。

【中田福祉保健部長】ただいまご質疑がありましたとおり、今後、孤独に関しての様々な影響というのがもっともっとたくさん出てくるのではないかと考えています。

今、県では福祉保健部が中心となって対策を進めているところでありますけれども、この問題は福祉保健部が中心になりますけれども、恐らく雇用の問題とか学校での問題、あと子育ての関係、どこでも、いろんなところで孤独が非常に問題になっていると思いますので、まず、福祉保健部を中心として県内の関係部局と連携できる体制をしっかりと構築をさせていただきたいなと考えています。

あと、住民との立場が非常に近い市町の方にも、やっぱりこの問題には関わっていただきたいと思っていますので、県と市町との連携も、併せて体制を強化させていただきたいと思っています。

先ほどご指摘でありました民間団体の方が、今、積極的にご協力いただいているということでもあります。私としても非常にありがたい話だと思っていますので、この問題について、民間の方の、各種団体の方にも十分意見をいただいて、今後、支援をしていただける際に、こういった予算の面でも必要なものがありましたら、

私たちとしてもしっかりと検討して対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。本当に前向きなご答弁をいただけたかなということで、ありがたく思います。部局間の連携、そして市町との連携、また、民間との連携ということをおっしゃっていただきました。聞けば聞くほど、本当にお金が必要だなということを感じるしかないという状況だと思います。なかなか財源が厳しい中でやっていくというのも難しいところはあると思うんですけど、私個人の考えとしては、やっぱり格差をなくしていく、孤独を解決していく。これはその人の人生においてもそうですけれども、経済的な面を見ても、そこは本当に意味のあることだと考えておりますので、将来の長崎をしっかりと導く上でも、ここは力を入れていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

ワクチン接種の件でございます。ずっとワクチン接種の件について議論がなされております。本当に大事業で、過去に経験をしたことがないようなことだなということで、ずっとお伺いをしておりました。

また、このワクチン接種につきましては、県民の皆様の関心も高く、私自身も多く問い合わせを受けております。ほかの議員の皆様も同じだと思います。そして、何より今状況がどうなっているのかということを県民の皆様にお知らせすることが大事なんだろうなということを考えております。

こちらに練馬区モデルの資料がございまして、1か月前ぐらいに、これが策定をされて、練馬区はなんでこんな早く、すごく細かい計画を立てられたのかなというのはすごく不思議なところではあるんですけれども、やはりこういった

ものが県民に知らされたならば、すごく安心をすると思うんですね。実際、県というより市町だと思います。

そこで、県内の21市町において、各市町がどういう形でやっていくのかという、それぞれ違いますので、しっかりと示す必要があると私は思うんですが、まずはその点についていかがでしょうか。

【林田医療政策課企画監】 ワクチンの接種体制の構築につきましては、国の方から今回の予防接種に関する体制の整備であるとか、事務の流れなどが記載されました「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施に関する手引き」というものが示されております。

市町におきましては、この手引きに沿って、接種体制の構築であるとか、事務手続等が進められていると思っております。

さらに、今、委員からご紹介がありました練馬区モデルとか、他市町の状況なども参考にしながら準備がなされていると認識しております。

市町の状況につきましては、その接種体制等が確定次第、それぞれ公表されるものと思っておりますけれども、県におきましてもホームページなどで随時お伝えしていければと思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。これから市町もずっと検討をしていって、そういったものができていくなれば県のホームページでということをおっしゃっていただきましたので、そこは積極的にできればやっていただきたいと思います。

国から示されておりますワクチン接種の手引きは100ページぐらいあるんですけれども、基本的には、これをベースにすればできるということなんですけれども、多分こういったものを

知らない方も多くおられると思いますので、こういったことも含めて、これに沿ってやっているんだということをお伝えいただければと思います。

続きまして、ワクチン接種の相談窓口でございます。

一般質問でも、このワクチン接種の相談窓口の点について議論がなされました。私も2月定例会の先月の先議において、この窓口の体制強化を求めたところです。そこでQ&Aなどを用意して、やはり対応していかないといけないということをお願いさせていただきましたが、その現状の検討状況についていかがでしょうか。

【林田医療政策課企画監】副反応等に係る相談窓口につきましては、民間事業者へ委託を行いまして、コールセンターとして来週月曜日、15日から運用を開始するということにしております。

このコールセンターの中で対応に当たります保健師、あるいは看護師につきましては、相談者に対して統一的な対応ができますよう、厚生労働省から出されておりますQ&Aなどを参考にしながら、県独自のQ&Aを作成いたしましたので、これに沿って業務に当たってもらうようにいたしております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。メディアで副反応の情報がすごく出ております。私のところにもいろんな情報が入ってきておるんですけれども、そこは国のしっかりとしたものに沿って対応いただけるということですので、それをベースにしながら、県民の皆様に確かな情報をお伝えいただければと思います。

続きまして、ワクチン接種の情報発信です。

21市町ごとで接種券が発行されています。よって21市町ごとで、各市町、何人いらっしゃっ

て、そのうち何割が接種をしたかということを確認にすることができると考えています。

そして、一方、先日の全国知事会で、政府に対してワクチンの目標接種率を明確にしてほしいと、そういう要望がございました。よって、接種目標と各市町の接種率が常に把握できる状況にあると思います。

福祉保健部としては、そういった情報を把握しながら、多分動かれていくのだらうと私は思っておりますけれども、こういった情報を21市町ごとで、例えばホームページに定期的に県民の皆様に提示することで、しっかりと動いているんだなど。自分の町は、これぐらいしか接種していないんだなということがわかるかと思うんですけど、こういったことをぜひともやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

【林田医療政策課企画監】ワクチンの接種状況につきましては、副反応の事例と同様に、県民の皆様の関心が非常に高いと思っておりますので、それをもって皆さんは接種を判断されるのかなと思っております。したがって、定期的にホームページ等で公表してまいりたいと思っております。

高齢者以降の住民接種につきましては、市町別の状況についてもお示しできるようにしたいと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。ホームページなりで状況をお伝えいただけるというご答弁でした。わかる範囲で、まずは示していただくというところからしていけば、県民の皆様の不安も少しずつ解消されていくと思いますので、できるところからの動きをよろしく願います。

最後になります。非常に大変な事業だと思います。我々が認識していないところで、本当に

行政の皆さんが一番どこに今苦しんでおられるのか、また、現在の大きい課題をどのように捉えているのかをお知らせいただけないでしょうか。

【林田医療政策課企画監】 ワクチンの接種を進めるに当たりまして、現在の最大の課題と申しますのは、国からのワクチンの供給量、あるいはスケジュールが不透明であるため、具体的なスケジュールが定まらないというところにございます。これは県も市町も同じ状況でございます。

そのため、国に対しては、具体的なワクチンの供給量でありますとか、供給時期に関する情報を速やかに提供いただきたいということを現在も求めているところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。国に対して求めていくということですね。

実際、副反応であるとか、接種率もそうなんですけど、スケジュールも県民の皆様が必要としているところです。しかしながら、行政も、聞かれてもわからないというところが正直なところで、接種計画が示されないと、なかなか現場も動けないということは、もうそれは当然のことです。我々も、そこをしっかりと認識しながら、共に国に求める動きをしていきたいと思えます。

【浦川委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【中山委員】 結婚・子育て支援についてお尋ねいたします。

結婚支援、子育て支援、地域コミュニティーなどネットワークの融合を図ること、また、健康長寿日本一を目指すことについては、大変評価しておりまして、これを実現するためには県民の全員参加、実践協力し合える県民運動が必要であると考えております。その中核となる他

部局との連携強化の在り方に対して、先ほど少し中田部長から答弁があったようでありますけど、改めて中田福祉保健部長と園田こども政策局長にお尋ねしたいと思います。

【中田福祉保健部長】 まず、福祉保健部の健康長寿の取組に関する他部局との連携でございます。

健康づくりは、今、健診制度とか、あと様々な医療体制等、福祉保健部の中で対応しているものは当然あるんですけども、今後、県民一人一人が健康づくりを実践していただくに際しては、やはり様々な機会を捉えて取組を進めていただく必要があると考えております。

したがって、福祉保健部といたしましては、例えば、産業労働部、水産部、農林部、そういったところとの関係部局と連携しながら、例えば、地元県産の食材を使った健康対策、また、観光の分野でいいますと、地域の魅力を楽しみながらウォーキングにもつながるような取組、こういったものを他部局と強化、連携した取組を今後積極的に進めていかなければならないと考えております。

これまでも幾つかの実績はありましたが、今後はそういったことをさらに強化して重点的に進めてまいりたいと考えております。

【園田こども政策局長】 少子化対策を含みます人口減少対策については、県庁全体で統括監を中心にした体制を既につくり上げております。

そういった中で、私どもは少子化対策の旗振り役として、その中においても、例えば、未婚化、晩婚化の原因が、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れでありますとか、経済的不安定の増大でありますとか、その要因は多岐にわたっておりますので、現状でも県民生活環境部、あるいは産業労働部と連携しながら企業理解を

求める活動でありますとか、機運醸成等に取り組んでおりますけれども、今後、さらにそれを深化させていきたいと考えておりますし、今後、地域に入っていく中でも、そういう地域づくりの部局とも十分に連携しながら、少子化対策、結婚支援対策に取り組んでまいりたいと思っております。

【中山委員】 部長、局長から、積極的に進めたい、深化させたいということでありますので、それを受けて少し具体的に質問したいと思います。

まず、結婚支援、子育て支援、地域コミュニティなどネットワークの融合を図るということについては、非常に的を得た考え方であるし、これをぜひ実現して成果を上げてほしいというようお願いで質問します。

それで、具体的に子育て支援、地域コミュニティとありますけれども、どのような人々とか団体を想定しているのか、その辺の基本的なことを教えてください。

【徳永こども未来課長】 中山委員のご指摘につきましては、来年度、新規事業として考えております未来を照らす長崎の事業についての地域コーディネーターの配置という部分のご質問かと思います。

子育て支援を行っている皆さんですとか、地域づくりをやっている皆様とか、そういった皆様のところに入っていくということですが、基本的には、まず、地域コーディネーターというのを各地域ごとに委嘱しまして、地域づくり、子育て支援、そういったものに取り組んでおられるキーパーソンと思われる方について、当然、そういった事情に精通している市町にも入っていただきまして、場合によっては、私どもがやっております青少年健全育成県民会議の市町民

会議あたりも巻き込んで、そういったところに、今、皆さんやっただいていて地域づくりでございまして、子育て支援といったものに加えて、結婚支援についても少し取組をお願いできないかということをやっただいてほしいと思っております。

子育て支援一つ取り上げましても、それぞれの団体でやっている取組というのは大きく異なる部分がございまして、地域の活性化を視点に置いてやっている団体もいらっしゃる、特定の分野にかなり寄り添ってやっている皆様とかいろいろございまして、こういった部分がやれるのかという部分については、地域それぞれの事情に即して地域の中で協議をしていきたいと思います。

この取組の中で一つ事例と申しますか、イメージする上で一番具体的な、こうなったらいいなというのは、実は平戸市に一つ事例がございまして。平戸市にNPO法人の山田・館浦地区まちづくり運営協議会の子ども育成部会というのがございまして。この方々が、まき網漁船の乗組員を中心とする地域の独身者の結婚支援を実施しております。これは地域に若い方が少なくなっている、まき網漁船の関係の、要は後継者もなかなかいないというようなことがございまして、この子ども育成部会のメンバーの方々が、例えば、17人対17人で婚活イベントを自らやられたり、あるいは私どもと連絡、協議がございまして、私どもの方でやっている縁結び隊、あるいはお見合いシステムのサポーターといったものに自らなりたいという申し出がございまして、そういった部分で、こういった方々が地域にお子さんが少ないということも含めて危機感を抱いてやっただいていてという部分で事例がございまして。

地域の方にお話を聞くと、最近、自治会の子ども会なんかが、お子さんが少なくなって支援活動もままならないんだよねみたいなお話もよく聞きますので、そういったところで危機感を共有できたり、結婚支援というものの意義を共有いただける方と手を携えてやっていきたいと考えております。

【中山委員】 答弁自体は了としたい。理解したところです。ただ、その前提に、子どもを支援すると言っても、地域コミュニティと漠然と言っても、どこをどう指すのか、よくわからないので、今回、どこを、どういうことをと具体的にポイントをまず示してくださいということを私は言ったんですけど。

【徳永こども未来課長】 そういった子育て支援の皆さんという形でやっていきたいんですが、具体的に広げていく像といたしましては、今、県内に約180ぐらいの中学校校区がございます。中学校校区を一つの指標、そういったところが一つの生活圏になりますので、そういったところに子育て支援をやっていただける方をできればカバーしていったって、180ぐらいあって、それを一気にやるのは、とても無理ですので、この事業は3年計画でございますので、3年間でそういったところをカバーしていく、そういったことを考えているところでございます。

【中山委員】 時間の関係があるので、具体的なことは後の議会があるので、そのたびに質問したいと思います。

もう一つ、長寿日本一を目指している国保・健康増進課との連携、これについては何も考えていませんか。

【徳永こども未来課長】 今、そちらとの連携につきましても、お互いのパンフレットにそういった部分を少し掲載したり、情報を掲載したり

というような連携はさせていただいています。

委員ご指摘の県民運動的な視点というのは非常に大切なことだと思っておりますので、そういった部分で、こういった部分が効果的にできるのかということについては、積極的に検討していきたいと思っております。

【中山委員】 物足りないんですけども、それでは逆に国保・健康増進課長、同じ部内にあります結婚支援、子育て、地域コミュニティ融合、これとの連携について関わってほしいと思うんですけども、考え方を教えていただけますか。

【川内野国保・健康増進課企画監】 健康長寿日本一の取組に関しましても、民間企業の取組等も併せてご協力いただかなければ、行政の取組だけではできませんので、県民運動としていろんな団体と連携しながら進めていきたいと考えております。

【中山委員】 いろいろな団体と協力するのもいいけれども、実質的にこども未来課とどうなのかということを言っているんですけど、同じ部にあるでしょう。そこはどうするんですか。

【川内野国保・健康増進課企画監】 先ほど、こども未来課長からも答弁がありましたとおり、こういった部分で連携ができるかということを積極的に検討してまいりたいと考えております。

【中山委員】 福祉保健部、こども政策局の中で関係する部分について、県民運動で県民に全員参画して実施してもらわないことには効果を上げることはできませんよ。そのためにやはり横串を刺し込むという話もあるから、そのために部長、局長に先に話をしたわけだから、ぜひそれを受けて取り組んでほしいと思います。

併せて、話はちょっと戻るけれども、子育て支援のコミュニティの中に結婚支援を入れる

ということになってくると、考えなければいけないことは、共通目標をどうするかという問題と、個別に結婚支援の目標をどうするか、どういう影響を与えていくのか、子育ての方にどう影響を与えていくのか、この辺の共通目標と、もう一つは成果の物差しをどうするか、ここを明確にしないことには、やりました、やりましたで終わるんですよ。この辺の目標設定と成果の明確化、検証、この辺についてどのように考えていますか。

【徳永こども未来課長】今回、地域にプレーヤーをできるだけ増やして応援していただける方を増やして全体の体温を上げていくという部分につきましては、全体の数字をどう図っていくかというのは少し難しい部分もございます。

ただ、結果的には、そういった支援が県で直接やっておりますお見合いシステムですとか、そこでの成婚数、そういったものにつながるのではないかなと考えております。

ですので、昨日、今、コロナ禍で成婚数の数字がかなり落ちているというふうなお話をいたしましたけれども、そういった部分で、まず150組という、ちょっと高い目標ですけど、そういったものを目指していく。そういった中で県の支援につなげるという部分が当然ございますので、例えば、システムの会員数が2,000名という目標を達成していますが、それよりもさらに会員数が増えるようにやっていく、そういった部分での定点での観測というのも含めて、あとは全体の状況が地域ごとにどうなっているかということをしっかり見極めていきたいと考えております。

【中山委員】これをやることによって予算の効率化にもつながると私は思います。そして、あくまでも税を投入する以上は、国税だろうが、

県税だろうが、成果を還元するということが第一義的にならないといけない問題であって、極端に言うと、成果を発揮しないものは、もうすべきではないんですよ。するならば、できるだけ明確にしてほしいということを申し上げておきたいと思います。

最後になりましたが、今回の新型コロナウイルス対策等において、中田部長は素晴らしいリーダーシップを発揮されておりまして敬意を表したいと思いますし、さらなる頑張りをお願いしたいと思います。

また、少子・高齢化社会が加速する中において、県民の満足度をどう図っていくかという問題を含めて、福祉保健部、こども政策局が県政のリーダー的な気概を持って取り組んでもらうことを期待しておきますので、よろしくお願いいたします。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【山下委員】一点だけ、通告しておりましたので。

ワクチンの優先接種の考え方について一点だけお尋ねさせていただきます。

国が基準として決定しています指定医療機関、そして医療従事者の優先接種、そして高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設の従事者を優先するという考え方については、基本的にはもちろん納得しているところでありますが、その後については市町が主体となって実施することです。ありますから、市町が判断していくところも決まっている中であります。

ただ、一つ、一般保育所とか認定こども園さんについては、医療従事者とか警察の方、消防の救急隊の方々等、緊急時に欠かせない仕事に就いていらっしゃる方々の子どもさんを預かっているわけですから、ここについては優

先順位、もしくは順位を上げるというところの
括りが必要なのではないかと私は思います。そ
れを市町に任せていても、市町のレベルでは、
なかなか判断しにくい、決めにくい部分がある
のではないかと。例えば、市境で保育園があつて、
隣の町では優先接種するけど、隣の市では優先
接種しないとか、そういう不公平感も出てくる
のではないかと思いますけど、この辺の考え方
についていかがでしょうか。

【林田医療政策課企画監】 ワクチン接種の順位
についてのご質問ですが、昨日も陳情審査の際
に少しご答弁はさせていただいたんですけれど
も、市町がそれぞれ地域の実情に応じた考え方
に応じて接種できるようになるのが望ましい姿
だと思っております。そこは国と協議してまい
りたいと思っております。それが実現した暁に
は、それぞれが判断していくということになる
んですが、例えば、県内統一した考え方という
のは、それぞれまた意見をお伺いしながら検討
してまいりたいと思っております。

【山下委員】 ご承知のとおり、佐世保でも保育
所でクラスターが発生しました。そういったこ
とが起きると、やはり緊急の対応をする仕事に
就いていらっしゃる方々のお子さんには預けられ
なくなると、そういう仕事に就けないわけです
から、そのところは非常に、もっと考えてい
ただきたいと私は思いますし、国に対しても、
ぜひぜひもっと要望していただいて、例えば、
一般の摂取の中で上に上げていただくとか、そ
ういった工夫をぜひともしていただきたいとい
うことで要望にかえさせていただきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

【浦川委員長】 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ほかに質問がないようですので、
以上で質問を終了します。

次に、こども政策局を含む福祉保健部関係の
審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 0時 3分 休憩 —

— 午後 0時 3分 再開 —

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉
保健部関係の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

— 午後 0時 4分 休憩 —

— 午後 0時 4分 再開 —

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

この後、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 0時 5分 休憩 —

— 午後 0時 7分 再開 —

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 それでは、正副委員長にご一任
願いたしたいと思います。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算
決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 0時 8分 閉会 —

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年3月12日

文教厚生委員会委員長 浦川 基継

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 17 号 議 案	知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 18 号 議 案	職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 20 号 議 案	長崎県薬事審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第 21 号 議 案	長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 22 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 23 号 議 案	長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 24 号 議 案	長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 25 号 議 案	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 47 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 48 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 49 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 50 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 66 号 議 案	長崎県福祉保健総合計画について	原案可決
第 67 号 議 案	長崎県子育て条例行動計画の変更について	原案可決

計 14 件（原案可決 14 件）

委員長（分科会長） 浦 川 基 継

副委員長（副会長） 中 島 浩 介

署 名 委 員 山 下 博 史

署 名 委 員 中 村 泰 輔

書 記 満 川 寿美代

書 記 菅 達 郎

速 記 (有)長崎速記センター